

ソビエト占領地区/東ドイツにおけるスポーツ関係規定の変遷に関する研究

實 學 淳 郎

平成 27 年 3 月

博 士 論 文

ソビエト占領地区/東ドイツにおけるスポーツ関係規定の変遷に関する研究

金沢大学大学院人間社会環境研究科

實 學 淳 郎

目 次

序論	
Ⅰ. 研究の動機	・・・ 1
Ⅱ. 研究の目的	・・・ 3
Ⅲ. 先行研究の検討	・・・ 3
Ⅳ. 研究の課題	・・・ 5
Ⅴ. 研究の方法	・・・ 6
1. スポーツ関係規定の分類と研究対象	
2. 研究の時期と時期区分	
3. 史資料	
4. 研究の限定	
Ⅵ. 研究の意義	・・・ 11
Ⅶ. 用語の規定	・・・ 11
本論	
序 章：ソビエト占領地区における州政府のスポーツ関係規定(1945-1949年) ー スポーツの非ナチ化、非軍事化とドイツに伝統的なスポーツフェライ インとの決別ー	・・・ 19
はじめに	
第1節：ソビエト地区における社会・スポーツの状況	・・・ 21
はじめに	
第1項：ソビエト占領地区における社会の状況	・・・ 21
(1) 戦争の終結と連合国によるドイツ占領の基本方針（非軍事化、 非ナチ化、民主化、工場解体）	
(2) 西側3地区とは異なるソビエト占領地区における占領政策の展開と SEDの発足	
(3) 冷戦の進行とドイツの分裂への動き	
第2項：ソビエト占領地区におけるスポーツの状況	・・・ 22
(1) スポーツ分野での戦争の被害	
(2) 占領権力の監視下でのスポーツの再建	
(3) ソビエト軍政部によるスポーツフェラインの禁止とFDJスポーツの援助	
(4) SEDのスポーツ促進の基本方針	
(5) SED以外の諸政党とスポーツ	
(6) FDJとFDGBによる「民主的スポーツ促進運動設立に関する声明」 とドイツスポーツ委員会の設立	
第2節：占領権力のスポーツ関係規定の内容と特徴	・・・ 32
はじめに	
第1項：連合軍管理理事会のスポーツ関係規定の内容と特徴	・・・ 32
第2項：ソビエト軍政部のスポーツ関係規定の内容と特徴	・・・ 34
第3節：各州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴	
はじめに	
第1項：ザクセン州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴	・・・ 38
第2項：チューリンゲン州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴	・・・ 39
第3項：ブランデンブルク州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴	・・・ 40
第4項：ザクセン・アンハルト州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴	・・・ 41
第5項：メクレンブルク州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴	・・・ 42
第6項：各州政府のスポーツ関係規定の時期、数、主な内容と特徴	・・・ 42
(1) スポーツ関係規定が出された時期と数	
(2) 各州政府のスポーツ関係規定の主な内容と特徴	
1) スポーツにおける非ナチ化と非軍事化	
2) ザクセン州における反ファシズム青少年委員会によるスポーツの助成	
3) スポーツフェラインの解散とスポーツ共同体の登記	
4) 1948年以後の教育機関によるスポーツの助成とスポーツ施設等の設置及び保	

持	
5) 1948年以後の州としてのFDJの援助	
6) その他	
序章まとめ	・・・50
第1章：政権政党SEDによる総合的なスポーツ関係規定の成立(1949-1956年)	・・・52
－SEDによるスポーツの政治的利用の拡大とソビエトスポーツの追従－	
はじめに	
第1節：「青少年法」(1950年)－スポーツに係する人的、物質的諸条件の整備と新国家建設へのスポーツの利用－	・・・53
はじめに	
第1項：「青少年法」の社会的背景	・・・53
(1) 東ドイツの建国	
(2) 建国当時の劣悪な経済状況	
(3) 大衆団体を加えた国民戦線構想の推進	
第2項：「青少年法」のスポーツ的背景	・・・54
(1) ソビエトにおける体育・スポーツの展開	
(2) 東ドイツ建国当初のスポーツにかかわる人的、物質的に困難な状況と学校体育の始まり	
(3) 「青少年法」の制定経緯	
第3項：「青少年法」について	・・・60
(1) 「青少年法」の位置づけ	
(2) 「青少年法」の構成とスポーツ関係条項の内容	
1) 「青少年法」の構成	
2) 「青少年法」のスポーツ関係条項の内容	
(3) 「青少年法」のスポーツ関係条項の特徴	
1) 児童・青少年スポーツ	
2) その他	
a. 国家的諸機関に対する青少年スポーツ助成の義務化	
b. ソビエトを模倣したスポーツ章の制定	
c. スポーツ科学の推進と専門家育成のためのドイツ体育大学の建設	
d. スポーツにかかわる物質的諸条件の整備	
e. 学校、体育館の国有化	
f. 他国とのスポーツ交流と社会主義諸国家への旅行	
g. 財政	
(4) 「青少年法」の位置づけの再検討	
第2節：「SED中央委員会の決議」(1951年)－SEDのスポーツの政治的利用の拡大とソビエトスポーツの追従－	・・・66
はじめに	
第1項：「SED中央委員会の決議」の社会的背景	・・・66
(1) ソビエトモデルの移植	
(2) SEDの「指導的役割」の承認	
(3) コメコンへの加盟とSED第3回党大会における第1次経済5ヵ年計画の採択	
第2項：「SED中央委員会の決議」のスポーツ的背景	・・・66
(1) ツルネンと水泳の授業の開始	
(2) 労働組合を中心とする「ソビエトをモデル」としたスポーツ組織の再編	
(3) SED第3回党大会決議のスポーツに係する内容と計画経済へのスポーツの組込み	
(4) 西ドイツにおけるドイツスポーツ連盟の設立とその理念	
(5) 東西ドイツスポーツ交流の始まりとオリンピック参加問題	
第3項：「SED中央委員会の決議」について	・・・69
(1) 「SED中央委員会の決議」の位置づけ	
(2) 「SED中央委員会の決議」の構成と内容	
1) 「SED中央委員会の決議」の構成	
2) 「SED中央委員会の決議」の内容	
(3) 「SED中央委員会の決議」の特徴	
1) 児童・青少年スポーツ	
2) 大衆スポーツ	

3) 競技スポーツ	
4) その他	
a. 民主的スポーツ促進運動における SED の指導的役割の明記	
b. スポーツマンの動員	
c. プロの否定	
d. ドイツスポーツ委員会を中心としたスポーツ組織改革	
e. スポーツ科学	
f. ソビエトをモデルとしたスポーツ等級制度とスポーツ章	
g. 専門家の育成と助成	
h. 広告・宣伝活動と検閲	
i. ドイツ統一に関する闘争とスポーツ	
j. スポーツを通じた国際交流と社会主義諸国家との連帯	
k. SED によるスポーツの政治的利用の拡大	
(4) 「SED 中央委員会の決議」の位置づけの再検討	
第1章まとめ	・・・81
第2章：国家的機関による総合的なスポーツ関係規定の成立と展開 (1956-1970年) —ソビエトスポーツへのさらなる追従と 東ドイツ独自のスポーツシステムの構築—	・・・84
はじめに	
第1節：「閣僚評議会の決定」(1956年) —ソビエトスポーツへの追従と 東ドイツ独自のスポーツシステムの模索—	・・・85
はじめに	
第1項：「閣僚評議会の決定」の社会的背景	・・・85
(1) SED 第2回党会議と社会主義の基礎建設	
(2) スターリンの死去と1953年6月17日の事件	
(3) 二つの軍事同盟への東西ドイツの編入、東ドイツの主権回復と 「ハルシュタイン＝ドクトリン」	
(4) 第1次経済5ヵ年計画の成果	
第2項：「閣僚評議会の決定」のスポーツ的背景	・・・86
(1) 国家身体文化・スポーツ委員会設置によるスポーツの国家管理 の強化	
(2) オリンピックヘルシンキ大会とソビエトのインパクト	
(3) スポーツにおける国際的承認	
(4) 西ドイツとの予選と統一ドイツチームとしてのオリンピック参加	
(5) 体育の必修化と軍事的スポーツ種目普及を目的とするスポーツ・技術協会の 設立	
(6) 労働組合を中心とした大衆スポーツの展開とドイツトゥルネン・スポーツ祭 の開催	
(7) 競技スポーツにかかわる組織整備	
(8) スポーツ科学・スポーツ医学の組織整備	
(9) スポーツ章「労働と平和防衛の準備」の展開とスポーツ等級制度の導入	
(10) 「ハルシュタイン＝ドクトリン」の東ドイツスポーツへの影響	
(11) 第3回スポーツ会議(1955年11月)における急激なテンポの体育・ スポーツ発展の必要性に関する指摘	
第3項：「閣僚評議会の決定」について	・・・92
(1) 「閣僚評議会の決定」の位置づけ	
(2) 「閣僚評議会の決定」の構成と内容	
1) 「閣僚評議会の決定」の構成	
2) 「閣僚評議会の決定」の内容	
(3) 「閣僚評議会の決定」の特徴	
1) 児童・青少年スポーツ	
2) 大衆スポーツ	
3) 競技スポーツ	
4) その他	
a. スポーツ科学、スポーツ医学	
b. 専門家の育成とボランティアの確保	
c. スポーツ器材	
d. スポーツマンに対する愛国教育、秩序・規律の強化	

- e. スポーツ章の名称と内容の変更
 - f. 軍事的・準軍事的スポーツ種目の導入
 - g. スポーツ分野の目標
 - h. 東ドイツ独自のスポーツシステムの模索
- (4) 「閣僚評議会の決定」の位置づけの再検討
- 第2節：「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進・・・109
に関する訓令」（1956年）－スポーツにおける中長期的な目標設定の
導入とソビエトスポーツシステムからの方向転換－
- はじめに
- 第1項：「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ・・・110
促進に関する訓令」の社会的背景
- (1) SED第3回党大会と第2次経済5ヵ年計画
 - (2) スターリン批判の東ドイツにおける影響
- 第2項：「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ・・・110
促進に関する訓令」のスポーツ的背景
- (1) 軍隊スポーツ団体の設立とオリンピックメルボルン大会
 - (2) スポーツ科学・スポーツ医学の組織整備
 - (3) DTSB設立への動き－ソビエトをモデルとしたスポーツシステムからの転換
- 第3項：「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ・・・111
促進に関する訓令」について
- (1) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の位置づけ
 - (2) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の構成と内容
 - 1) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の構成
 - 2) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の内容
 - (3) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の特徴
 - 1) 児童・青少年スポーツ
 - 2) 大衆・スポーツ
 - 3) 競技スポーツ
 - 4) その他
 - a. 科学と専門家育成
 - b. 投資と建設工事
 - c. スポーツ器材
 - d. 財政
 - e. ソビエトをモデルとしたスポーツシステムからの方向転換
 - f. スポーツ分野における計画経済など同じ様な中長期的な目標設定の導入
 - g. 訓令の作成時期
- (4) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の位置づけの再検討
- 第3節：「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1956年）－計画的重点的なスポーツ促進の継続とDTSBを中心としたスポーツシステムの構築－
- はじめに
- 第1項：「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の社会的背景
- (1) 西ドイツに追いつき追い越すことを意識したSED第5回党大会の決議
 - (2) 新経済7ヵ年計画への切り替え
 - (3) 国際的緊張と東ドイツからの逃亡者の増加
- 第2項：「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」のスポーツ的背景
- (1) DTSBの設立総会と政治的色彩の強い原則と目標
 - (2) 学校教育制度改革の影響と課外スポーツの改善
 - (3) W. ウルブリヒトの大衆スポーツに関する声明
 - (4) 競技スポーツの重点的促進と競技スポーツ促進の理由

- (5) スポーツ科学の組織整備と諸外国とのスポーツ科学交流
- (6) ドイツ体育大学におけるトレーナーの育成と運動指導者等の増加
- 第3項：「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」について・・・126
 - (1) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の位置づけ
 - (2) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の構成と内容
 - 1) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の構成
 - 2) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の内容
 - (3) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の特徴
 - 1) 児童・青少年スポーツ
 - 2) 大衆スポーツ
 - 3) 競技スポーツ
 - 4) その他
 - a. 科学と研究
 - b. スポーツ医学組織の急速な整備
 - c. 専門家の育成と継続教育
 - d. スポーツ施設
 - e. スポーツ器材
 - f. 財政
 - g. 中長期的で具体的な目標設定
 - h. 社会主義教育の重視
 - (4) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の位置づけの再検討
- 第4節：「第2次青少年法」（1964年）－青少年の社会主義教育に役立つ方策や・・・139
 行事の対する国家的な優遇とDTSBの権限強化－と「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（1965年）－スポーツ促進にかかわる国家的機関と大衆団体の調整－
 - はじめに
 - 第1項：「第2次青少年法」と「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の社会的背景・・・139
 - (1) ベルリンの壁建設（1961年）とその影響
 - (2) SED第6回党大会（1963年）における社会主義の包括的建設に関する決議と新経済システムの導入
 - (3) 余暇の組織化の必要性
 - (4) 1960年代の若者の教育
 - 第2項：「第2次青少年法」と「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」のスポーツ的背景・・・140
 - (1) 世界的なスポーツ・フォア・オール運動の展開
 - (2) 「DTSB第2回総会決議」（1961年）と東ドイツにおけるスポーツの目標
 - (3) ベルリンの壁建設後の西ドイツ及び社会主義諸国家とのスポーツ交流
 - (4) 課外スポーツや児童・青少年の多面的な身体的基礎形成に関する論議
 - (5) DTSBを中心とした大衆スポーツの展開
 - (6) 1960年代半ばからの競技力の向上と児童・青少年スポーツ学校及びスパルタクィアードの開始
 - (7) グーツムーツ賞の制定、スポーツ医学制度の整備、運動指導者の増加
 - (8) 東ドイツにおけるスポーツの重要性とシュタージによる「競技スポーツ」「スポーツ医学」の監視
 - (9) ステートアマとプロ
 - (10) 東ドイツにおけるメディアとスポーツ
 - 第3項：「第2次青少年法」について・・・151
 - (1) 「第2次青少年法」の位置づけ
 - (2) 「第2次青少年法」の構成とスポーツ関係条項の内容
 - 1) 第2次青少年法」の構成

- 2) 第2次青少年法」のスポーツ関係条項の内容
- (3) 「第2次青少年法」のスポーツ関係条項の特徴
 - 1) 児童・青少年スポーツ
 - 2) 大衆スポーツ
 - 3) 競技スポーツ
 - 4) その他
 - a. 青少年の社会主義教育に役立つ方策や行事に対する国家的な優遇措置
 - b. DTSBの権限の拡大
- (4) 「第2次青少年法」の位置づけの再検討
- 第4項：「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」について・・・155
 - (1) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の位置づけ
 - (2) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の構成と内容
 - 1) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の構成
 - 2) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の内容
 - (3) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の特徴
 - 1) 児童・青少年スポーツ
 - 2) 大衆・スポーツ
 - 3) 競技スポーツ
 - 4) その他
 - a. 科学と研究
 - b. スポーツ医学
 - c. 専門家の資格付与、その育成と継続教育
 - d. 物質的、技術的諸条件
 - e. 財政
 - f. 身体文化の統一的システムの科学的計画と指導
 - g. 社会主義的身体文化発展の基本方針
 - h. 余暇への配慮
 - i. 訓令の性格
 - j. 具体的内容の少なさ
 - (4) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の位置づけの再検討
- 第5節：「東ドイツ憲法」（1968年）—スポーツの政治的社会的に高い位置づけ—と「東ドイツ国家評議会の決定」（1968年）—スポーツ促進の質的転換と国防準備の強調—
 - はじめに
 - 第1項：「東ドイツ憲法」と「東ドイツ国家評議会の決定」の社会的背景・・・171
 - (1) 1960年代半ばの経済的発展
 - (2) SED第7回党大会とW.ウルブリヒトによる野心的な独自路線の展開
 - (3) 新憲法の制定作業
 - (4) プラハの春と東ドイツの対応
 - 第2項：「東ドイツ憲法」と「東ドイツ国家評議会の決定」のスポーツの背景・・・172
 - (1) 「DTSB第3回総会決議」（1966年6月）
 - (2) 「統一的社会主義的教育制度に関する法律」の影響
 - (3) スポーツ後継者の育成・選抜のための中央児童・青少年スパルタキアード
 - (4) 週休二日制時代の大衆スポーツの展開
 - (5) オリンピック大会への単独参加とメダルを多く取れる種目への集中
 - (6) ドイツ体育大学の学位授与権獲得と専門家育成
 - 第3項：「東ドイツ憲法」について・・・178
 - (1) 「東ドイツ憲法」の位置づけ
 - (2) 「東ドイツ憲法」の構成とスポーツ関係条項の内容
 - 1) 「東ドイツ憲法」の構成
 - 2) 「東ドイツ憲法」のスポーツ関係条項の内容

(3) 「東ドイツ憲法」のスポーツ関係条項の特徴	
(4) 「東ドイツ憲法」の位置づけの再検討	
第4項: 「東ドイツ国家評議会の決定」について	・・・179
(1) 「東ドイツ国家評議会の決定」の位置づけ	
(2) 「東ドイツ国家評議会の決定」の構成と内容	
1) 「東ドイツ国家評議会の決定」の構成	
2) 「東ドイツ国家評議会の決定」の内容	
(3) 「東ドイツ国家評議会の決定」の特徴	
1) 児童・青少年スポーツ	
2) 大衆スポーツ	
3) 競技スポーツ	
4) その他	
a. スポーツ科学とスポーツ医学	
b. 専門家の育成	
c. スポーツ施設、スポーツ器材	
d. 財政	
e. 身体文化、スポーツ、旅行	
f. 練習・トレーニング・競技活動	
g. 長期的且つ実現し難い目標の設定	
h. 国防準備の強調	
i. DTSBの指導力の強化	
(4) 「東ドイツ国家評議会の決定」の位置づけの再検討	
第2章まとめ	・・・190
第3章: 国家的機関による総合的なスポーツ関係規定の消失と大衆団体DTSBによる総合的なスポーツ関係規定の展開(1970-1990年) - 東ドイツにおけるスポーツシステムの完成化とスポーツ関係規定の綱領化 -	・・・196
はじめに	
第1節: 「DTSB第4回総会決議」(1970年) - 「東ドイツ国家評議会の決定」の影響とスポーツ関係規定の綱領化の兆し -	・・・197
はじめに	
第1項: 「DTSB第4回総会決議」の社会的背景	・・・197
(1) W. ブラントの東方外交と東西ドイツの関係改善	
(2) 週休二日制と「水準の高い」余暇の奨励	
(3) 1970年代初頭の経済的危機	
第2項: 「DTSB第4回総会決議」のスポーツ的背景	・・・198
(1) SED党中央委員会政治局による秘密裏の競技スポーツの目標設定と促進スポーツ種目の区分	
(2) 競技スポーツのための身体文化・スポーツ研究所の設立	
(3) スポーツの国家的機関の再編と国家的機関による総合的で中長期的なスポーツ関係規定の消失	
(4) 文化・余暇政策とFDJ主催優勝杯争奪戦	
(5) FDGBによる大衆スポーツ助成に関する協議とDTSB会員数の増加	
第3項: 「DTSB第4回総会決議」について	・・・200
(1) 「DTSB第4回総会決議」の位置づけ	
(2) 「DTSB第4回総会決議」の構成と内容	
1) 「DTSB第4回総会決議」の構成	
2) 「DTSB第4回総会決議」の内容	
(3) 「DTSB第4回総会決議」の特徴	
1) 児童・青少年スポーツ	
2) 大衆スポーツ	
3) 競技スポーツ	
4) その他	
a. 科学と研究	
b. スポーツ医学	
c. 専門家の育成	
d. スポーツ施設、器材、財政	
e. 学生スポーツ	
f. 練習・トレーニング・競技活動	

g. スポーツと芸術	
h. DTSB の諸機関の役割	
(4) 「DTSB 第 4 回総会決議」の位置づけの再検討	
第 2 節：「第 3 次青少年法」(1974 年) —大衆団体 DTSB を中心とした スポーツシステムの完成化と国家によるスポーツの管理・統制の強化— 「DTSB 第 5 回総会決議」(1974 年) —国家指導者交代のスポーツへの影響—	・・・210
はじめに	
第 1 項：「第 3 次青少年法」と「DTSB 第 5 回総会決議」の社会的背景	・・・210
(1) 米ソのデタントの動きと W. ウルブリヒトの解任	
(2) SED 第 8 回党大会 (1971 年) と E. ホーネッカーの政策	
(3) 西ドイツとの基本条約の締結と国連加盟による東ドイツの国際的承認の拡大	
(4) 西ドイツに対する「隔絶政策」と「東ドイツ憲法」の改正 (1974 年)	
第 2 項：「第 3 次青少年法」と「DTSB 第 5 回総会決議」のスポーツ的背景	・・・211
(1) 大衆スポーツのための DTSB、FDJ、FDGB の共通スポーツプログラムとスパル タキアード運動の推進	
(2) 身体文化・内閣官房内の科学評議会の設置 (1971 年)	
(3) オリンピックミュンヘン大会における東ドイツの衝撃と西ドイツにおける競 技スポーツの助成	
(4) 閣僚評議会に関する命令 (1972 年) と地方議会に関する命令 (1973 年)	
(5) 社会主義以外の諸国家とのスポーツ協定の締結	
第 3 項：「第 3 次青少年法」について	・・・213
(1) 「第 3 次青少年法」の位置づけ	
(2) 「第 3 次青少年法」の構成とスポーツ関係条項の内容	
1) 「第 3 次青少年法」の構成	
2) 「第 3 次青少年法」のスポーツ関係条項の内容	
(3) 「第 3 次青少年法」のスポーツ関係条項の特徴	
1) 児童・青少年スポーツ	
2) 大衆スポーツ	
3) 競技スポーツ	
4) その他	
a. DTSB を中心としたスポーツシステムの完成化	
b. 軍事的スポーツの促進	
c. 競技スポーツ重視の姿勢	
d. 国家によるスポーツの管理・統制の強化	
(4) 「第 3 次青少年法」の位置づけの再検討	
第 4 項：「DTSB 第 5 回総会決議」について	・・・217
(1) 「DTSB 第 5 回総会決議」の位置づけ	
(2) 「DTSB 第 5 回総会決議」の構成と内容	
1) 「DTSB 第 5 回総会決議」の構成	
2) 「DTSB 第 5 回総会決議」の内容	
(3) 「DTSB 第 5 回総会決議」の特徴	
1) 児童・青少年スポーツ	
2) 大衆スポーツ	
3) 競技スポーツ	
4) その他	
a. 科学と研究	
b. 専門家の育成	
c. スポーツ施設、器材、財政	
d. ソビエトとの結び付きの強調と「東ドイツ国家評議会の決定」の排除	
e. DTSB の権限と課題	
f. DTSB と他の大衆団体との連携の強化	
g. 人種差別、植民地主義への反対声明	
h. スポーツ関係規定における具体性、ノルマの減少	
(4) 「DTSB 第 5 回総会決議」の位置づけの再検討	
第 3 節：「DTSB 第 6 回総会決議」(1978 年) —イデオロギー教育の強調—	・・・227
はじめに	
第 1 項：「DTSB 第 6 回総会決議」の社会的背景	・・・227
(1) オイルショックによる経済の停滞	

(2) リベラルな文化政策の終結に対する不満	
(3) SED 第9回大会(1976年)と新綱領	
第2項: 「DTSB 第6回総会決議」のスポーツ的背景	・・・228
(1) オリンピック大会等での東ドイツ選手の活躍とスポーツ幹部及び政治家の競技スポーツ志向	
(2) スポーツ関係者の情報交換合宿と1970年代半ばからのドイツ体育大学の変容	
(3) スパルタキアードの別の側面	
第3項: 「DTSB 第6回総会決議」について	・・・229
(1) 「DTSB 第6回総会決議」の位置づけ	
(2) 「DTSB 第6回総会決議」の構成と内容	
1) 「DTSB 第6回総会決議」の構成	
2) 「DTSB 第6回総会決議」の内容	
(3) 「DTSB 第6回総会決議」の特徴	
1) 児童・青少年スポーツ	
2) 大衆スポーツ	
3) 競技スポーツ	
4) その他	
a. 科学と研究	
b. 専門家の育成	
c. スポーツ施設、器材、財政	
d. 「みんなのスポーツ」	
e. 練習・トレーニング・競技活動	
f. イデオロギー教育の強調	
g. スポーツにおける国際協力	
(4) 「DTSB 第6回総会決議」の位置づけの再検討	
第4節: 「DTSB 第7回総会決議」(1984年)ースポーツ関係規定の綱領化ー	・・・238
はじめに	
第1項: 「DTSB 第7回総会決議」の社会的背景	・・・238
(1) 「第二次冷戦」の進行とSED第10回党大会(1981年)	
(2) 大衆団体の活動と地位の向上	
(3) 広範な層の不満の高まりと西ドイツとの対話強化及び緊張緩和	
(4) 1980年代のイデオロギー教育の強化と危機意識	
第2項: 「DTSB 第7回総会決議」のスポーツ的背景	・・・239
(1) 東ドイツの高いスポーツ競技力に対するドーピング疑惑と反論	
(2) 大衆スポーツの軽視とそれに対する反論	
(3) スポーツにおけるヒエラルヒーとDTSBの問題	
(4) オリンピックロサンゼルス大会のボイコットと強国へ政治的依存	
(6) スポーツにおける世界的な商業主義の加速と東ドイツにおけるトップ選手の監視	
第3項: 「DTSB 第7回総会決議」について	・・・241
(1) 「DTSB 第7回総会決議」の位置づけ	
(2) 「DTSB 第7回総会決議」の構成と内容	
1) 「DTSB 第7回総会決議」の構成	
2) 「DTSB 第7回総会決議」の内容	
(3) 「DTSB 第7回総会決議」の特徴	
1) 児童・青少年スポーツ	
2) 大衆スポーツ	
3) 競技スポーツ	
4) その他	
a. 科学と研究	
b. 専門家の育成	
c. スポーツ施設、器材、財政	
d. 「みんなのスポーツ」の志向	
e. 練習・トレーニング・競技活動	
f. イデオロギー教育	
g. スポーツにおける国際協調	
h. 1980年代後半の課題	
(4) 「DTSB 第7回総会決議」の位置づけの再検討	

第3章まとめ	・・・249
結論：	・・・254
Ⅰ．本研究のまとめ	・・・254
Ⅱ．今後の課題	・・・264
資料：旧東ドイツスポーツ関係者の言説－インタビュー調査を中心として－	・・・265
主要参考文献	・・・270
略語表	・・・277

序論

I. 研究の動機

戦後のドイツは、東西冷戦の最前線に位置づけられ、片や自由と民主主義をスローガンに「西側への統合」を追求するドイツ連邦共和国（以下、1990年以前は西ドイツ、以後はドイツと表記）、片やソビエトを模範とする社会主義を目指すドイツ民主共和国（以下、東ドイツと表記）が、ベルリンの壁を挟んで対峙するという事態が生み出された¹⁾。

しかし、壁の崩壊から1年足らず、1990年10月にドイツの再統一が実現することによって、この分裂状態も終わりを告げた²⁾。

国家崩壊後、東ドイツの歴史学は厳しい批判に晒された。官学としての東ドイツ史学は資料に基づく客観的な事象の解釈とその叙述から出発したのではなく、ドイツ社会主義統一党（Sozialistische Einheitspartei Deutschlands、以下、SEDと表記）の政治方針を勅命としてそれに適うべき解釈を義務づけられていたからである。1989-1990年の東ドイツは「現在」の崩壊（国家）と「過去」の崩壊（歴史学）という二重の崩壊に特徴づけられることになった³⁾。

冷戦期、東ドイツはその経済分野の成長によって社会主義の模範、東欧共同体のモデルとされたが⁴⁾、経済の停滞がみられ始めた1970年代半ば以降、東ドイツが経済より世界の注目を集めたのはそのスポーツ分野であった⁵⁾。特に、人口1700万人ほどの東ドイツが、オリンピックでのメダル獲得数で、ソビエト、アメリカに迫ったことに世界は驚愕した。最後に参加した1988年の第24回夏季オリンピックソウル大会では、東ドイツはついにメダル獲得総数と金メダル獲得数においてアメリカを上回り、ソビエトに次ぐ第2位となった（表-1参照）。

表-1 オリンピックソウル(Seoul)大会（1988）での国・地域別メダル獲得数上位5位

順位	国・地域	金	銀	銅	計
1	ソビエト	55	31	46	132
2	東ドイツ	37	35	30	102
3	アメリカ	36	31	27	94
4	韓国	12	10	11	33
5	西ドイツ	11	14	15	40

出典：IOCのH.P.等から筆者作成

再統一後のドイツでは、世界の注目を集めた東ドイツのスポーツについても⁴⁾、「失敗」「崩壊」という視点から国家的ドーピング、競技スポーツ偏重のスポーツ政策といったセンセーショナルな報道がなされた後⁶⁾、「東ドイツのスポーツとは何であったのか」「東ドイツスポーツを近代ドイツスポーツ史にどのように位置づけるのか」を明確にするために、東ドイツスポーツ史の再構成が企図されてきた。東ドイツの歴史学に対する懐疑と同様、東ドイツ時代に書かれた教条主義的なスポーツ史叙述に対する懐疑があったからである⁷⁾。東ドイツの代表的なスポーツ史家 L.スコールニクも、東ドイツ時代に早くからスポーツ史

書への検閲があったことなどを国家崩壊後に認めている⁸⁾。

再統一後間もなくから東ドイツスポーツ史の再構成が始まったドイツでは⁹⁾、1990年代後半になって、ポツダム大学等を中心として進められた東ドイツスポーツ史に関する研究がまとまった成果として出された。その一つ西ドイツ出身のG. シュピッツァー、H.J タイヒラー等によって編纂された『東ドイツスポーツの鍵となる文書：オリジナルな史料によるスポーツ史的概観』(1998年)は、東ドイツスポーツの発展について転換期を中心に跡づけ、その輪郭を明確にするものであった¹⁰⁾。秘密文書や極秘文書を主に用いた同著作では、伝統的なスポーツフェラインの禁止、党によるスポーツの支配、シュタージ¹¹⁾、ドーピング、秘密裏の競技スポーツの助成、サッカーの偏重など、主に東ドイツスポーツのネガティブな側面が前面に押し出されている。

しかし、東ドイツが消滅し20年以上の時を経たいま、我々は、「東ドイツのスポーツとは何であったのか」という問題をネガティブな側面だけに偏らず、冷静に分析する必要がある¹²⁾。

国家的には崩壊した東ドイツのスポーツについて、その評価以前に我々がまずなすべきことは、東ドイツのスポーツとはどのようなものであり、どう移り変わってきたのかを綿密に検証することと思われる。社会主義の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めた東ドイツのスポーツを検証することは社会主義国家におけるスポーツとはどのようなものであったのかを明らかにする上で極めて必要度の高いことと考えられ、ひいては今後の資本主義国家におけるスポーツのあり方にも示唆を与えるであろう。

本研究は、この東ドイツのスポーツを、ソビエト占領地区と呼ばれた時期を含め、政策的側面から検討していきたい。社会主義国家を確立するために、東ドイツは、政治、経済、教育などあらゆる面で統一的で計画的な政策を遂行してきたが、スポーツ分野においても同様に国家及びSEDの強い関与があったと考えられるからである。この点は社会主義国家におけるスポーツ政策の本質をみていく上で重要な視点と考えられる。

唐木が言うように、社会主義体制の歴史は、まず理念が打ち出され、それを「社会主義建設」という名で実現してきた経緯があるので、社会主義国家におけるスポーツの分析は、理念と現実との関係を明らかにする作業が欠かせない。これは旧社会主義諸国家における建前と本音の区別をするというだけでなく、現存する社会主義国家の可能性と限界を明らかにするという重要な課題をも解くことになるからである¹³⁾。

東ドイツの場合、政権政党であったSEDのスポーツにかかわる諸決議、国家的機関によるスポーツ関係法規、大衆団体であるスポーツ統括団体の方針など、スポーツに関する諸規定(以下、スポーツ関係規定と表記)にスポーツ振興にかかわる理念や方策が示されているので、本研究ではまずこれらを体系的に整理していきたい。東ドイツにおけるスポーツ関係規定は、その数の多さと種類の多さ故に、同国のスポーツ政策の特徴の一つとされていたにもかかわらず¹⁴⁾、従来体系的な整理が試みられていないが、その時々東ドイツにおけるスポーツのあり方や方向性を示し、影響を与えたものとして重要であろう。

次に、唐木の言うところのスポーツの理念と現実との差額、本研究ではスポーツ関係規定に示されるスポーツ振興の理念や方策が東ドイツにおいてどの程度まで実現されたのかについては、内部文書・極秘文書の解明のみならず、様々な側面から今後慎重に時間をかけて検討すべきものである。

東ドイツのスポーツは、「その生い立ちから不可避免的に、実は『ロシア的』社会主義的身体文化以外のものではなかった」¹⁵⁾という一面的な評価などにみられるように、わが国においても東ドイツスポーツ史研究は十分に進んでいないので¹⁶⁾、まずは従来見過ごされてきた東ドイツにおいて出されたスポーツ関係規定とはどのようなものであり、それらは時代的な移り変わりとともにどのように変化したのか、なぜ変化したのかを検討したいと考えたのが本研究の動機である。第二次世界大戦後、ソビエトの占領下にあり、後の東ドイツにほぼ継承される地区はソビエト占領地区と呼ばれたが、本研究ではこのソビエト占領地区において出されたスポーツ関係規定にも注目したい。

II. 研究の目的

本研究は、ソビエト占領地区及び東ドイツにおいて出されたスポーツ関係規定を体系的に整理し、主なスポーツ関係規定の内容、特徴及びその変容を時代的な移り変わりとともに明らかにし、変容の背景を検討することを目的とする。

III. 先行研究の検討

以下では、ソビエト占領地区における州政府のスポーツ関係規定、東ドイツ時代の SED、国家的機関、大衆団体によるスポーツ関係規定について、従来どのように論じられているのかを検討した。

1. ソビエト占領地区における州政府のスポーツ関係規定に関する先行研究

ブランデンブルク、ザクセン、ザクセン・アンハルト、テューリンゲン、メクレンブルクで構成され、後の東ドイツにほぼ継承される地区は、ソビエト占領地区と呼ばれた。戦後のドイツを四つに分割占領したアメリカ、イギリス、フランス、ソビエト連合国の最高決定機関は、常設の4カ国外相会議であり、その下には連合管理理事会が、さらにその下には各占領地区の軍政があった。ソビエト占領地区の最高権力はソビエト軍政部が有していた¹⁷⁾。しかし、戦後ドイツの占領行政は占領当局によってのみなされたのではなく、ドイツ人も行政に積極的に参加していた¹⁸⁾。中央政府不在のソビエト占領地区では、ドイツ側の最高権力機関は州政府であった。

ソビエト占領地区における戦後スポーツ改革に関する研究の多くは、占領下という特殊な状況やドイツ占領機構等を背景に、スポーツ関係規定として、連合管理理事会やソビエト軍政部によって出された規定を重視してきたが¹⁹⁾、ドイツ人も行政に積極的に参加していたことから、各州政府が出していたスポーツ関係規定にも注目する必要がある。

しかし、先行研究では、ソビエト占領地区における州政府のスポーツ関係規定については殆ど明らかにされていない。

2. SED 及び国家的機関によるスポーツ関係規定に関する先行研究

東ドイツ時代の SED や国家的諸機関によるスポーツ関係規定については、東ドイツ、西ドイツ、日本の著作・辞典等において言及されているので、代表的なものを検討したい。

1. G. ヴォンネベルガー編、『1945年から1961年までのドイツにおける身体文化』、1967年²⁰⁾。

東ドイツの全4巻からなる『ドイツ身体文化史』の最終巻に位置する同著作は、東ドイツのスポーツを検討しようとする際、1945年から1961年までの史実を網羅し、この時期の全体像を提示しているという意味で重要である。しかし、スポーツ関係規定については主

な規定の概略が叙述されているのみである。主な規定としては、①「東ドイツ建設への青少年の参加、並びに、学校、職場及びスポーツ、レクリエーションにおける青少年助成に関する法律」(以下、「青少年法」と表記)²¹⁾及びその実施規定²²⁾、②「SED 中央委員会の決議：身体文化・スポーツ分野の課題」(以下、「SED 中央委員会の決議」と表記)²³⁾、③「東ドイツにおける身体文化・スポーツのさらなる促進に関する決定」(以下、「閣僚評議会の決定」と表記)²⁴⁾、④「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」²⁵⁾、⑤「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」²⁶⁾があげられている。

2. W.アイヘル編、『1981年までの東ドイツにおける社会主義的身体文化の形成』、1983年²⁷⁾。

同著作は全2巻からなる『図説ドイツ身体文化史』の第2巻に位置し、東ドイツのスポーツを研究する際、上述のスポーツ史書と異なり1961年以後1981年までの時期を取り扱っているという意味において重要である。しかし、主なスポーツ関係規定の概略が述べられているだけであり、また、1952年から1970年まで東ドイツにおけるスポーツ分野の最高機関であった国家身体文化・スポーツ委員会 (Staatliches Komitee für Körperkultur und Sport) によって出された規定については殆ど説明されていない。主な規定としては、上記の①②③の他に、⑥「社会主義の包括的建設に関する闘争への東ドイツ青少年の参加、並びに、国民経済、国家の指導の下、職場、学校、文化及びスポーツにおける彼らのイニシアチブの全般的助成に関する法律—東ドイツ青少年法」(以下、「第2次青少年法」と表記)²⁸⁾、⑦「東ドイツ憲法」²⁹⁾、⑧「東ドイツ国家評議会の決定：東ドイツにおいて発達した社会主義社会システム形成に際する身体文化・スポーツ分野の課題」(以下、「東ドイツ国家評議会の決定」と表記)³⁰⁾があげられている。

3. G.エアバツハ編、『身体文化・スポーツ小辞典』、1979年³¹⁾。

同辞典は、上記の二つのスポーツ史書とともに東ドイツスポーツの全体像を知る上で重要なものであり、スポーツ関係規定についても通史以上の説明がなされている箇所もある。しかし、主な規定の概略が述べられているだけであり、それらの具体的な内容、特徴、関係性などについては記されていない。主な規定としては、上述の①②③④⑤⑥⑦⑧の他、1974年の⑨「東ドイツにおける発達した社会主義社会形成への青少年の参加、並びに、彼らの全般的助成に関する法律—東ドイツ青少年法—」(以下、「第3次青少年法」と表記)³²⁾があげられている。

4. W.クネヒト、『メダル収集：東ドイツスポーツに関する出来事、ドキュメント、コメント』、1978年³³⁾。

東ドイツスポーツ史研究で著名であった西ドイツのW.クネヒトは、同著作の第2章「発達した社会主義社会におけるスポーツ」において、東ドイツのスポーツ関係規定についても言及している。しかし、国家身体文化・スポーツ委員会の規定については触れておらず、また、各々の規定についても概略を述べているに過ぎない。主な規定としては、上述の①②③⑥⑦⑧があげられている。

5. 増田靖弘、『世界の国民スポーツ (下) —西ドイツ・東ドイツ・アメリカ・フランス・ソビエト他』、1977年³⁴⁾。

日本においてドイツスポーツについて数多くの著作を著わしている増田は、同著作の第5章「東ドイツの国民スポーツ」において、東ドイツのスポーツ関係規定についても論じ

ている。そこでは主な規定は示されているが、それらの具体的な内容は明らかにされていない。主なスポーツ関係規定としては、上述の①②③⑤⑦⑧の他、⑩「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」³⁵⁾があげられている³⁶⁾。

以上のように、SED及び国家的機関によるスポーツ関係規定については、先行研究では主な規定(上述の①～⑩)は記されているが、個々の規定の出されてきた背景、具体的な内容や特徴、各々の関係性や全体的な移り変わりについては明らかにされていない。

3. 大衆団体によるスポーツ関係規定に関する先行研究

東ドイツでは、1949年の建国後もスポーツ組織の再編が繰り返されてきたが、1957年に大衆団体であるドイツトゥルネン・スポーツ連合(Deutscher Turn- und Sportbund、以下、DTSBと表記—東ドイツの体育・スポーツ協会にあたる)が設立され³⁷⁾、東ドイツのスポーツ統括団体となった。このDTSBは数年毎に総会あたるドイツトゥルネン・スポーツ会議(以下、総会と表記)を開催し、決議を行ったが、これはDTSBにとって重要な中長期的な指針であった。この決議について、上述のG.ヴォンネベルガーの著作は、創立総会、第2回総会決議について、W.アイヘル³⁸⁾の著作は、創立総会から第6回総会決議までについて言及しているが、具体的内容、特徴、変容などは明らかにしていない。また、従来の研究では、第7回総会決議や、総会決議と国家的スポーツ関係規定との関係なども明らかにされていない。

4. 先行研究の検討のまとめ

先行研究の検討の結果、以下のことが明らかとなった。

1. ソビエト占領地区における州政府のスポーツ関係規定の内容や特徴については、殆ど明らかにされていない。
2. 東ドイツ時代のSED及び国家的機関によるスポーツ関係規定については、主な規定は示されているが、個々の規定の出されてきた背景、具体的な内容や特徴、各々の関係性や全体的な移り変わりについては明らかにされていない。また、1965年の「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」以後国家的機関による中長期的な性格と総合的な内容を持った規定が出されていないことや、1974年の「第3次青少年法」以後主な規定が出されていないことについて言及されていない。
3. 大衆団体であるDTSBの総会決議については、具体的な内容、特徴、変容が明らかにされておらず、また、総会決議と国家的なスポーツ関係規定との関係なども明らかにされていない。

IV. 研究の課題

先行研究の検討を踏まえ、本研究では以下のことを課題とする。

1. ソビエト占領地区及び東ドイツにおいて、スポーツ関係規定それぞれがどのような社会的、スポーツ的状况の下で出されてきたのかを明らかにする。ここでは、第二次世界戦後の状況を考慮し、主に冷戦を含む国際的環境、東ドイツとソビエトや西ドイツとの関係、SEDによる社会主義国家建設及びそれらの変容に焦点をあてる。
2. スポーツ関係規定それぞれについては、
 1. 各規定が先行研究ではどのような位置づけにあるのかを明らかにする。
 2. 各規定の内容を具体的に明らかにする。

3.各規定の特徴については、各規定が特に児童・青少年スポーツ、競技スポーツ、大衆スポーツなどの領域においてどのような方向性を持った方策を打ち出しているのかに焦点をあて、前後に出されたものとどのような関係にあるのかを明らかにするとともに、イデオロギー教育、スポーツ科学、専門家の育成、スポーツ医学、スポーツの国家的管理など、後年東ドイツスポーツの特徴とされたことがどのように規定されていたのかを明らかにする。またここでは東ドイツがどのような目的の手段としてスポーツを利用しようとしていたのか、どのような手段論が重視されていたのか、さらにどのようなスポーツシステムを目指していたのかなども検討する。

4.明らかになった特徴から、各規定の位置づけを再検討する。

3. 各時期のスポーツ関係規定の特徴を明らかにし、その背景を検討する。

4. スポーツ関係規定の全般的な移り変わりを明らかにし、その背景を検討する。

V. 研究の方法

1. スポーツ関係規定の分類と研究対象

表－2は、先行研究によって示された東ドイツ時代の SED と国家的機関による主なスポーツ関係規定の決議年月日、通称、決議機関、公開場所・年である。先行研究で示された「青少年法」の実施規定は、「青少年法」の補足的意味合いが強く、スポーツに関する条項が少ないという理由で研究対象から除外した。

表－2 先行研究に示された東ドイツの主なスポーツ関係規定

	決議年月日	通称	決議機関	公開場所・年
1	1950.2.8	「青少年法」	人民議会	官報・1950
②	1951.3.17	「SED 中央委員会の決議」	SED 中央委員会	SED 党大会 文書・1952
③	1956.2.9	「閣僚評議会の決定」	閣僚評議会	官報・1956
④	1956.9.-12.	「1956 年から 1960 年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」	国家身体文化・スポーツ委員会	非公開
⑤	1960.2.1	「1965 年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」	国家身体文化・スポーツ委員会	T.P.K.・1961
6	1964.5.4	「第 2 次青少年法」	人民議会	官報・1964
⑦	1965.9.1	「1970 年までの社会主義身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」	国家身体文化・スポーツ委員会	T.P.K.・1967
8	1968.4.6	「東ドイツ憲法」	人民議会	官報・1968
⑨	1968.9.20	「東ドイツ国家評議会の決定」	国家評議会	官報・1968
10	1974.1.28	「第 3 次青少年法」	人民議会	官報・1974

註：1.T.P.K.(Theorie und Praxis der Körperkultur)は東ドイツのスポーツ専門雑誌である。

2.④は後述するように極秘文書であり、東ドイツ時代には非公開であった。同訓令は、1956年9月以降同年中に作成されたと考えられるが、現在のところその決議年月日は確定できない。

上述の SED と国家的機関によるスポーツ関係規定は、スポーツ分野のみを取り扱った規定（表-2で丸印の番号のついた規定②③④⑤⑦⑨）とスポーツ分野以外をも取り扱った規定（1、6、8、10）に分類され、さらにスポーツ分野のみを取り扱った規定は、中長期的な性格と総合的な内容を持った規定（②④⑤⑦）とそれ以外（③⑨）に分類される。

東ドイツの法体系の中では、人民議会によって制定される法規が「法律」(Gesetz)と呼ばれた。人民議会は、このほかに「決定」(Beschluss)を行うことがあり、これも法規としての拘束力を持った。東ドイツ憲法第48条によれば、人民議会は唯一の憲法・法律制定機関であるとされていたが、実際には、人民議会によって制定される法律は極めて少なかった。即ち、人民議会の機関として集団元首機能的役割を担う国家評議会は、人民議会の法律・決定を実行するために「布告」(Erlaß)を発し、また自らも「決定」を下した。さらに、人民議会のもう一つの機関としての政治的機能を担う閣僚評議会も、人民議会の法律・決定及び国家評議会の布告・決定に基づいて、自ら「命令」(Verordnung)を発し、また、「決定」を下すことができた。東ドイツでは、以上の各機関の法律、決定、命令がすべて法規としての拘束力を持っていた³⁸⁾。国家身体文化・スポーツ委員会の訓令(Direktive)の法的拘束力については不明であるが、同委員会が1952年から1970年まで、東ドイツスポーツ分野の最高機関であったこと、同委員会の訓令が中長期的な性格で総合的な内容であることなどから、同委員会の訓令も研究対象とした。

また、先行研究の検討の結果から明らかなように、1974年までの東ドイツにおける主な規定の特徴の一つは、1965年の「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」以後は国家的諸機関による中長期的な性格と総合的な内容を持った規定がみられないこと、1974年の「第3次青少年法」以後は国家的機関による主な規定はみあたらないことである。一方、東ドイツのスポーツ分野では、1960年代初頭以来1957年に設立された大衆団体であるDTSBを主導にスポーツを振興することが目標とされ、1960年代に次第にDTSBの権限が強められてきたが、「第3次青少年法」によって、国家的レベルまでのスポーツ振興の年次計画や長期計画などすべての方策に関する発議権がDTSBに委嘱されることとなった³⁹⁾。

1970年以降国家的諸機関による中長期的な性格と総合的な内容を持った規定がみられないことについて、東ドイツ最大の人気スポーツ選手であり、再統一後のドイツで議員も務めたG.A.シュアアは、インタビューにおいて、「1970年までに東ドイツにおいてスポーツシステムがほぼ出来上がっていたからではないか。国家的なスポーツ関係規定はスポーツシステムができるまで出されたのではないか。国家的なスポーツ関係規定はなくなってもDTSB総会決議があった」と語っている(2011年のインタビュー：於：ベルリン)。G.A.シュアアの言説については本論で検討するが、DTSB総会がDTSBの最高決定機関であったこと、DTSB総会決議が中長期的な性格で総合的な内容を有していることから、本研究では、1970年以降のスポーツ関係規定として主にDTSBの総会決議を中心に検討する。

以上を踏まえ、本研究では以下の14のスポーツ関係規定を主な研究対象とする（表－3参照）。

表－3 本研究の対象とする東ドイツ時代の主なスポーツ関係規定

	年	通称
1	1950	「青少年法」
2	1951	「SED 中央委員会の決議」
3	1956	「閣僚評議会の決定」
4	1956	「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」
5	1960	「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」
6	1964	「第2次青少年法」
7	1965	「1970年までの社会主義身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」
8	1968	「東ドイツ憲法」
9	1968	「東ドイツ国家評議会の決定」
10	1970	「DTSB 第4回総会決議」
11	1974	「第3次青少年法」
12	1974	「DTSB 第5回総会決議」
13	1978	「DTSB 第6回総会決議」
14	1984	「DTSB 第7回総会決議」

2. 研究の時期と時期区分

本研究は、東ドイツ時代（1949-1990年）を主に対象とするが、ソビエト占領下にあった時期（1945-1949年）も視野に入れて研究を進める。1949年から1990年については、東ドイツにおけるスポーツ分野のみを取り扱った総合的なスポーツ関係規定が、党から国家、国家から大衆団体へ移行してきたと仮定し、三つの時期に区分した。

本研究の本論は以下の4章で構成される。

序章：ソビエト占領地区における州政府のスポーツ関係規定（1945-1949年）

第1章：政権政党 SED による総合的なスポーツ関係規定の成立（1949-1956年）

第2章：国家的機関による総合的なスポーツ関係規定の成立と展開（1956-1970年）

第3章：国家的機関による総合的なスポーツ関係規定の消失と大衆団体 DTSB による総合的なスポーツ関係規定の展開（1970-1990年）

3. 史資料

本研究では、連合国管理理事会及びソビエト軍政部関係文書⁴⁰⁾、ソビエト占領下ドイツの各州政府の法令集⁴¹⁾、ドイツスポーツ委員会関係文書⁴²⁾、東ドイツの官報⁴³⁾及び議事録⁴⁴⁾、東ドイツの統計資料⁴⁵⁾、SED 党大会、党会議関係文書⁴⁶⁾、SED 党大会議事録⁴⁷⁾、東ドイツのスポーツ法令集⁴⁸⁾、DTSB 総会関係文書⁴⁹⁾、東ドイツ時代の極秘文書、新聞⁵⁰⁾、雑誌⁵¹⁾、ドイツ統合後の先行研究などを主な史資料として用いた。それらは、ドイツ連邦図書館、ドイツ連邦公文書館及び東ドイツ諸政党、大衆団体の寄贈文書館、国立国会図書館、

筑波大学図書館、早稲田大学図書館、一橋大学図書館、私宅において主に蒐集した。

また、本研究では、再統一後のドイツにおいて旧東ドイツのスポーツ関係者によって著された代表的な自叙伝的著作（表－4参照）の分析や⁵²⁾、旧東ドイツのスポーツ関係者へのインタビュー調査を行い、研究に反映させた。

表－4 1990－2007年までの旧東ドイツスポーツ関係者の代表的な自叙伝的著作

著者（生年）	東ドイツ時代の主な職業	出版年	題名
M. ザイフェルト（不明）	スポーツジャーナリスト	1990	東ドイツスポーツの名声と不幸：総括でないスポーツジャーナリスト40年のメモ
R. フクス/K. ウルリッヒ (1946/1928)	女子陸上選手/ スポーツジャーナリス ト・歴史家	1990	月桂樹と喪章：スポーツの驚き東ドイツの興隆と“没落”
M. エヴァルト（1926）	スポーツ界のトップ幹部	1994	私がスポーツであった：勝者が次々に生まれたおとぎの国の真実と伝説
K. ヴィット（1965）	女子スケート選手	1994	規定演技と自由演技の間の私の人生
H. F. エルテル（1927）	スポーツジャーナリスト	1997	最高の時：回想録
G. ゼイフェルト（1948）	女子スケート選手	1998	その時なお何かをなさねばならない：規定演技と自由演技以上の私の人生
G. A. シュアー（1931）	自転車選手/DTSB 幹部	2001	テーフェ 自伝：グスタフ・アドルフ・シュアーがその人生を語る
I. ガイペル(1960)	女子陸上選手（ドーピングの被害者）	2001	見失われた競技：あるドーピング訴訟日誌
H. ヘトリッヒ(1932)	大衆スポーツの幹部	2004	スポーツ：私の大きな愛
N. ロガルスキー(1935)	スポーツ科学者	2005	資格を付与されたが不適格となる：私はどのようにドイツ体育大学を過ごしたのか？
K. アンンプラー(1940)	自転車選手	2005	自転車のための人生：自伝
K. U. フーン（1928）	スポーツジャーナリス ト・歴史家	2007	私の第3の人生
H. レックナーゲル(1937)	スキージャンプ選手	2007	姿勢の問題：思い出

註：上記の K. ウルリッヒと K. U. フーンは K. フーンのペンネームである。

これらの自叙伝的著作等について、ドイツのスポーツ史家 C.ベッカーは、旧東ドイツのスポーツマン、トレーナー、幹部、ジャーナリストが東ドイツスポーツの発展に関するその個人的見解を詳述したことは歓迎すべきことであり、それらは、時代の証言者へのインタビューとともに、純粋な公文書類の研究に対し、方法論上避け難い修正を示したと述べる一方で、風当たりの強い当事者に対するインタビューをまとめた出版物については、主観的な証言もみられることを指摘している⁵³⁾。国家崩壊後批判に晒された当事者による著作の取り扱いには注意を要するが、我々は、社会主義国家であった東ドイツの社会を生き、実際にスポーツに携わった関係者の東ドイツ時代には語られることのなかった考えや主張を蔑ろにせず、また知る必要があるように思われる。

また、実際にスポーツに携わった関係者へのインタビュー調査は、現代史研究において欠かせないものであろう。インタビュー調査は、2009年から2012年にかけて毎年ドイツにおいて実施した。主にベルリンで実施し、対象者は最も著名な東ドイツの元競技選手（後にDTSB幹部）、大衆スポーツ関係者、最も著名なジャーナリスト・歴史家、再統一後のドイツにおいてもトレーナーの仕事を得た数少ない東ドイツ出身のトレーナー、ドーピング被害者となった女子陸上選手（後にドーピングに関する著作によってドイツにおけるドーピング裁判に大きな影響を及ぼした）である（表－5参照）。これらのインタビューでは公文書類や著作からは窺うことのできない証言を得ることができた⁵⁴⁾。

表－5 旧東ドイツスポーツ関係者へのインタビュー調査：年・場所・人名・東ドイツ時代の主な職業等

年	場所	人名	東ドイツ時代の主な職業等
2009	ドイツ・ベルリン	H.ヘトリッヒ	大衆スポーツの幹部
2010	ドイツ・ベルリン	K.フーン	最も著名なスポーツジャーナリスト・歴史家
2011	ドイツ・マクデブルク	G.A.シュアー	自転車選手（最も著名なスポーツ選手） /DTSB 幹部
2011	ドイツ・マクデブルク	U.ヴィレ	国家資格のあるトレーナー
2012	ドイツ・ベルリン	I.ガイペル	女子陸上選手（ドーピングの被害者）

4. 研究の限定

先述したように、東ドイツのスポーツ関係規定は数が多く、その種類も多いのが特徴である。本研究ではその主なものに対象を限定した。

VI. 研究の意義

本研究は次の点で意義を有する。

1. 社会主義国家及び資本主義国家におけるスポーツの理解

1980年代東欧を中心として生じた社会主義国家の民主化、そして1991年のソビエトの崩壊は我々を驚かせた。この時代的変革期に社会主義国家におけるスポーツを明らかにし、社会主義革命がスポーツにもたらした遺産、20世紀におけるスポーツの意味を検討することは、過去に存在した社会主義国家のみならず現存する社会主義国家及び資本主義国家のスポーツを理解する上でも重要である。社会主義の模範と言われ、スポーツ分野でも世界の注目を集めた東ドイツのスポーツを検証することは極めて必要度の高いことと考えられる。

2. 史資料的意義

研究を進めるにあたり、東ドイツ時代は極秘資料として非公開であった史資料の発掘や、普段はインタビューを受けない東ドイツスポーツ関係者へのインタビュー調査を行った。本研究は史資料的にも意義があると思われる。

3. 東ドイツスポーツ史再構成への寄与

先述したように、東ドイツ時代の教条主義的なスポーツ史叙述に対し懐疑がもたれている。東ドイツスポーツ政策の特徴の一つとして従来から研究史上注目され、その時々々の東ドイツにおけるスポーツのあり方や方向性を示してきたと考えられるスポーツ関係規定を体系的に整理し、詳細に分析することは、東ドイツスポーツ史の再構成に意義のあることと思われる。2009年西ドイツ建国60周年にあたり、西ドイツ出身の著名なスポーツ史家M. クリュウガーの講演論文「ドイツスポーツ 60年」が「スポーツ科学」誌に掲載された⁵⁵⁾。同論文において、M. クリュウガーは第二次世界大戦以後のドイツスポーツの状況を、分断国家すなわち西ドイツと東ドイツ間の対抗と緊張を軸に描こうとしているが⁵⁶⁾、そのあまりに二項対立的歴史像などに違和感を覚えるのは筆者のみではないであろう。東ドイツスポーツ史の再構成は、近代ドイツスポーツ史における東ドイツスポーツ史の位置づけの再検討にもつながるものと考えられる。

4. わが国の東ドイツスポーツ史研究への寄与

東ドイツのスポーツは、その生い立ちから不可避免的に、実は「ロシア的」社会主義的身体文化以外のものではなかったという一面的な評価などにみられるように、わが国においても東ドイツスポーツ史研究は十分に進んでいない。本研究は、わが国における東ドイツスポーツ史研究及びドイツスポーツ史研究にも寄与するものと思われる。

VII. 用語の規定

ここでは研究を行う上で必要な用語の規定を行った。

1. 身体文化

本研究で検討する東ドイツの主なスポーツ関係規定では、1951年の「SED 中央委員会の決議」において身体文化(Körperkultur) という用語が初めて用いられた。身体文化の目標や課題はその時々々の社会秩序によって変化するので、その特徴や内容の解釈は変化すると東ドイツの『身体文化・スポーツ小辞典』の中でも述べられているように⁵⁷⁾、東ドイツスポーツに関係する雑誌、文献では身体文化という用語は多様に用いられている⁵⁸⁾。従って、

東ドイツの身体文化の概念を明確に定義することは困難であるが、1960年代後半以来東ドイツの多くの文献にみられるように、本研究では東ドイツの身体文化を、教育概念より広い文化概念として捉え、身体教育（Körpererziehung）及びスポーツ（Sport）より上位の概念として用いる。

2. スポーツ

東ドイツにおいてスポーツが次第に身体文化の中心的な現象形態となり、また、1965年教科名が伝統的な「トゥルネン」（Turnen）から「スポーツ」に変更された後、多くの東ドイツの文献が、「スポーツ」を「身体文化」と同義の用語として使用していることを踏まえ⁵⁹⁾、本研究では、「身体文化」「スポーツ」「身体教育」を総称して「スポーツ」を用いる。しかし、各法規や決議の原文を引用する場合は、原文の用語を使用する。

3. 児童・青少年スポーツ

本研究では、若い世代のスポーツを総称して児童・青少年スポーツを用いる。それは学校で行われるものと、学校外で行われるものに分類される。前者はさらに義務的な教科体育と課外スポーツに分類される。東ドイツのスポーツ関係規定では、義務的な教科体育には、身体教育（Körpererziehung）、トゥルネン授業（Turnunterricht）、トゥルネン・スポーツ授業（Turn- und Sportunterricht）、スポーツ授業（Sportunterricht）などが、課外スポーツには（Außerunterrichtlicher Sport）という用語が多く用いられている。

4. 競技スポーツ

本研究では、地域、国内及び国際的分野において最高水準達成の目的をもって行われるスポーツを競技スポーツとする。東ドイツのスポーツ関係規定では、競技スポーツに（Leistungssport）という用語が用いられる場合が多い。

5. 大衆スポーツ

本研究では競技スポーツに対する反対概念として、また余暇及びレクリエーションを含めた概念として大衆スポーツを用いる。東ドイツのスポーツ関係規定では、大衆スポーツを意味する用語として、大衆スポーツ（Massensport、Breitensport）、国民スポーツ（Volkssport）、レクリエーション（Erholung）などが用いられている⁶⁰⁾。

6. トウルネン

トゥルネン（Turnen）はドイツ体育の父と呼ばれる F.L.ヤーンが 1811 年に使用し始めた用語である。ナポレオン占領下にあったドイツをフランスから開放し、統一国家をつくるという願いを込め、F.L.ヤーンはベルリン郊外に体育場をつくり、身体運動を中心とした青少年の教育活動を開始した。この活動は身体活動、話し合い等の活動を通じて祖国開放と統一を担える行動的、愛国的青少年（国民）を育てることを目的とした教育活動で、当時は進歩的性格を帯びた活動であった。東ドイツではドイツスポーツの進歩的伝統を継承しているという自負からトゥルネンが度々使用され、政治的、経済的緊張の高まりを受けた際には教科名としても使用された。

序章：註及び引用

- 1) 望田幸男他編、西洋近現代史研究入門、第3版、名古屋大学出版会：愛知、2006年、138頁。
- 2) 東ドイツの国家的崩壊の理由については、ソビエトのペレストロイカ政策に端を発す

- る「国際環境の変化」や「自由を求める民衆の怨嗟」などがあげられている。次を参照。笹本俊二、ベルリンの壁崩れる一移りゆくヨーロッパ、岩波書店：東京、1990年。
- 3) 仲井斌、ドイツ史の終焉－東西ドイツの歴史と政治、早稲田大学出版部：東京、2003年、104-105頁。
 - 4) 東ドイツは社会主義の模範と言われたが、それは何より社会主義圏第一の経済国として一人あたりの国内総生産でトップの地位を占め、世界ランキングで第8位に記録されたことによる。
 - 5) 特に、競技スポーツ、スポーツ科学、スポーツ政策などで、東ドイツは世界の注目を集めた。
 - 6) わが国においても同じ状況にあったことは、ドイツ再統一前後に出版された次の著作のタイトルからも窺える。長谷川公之・山本茂、衝撃 東独スポーツ王国の秘密、全国朝日放送株式会社：東京、1990年。高野俊雄、ガラスの金メダル、株式会社マガジンハウス：東京、1991年。また、平等・対等な統合というより、東ドイツが西ドイツに吸収される形でドイツの再統一が進行したことが、東ドイツスポーツにも様々な影響を及ぼした。東ドイツのトレーナーや幹部の養成、競技スポーツやスポーツ科学の中心地であったドイツ体育大学は解体され、ライプツィヒ大学の一学部に改組され、旧教職員の殆どは解雇された。職員の解雇に関しては、東ドイツスポーツの統括団体であった DTSB も同様であった。国家的な支援を失った競技スポーツ選手は、希望を失って引退する者がいる一方で、優秀な選手は西側へ移住するか、プロ化の道を模索した。東ドイツスポーツを支えたトレーナーもほぼすべて解雇され、再統一後のドイツにおいても上級で長く仕事を続けられたのは、本研究のインタビュー調査に応じてくれた U.ヴィレのみであった。ドイツ体育大学に長く勤めた N.ロガルスキーは、ドイツ体育大学が優れた能力を持ち、スポーツ科学などで諸外国のスポーツにも貢献してきたにもかかわらず、再統一後その政治性のみで否定され、解体されたことを問題視している。次を参照。Rogalski, Norbert. *Qualifiziert und ausgemustert. Wie ich die DHfK erlebte*. Vokal-Verlag: Leipzig, 2005.
 - 7) 例えば次を参照。Bernett, Hajo. Prolegomena zur historischen Aufarbeitung des Systems von Sport und Körperkultur in der DDR; in: Stadion, 16 (1990), S. 1-36.
 - 8) Skorning, Lothar. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil II: 1950-1955"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 2 (1996), S. 13.
 - 9) ドイツ再統一直後に出版された著作には史料的問題があった。例えば次を参照。Krüger, Michael. *Einführung in die Geschichte der Leibeserziehung und des Sports. Teil 3: Leibesübungen im 20. Jahrhundert. Sport für alle*. Verlag Karl Hofmann: Schorndorf, 1993.
 - 10) Spitzer, Giselher / Teichler, Hans Joachim / Reinartz, Klaus (Hg.). *Schlüsseldokumente zum DDR-Sport. Ein sporthistorischer Überblick in Originalquellen*. Meyer & Meyer Verlag: Aachen, 1998.
 - 11) シュタージ (Stasi) とは、東ドイツの秘密警察・諜報機関である国家保安省 (Ministerium für Staatssicherheit) の通称である。徹底した監視体制で東ドイツ国民を震えあがらさずばかりでなく、西ドイツにもスパイを送り込み、東西両ドイツ国民から恐れられた。東ドイツのエリートスポーツもほぼすべて監視されていた。

- 12) 1999年、東ドイツスポーツを新しく如何なる形で叙述しようとするかに関する論議が「スポーツの社会・現代」誌に掲載されたW. ブス等の論文を巡って生じたが、この論議の焦点の一つは旧東ドイツスポーツ関係者の関与をどこまで認めるかにあった。このことは現代史研究における悩ましい問題であるが、幾つかの例外を除いて、東西ドイツのスポーツ関係者による共同作業は実現されておらず、東ドイツスポーツ史の再構成は西ドイツ出身のスポーツ史家主導で進められているのが現状である。旧東ドイツスポーツ関係者の多くは、これら西ドイツ出身のスポーツ史家によって書かれた東ドイツスポーツ史にかかわる誤った叙述や作為的内容に反発するとともに、旧東ドイツスポーツ関係者の著作などを無視するようなドイツの状況を批判している。例えば次を参照。Huhn, Klaus Ullrich. *Mein drittes Leben*. Sportless-Verlag: Berlin, 2007.
- 13) 関春南、唐木國彦、スポーツは誰のために—二一世紀への展望、大修館書店：東京、1995年、192-193頁。
- 14) 次を参照。Knecht, Willi. *Das Medaillenkolektiv. Fakten Dokumente Kommentare zum Sport in der DDR*. Verlag Gebr. Holzapfel: Berlin, 1978. S. 39.
- 15) 船井廣則、東ドイツのスポーツとはなんだったのか、稲垣正浩・谷釜了正編『スポーツ史講義』所収、大修館書店：東京、1995年、124頁。
- 16) わが国における現代ドイツスポーツ史研究の代表的な著作である高津勝の『現代ドイツスポーツ史研究序説』（1996年）では、ソビエト占領地区、東ドイツ、ドイツ再統一にかかわるスポーツ史的事実が視野の外に置かれている。また、ドイツ再統合後の代表的文献である藤井政則の『スポーツの崩壊—旧東ドイツスポーツの悲劇』（1998年）は、東ドイツスポーツの歪んだ民主集中制やシュタージとの関係などを明らかにし、我々に多くの示唆を与えるものであるが、東ドイツスポーツ史全般を取り扱ったものではない。
- 17) 例えば次を参照。星乃治彦、東ドイツの興亡、青木書店：東京、1991年。
- 18) 例えば次を参照。クリストフ・クレスマン著、石田勇治・木戸衛一訳、戦後ドイツ史1945—1955 二重の建国、未來社：東京、1995年。
- 19) ソビエト占領地区で発せられたソビエト軍政部の指令は連合管理理事会の各種法令を一方向的に具体化したものではなかった。むしろソビエト軍政部の指令が連合管理理事会の決定をしばしば先取りした事実が、ナチズム一掃を図った措置などで確認されている。次を参照。木戸衛一、ソ連占領下ドイツにおける戦後改革の諸相、歴史学研究、第600号、1989年、37頁。
- 20) Wonneberger, Günther (Hg.). *Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV. Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961*. Sportverlag: Berlin, 1967.
- 21) Gesetz über die Teilnahme der Jugend am Aufbau der Deutschen Demokratischen Republik und die Förderung der Jugend in Schule und Beruf, bei Sport und Erholung.
- 22) 「青少年法」の具体化及び補うための実施規定に関する指令は、1950年から1954年にかけて全部で6回出されている。
- 23) Entschließung des Zentralkomitees der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands auf der Tagung vom 15. bis 17. März 1951. Die Aufgaben auf dem Gebiet der Körperkultur und des Sports.

- 24) Beschluß über die weitere Entwicklung der Körperkultur und Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik.
- 25) Direktive zur Entwicklung der Körperkultur und des Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik von 1956 bis 1960.
- 26) Direktive des Staatlichen Komitees für Körperkultur und Sport zur Entwicklung der sozialistischen Körperkultur bis zum Jahre 1965.
- 27) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II. Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*. Sportverlag: Berlin, 1983.
- 28) Gesetz über die Teilnahme der Jugend der Deutschen Demokratischen Republik am Kampf um den umfassenden Aufbau des Sozialismus und die allseitige Förderung ihrer Initiative bei der Leitung der Volkswirtschaft und des Staates, in Beruf und Schule, bei Kultur und Sport. Jugendgesetz der DDR.
- 29) Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik.
- 30) Beschluß des Staatsrates der Deutschen Demokratischen Republik. Die Aufgaben der Körperkultur und des Sports bei Gestaltung des entwickelten gesellschaftlichen Systems des Sozialismus in der Deutschen Demokratischen Republik.
- 31) Erbach, Günter (Hg.). *Kleine Enzyklopädie. Körperkultur und Sport*. VEB Bibliographisches Institut: Leipzig, 1979.
- 32) Gesetz über die Teilnahme der Jugend an der Gestaltung der entwickelten sozialistischen Gesellschaft and über ihre allseitige Förderung in der Deutschen Demokratischen Republik. Jugendgesetz der DDR.
- 33) Knecht, Willi. *Das Medaillenkollektiv*, a.a.O., S. 30-48.
- 34) 増田靖弘、世界の国民スポーツ（下）－西ドイツ・東ドイツ・アメリカ・フランス・ソビエト他、不昧堂出版：東京、1977年。
- 35) Direktive zur Ausarbeitung der Perspektivpläne für die Entwicklung der sozialistischen Körperkultur bis 1970.
- 36) その他、わが国では次のような研究がある。何れも東ドイツのスポーツ関係規定を一般的に研究したものではなく、学校体育を中心とした法令や憲法の紹介が殆どである。鈴木洋児訳、東ドイツの体育・スポーツ（上）－Physical culture and sport in the GRD－、体協時報、第 282 号、1977 年 2 月、25-30 頁。鈴木洋児訳、東ドイツの体育・スポーツ（中）－Physical culture and sport in the GRD－、体協時報、第 283 号、1977 年 3 月、19-24 頁。鈴木洋児訳、東ドイツの体育・スポーツ（下）－Physical culture and sport in the GRD－、体協時報、第 284 号、1977 年 6 月、15-21 頁。成田十次郎、ドイツ民主共和国の体育、体育科教育、第 14 巻、1966 年 10 月、38-41 頁。成田十次郎、東ドイツの体育・スポーツ、体育科教育、第 26 巻、1977 年 6 月、86-89 頁。船井廣則、東ドイツの新憲法とスポーツ、岸野雄三編著『体育史講義』所収、大修館書店：東京、1989 年、190-193 頁。船井廣則、1961 年以降の DDR における身体文化、人文科学論集：市邨学園短期大学人文科学研究会、第 30 号、1981 年、131-143 頁。矢部国夫、ドイツ民主共和国のスポーツ（1）、体育科教育、第 12 巻、1980 年 9 月、80-81 頁。矢部国夫、

- ドイツ民主共和国のスポーツ（２）、体育科教育、第13巻、1980年10月、98-99頁。
 なお、ドイツ再統一後の藤井政則の著作（註16参照）においても、東ドイツのスポーツ関係規定については殆ど触れられていない。
- 37) DTSB の訳語は定まっていない。ドイツ語表記を考慮するとドイツトゥルン・スポーツ連合が適当と考えられるが、本稿では従来の訳語を踏まえ、ドイツトゥルネン・スポーツ連合を使用する。
 - 38) 次を参照。田沢五郎、ドイツ政治経済法制辞典、郁文堂：東京、1990年、144-145頁。
 - 39) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*, a.a.O., S. 200.
 - 40) 連合軍管理理事会の諸規定については、主に各州の法令集に掲載されているものを使用し、ソビエト軍政部関係では主に次を使用した。Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten der DDR / Ministerium für Auswärtige Angelegenheiten der UdSSR. *Dokumente aus den Jahren 1945-1949. Um ein antifaschistisch-demokratisches Deutschland.* Staatsverlag der Deutschen Demokratischen Republik: Berlin, 1968.
 - 41) 主に次を使用。ブランデンブルク州【Gesetz- und Verordnungsblatt Brandenburg, Band I (1945-1947), Band II (1948-1949)】、ザクセン州【Gesetz- und Verordnungsblatt Land Sachsen, Band I (1945-1946), Band II (1947-1948), Band III (1949)】、テューリンゲン州【Regierungsblatt für Thüringen, Band I (1945-1946), Band II (1947), Band III (1948), Band IV (1949-1950)】、メクレンブルク州【Regierungsblatt für Mecklenburg, Band I (1946-1947), Band II (1948-1949)】、ザクセン・アンハルト州【Gesetz- und Amtsblatt Provinz Sachsen-Anhalt, Band I (1947-1948), Band II (1949-1950)】。
 - 42) このことに関しては、H.クラウス、W.バイアー等の先行研究に収められている文書を利用。
 - 43) 主に次を使用。Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, 1949-1984.
 - 44) 主に次を使用。Provisorische Volkskammer der Deutschen Demokratischen Republik, *Protokolle und Drucksache (1949/1950)*.
 - 45) 主に次を使用。Statistisches Jahrbuch der Deutschen Demokratischen Republik, 1955, 1956, 1957, 1958, 1959, 1960/1961, 1962, 1963, 1964, 1965, 1966, 1967.
 - 46) 次などを使用。Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. II. Dietz Verlag :Berlin, 1952.
 - 47) 次などを使用。Protokoll des Vereinigungsparteitages der SPD und der KPD, am 21. und 22. April 1946 in der Staatsoper “Admiralspalast” in Berlin, Verlag JHW Dietz Nachf :Berlin, 1946.
 - 48) 次を使用。Klähne, Kurt (Hg.). *Verzeichnis der wichtigsten gültigen Bestimmungen und Beschlüsse für die Tätigkeit auf dem Gebiete der Körperkultur und des Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik. Theorie und Praxis der Körperkultur -Sonderheft-* Leipzig, 1961. H.-G. Heyens. *Sportrecht. Eine Zusammenstellung der wichtigsten Beschlüsse und gesetzlichen Materialien.* VEB Deutscher Zentralverlag: Berlin, 1962. Volkert, Rolf (Hg.). *20 Jahre DDR. 20 Jahre Körperkultur des Volkes. Theorie und Praxis der Körperkultur -Beiheft-* Leipzig, 1969. Staatssekretariat (Hg.). *Körperkultur und Sport. Rechtliche Bestimmungen.* Staatsverlag der Deutschen Demokratischen Republik: Berlin, 1984.

- 49) 主に次を使用。Statut des Deutschen Turn- und Sportbundes (DTSB), 1957. Statut des Deutschen Turn- und Sportbundes (DTSB), 1961. Entschließung des II. Deutschen Turn- und Sporttages, 1961. Entschließung des III. Deutschen Turn- und Sporttages, 1966. Entschließung des IV. Deutschen Turn- und Sporttages des DTSB, 1970. Entschließung des V. Deutschen Turn- und Sporttages des DTSB der DDR, 1974. Entschließung des VI. Deutschen Turn- und Sporttages des DTSB der DDR, 1978. Entschließung des VII. Deutschen Turn- und Sporttages des DTSB der DDR, 1984.
- 50) 主に次を使用。Neues Deutschland, 1946-1984.
- 51) 主に次を使用。Körpererziehung, 1951-1984, Theorie und Praxis der Körperkultur, 1953-1984.
- 52) ここで自伝ではなく自叙伝的著作と用語を用いているのは、これらには「自らの書いた自分の伝記。自叙伝」以外のものも含まれているからである。次を参照。新村出編、広辞苑、第4版、岩波書店：東京、1991、1157頁。主に次の代表的な自叙伝的著作を分析した。Schur, Gustav-Adolf. *TÄVE. Die Autobiographie. Gustav-Adolf Schur erzählt sein Leben*. Das Neue Berlin: Berlin, 2001. Geipel, Ines. *VERLORENE SPIELE. Journal eines Doping-Prozesses*. Transit Buchverlag: Berlin, 2001. Hettrich, Hasso. *SPORT - MEINE GROSSE LIEBE*. Spotless-Verlag: Berlin, 2004. Rogalski, Norbert. *Qualifiziert und Ausgemustert. Wie ich die DHfK erlebte*. Vokal-Verlag: Leipzig, 2005. Ampler, Klaus. *Mein Leben für den Radsport. AUTOBIOGRAPHIE*. Medien Service Gunkel & Creutzburg: Gotha, 2005. Huhn, Klaus Ullrich. *Mein drittes Leben*. Spotless-Verlag: Berlin, 2007. Recknagel, Helmut. *Eine Frage der Haltung. Erinnerungen*. Das Neue Berlin: Berlin, 2007. Seifert, Manfred. *RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS. Keine Bilanz - Aufgeschriebenes aus 40 Jahren eines Sportjournalisten* -. Verlag Bock & Kübler: Berlin, 1990. Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus. *Lorbeerkrantz und Trauerflor. Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR*. Dietz Verlag: Berlin, 1990. Ewald, Manfred. *Ich war der Sport. Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger*. Elefant Press: Berlin, 1994. Witt, Katarina. *Meine Jahre zwischen Pflicht und Kür*. C.Bertelsmann Verlag: München, 1994. Oertel, Heinz Florian. *Höchste Zeit. Erinnerungen*. Das Neue Berlin: Berlin, 1997. Seyfert, Gaby. *Da muß noch was sein. Mein Leben - mehr als Pflicht und Kür*. Das Neue Berlin: Berlin, 1998.
- 53) 旧東ドイツスポーツ関係者へのインタビュー調査は、既に面識のある者から紹介を受け、地道に行わねばならないのが現状である。本研究のインタビュー調査は、故 G.ヴォンネベルガー博士や H.J.タイヒラー博士の紹介によって道が開けた。調査では、東ドイツ及び再統一後のドイツにおける立場、世代、性差などを考慮した。
- 54) Buss, Wolfgang / Becker, Christian (Hg.). *Der Sport in der SBZ und frühen DDR. Genese - Strukturen - Bedingungen*. Verlag Karl Hofmann: Schorndorf, 2001, S. 50-52.
- 55) Krüger, Michael. "60 Jahre Sport in Deutschland, Ein Essay zur deutsch-deutschen Sportgeschichte aus Anlass des 60. Geburtstags der Bundesrepublik"; in: *Sportwissenschaft*, 3 (2009), S. 237-250.
- 56) 同論文については例えば次を参照。有賀郁敏、ドイツにおける社会国家と余暇・スポーツに関する一考察ーミヒャエル・クリューガー論文に対する一つの応答ー、立命館産業社会論集、第46巻第4号、2011年、111-132頁。

- 57) Erbach, Günter (Hg.). *Kleine Enzyklopädie, Körperkultur und Sport*, a.a.O., S. 19.
- 58) 1950年代、1960年代の東ドイツにおける身体文化概念の変遷については次を参照。高津勝、スポーツ科学論の一系譜－「身体文化」概念をめぐる論争を中心に－、一橋大学論叢、第83巻第4号、1980年、571-589頁。
- 59) 先述の『身体文化・スポーツ小辞典』（1979年）では、スポーツは身体文化の主要な現象形態であり、また、身体文化と同義としても使用されると記されている。
- 60) 東ドイツのスポーツ領域の区分については次を参照。Wonneberger, Günther (Hg.). *Körperkultur und Sport in der DDR. Gesellschaftswissenschaftliches Lehrmaterial*. Sportverlag: Berlin, 1982, S. 261-336.

本論

序章：ソビエト占領地区における州政府のスポーツ関係規定（1945-1949年） —スポーツの非ナチ化、非軍事化とドイツに伝統的なスポーツフェラインとの決別—

はじめに

第二次世界大戦後ドイツを四つに分割占領したアメリカ、イギリス、フランス、ソビエト連合国の最高決定機関は、常設の4カ国外相会議であり、その下には連合管理理事会が、さらにその下には各占領地区の軍政があった。ブランデンブルク、ザクセン、ザクセン・アンハルト、テューリンゲン、メクレンブルクで構成され、後の東ドイツにほぼ継承される地区は、ソビエト占領地区と呼ばれ、その最高権力はソビエト軍政部が有していた¹⁾。

ソビエト占領地区における戦後スポーツ改革に関する従来の研究²⁾⁻¹¹⁾の多くは、占領下という特殊な状況やドイツ占領機構等を背景に、スポーツ関係規定として、連合管理理事会やソビエト軍政部によって出された規定を重視してきた。

しかし、戦後ドイツの占領行政は占領権力によってのみなされたのではなく、ドイツ人も行政に積極的に関与していた¹²⁾。

ソビエト占領地区における戦後スポーツ改革を究明する際にもドイツ側行政によるスポーツ政策という視点は重要と思われる。ドイツ側行政は占領権力のスポーツ政策にどのように対応し、ナチス期に濫用され、また戦争で荒廃したスポーツをどのように再建しようとしたのであろうか。

ここでは、中央政府不在のソビエト占領地区において、ドイツ側の最高権力機関であった州政府に着目したい。この州政府のスポーツ政策を検討するには、州政府のスポーツ政策主体の構造関係、各主体の意図及び変化などを明らかにする必要があるが、ここでは、連合管理理事会やソビエト軍政部のスポーツ関係規定の内容と特徴を再検討しつつ、州政府によって出されたスポーツ関係規定の内容、特徴を主に各州の法令集を手懸かりに明らかにしたい。

序章はじめに：註及び引用

- 1) 星乃治彦、東ドイツの興亡、青木書店：東京、1991年、48頁。
- 2) Kortenbergh, Walter. *DER SPORT IN DER SOWJETISCHEN BESATZUNGSZONE*. Deutscher Bundes-Verlag: Bonn, 1954.
- 3) Sorg, Heinrich. “Von der Stunde Null bis zum Deutschen Sportbund”; in: *Jahrbuch des Sports 1955/1956*, Deutscher Sportbund: Frankfurt am Main, 1955, S. 79-98.
- 4) Engelhardt, Gerhard. *Die Leibeserziehung an den Schulen in der Sowjetischen Besatzungszone*. Deutscher Bundes-Verlag: Bonn, 1965.
- 5) Gieseler, Karlheinz. *Sport als Mittel der Politik. Die Sportbeziehungen im gespaltenen Deutschland*. Hase & Koehler Verlag: Mainz, 1965.
- 6) Ihmels, Karl. *Sport und Spaltung in der Politik der SED*. Verlag Wissen-

- schaft und Politik: Köln, 1965.
- 7) Nicklaus, Hans. *Vom Kommunalsport zum Deutschen Sportausschuß*. Hofmann-Verlag: Schorndorf, 1982.
 - 8) Knecht, Willi. *Das Medaillenkollektiv. Fakten Dokumente Kommentare zum Sport in der DDR*. Verlag Gebr. Holzapfel: Berlin, 1978.
 - 9) Pabst, Ulrich. *Sport-Medium der Politik? Der Neuaufbau des Sports in Deutschland nach dem Zweiten Weltkrieg und die innerdeutschen Sportbeziehungen bis 1961*. Verlag Bartels und Wernitz KG: Berlin, 1980.
 - 10) Kühnst, Peter. *Der mißbrauchte Sport. Die politische Instrumentalisierung des Sports in der SBZ/DDR 1945-1957*. Verlag Wissenschaft und Politik: Köln, 1982.
 - 11) Gallinat, Klaus. *Der Aufbau und die Entwicklung von Körperkultur und Sport in der SBZ/DDR am Beispiel regionaler Entwicklungen im Land Brandenburg (Mai 1945-Juli 1952)*. Peter Lang: Frankfurt am Main, 1997, S. 28-32.
 - 12) クリストフ・クレスマン著、石田勇治・木戸衛一訳、戦後ドイツ史 1945-1955 二重の建国、未来社：東京、1995年、76-77頁。

第1節：ソビエト占領地区における社会・スポーツの状況

はじめに

本節では、州政府のスポーツ関係規定の内容を理解するために、ソビエト占領地区における社会・スポーツの状況について簡単に述べておきたい。

第1項：ソビエト占領地区における社会の状況

(1) 戦争の終結と連合国によるドイツ占領の基本方針（非軍事化、非ナチ化、民主化、工場解体）

1945年5月7日、壮絶なベルリン攻防戦の戦火はやみ、ヨーロッパでの第二次世界大戦は終結した。ドイツは、700万人の生命を失い、3500万人の戦傷者を出し、200万人の住居を完全に破壊されて、大都市のほぼ4分の3は廃墟と化していた。

敗戦国となったドイツでは、降伏直後のベルリン4カ国声明（6月2日）によって、アメリカ、イギリス、フランス、ソビエトの軍司令部がドイツにおける最高権力を保持することになった。軍政にしたがう四つの占領地区の上に連合軍管理理事会が設置されたが、ベルリンは、連合軍管理理事会に直属する四つの連合国当局が統治することになった。7月17日から始まったアメリカ、イギリス、ソビエト首脳部によるポツダム会談で、ドイツ占領の基本方針として、ドイツの非軍事化、非ナチ化、民主化、工場解体が決定された¹⁾。

ドイツの地方分権化も連合国の合意事項の一つであった。しかし、ソビエト占領地区は西側3地区と異なり、行政権限の力点が州レベルから次第にはっきりと中央へ移行し、州の連邦主義は形式上存在したが殆ど作用しなかったとされている²⁾。

(2) 西側3地区とは異なるソビエト占領地区における占領政策の展開とSEDの発足

ソビエト占領地区では1945年6月9日に設置されたソビエト軍政部が同年7月9日に指令第5号を発し、同地区5州の境界を設定するとともに、各自治機関の行政長官及び副長官を承認した。後に権力を有するドイツ共産党は、この戦後最初の州行政に一人も首班を送り込むことはなかったが、全州で内務、経済を担当する第一副長官を獲得し、人事、警察を掌握することになった³⁾。

ソビエト占領地区での占領行政、経済、社会の発展は、西側の3地区のそれとは著しく異なっていた。西側では州レベルを越えるドイツ人の政治的、社会的活動はかなり長期間にわたり制限されたが、ソビエト占領地区ではドイツ人の政党結成活動が最初から州レベルを越えて占領地域全体にまたがるものとして許可されたのである。ソビエト独特の占領政策が順調に進んだのは、ソビエトだけがその占領地区に忠実なドイツ側代行者を持っていたからであった。ドイツ共産党がそれであった。戦後ドイツ共産党の主導権を握ったのは、W.ピークやW.ウルブリヒト⁴⁾など、いわゆるモスクワ亡命派の古参党员であったが、とりわけW.ウルブリヒトは、大戦末期にウルブリヒトグループと名付けられた党员グループを率いて帰国し、解放前後のソビエト占領地区でソビエトの占領政策にそった政治活動を開始していた。このドイツ共産党とドイツ社会民主党にやがて組織統一の動きが生まれ、1946年4月に両党が合同してSEDが発足した。これによって、SEDはソビエト占領地区

における強大な政党となったのである。

経済の領域では、ソビエト軍政部が 1945 年 7 月中にすべての私営銀行を無償で没収し、地方自治体の公営銀行の設置を命じた他、1946 年夏には「戦争犯罪人及びナチス活動家の企業を没収する」という名目で巨大私有企業の無償没収が始められた。さらに、ドイツ共産党の主唱する農地改革が各地で始まり、100 ヘクタール以上の農地の没収と零細農民へのその分与が進められた。このような措置は、「戦前ドイツの帝国主義と軍国主義の温床」とソビエトがみなしていた金融資本、独占資本、ユンカーからその存在基盤を奪った。同時に、そのような強制的措置を経験しなかった西側 3 地区との間に政治、経済制度の面で亀裂を生み出す原因ともなった⁵⁾。

1946 年 10 月 20 日にソビエト占領地区全州で州議会選挙が実施されたが、SED にとってその選挙結果は満足のいくものではなかった。SED はザクセン、テューリンゲン、メクレンブルクではドイツ自由民主党、ドイツキリスト教民主同盟を合わせたより僅かに多くの票を獲得したものの、ザクセン・アンハルトとブランデンブルクでは後の両党が SED を大きくリードしたのである。その後ソビエト占領地区全州に州行政が成立し、州憲法が制定された。各州の首相には州行政長官が横滑りし、第一副長官は全員内務大臣に就任した。ザクセン・アンハルトとブランデンブルクの議会では SED は過半数に達していなかったが、ソビエト軍政部の力添えで州政府の最重要のポストを占めることができたのである⁶⁾。

(3) 冷戦の進行とドイツの分裂への動き

東西両陣営の対立が深まる中で、ドイツの統一という連合国が当初目指していた基本方針は次第に崩れ、ソビエト代表の連合国管理理事会からの脱退（1948 年 3 月）、1948 年 6 月に西側 3 地区で行われた通貨改革と、それに対抗して行われたソビエト占領地区での通貨改革、そして、ソビエトによるベルリン封鎖（1948 年 6 月から）などが、ドイツの分裂を決定的なものとした。

第 2 項：ソビエト占領地区におけるスポーツの状況

(1) スポーツ分野での戦争の被害

スポーツ分野でも戦争の被害は著しいものがあつた。東ドイツのスポーツ史家 G. ヴォンネベルガー⁷⁾は、戦後直後のスポーツの状況を以下のようにまとめている。

多くのスポーツマンが戦場で、そして破壊された街や村の残骸の中で死んだ。ファシズム体育連盟に組織されていたすべての成人の 20% 以上にあたる 75 万人以上のトゥルネン及びスポーツフェラインの会員が戦争から帰らなかった。・・・416 あつたベルリンの体育館は、戦争終了時には 301 破壊され、12 あつた水泳場の内 3 だけが本来の目的で使用することができた。体育館の多くは避難所や病院として利用された。他の殆どの場所も同様であつた。スポーツの施設や用具の多くは破壊されるかもしくは他の目的で使用されていた⁸⁾。

(2) 占領権力の監視下でのスポーツの再建

さらに、ソビエト占領地区におけるスポーツの再建は、第 2 節で詳述するように、主にポツダム協定（その中で、ナチスやその付属機関・下部機関の解体、ナチス党員の追放等

も規定していた)⁹⁾や、1945年から1946年に出された連合管理理事会及びソビエト軍政部の諸規定によって制限された。連合管理理事会のスポーツに関する主な規定は、スポーツの非ナチ化（スポーツにかかわるナチス期の諸法令の破棄、諸組織・団体の禁止及び解散、関係者の排除）、そして非軍事化（軍事的訓練・プロパガンダ・活動の禁止、関連する組織・団体・施設の活動及び設立の禁止、用具の制限）であり、解散される組織については財産の差し押さえを規定した。他方、ソビエト軍政部のスポーツに関する規定は禁止及び解散されるスポーツ諸組織・団体の財産の差し押さえに関するものが主であった。

以上のものはスポーツ分野のみを取り扱ったものではなかったが、1945年12月17日に出された連合管理理事会訓令第23号は「ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化」と題され、戦後ドイツスポーツの重要な指針の一つとなった。同訓令は、ドイツ降伏以前に存在したすべてのスポーツ的、競技的、軍事的、準軍事的競技組織（クラブ、連盟、施設、その他の組織）のすべての活動の禁止、及び、遅くとも1946年1月1日までのそれらの解散、すべての軍事的、競技的組織の指導や継続の禁止（特に、飛行訓練、パラシュートによる降下、滑空、フェンシング、軍事的、準軍事的訓練や実演、火器による射撃などに適用）、すべての組織における軍事的及び軍事的性格の競技の練習及びその種の練習指導の禁止を規定する一方で、地域的性格の非軍事的なスポーツ組織の存在を認めていた。しかし、それらのスポーツ組織の新設もクライス（Kreis、以下、郡と表記）レベルを越えないことが条件とされ、新設の認可権限は地区司令官に委ねられた。

このような物質的、人的悪条件及び占領権力の監視下で始まったソビエト占領地区におけるスポーツの再建には、当初、元労働者スポーツ連盟のメンバーや、国家社会主義体育連盟（Nationalsozialistischer Reichsbund für Leibesübungen、以下、NSRLと表記）のフェラインに属していた反ファシズムを志向するメンバーなど多様な考えを持つ者が参加した。これらのスポーツグループは、1945年末から自治体のスポーツ局、青年局、体育局や反ファシズム青少年委員会と結び付いていった¹⁰⁾。

（3）ソビエト軍政部によるスポーツフェラインの禁止とFDJスポーツの援助

ソビエト軍政部のスポーツへの関与は当初からあったとされる。西側3地区と異なり、1945年7月末という早い時期にドイツスポーツの核とも言えるスポーツフェライン（地域のスポーツクラブ）の禁止という措置を明確に打ち出したソビエト軍政部は、自治体に属する反ファシズム青少年委員会の、また自由ドイツ青年同盟（Freie Deutsche Jugend、以下、FDJと表記）のスポーツ部設立以後はFDJのスポーツを助成しようとしたのである¹¹⁾。1945年7月からソビエト占領地区すべての地域で活動していた反ファシズム青少年委員会を母体とし、ソビエト軍政部の許可を得、FDJは1946年3月超党派の大衆団体として設立されたが、実際にはドイツ共産党が圧倒的な影響力を持ち、他の大衆団体と同様、ドイツ共産党の後継政党であるSEDの賛助団体となった。1947年6月ソビエトの反ファシズム青少年委員会の招待で、FDJ代表団がモスクワへ行き、スポーツパレードの見学などを行うとともに、数ヶ月の旅行期間に将来の関係などを協議したことは注目されよう。

先述したように、連合国は当初全ドイツにおいて、スポーツの非ナチ化、非軍事化を強く要求し、特にスポーツフェラインの再開・設立には慎重であった。しかし、諸都市の中で特別な位置にあったベルリンの連合国司令部は、1947年3月に指令第66号を発し、非政治的なスポーツ組織の設立を認可した。この指令への対応によって、西側3地区とソビ

エト占領地区のスポーツの再建は大きな差を生じさせ始める。1947年12月に西側3地区では計46のスポーツフェラインが認可されたのに対し、ソビエト占領地区では1948年4月に連合軍管理理事会訓令第23号を維持していく方針がソビエト軍政部とSEDの間で確認され、スポーツフェラインは許可されることはなかったのである。

冷戦の激化とともに、1948年になるとソビエト軍政部のスポーツへの関与はさらに強まる。同年5月ソビエト軍政部はSED指導部に党の規律強化と大衆団体への指導強化などを求め、スポーツ分野ではその指導をFDJに委ねると「不意」に通知したのである¹²⁾。しかし、ソビエト共産党のコムソモールに相当するSEDのFDJにスポーツを委ねることによって多くのスポーツマンは批判的であった。

(4) SEDのスポーツ促進の基本方針

後に政権を担ったSEDは占領下においてどのような方針によってスポーツを促進しようとしていたのだろうか。SEDの機関誌ノイエス・ドイチェラント紙のスポーツチーフであり、政府関係者にも近い存在であったK.フーンは、W.ウルブリヒトのグループが戦後当初からスポーツへ関与したという従来の西側の主張は誤りであると述べ¹³⁾、G.ヴォンネベルガーは、SEDがスポーツに強く関与し始めるのは1948年3月以降のこととしているが¹⁴⁾、SEDのスポーツに関する方針が明確にみられるのは、同年6月29日、30日に開催されたSED党幹部会第11会議の史料である。そこにはSEDの「統一的スポーツ促進運動建設に関する基本方針」が記されている。この方針は大きくは1. 原則と目標、2. 民主的スポーツ促進運動の課題、3. 民主的スポーツ促進運動の組織の三つから構成されている。

その原則と目標としては主に以下のことが定められた。

民主的スポーツ促進運動は、ドイツ国民の身体的、精神的、道徳的向上を助成し、新しい文化の向上に協力する。それは、平和と国際協調に貢献する。それ故、その中では、軍国主義、帝国主義、ファシズムに反対する闘争準備が強化される。スポーツ促進運動の原則や目標に反するスポーツ共同体(Sportgemeinschaft)やスポーツマンは除名される。民主的スポーツ促進運動は自己目的的なものではなく、我々国民の民主的再生に貢献する。それは国民の健康の増進とともに、特に青少年の職場や生活での達成能力の向上に貢献する。スポーツ共同体の活動はアマチュアスポーツを基礎に行われる。スポーツ共同体の助成によって大衆スポーツ及び健全な競技スポーツが行われる。

民主的スポーツ促進運動は、民主的進歩的国民運動の一部である。それは超党派的なものであり、政治的また宗派の見解によって分裂することはない¹⁵⁾。

民主的スポーツ促進運動の課題としては、スポーツ共同体の活動を身体運動と教育活動によって実施することが定められた。

身体運動については以下の方策が定められた。

1) すべてのスポーツ種目とすべての年齢段階の男女を対象とした規則通りの練習の実施、2) 競技、娯乐的競技、ショーや勧誘行事、トゥルネン・スポーツ祭、3) ヴァンデルンや旅行、対外的なトゥルネン・スポーツ祭への参加、4) スポーツ指導者の養成及び継続教育、5) スポーツの医学的研究や管理、6) 個人やグループの成績に関する統計の整備¹⁶⁾。

教育活動については以下の方策が定められた。

1) 特に軍国主義、ファシズムに反対する闘争を考慮した民主主義、ドイツ統一及び平和に賛同する闘争精神での教育、2) グループ及びスポーツ共同体の総会、行事、運動の夕べでの対話、集会、競技会、トゥルネン・スポーツ祭での規則的な教育的講演、3) 文化的芸術的な行事の開催、4) FDJ の諸機関、雑誌「ドイツスポーツの声」(Deutsches Sport-Echo)、他のスポーツ雑誌、新聞、ラジオ、映画によるスポーツ共同体の活動の絶え間ない公表、5) スポーツ文学の出版、6) すべての諸機関における教育目標や特別な課題の実施、7) 青少年保護、青少年の権利に賛同し、アルコールや喫煙に反対する闘争、8) 民主的な政党や組織の行事への参加¹⁷⁾。

民主的スポーツ促進運動の組織については以下の9項目で述べられている。

- 1) 民主的スポーツ促進運動の担い手は、FDJ と自由ドイツ労働組合同盟 (Freier Deutscher Gewerkschaftsbund、以下、FDGB と表記) であり、それらは共同の活動でスポーツ促進運動を発展させる。
- 2) 地域、学校、企業—特に大きな人民所有の—にスポーツ共同体を設立する。それはスポーツ種目(種類)に応じて区分される。これらスポーツ共同体の25才までのすべての会員は、スポーツ的な観点と同様、文化的な観点でFDJに内包される。スポーツ共同体には例えば統一、連帯などの名称を付けることが推奨される。古いスポーツフェラインの伝統に基づいた命名は許可されない。存在するFDJ及び地域のスポーツグループはこれらのスポーツ共同体に統合され、その基礎がつけられる。労働組合の協力と援助によって、特に人民所有企業において従業員のためのスポーツを発展させるべきである。それは統一的スポーツ促進運動の一部である。スポーツ共同体の指導部は選抜され、郡委員会によって確認される。反ファシズムのスポーツマンをスポーツ共同体の幹部として養成すべきである。
- 3) すべてのスポーツ共同体は、内務省の登録義務に従う。スポーツ共同体は、郡スポーツ委員会を通じて、州内務省にその登録を依頼し、登録後は、内務省の州組織の法律や命令に従う。
- 4) 地域、郡、州及び中央レベルでスポーツ委員会を召集すべきである。それらは、FDJ、FDGB、その他の大衆団体、スポーツ共同体の諸機関の代表者によって構成される。
- 5) 郡規模でのスポーツ活動は、州スポーツ委員会の同意によって生じる。州及び全国規模での行事の実施は、中央スポーツ委員会の同意を要する。
- 6) スポーツ委員会の課題としては、定められたスポーツ活動の実施とともに、スポーツ用具、スポーツウェアの供給がある。今後の状況や組織を考慮しながらも、これら緊急措置を要する問題の調整を軌道に乗せるべきである。中央スポーツ委員会においてスポーツ用品の販売順位を定めるべきである。生産に関しては、必要性に応じて、利用できる既存の資材を配分すべきである。
- 7) 秋に二つのスポーツ学校を開校するために、必要な準備活動を行う。その課題は、政治的、スポーツ的に能力のある民主的スポーツ促進運動の幹部を育成することにするべきである。
- 8) 雑誌「ドイツスポーツの声」を新しい民主的スポーツ促進運動の要求に応じたものに修正し、そのイデオロギー的、政治的内容を拡大し、その課題を高めるべきである。
- 9) 登録され、また認められたスポーツ共同体以外のグループ、フェラインのスポーツ活動は許されない¹⁸⁾。

以下では、SED によって初めて出されたスポーツ促進の方針について、詳しく検討したい。

第一は、民主的スポーツ促進運動が自己目的的なものではなく、ドイツの民主的再生に貢献し、国民の精神的、身体的、道徳的向上及び新しい文化の創造に資するものとして位置づけられたことである。ナチス期において政治的に濫用された体育・スポーツについて、戦後西側 3 地区では、スポーツの政治性が強く否定されたのに対し、ソビエト占領地区ではそれとは全く逆の立場がとられていることが明らかであろう。反ファシズムという点では一致していたが、東西ドイツのスポーツの進むべき方向は占領下から異なっていたのである。

第二は、スポーツ共同体に関することである。西側 3 地区では訓令第 23 号などによって禁止された戦前のスポーツフェラインは 1947 年 3 月非政治的なことを条件に認可されたが、ソビエト占領地区では、1948 年 4 月のソビエト軍政部と SED の合意に基づき、スポーツフェラインは認められることはなかった。そして、この基本方針では、スポーツフェラインに代わって地区、学校、企業にスポーツ共同体を設立することが記された。その課題には、身体運動のみならず、スポーツを通じての教育、啓蒙活動、民主的な政党や組織の行事への参加など、政治的側面もあげられている。

第三は、民主的スポーツ促進運動の組織に関することである。大きくは、地区、学校、企業にスポーツ共同体を設立すること、中央、州、郡、地域にスポーツ委員会をつくること、FDJ だけでなく FDGB を担い手とするという方針が示された。特に企業のスポーツ共同体を従業員のスポーツ活動の中心地にしようとしていることは従来のドイツにないこととして注目されるが、ソビエトでは 1930 年代初めから職場を核にスポーツが組織化されていた¹⁹⁾。これに関連して、後述するドイツスポーツ委員会設立にかかわり、国家身体文化・スポーツ委員長官、DTSB 会長を歴任し、東ドイツスポーツに国家崩壊まで携わった M.エヴァルトは、スポーツ独自の組織形態を考えたが、FDJ 指導部、特に後に SED 第一書記となる E.ホーネッカーに拒絶され、W.ウルブリヒトからソビエトスポーツの資料を渡されたと述べている²⁰⁾。

第四は、民主的スポーツ促進運動は特定の政党や宗教と結び付かないと明記されたことである。この理由は、戦前の労働者スポーツ促進運動などが統一したものではなく、その政治的力を行使できないままナチスによって解散に追い込まれたことなどを背景としていたと思われる。

第五は、スポーツの用具やウェアの生産など急を要することの他、スポーツ指導者を養成するための学校の開設など、将来的な方針もみられることである。

以上のように、この方針からは、SED が戦前のスポーツの払拭やソビエトスポーツの導入を意識していたこと、そして、「超党派」と明記しながらも実際には SED の賛助団体となっていた二つの大衆組織を中心に、その政治的目標のためにスポーツ促進運動を展開しようとしていたことが明らかであろう。

(5) SED 以外の諸政党とスポーツ

ソビエト占領期には、SED の権限はまだ絶対的なものではなかった²¹⁾。このことを考慮すると、他の政党がどのようにスポーツにかかわっていたのかを知ることも重要となる。このことを明確に示す史資料はみあたらないが、ドイツ自由民主党（1945 年 6 月 26 日設

立) やドイツキリスト教民主同盟 (1945 年 7 月 5 日設立) が、SED の提唱するスポーツ共同体ではなく、西側 3 地区と同様に、ドイツに伝統的な自由な「スポーツフェライン」に対する要求を持ち続けていたこと、ソビエト軍政部の指示した FDJ を担い手とするスポーツ促進運動に批判的な考えを持っていたことなどが指摘されている。けれども、例えばザクセン州では、ドイツ自由民主党のスポーツ問題を扱う下部委員会の決議を党幹部会が否決するなど意見が分かれ、統一した意見を持ち得なかった²²⁾。

(6) FDJ と FDGB による「民主的スポーツ促進運動設立に関する声明」とドイツスポーツ委員会の設立

先述の「統一的スポーツ促進運動建設に関する基本方針」は公開されることはなかったが、その約 1 ヶ月後の 8 月 1 日にソビエト占領地区では、FDJ 中央評議会議長と FDGB 幹部会議長の共同署名による「民主的スポーツ促進運動設立に関する声明」が出された²³⁾。FDJ 中央評議会議長は後に SED 第一書記となり、東ドイツ崩壊寸前まで国家元首であった E.ホーネッカーである。

以下はその内容である。

「ドイツのスポーツマン達へ！

除去と準備の時期は今や終わった。やっとなら我々は統一した民主的なドイツスポーツ促進運動の建設に着手することができる。我々ドイツ国民が経済分野においても行わねばならない平和的競争のために、また、確かな生活条件をつくるために、遊戯やスポーツにおいて楽しい競争的な力を測る機会をつくるべきである。

我々の社会生活のすべての分野と同様、スポーツの建設においても、1933 年以前の状況を再生することは不可能である。というのも、それらのことが、災いに満ちたファシズム支配という結果を生じさせ、ドイツ国民をカタストロフィーに突き落としたからである。従来ドイツのスポーツ促進運動は、戦争の扇動者が、その犯罪的な計画のために、100 万人のスポーツマンを濫用することに寄与した。新しいドイツのスポーツ促進運動は、我々の最も近い過去に災いをもたらしたそのような過程を再び歩んではならない。我々は新しい道を歩むのだ！ドイツの進歩的な青少年及び 100 万人の組織された勤労者の信頼を得、FDJ と FDGB は、スポーツ活動を行う者すべてに、新しいドイツスポーツ促進運動をつくることに協力することを呼びかける。

ドイツのスポーツ促進運動の優れた伝統から、我々は、本当の国民スポーツ、真の身体文化、統一したドイツ、民主主義、民族間の協調に関する理念を得たいと考えている。

我々は、すべての村、都市、大企業に、そのトップに優れた信頼できる反ファシズムのスポーツマンが配置されるスポーツ共同体をつくることを呼びかける。その際、青少年は精力的に先頭を歩むべきである。なぜなら、我々国民の利益に本当に役立つスポーツ促進運動をつくるのが重要であるからである。

FDJ と FDGB が新しい民主的スポーツ促進運動の共通の担い手である。それらはすべての郡と州にスポーツ委員会をつくるべきである。スポーツ促進運動は、ドイツの首都ベルリンに所在のあるドイツスポーツ委員会によって指導される。

スポーツ共同体に統合される民主的なスポーツマンは、我々国民の健康及び平和的経済の再生にその名誉ある課題を見いだす。生産の向上、平和的競争の組織に従

事する企業の活動家との協力によって、我々は、我々のスポーツを次のように発展させたいと考えている。つまり、身体の健康な保持、職業における能率向上に役立つ、同時に、喜び、陽気さ、日常の活動からの解放を生じさせるように。100万人の組織された進歩的な人々とともに、スポーツマンは、ファシズムに反対し平和に賛同する闘争を行う。我々の民主的スポーツ促進運動は、世界におけるドイツの印象の回復、すべての民族の青少年との友好的関係に貢献する。

ドイツのスポーツマン達へ！都市や地方の民主的なスポーツ共同体に入ろう！」²⁴⁾

以上のように、同声明は、ドイツスポーツ委員会を頂点とし、FDJとFDGBという二つの大衆団体を担い手とした新しいスポーツ促進運動の創設とその際の協力を呼びかけたものであった。

このように同声明は二つの大衆団体によって出されたが、これらの団体がSEDの賛助団体であったこと、また、この声明の内容が先の「統一的スポーツ促進運動建設に関する基本方針」と類似していることが、同声明の性格を知る上で重要であろう。さらに、この声明において、社会主義諸国家独特の「身体文化」という用語が早くも使用されていることに注意する必要がある²⁵⁾。

以上の声明に応じ、1948年10月1日、ドイツスポーツ委員会が設立された。その設立総会では種々の決議がなされたが、ここでは、「民主的スポーツ促進運動の原則と目標」及び「ドイツスポーツ委員会設立に関する決議」について述べたい。

民主的スポーツ促進運動の原則と目標は、以下の通りである。

「1. 原則と目標

民主的スポーツ促進運動は、ドイツ国民の身体的、精神的、道徳的向上を助成し、新しい文化の創造に協力する。それは、平和と民族間の協調に関係する活動に貢献する。それ故、民主的スポーツ促進運動では、軍国主義、帝国主義、ファシズムに反対する闘争準備を強化する。

民主的スポーツ促進運動の担い手は、FDJとFGBGである。それらは共同の活動で、スポーツ促進運動を発展させる。

民主的スポーツ促進運動は、自己目的的なものではない。それは、我々国民の民主的再生に貢献することもその役割の一つである。また、それは国民の健康の増進に貢献し、同時に特に若い世代の達成能力の向上に貢献する。

スポーツ共同体の活動をアマチュアスポーツを基礎として行うべきである。国民スポーツや健全な競技会への幅広い階層の参加はスポーツ共同体の大きな援助によって生じる。

民主的スポーツ促進運動は、ドイツ統一のために闘争する。それは、ドイツ青少年の統一、ドイツ労働組合促進運動のために尽力する。民主的スポーツ促進運動は、すべての労働に従事する人々、特に青少年の生活条件に役立つとするすべての努力を援助する。

それは、FDJやFDGBの原則や目標及びその規約に基づいて、党派的に結びつかず、また、特定宗派の見解に基づいて分裂することはない²⁶⁾

この民主的スポーツ促進運動の原則や内容も、先のSEDの「統一的スポーツ促進運動設立に関する基本方針」で示された原則と目標とほぼ同じであることが重要であろう。

また、同10月1日、ドイツスポーツ委員会設立に関する決議もなされた。その中ですぐ

さま実施すべき方策として以下の6項目が示された。

1. すべての都市、村落において民主的スポーツ促進運動の目標と原則に関する集会を開く。
2. ソビエト占領地区のすべての郡において郡スポーツ委員会を設置した後、直に、すべての村落、都市、特に大きな人民所有企業に民主的なスポーツ共同体を設立する。例えば、ヴィスマートやホルヒベルクなどの大きな人民所有企業でのスポーツ共同体の設立は我々の次なる課題である。州スポーツ委員会には、これらの職場スポーツ共同体（Betriebssportgemeinschaft）の設立と発展の責任が委ねられる。
3. すべてのスポーツ共同体では、文化的生活が幅広く拡大される。スポーツ共同体は、一般教育学的な講演や話し合いの夕べを実施する。すべての大きなスポーツ行事には、文化的なプログラムを取り入れる。
4. 我々スポーツマンは、2ヵ年計画の模範労働者運動に参加し、新しい農民の家の建設を援助する。
5. 新しいスポーツ施設の設置、その管理及び存在するスポーツ施設の修復は、すべてのスポーツ共同体の自明の課題の一つである。
6. 進歩的なスポーツ幹部が育成されたとき、スポーツから正しい真の身体文化への発展が達成される。それ故、すべての州ですぐさまスポーツ学校を設立すべきである。これらの学校の統一した指導要領をすぐに作成し、優れた教師と契約することがドイツスポーツ委員会に委託される²⁷⁾。

以上のように、民主的スポーツ促進運動の頂点に位置するドイツスポーツ委員会設立に際して、すぐさま実施すべき方策とは、民主的スポーツ促進運動の目標と原則の普及、特に人民所有企業でのスポーツ共同体（職場スポーツ共同体）の設立、スポーツマンの新国家建設への参加、新しいスポーツ施設の設置や既存ものの修復、スポーツ学校の開設、スポーツ幹部の養成などであった。これらの多くが先のSEDの「統一的スポーツ促進運動設立に関する基本方針」の中で定められていたことや、スターリン体制下では、共産党の政策や主張はコルソモールの声明・決議の名を借りで行われることが多かったことなどから、SEDの影響力が窺える。しかし、K.フーンは、ドイツスポーツ委員会の設立には後に西側に移った者も含め多くの同意があり、反ファシズムへの道が期待されたと述べている²⁸⁾。

この決議において「職場スポーツ共同体」という名称が初めて使用されたが、それは同月ロイナ化学工場で最初に設立された。ソビエト占領地区及び東ドイツにおいて長く大衆スポーツに携わったH.ヘトリッヒは、インタビュー（2009年、於：ベルリン）において、職場スポーツ共同体はドイツスポーツ史において前例のないものであったと語っている。

序章第1節：註及び引用

- 1) 成瀬治、黒川康、伊藤孝之、ドイツ現代史、山川出版社：東京、1987年、295頁。
- 2) 油井大三郎、中村政則、豊下楯彦編、占領改革の国際比較—日本、アジア、ヨーロッパ、三省堂：東京、1994年、253頁。
- 3) 同上書、251-253頁。
- 4) 1893年生まれのW.ウルブリヒトは19才でドイツ社会民主党に入党し、1940年からモスクワに渡り、第二次世界大戦末帰国。その後、1953年SED第一書記、1960年から

- は国家評議会議長を兼任し、1971年第一書記を解任され、1973年死亡。
- 5) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年、480-481頁。
 - 6) H.ヴェーバー著、斉藤哲・星野治彦訳、ドイツ民主共和国史、日本経済評論社：東京、1991年、40-42頁。
 - 7) 1926年生まれのG.ヴォンネベルガーは、1967年から1991年までドイツ体育大学に勤務し、1971年から1983年までは国際スポーツ史学会会長を務めた東ドイツの代表的なスポーツ史家であった。
 - 8) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV.* Sportverlag: Berlin, 1967, S. 19.
 - 9) Forst, Wolfhard (Hg.). *Studienmaterial zur Sportwissenschaft. Quellenauszüge zur Sportgeschichte. Teil II: 1945-1970(DDR-Sport).* Wiss.-Techn. Zentrum der Pädagog. Hochsch. "Karl Liebknecht": Braunschweig, 1991, S. 3.
 - 10) 次を参照。Nicklaus, Hans. *Vom Kommunalsport zum Deutschen Sportausschuß.* Hofmann-Verlag: Schorndorf, 1982.
 - 11) 次を参照。Mählert, Ulrich. *Die Freie Deutsche Jugend 1945-1949.* Ferdinand Schöningh: Paderborn, 1995.
 - 12) Wonnebener, Günther. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil I : 1945-1949"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE 1 (1995), S. 29.
 - 13) 次を参照。Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus. *Lorbeerkrantz und Trauerflor. Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR.* Dietz Verlag: Berlin, 1990.
 - 14) Wonnebener, Günther. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil I : 1945-1949", a.a.O., S. 28.
 - 15) Forst, Wolfhard (Hg.). *Studienmaterial zur Sportwissenschaft. Quellenauszüge zur Sportgeschichte. Teil II,* a.a.O., S. 52-53.
 - 16) Ebenda, S. 53.
 - 17) Ebenda.
 - 18) Ebenda, S. 53-54.
 - 19) ジェームス・リオードン他著、古市英訳、共産圏のスポーツ、同朋社出版：京都、1987年、19-26頁。
 - 20) Ewald, Manfred. *Ich war der Sport. Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger.* Elefanten Press: Berlin, 1994, S. 33-36.
 - 21) H.ヴェーバー著、斉藤哲・星野治彦訳、ドイツ民主共和国史、前掲書、40-42頁。
 - 22) Wonnebener, Günther. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil I : 1945-1949", a.a.O., S. 32.
 - 23) この声明の内容は、1948年8月2日「ドイツスポーツの声」誌を通じて公開された。
 - 24) Dokumente zur Gründung unserer Sportbewegung; in: Theorie und Praxis der Körperkultur 17 (1968), S. 857f.
 - 25) 社会主義諸国家では身体文化は精神文化との対比で使用される場合が多かった。内容は、体育、スポーツ、レクリエーション、観光旅行等を総称する。ただし、歴史的には競技スポーツを除外した時代もあった。
 - 26) Bernett, Hajo (Hg.). *Körperkultur und Sport in der DDR. Dokumentation eines*

- geschlossenen Systems*. Verlag Hofmann: Schorndorf, 1994, S. 64.
- 27) Forst, Wolfhard (Hg.). *Studienmaterial zur Sportwissenschaft. Quellenauszüge zur Sportgeschichte. Teil II*, a.a.O., S. 57.
- 28) Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus. *Lorbeerkrantz und Trauerflor. Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR*, a.a.O., S. 27.

第2節：占領権力のスポーツ関係規定の内容と特徴

はじめに

連合国は、戦前のドイツにおけるナチスとスポーツかかわりを憂慮し、第二次世界大戦中から既に戦後のドイツにおけるスポーツ政策を構想していた。このことについては、高津などの研究があるが¹⁾、戦後連合国がドイツスポーツを実際どのような方針によって統制あるいは助成しようとしたのかについて全般的に取り扱った研究はみあたらない。

また、ソビエト軍政部のスポーツに関する諸規定についても従来それを包括的に取り扱った研究はみられない。

ここでは、主に連合軍管理理事会及びソビエト軍政部のスポーツ関係規定の内容と特徴を明らかにする。

第1項：連合軍管理理事会のスポーツ関係規定の内容と特徴

まず、ソビエト占領地区各州の法令集等に記載されている連合軍管理理事会のスポーツ関係規定を分析し、その内容を通時的に述べていきたい。

1945年5月8日のドイツの無条件降伏の後、連合軍管理理事会が設立されたのは、同年6月5日である。

その最初のスポーツ関係規定は、同年9月20日の「ドイツに対する声明」²⁾の中にみられる。同声明は、ドイツ国民に対し、あらゆる種類の軍事訓練、軍事的プロパガンダ、あらゆる性格の軍事的活動を禁止した³⁾。また、同声明は、軍事訓練の助成を目的とするすべての組織・グループの設立、以前の軍人の組織の設立とともに、たとえそれが表向き教育的、宗教的、社会的、スポーツ的なものであっても、軍事的特性を助長させたり、ドイツの軍事的伝統の保持という目的に役立つ他のグループの設立を禁止することを定めている⁴⁾。

1945年10月1日の連合軍管理理事会法令第1号⁵⁾は、第一にナチス政府によって出された政治的、差別的な性格の法令の破棄を規定したものであった。同法では、破棄されるナチス期の諸法令が明示され、その中にはヒトラー・ユーゲント法もみられる⁶⁾。ヒトラー・ユーゲント法は、学校及び家庭以外の場所における青少年の身体的、精神的、道徳的訓練と教育すべてをヒトラー・ユーゲントが管理することを定めたものであった⁷⁾。同法によってドイツ領内の全青少年はヒトラー・ユーゲントに組織されることになった。ドイツに数多く存在していた青少年団体はヒトラー・ユーゲントに吸収されるか解散したり非合法的存在になるしかなかった。1926年に設立されたヒトラー・ユーゲントの活動内容は集団キャンプ、研究活動、合宿など多面的であったが、体育やスポーツも盛んに行われた。法令第1号は、第二に、ドイツにおけるあらゆる種類の軍事的訓練の廃止と禁止を規定している⁸⁾。

同月10日の連合軍管理理事会法令第2号⁹⁾は、ナチス諸組織の解散を規定し¹⁰⁾、断固解散すべき組織を示した同法の補遺¹¹⁾には、ナチス期のスポーツ統括団体であるNSRLや突撃隊、親衛隊、ヒトラー・ユーゲントなどの団体名が具体的に明記されている¹²⁾。ナチスの政治的目標に奉仕することになったNSRLと並んで、多くのナチス組織が国民の身体育

成に努めた。ナチスの突撃隊、親衛隊、ヒトラー・ユーゲントがそれにあたる。ナチスは1933年の時点で政治的に強大化した突撃隊を武装解除し、党の奉仕的な事業団体に再編するとともに、戦闘的な右翼団体や国粹的な退役軍人の組織する鉄兜団をそれに糾合し、200万人の構成員を擁する団体を作りあげた。その際、最も突撃隊が重視した活動の一つが一般大衆への「準軍事的スポーツ」ないしは「国防スポーツ」の奨励であった。また、法令第2号は、リストの補遺に「あげられた組織の新設は同じ名前でもあるいは違う名前でも禁止される」¹³⁾ことや、「解散される組織の諸財産は差し押さえられる」¹⁴⁾ことなどを規定した。

同年11月30日の連合軍管理理事会法令第8号¹⁵⁾は、ドイツにおける軍事訓練の廃止、禁止を規定したものであり、具体的には、「直接的であれ、間接的であれ、戦争に関する理論、原理、技術、機械装置を教えたり、参加者に戦争行為を準備させるような連盟、結社、グループ、個人の活動はここに禁止され違法であることが宣告される」¹⁶⁾(条項1)、「以前の軍人のすべての結社、連盟及びドイツの軍事的伝統を保持しようとする目的のすべての結社、連盟、グループは、禁止され、即刻解散される」¹⁷⁾(条項3)、「スポーツや体育(Leibesübungen)の助成という名目で、この法律のフェラインに関する規定の法網をくぐろうとする企ては禁止される」¹⁸⁾(条項5)ことなどを規定した。

以上はスポーツ分野のみを取り扱ったものではなかったが、先述のように、1945年12月17日に出された訓令第23号は「ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化」¹⁹⁾と題され、戦後ドイツスポーツの重要な指針の一つとなった。同訓令は、ドイツ降伏以前に存在したすべてのスポーツ的、競技的、軍事的、準軍事的競技組織(クラブ、連盟、施設、その他の組織)のすべての活動の禁止、及び、遅くとも1946年1月1日までのそれらの解散、すべての軍事的、競技的組織の指導や継続の禁止(特に、飛行訓練、パラシュートによる降下、滑空、フェンシング、軍事的、準軍事的訓練や実演、火器による射撃などに適用)、すべての組織における軍事的及び軍事的性格の競技の練習の実施及びその種の練習の指導の禁止を規定する一方で、地域的性格の非軍事的なスポーツ組織の存在を認めていた²⁰⁾。しかし、それらのスポーツ組織の新設も郡レベルを越えないことが条件とされ、新設の認可権限は地区司令官に委ねられた²¹⁾。

同年12月20日に出された連合軍管理理事会法令第10号²²⁾では、戦争犯罪者、平和及び人道に対し罪を犯した者の処罰が定められ、その逮捕や財産の没収などが定められた²³⁾。しかし、同法は後述する訓令第24号のように、対象となるスポーツ関係者やスポーツの諸組織を明記していない。

1946年以後の連合軍管理理事会のスポーツ関係規定の主なものは1946年に集中しており、その主なものは、訓令第24号²⁴⁾(1月12日)、法令第23号²⁵⁾(4月10日)、法令第34号²⁶⁾(8月20日)、訓令第37号²⁷⁾(9月26日)、訓令第38号²⁸⁾(10月12日)、訓令第45号²⁹⁾(11月9日)などである³⁰⁾。

訓令第24号は、名目的な者以外のすべてのナチス党員を公職または半公職から追放することを定めたが、第10項目「強制追放・排除カテゴリー」にNSRLが明記されたことによって、如何なる時期にあってもNSRLの役職にあった者は、すべての公職、半公職、私的企業の責任ある地位から排除されることになった³¹⁾。

法令第23号は、ドイツにおける軍事施設の禁止を規定し、禁止すべき軍事施設として、飛行艇基地、射撃・訓練施設などを明記している³²⁾。

法令第 34 号は、前年の法令第 2 号と関連し、ナチス、その支部、それと結び付いた組合、それらに属した組織、準軍事的組織などの廃止、ドイツの軍事的伝統の保持に役立つすべてのフェラインや連盟の解散などを規定した³³⁾。

訓令第 37 号は、スポーツボートの大きさや性能などを制限したものであった³⁴⁾。

訓令第 38 号は、先の訓令第 24 号と関連し、戦争犯罪人、軍国主義者、ナチス党員の逮捕、処罰を具体的に規定し、これによって、NSRL の指導者やすべてのスポーツの領域の指導者は重罪の対象として、すべての役職にあった者及び重罪のグループに属さない者は有罪の対象として入念に検査されることになった³⁵⁾。

訓令第 45 号は、先の訓令第 37 号と関連し、スポーツボートの使用目的や性能などを制限したものであった³⁶⁾。

以上のように、殆どの連合軍管理理事会のスポーツ関係規定は、1945 年から 1946 年に出され、主にスポーツの非ナチ化（ナチス期の諸法令の破棄、ナチスに関係したスポーツ関係者の逮捕、処罰、公職追放、諸組織・団体の禁止及び解散）、スポーツの非軍事化（軍事的な訓練・スポーツ種目・プロパガンダ・活動の禁止、関連する組織・団体・施設の活動の禁止、用具の制限）を規定するものであり、解散される諸組織については財産の差し押さえを指示した。

これらは、戦後の連合国の対ドイツ政策の基本方針である非ナチ化、非軍事化に応じたものであったと考えられる。しかし、地域的、非軍事的なものに限定していたが、連合軍管理理事会が 1945 年 12 月末よりスポーツ活動を認めていたこと（訓令第 23 号）にも注意を払う必要がある。

なお、連合軍管理理事会は、1948 年 3 月 20 日ソビエトの代表が脱退することによって解散し、その効力を失った。

第 2 項：ソビエト軍政部のスポーツ関係規定の内容と特徴

連合軍管理理事会の諸規定とは別に、1945 年 6 月 9 日にベルリンのカールスホルストに設置されたソビエト軍政部もまた、独自に指令（Befehle）などを発した。ソビエト占領地区で発せられたソビエト軍政部の指令については、連合軍管理理事会の各種法令を一方的に受け継ぎ具体化ものではなく、むしろソビエト軍政部の指令が連合軍管理理事会の決定を先取りした事実もしばしば指摘されている³⁷⁾。

ここでは、ソビエト軍政部の諸規定を集めた文書集等を分析し、スポーツ関係規定の内容を通時的に述べていきたい。

ソビエト軍政部のスポーツ関係規定の最初のもは、1945 年 7 月 31 日に出された指令と思われる³⁸⁾。同指令では、青少年委員会の設立とともに、スポーツフェラインなどの活動の禁止が指示されている³⁹⁾。

1945 年 9 月 17 日に出されたナチス期の法廃止に関する指令第 66⁴⁰⁾号は、連合軍管理理事会法令第 1 号（1945 年 10 月 1 日）と同様に破棄すべきナチス期の諸法令が明示され、その中にはヒトラー・ユーゲント法などもみられる⁴¹⁾。

同年 9 月 29 日には指令第 80 号⁴²⁾が出された。同指令は、連合軍管理理事会法令第 2 号（1945 年 10 月 10 日）と同様ナチス諸組織の解散を指示し、断固解散すべき組織として NSRL、ヒトラー・ユーゲント、突撃隊、親衛隊などを明記している⁴³⁾。

同年 10 月 30 日、31 日にはそれぞれ指令第 124 号⁴⁴⁾と指令第 126 号⁴⁵⁾ が出された。指令第 124 号は、ソビエト軍政部によって禁止、解散された協会、クラブ、連盟等の財産の差し押さえなどを指示したものであり⁴⁶⁾、一方、指令第 126 号は、ナチス、その諸機関、それと結び付いた諸連盟の財産をソビエト軍政部によって差し押さえることを指示し、そのリストに NSRL などを明記したものである⁴⁷⁾。

1947 年 6 月 20 日には指令第 156 号⁴⁸⁾が出された。同指令は、教育機関の指導や青少年の教育を一元化するために、青少年委員会の所轄を社会局から教育局に移管することなどを定めたものである⁴⁹⁾。

同年 8 月 16 日には指令第 201 号⁵⁰⁾が出された。同指令は、連合軍管理理事会訓令第 24 号、第 38 号との関連で、非ナチ化の実施を通達したものである⁵¹⁾。

以上のように、ソビエト軍政部のスポーツ関係規定は、1945 年から 1947 年に出されている。ナチス期の諸法令の破棄、スポーツ関係者の逮捕、処罰、公職追放、諸組織・団体の禁止及び解散、財産の差し押さえなど、連合軍管理理事会のスポーツ関係規定によって規定されているものと同様のものも多いが、スポーツフェラインの活動の禁止という措置を 1945 年 7 月末、つまり戦後すぐに明確に規定していることや、スポーツフェラインを含めすべての青少年団体・組織の活動を禁止する一方で、青少年委員会のみ活動を援助しようとしていることなどは連合軍管理理事会の諸規定とは異なることである。

序章第 2 節：註及び引用

- 1) 高津勝、連合国の対ドイツ・スポーツ政策の形成—戦中期の立案を中心に—、一橋大学研究年報人文科学研究、第 34 巻、1997 年、3-147 頁。
- 2) Proklamation an Deutschland.
- 3) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 2, 20.10.1945, S. 3.
- 4) Ebenda.
- 5) Gesetz Nr. 1. Betr. Aufhebung faschistischer Gesetze.
- 6) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 3, 3.11.1945, S. 2-3.
- 7) 村瀬興雄、ナチズムと大衆社会、有斐閣：東京、1987 年、79 頁。
- 8) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 3, 3.11.1945, S. 3-4.
- 9) Gesetz Nr. 2. Betr. Auflösung der Nazi-Organisationen.
- 10) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 3, 3.11.1945, S. 4.
- 11) Anhang zu Gesetz Nr. 2.
- 12) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 3, 3.11.1945, S. 4.
- 13) Ebenda.
- 14) Ebenda.
- 15) Gesetz Nr. 8. Betr. Ausschaltung und Verbot der militärischen Ausbildung.
- 16) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 9, 29.12.1945, S. 3. 同法に関する研究としては以下を参照。高津勝、連合国の対ドイツ占領スポーツ政策に関する研究：「軍事訓練の廃止・禁止」の法制化の過程を中心に、成田十次郎先生退官記念会編、成田十次郎先生退官記念論文集 体育・スポーツ史研究の展望—国際的成果と課題、不昧堂：東京、1996 年、96-112 頁。
- 17) Ebenda.

- 18) Ebenda.
- 19) Beschränkung und Entmilitarisierung des Sportwesens in Deutschland.
- 20) 連合軍管理理事会訓令第 23 号は、各州法令集にはみあたらない。例えば次に所収。
Hemken, R. *Sammlung der vom Alliierten Kontrollrat und der Amerikanischen Militärregierung erlassenen Proklamationen, Gesetze, Verordnungen, Befehle, Direktiven*. Deutsche Verlags-Anstalt :Stuttgart, 1946.
- 21) Ebenda.
- 22) Gesetz Nr. 10. Betr. Bestrafung von Personen, die sich Kriegsverbrechen, Verbrechen gegen Frieden oder gegen Menschlichkeit schuldig gemacht haben.
- 23) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Teil III, Nr. 2, 27.3.1946, S. 11-14.
- 24) Diretive Nr. 24. Betr. Entfernung von Nationalsozialisten und Personen, die den Bestrebungen der Alliierten feindlich gegenüberstehen, aus Ämtern und verantwortlichen Stellungen.
- 25) Gesetz Nr. 23. Betr. Verbot der militärischer Bauten in Deutschland.
- 26) Gesetz Nr. 34. Betr. Auflösung der Wehrmacht.
- 27) Diretive Nr. 37. Betr. Abgrenzung der Merkmale der Deutschland über die Fischerei- und Sportboote hinaus über seine Friedenswirtschaft belassenen anderen Schiffe.
- 28) Diretive Nr. 38. Betr. Verhaftung und Bestrafung von Kriegsverbrechern, Nationalsozialisten und Militaristen und Internierung, Kontrolle und Überwachung von möglicherweise gefährlichen Deutschen.
- 29) Diretive Nr. 45. Betr. Abgrenzung der technischen Merkmale über die deutschen Sportboote.
- 30) この他には、ソビエト占領地区各州の法令集には、1947年4月29日に出された訓令第 50 号（声明第 2 号及び法令第 2 号に記載された諸組織の財産に関する命令）、1948年1月15日に出された訓令第 57 号（法令第 10 及び訓令第 38 号によって押収された財産に関する命令）などがある。
- 31) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Teil III, Nr. 10, 31.10.1946, S. 73-82.
- 32) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 13/14/15/16, 27.4.1946, S. 136-137.
- 33) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Teil III, Nr. 9, 7.10.1946, S. 65.
- 34) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Teil III, Nr. 1, 7.2.1947, S. 1-2.
- 35) Ebenda, S. 2-11.
- 36) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 44, 30.11.1946, S. 478.
- 37) 木戸衛一、ソ連占領下ドイツにおける戦後改革の諸相、歴史学研究、第 600 号、1989 年、37 頁。
- 38) この指令には、他の多くと同じように指令番号はみられず、またこの指令は二つの新聞を通じて知らされたとされる。
- 39) Mählert, Ulrich. *Die Freie Deutsche Jugend 1945-1949*. Ferdinand Schöningh: Paderborn, 1995, S. 47.
- 40) Befehl Nr. 66 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in

Deutschland über die Abschaffung der Sondergerichte und die Aufhebung der faschistischen Gesetze.

- 41) Below, G.A. (Hg.). *Dokumente aus den Jahren 1945-1949. Um ein antifaschistisch-demokratisches Deutschland*. Staatsverlag: Berlin, 1968, S. 156-157.
- 42) Befehl Nr. 80 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Auflösung nazistischer Organisationen.
- 43) Below, G.A. (Hg.). *Dokumente aus den Jahren 1945-1949. Um ein antifaschistisch-demokratisches Deutschland*, a.a.O., S. 162-164.
- 44) Befehl Nr. 124 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Beschlagnahme und die Übernahme einiger Eigentumskategorien.
- 45) Befehl Nr. 126 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland zur Konfiskation des Eigentums der nationalsozialistischen Partei, ihrer Organe und der ihr angeschlossenen Organisationen.
- 46) Below, G.A. (Hg.), *Dokumente aus den Jahren 1945-1949. Um ein antifaschistisch-demokratisches Deutschland*, a.a.O., S. 189-192.
- 47) Ebenda, S. 194-196. 同指令の一覧は、連合国管理理事会法令第2号の補遺とほぼ同じであるが、若干異なる表記もみられる。例えば、国家社会主義体育連盟について、法令第2号では「NS-Reichsbund für Leibesübungen」、指令第126号では「NS Sportbund」と記されている。
- 48) Befehl Nr. 156 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Überführung der Jugendämter in die Organe für Volksbildung.
- 49) Gesetzblatt des Landes Sachsen-Anhalt, Teil I, Nr. 7, 15.3.1948, S. 42.
- 50) Befehl Nr. 201 des Obersten Chefs der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland über die Anwendung der Kontrollratsdirektiven Nr. 24 und Nr. 38 über die Entnazifizierung.
- 51) Below, G.A. (Hg.). *Dokumente aus den Jahren 1945-1949. Um ein antifaschistisch-demokratisches Deutschland*, a.a.O., S. 489-492.

第3節：各州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴

はじめに

ここでは、ソビエト占領地区の州政府によって出されたスポーツ関係規定の内容と特徴を主に各州の法令集を手懸かりに明らかにしたい。

なお、メクレンブルク州の諸規定が1946年以降しかみあたらず、ザクセン・アンハルト州では1946年まではザクセン州の諸規定が有効であった。法令集では、ブランデンブルク (Brandenburg) は1948年12月まではマルク・ブランデンブルク (Mark Brandenburg)、メクレンブルク (Mecklenburg) は1947年1月まではメクレンブルク・フォアポメルン (Mecklenburg-Vorpommern) という名称が使用されている。

第1項：ザクセン州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴

ザクセン州法令集において、スポーツに関する最初のザクセン州の規定は1945年9月6日の行政粛清に関する命令¹⁾と思われる。同命令はザクセン州の行政諸局からのナチス党員の排除を規定した²⁾。連合国管理理事会やソビエト軍政部以前に、ナチス期のスポーツ統括団体であったNSRL関係者とともに、ナチス期のスポーツにも重要な役割を果たした突撃隊、親衛隊、ヒトラー・ユーゲントの関係者を排除すべき積極的なナチス関係者として明確に位置づけていることが特徴的である³⁾。

翌9月7日には反ファシズム青少年委員会設立に関する命令⁴⁾が出された。同命令の中では、ナチズムが支配した12年間、「来るべき侵略戦争のために、青少年が精神的にも、また、国防スポーツや野外演習によって身体的にも訓練されていた」⁵⁾ことが批判され、青少年からナチス的、軍国主義的思考を根絶することが第一の課題とされた⁶⁾。同命令の中で、スポーツは、演劇やダンスなどとともに、「真の生活の喜びを青少年に享受させることに役立つ」⁷⁾ものと肯定的な評価がなされている。そして、ソビエト当局の同意を得て、地方長官、郡長、市長管轄の教育局に青少年委員会専門の部局を設置すること、青少年活動に必要なスポーツ用具・施設を利用させることなどが定められている⁸⁾。その他、すでに存在する青少年委員会を命令や実施規定によって改組することや、すべての他の政治的、スポーツ的な青少年組織はソビエト当局の命令によって禁止されているので、それらが存在する時、解散することなども同命令は定めている⁹⁾。

同日、青少年委員会設置命令に関する実施規定¹⁰⁾が出された。同規定では、青少年委員会の専門委員は、「青少年活動の経験があるものでなければならず、さらにできれば1933年以前に反ファシズム青少年運動に従事したものが望ましい」¹¹⁾と規定された。青少年委員会は六つの部門（青少年指導者、少女代表者、文化担当者、反ファシズム宣伝活動担当者、企業活動・労働配置担当者、スポーツ担当者）で構成されることとされ、スポーツ担当者は、「青少年のスポーツ活動を組織し、その際いわゆる国防スポーツに類さないものを行うことに留意する」¹²⁾ことなどが定められている。また、同規定では、「青少年スポーツは幅広い階層の青少年を反ファシズムの青少年活動に獲得することに役立つもの」¹³⁾とされ、サッカー、バレーボール、体操、卓球・テニス、水泳、ボート、冬季スポーツ等の個々のスポーツ種目で練習時間を定め、スポーツ競技会の準備に取りかかるべきとされ

ている¹⁴⁾。

翌1946年1月21日の学校肅清命令に関する第二実施規定¹⁵⁾では、教育部門の課題としてスポーツ大会の開催等があげられている¹⁶⁾。

同年5月22日にはフェライン等の再調整に関する命令が出された¹⁷⁾。その中ではすべてのフェラインの解散が指示された他、解散されたフェラインの財産の差し押さえやその受託者などが定められた¹⁸⁾。

1948年5月17日にはスポーツフィッシング組合などの解散に関する命令¹⁹⁾が出された。同命令はザクセン州に存在するスポーツフィッシング組合、スポーツフィッシング賃貸契約共同体、以前のフィッシングフェラインを直ちに解散することなどを規定している²⁰⁾。同命令で重要と考えられるのは、同命令が、1945年12月17日の連合国管理理事会訓令第23号に基づいたものであると記されていることである。先に述べたように、ベルリンの連合国司令部は、1947年3月に指令第66号を発し、非政治的なスポーツ組織の設立を認可したにもかかわらず、ソビエト占領地区では1948年4月に連合軍管理理事会訓令第23号を維持していく方針がソビエト軍政部とSEDの間で確認され、スポーツフェラインは許可されることはなかった。同命令が訓令第23号に基づいたものであると記されていることは、そのことを裏付けるものと言えよう。なお、訓令第23号によって解散されたスポーツフェラインの財産は、解散した時点で所轄の自治体へ移管していることが1948年の命令²¹⁾によって確認されている²²⁾。

そして、1948年11月16日にはスポーツ共同体登記に関する命令²³⁾が出された。同命令は、解散されたスポーツフェラインに代わって新しくつくられるスポーツ共同体に関するもので、「同州においてつくられるスポーツ共同体は内務省に登録しなければならないこと」²⁴⁾や、所定の申請書にそのスポーツ共同体の指導者、会員数、スポーツ種目（種類）を明記しなければならないことなどを定めている²⁵⁾。スポーツフェラインではなく、SEDの「統一的スポーツ促進運動建設に関する基本方針」（1948年6月）から使用されているスポーツ共同体という名称が使用されていることや、それを州レベルで実施しようとしていること、その登記を内務省によって厳しく監視しようする姿勢に注意する必要がある。

第2項：テューリンゲン州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴

テューリンゲン州法令集におけるスポーツに関する最初の規定は、1945年7月23日のナチ分子の公的機関からの排除に関する法律²⁶⁾と思われる。同法はテューリンゲン州の公的機関から排除する対象者として突撃隊、親衛隊、ヒトラー・ユーゲントを明記している²⁷⁾。ザクセン州と同様連合国管理理事会やソビエト軍政部の諸規定に先立ちスポーツの非ナチ化が目指されているが、ザクセン州の規定とは異なり、同法にはNSRLの関係者については明記されていない。同法の実施・遂行命令は7月25日に出されている²⁸⁾。

同年10月9日にはナチス諸財産の没収及び差し押さえに関する法律²⁹⁾が出された。同法はソビエト軍政部最高司令官の命令（日付、内容不明）に基づいて、突撃隊、親衛隊、ヒトラー・ユーゲント関係者の財産を没収、差し押さえることなどを定めている³⁰⁾。

また、同年11月20日には、ソビエト軍政部最高司令官指令第124号及び第126号の実施命令³¹⁾が出され、二つの指令で定められた財産の差し押さえを11月中旬に徹底して遂行することが指示された³²⁾。先に述べたように、指令第124号は同年10月30日に出され、

ソビエト軍政部によって禁止、解散された協会、クラブ、連盟等の財産の差し押さえ等を指示したものであり、翌 10 月 31 日に出された指令第 126 号は、ナチス、その諸機関、それと結び付いた諸連盟の財産はソビエト軍によって差し押さえられることを規定し、そのリストには NSRL を明記していた。

1948 年 7 月 23 日に出された青少年局の設立と課題に関する法律³³⁾では、すべての郡と都市の教育局に青少年局を設置することが定められるとともに、その課題の一つに青少年スポーツ、青少年のヴァンデルン、ユースホステルの援助と監視が定められた³⁴⁾。同法は、教育機関の指導や青少年教育を一元化することなどを定めたソビエト軍政部最高司令官指令第 156 号（1947 年 6 月 20 日）との関連で出されたものであった。

同年 12 月 1 日にはスポーツ共同体登記に関する州警察命令³⁵⁾が出された。この内容は、同年 11 月 16 日にザクセン州で出されたスポーツ共同体登記に関する命令の内容とほぼ同じである³⁶⁾。

1949 年 1 月 28 日には上述の青少年局の設立と課題に関する法律の実施命令³⁷⁾が出された。その中では、自治体の教育機関の課題として、スポーツ施設、ユースホステルの設置、保持の際の協力が定められるとともに、FDJ の地域グループと FDJ の児童機関として 1948 年 12 月 13 日に設立されたユング・ピオニールを州として助成することも定めている³⁸⁾。

第 3 項：ブランデンブルク州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴

ブランデンブルク州法令集において、スポーツに関する最初のブランデンブルク州の規定は 1945 年 8 月 20 日の青少年局の青少年委員会³⁹⁾という布告と思われる。この中では、青少年局に青少年委員会が設置されることその他、青少年団体はスポーツ的なものも含めてすべて禁止されることが定められている⁴⁰⁾。この禁止は、ザクセン州（同年 9 月 7 日）とともに、ソビエト占領地区において時期的にはかなり早いものである。

同年 10 月 20 日にはナチス期の諸法令の廃棄⁴¹⁾が、ナチス期の諸法令の廃棄を定めたソビエト軍政部最高司令官指令第 66 号（1945 年 9 月 17 日）、同指令第 79 号（同年 9 月 29 日）に基づいて出された。その廃棄するリストの中には、1936 年に定められたヒトラー・ユーゲント法も明記されている⁴²⁾。

また同月 24 日には、ナチス諸組織の解散に関するソビエト軍政部最高司令官指令第 80 号（1945 年 9 月 17 日）及び連合国管理理事会法令第 2 号（1945 年 10 月 10 日）の関連で、ナチ諸組織の解散⁴³⁾が州政府によって命じられた。解散すべき団体を載せた法令第 2 号リストが付記されたが、その第 43 項目には NSRL が明記されている⁴⁴⁾。

翌 1946 年 8 月 26 日には、水上スポーツに関する布告⁴⁵⁾が出され、漁業との関連でその練習上の注意が指示されている⁴⁶⁾。

同年 12 月 9 日には、1946 年 1 月 12 日の連合国管理理事会訓令第 24 号の実施⁴⁷⁾が通達された⁴⁸⁾。連合国管理理事会訓令第 24 号は、名目的な者以外のすべてのナチス党員を公職及び半公職から追放することを指示したものであったが、この第 10 項目「強制追放・排除カテゴリー」に NSRL が明記されたことによって、如何なる時代にあっても NSRL の役職にあった者はすべての公職、半公職、私的企業の責任ある地位から排除されることになった。

1948年1月15日に出示された青少年局の設立と課題に関する法律⁴⁹⁾は、ソビエト軍政部最高司令官指令第225号(1946年7月26日：児童保育所の指導を定めた)と先述した指令156号(1947年6月20日)を実施し、すべての青少年に関する業務を統一的に取り扱うことを目的としたものであったが、その中では、郡及び都市の青少年局の課題として、青少年スポーツ、ヴァンデルンの助成と監視などが定められている⁵⁰⁾。

翌1949年1月15日の郡における地域レクリエーション実施に関する基本方針⁵¹⁾では、教育局の青少年助成の課題の一つとして、地域のレクリエーションの実施が定められ、児童・青少年のために、遊戯、スポーツ、ジムナスティックを実施することなどが定められている⁵²⁾。

同年2月22日の芸術グループなどに関する布告⁵³⁾では、同年1月22日の諸団体の民主的大衆団体への移管に関する命令を実施することが定められている⁵⁴⁾。同命令では地域に存在するヴァンデルンのグループをFDJに組み入れることなどが規定されている⁵⁵⁾。

第4項：ザクセン・アンハルト州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴

ザクセン・アンハルト州が州に昇格したのは1947年3月19日であり、1946年末までは、ザクセン州の諸法令が有効であった。以下では、1947年以後のザクセン・アンハルト州のスポーツ関係規定を通時的にみていきたい。

1947年以後のザクセン・アンハルト州法令集において、最初のスポーツ関係規定は、1947年3月19日の1919年以後に生まれた者の非ナチ化に関する法律⁵⁶⁾と思われる。同法では1919年以後に生まれたナチス関係者について、その政治的、経済的生活の同権等を保障する旨が通知されたが、親衛隊やヒトラー・ユーゲント関係者の一部についてはその例外と規定された⁵⁷⁾。

同年6月13日の水上スポーツに関する警察命令⁵⁸⁾では、水上スポーツに係る用具の登記などが定められている⁵⁹⁾。

また、同年10月7日には、州内務省が布告⁶⁰⁾を発し、連合管理理事会訓令第24号、同訓令第38号に関連するソビエト軍政部最高司令官指令第201号に基づいて、非ナチ化の実施を通達した⁶¹⁾。1946年10月12日に発せられた連合管理理事会訓令第38号は、戦争犯罪人、軍国主義者、ナチス党員の逮捕、処罰を具体的に規定し、NSRLの指導者やすべてのスポーツ領域の指導者は重罪の対象として、すべての役職にあった者及び重罪のグループに属さない者は有罪の対象者として入念に検査することを定めていた。また、1947年8月16日のソビエト軍政部最高司令官指令第201号は、上述の連合管理理事会訓令第24号及び第38号の適用に関する規定である。

1948年2月5日には青少年局の教育機関への移管に関する命令⁶²⁾が出され、ソビエト軍政部最高司令官指令第156号に基づいて、青少年局を教育局に移管することなどが定められた⁶³⁾。1947年6月20日に発せられた指令第156号は、教育機関の指導や青少年教育を一元化するために、青少年委員会の所轄を社会局から教育局に移管することなどを定めていた。

翌1949年1月28日にはスポーツ共同体登記に関する警察命令⁶⁴⁾が出された。この内容は、上述したスポーツ共同体登記に関するザクセン州の命令(1948年11月16日)、テューリンゲン州の命令(1948年12月1日)の内容とほぼ同じである⁶⁵⁾。

同年5月14日には、上述した青少年局の教育機関への移管に関する命令の第一実施規定⁶⁶⁾及び第二実施規定⁶⁷⁾が出された。第一実施規定では、青少年助成部門の課題の一つとして、青少年スポーツ、青少年のヴァンデルン、ユースホステルの援助と監視が定められ⁶⁸⁾、第二実施規定では、自治体の教育機関の課題として、スポーツ施設、ユースホステルの設置、保持の際の協力の他、FDJの地域グループ及びユンゲ・ピオニールの州としての助成などが定められている⁶⁹⁾。第二実施規定のスポーツに関する事項は1949年1月28日のテューリンゲン州の命令のものと類似している。

第5項：メクレンブルク州政府のスポーツ関係規定の内容と特徴

メクレンブルク州のスポーツに関する規定は、以上の4州と比べて非常に少ない。メクレンブルク州の諸規定が1946年からしかみられないことも関係すると思われるが、その明確な理由については不明である。以下ではメクレンブルク州のスポーツに関する諸規定を通時的にみていきたい。

メクレンブルク州法令集における最初のスポーツ関係規定は、1946年6月19日の連合国管理理事会法令第23号の実施に関する命令⁷⁰⁾と思われる。同命令では、ドイツにおける軍事施設（飛行艇基地、射撃・訓練施設を含む）の使用の禁止を定めた連合国管理理事会法令第23号（1946年4月10日）を遂行することが定められた⁷¹⁾。

同年8月16日にはソビエト軍政部最高司令官指令第124号、第126号に基づき、法令第4号⁷²⁾が出され、ファシストや戦争犯罪者の財産を一時的に州に移管することなどが定められた⁷³⁾。

翌1947年2月21日の法令第4号の第一実施命令⁷⁴⁾では、法令第4号の実施を州首相と内務省の管轄下で遂行することなどが定められている⁷⁵⁾。

1949年1月15日には、スポーツ共同体登記に関する命令⁷⁶⁾が出された。この内容は、ザクセン州（1948年11月16日）、テューリンゲン州（1948年12月1日）、ザクセン・アンハルト州（1949年1月28日）の内容とほぼ同じである⁷⁷⁾。

第6項：各州政府のスポーツ関係規定の時期、数、主な内容と特徴

以上では各州政府のスポーツ関係規定を州別に通時的に明らかにした。重複する箇所もあるが、以下ではそれら諸規定の出された時期、数、内容、特徴を整理、検討したい。

（1）スポーツ関係規定が出された時期と数

スポーツ関係規定が出された時期は、テューリンゲン州が1945年7月23日と最も早い。しかし、このことについては、メクレンブルク州の諸規定が1946年からしかみられないことに留意する必要があるだろう。

各州のスポーツ関係規定の数は、ザクセン州7、テューリンゲン州7、ブランデンブルク州8、ザクセン・アンハルト州7、メクレンブルク州4であった。このことについては先にも述べたようにザクセン・アンハルト州では1946年以前ザクセン州の諸規定が有効であったこと、及び、メクレンブルク州の諸規定が1946年からしかみられないことに留意しなければならない。

表-1は、各州政府のスポーツ関係規定の時期と主な内容を示したものである。

表-1 各州政府のスポーツ関係規定の時期と主な内容

年	月日	ザクセン	テューリンゲン	ブランデンブルク	ザクセン・アンハルト	メクレンブルク
1945	7.23		公的機関からのナチス党員の排除			
	7.25		公的機関からのナチス党員の排除			
	8.20			青少年委員会の設置、スポーツ的な青少年団体の禁止		
	9.6	ナチス党員の排除				
	9.7	反ファシズム青少年委員会設立、他の組織の解散				
	9.7	スポーツ競技会の準備				
	10.9		ナチスの財産の差し押さえ			
	10.20			ナチス期の諸法令の破棄		
	10.24			ナチス諸組織の解散		
	11.20		ナチスの財産の差し押さえ			
1946	1.21	スポーツ大会の開催				
	5.22	フェラインの解散と財産の差し押さえ				
	6.19					軍事施設の禁止
	8.16					ファシストの財産の移管
	8.26			水上スポーツの練習注意		
	12.9			公職からのナチス党員の排除		
1947	2.21					ファシストの財産の移管
	3.19				ヒトラー・ユーゲント関係者の処罰	
	6.13				水上スポーツの用具の登記	
	10.7				ナチス党員の処罰	
1948	1.15			青年局の設置、青少年スポーツ等の援助・監視		
	2.5				青少年局の教育機関への移管	
	5.17	フィッシング組合などの解散				
	7.23		青年局の設置、青少年スポーツ等の援助・監視			
	11.16	スポーツ共同体の登記				
12.1		スポーツ共同体の登記				
1949	1.15			レクリエーションの実施		スポーツ共同体の登記
	1.28		スポーツ施設の設置、FDJの援助		スポーツ共同体の登記	
	2.22			ヴァンデルングループのFDJへの組み入れ		
	5.14				青少年スポーツの援助と監視	
	5.14				スポーツ施設の設置、FDJの援助	

(出典：筆者作成)

(2) 各州政府のスポーツ関係規定の主な内容と特徴

1) スポーツにおける非ナチ化と非軍事化

州政府のスポーツ関係規定で多くを占めるのは、スポーツにおける非ナチ化と非軍事化

に関する規定である。

a. スポーツ関係者の逮捕、処罰及び公職追放

非ナチ化は、非軍事化、非カルテル化、民主化とともに連合国の対ドイツ占領政策の中心部分をなしていた。ソビエト占領地区において 1948 年 3 月までに公務や私企業の要職から追放された「ナチ犯罪人」「積極的ナチス」は、52 万 734 人に達する⁷⁸⁾。連合国はスポーツ界においてもスポーツの再建と指導からナチス関係者を排除するという意図のもと、スポーツの政治的浄化＝非ナチ化政策を遂行した。このために連合国管理理事会は法令第 2 号（1945 年 10 月 10 日）、法令第 10 号（1945 年 12 月 20 日）、訓令第 24 号（1946 年 1 月 12 日）、訓令第 38 号（1946 年 10 月 12 日）を発し、ソビエト軍政部は最高司令官指令第 201 号（1947 年 8 月 16 日）を発した。

このスポーツ関係者の公職追放などについては、テューリンゲン州（1945 年 7 月）、ザクセン州（1945 年 9 月）、ブランデンブルク州（1946 年 12 月）、ザクセン・アンハルト州（1947 年 3 月、10 月）がそれを定めていた。これらの州では戦前ナチスと結び付きを持ち、ナチス期のスポーツに大きな役割を果たした NSRL、突撃隊、親衛隊、ヒトラー・ユーゲント等の関係者を主に連合国管理理事会訓令第 24 号及び第 38 号、ソビエト軍政部最高司令官指令第 201 号に基づいて処罰し、公的機関などから排除しようとする動きが窺える。また、テューリンゲン州やザクセン州が連合国管理理事会やソビエト軍政部の諸規定に先立ちスポーツの非ナチ化を目指していることは、州政府の主体的なスポーツの非ナチ化への取り組みとして注目される。

b. スポーツ組織の活動の禁止、解散、財産の差し押さえ

上述の非ナチ化の問題とも関連するが、連合国管理理事会は声明第 2 号（1945 年 9 月 20 日）、法令第 2 号（1945 年 10 月 10 日）、法令第 8 号（1945 年 11 月 30 日）、訓令第 23 号（1945 年 12 月 17 日）、法令第 34 号（1946 年 8 月 20 日）によって、ドイツのスポーツ組織に対し、活動の禁止、解散、財産の差し押さえ等の措置を講じ、ソビエト軍政部は、1945 年 7 月 31 日の指令⁷⁹⁾、最高司令官指令第 80 号（1945 年 9 月 29 日）、同指令第 124 号（1945 年 10 月 30 日）、同指令第 126 号（1945 年 10 月 31 日）などによってスポーツ組織の解散、財産の差し押さえなどに関する措置を講じていた。

このスポーツ組織の活動の禁止、解散、財産の差し押さえについては、すべての州がそれを定めている。それらの州では、主にソビエト軍政部の諸規定に基づき、青少年のスポーツ団体の解散、フェラインの解散と財産の差し押さえ、フィッシング組合の解散、禁止及び解散された諸組織の財産の差し押さえ、NSRL を含むナチス諸組織の解散、ファシストの財産の移管などが指示されている。

ザクセン州法令集には各地からの報告が掲載されているが、スポーツに関係するものの多くは、各地区の裁判所からの報告である。表-2 は同州において解散、末梢を指示されたスポーツに関係する組織・団体の種類と数である。総数は 558 であり、日付の明確な報告のみを利用した。スポーツに関係する組織・団体の解散を「実際」に遂行しようとしていることや、非軍事的と思われるスポーツ種目や NSRL とは関係のないと思われる 1933 年以前に存在した労働者スポーツ関係の組織・団体までも解散・抹消の対象となっていることに注意する必要があるだろう。

c. 軍事的スポーツ施設の使用の禁止

連合国管理理事会法令第 23 号（1946 年 4 月 10 日）は、ドイツにおける軍事施設（飛行

艇基地、射撃・訓練施設を含む)の使用の禁止を定めていたが、メクレンブルク州は1946年6月に同法令の実施に関する命令を出している。

d. ヒトラー・ユーゲント法の破棄

ブランデンブルク州は1945年10月20日、ナチス期の諸法令の廃棄を定めたソビエト軍政部最高司令官指令第66号(1945年9月17日)、同指令第79号(1945年9月29日)に基づいて、ナチス期の諸法令の廃棄を定めた。その廃棄するリストの中には、1936年に定められたヒトラー・ユーゲント法も明記されている。

表-2 ザクセン州で解散及び抹消を指示された主なスポーツ組織・団体の種類と数

トゥルネン	Turnverein (211), Turngemeinde (8), Männerturnverein (6)等	241
射撃	Schützengesellschaft (67), Schützengilde (17)等	112
トゥルネン・スポーツ	Turn- und Sportverein (19), Turn- und Sportgesellschaft (17)等	41
ケーゲル	Kegelverein (13)等	29
スポーツ	Sportverein (13)等	21
テニス	Tennisklub (7), Tennisclub (6)等	14
身体運動	Verein für Leibesübungen (4)等	9
オート・スポーツ	Automobil-Club (4)等	9
自転車	Radfahrer-Verein (7)等	8
労働者トゥルネン・スポーツ	Arbeiterturnverein (5)等	7
ボート	Ruderclub (3), Ruder-Verein (2)等	7
水泳	Schwimmverein (5)等	6
サッカー	Fussballklub (3), Fussballclub (2)等	6
馬術	Reitverein (3)等	5
フィッシング	Angelverein (2), Sportfischerverein (1)等	5
スキー	Skiclub (2)等	4
アルペン	Alpenverein (4)	4
その他	Wintersportverein (3), Verein für Bewegungsspiele(3)等	30

(備考：ケーゲルはボーリングの一種である)

2) ザクセン州における反ファシズム青少年委員会によるスポーツの助成

ソビエト占領地区諸州の中でもザクセン州が早い時期(1945年9月)から反ファシズム青少年委員会によるスポーツの助成を定めていた。先に述べたようにソビエト軍政部は1945年7月より自治体に属する反ファシズム青少年委員会を助成しようとしていたが、反ファシズム青少年委員会によるスポーツの助成(スポーツ競技会の準備等)が具体的にみられるのはザクセン州のみである。また、1946年1月という早期に教育部門の課題としてスポーツ大会の開催などを定めているのもザクセン州のみである。これらはスポーツへの対応が州によって相異があったことを示すものとして注目される。

3) スポーツフェラインの解散とスポーツ共同体の登記

1945年12月17日に出された連合国管理理事会訓令第23号は「ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化」と題され、戦後ドイツスポーツの重要な指針の一つとなった。同訓令は、ドイツ降伏以前に存在したすべてのスポーツ的、競技的、軍事的、準軍事的競技組織の全活動の禁止、及び、遅くとも1946年1月1日までのそれらの解散などを規定する一方で、地域的性格の非軍事的なスポーツ組織の存在を認めていた。連合国は特にドイツスポーツの核とも言えるスポーツフェラインの再開に慎重であったが、1947年3月に非政治的なスポーツ組織の設立を認可した。それによって、1947年末には西側3地区ではスポーツフェラインが許可されたにもかかわらず、ソビエト占領地区では1948年4月に連合軍管理理事会訓令第23号を維持していく方針がソビエト軍政部とSEDの間で確認され、スポーツフェラインは許可されることはなく、訓令第23号はザクセン州では1948年5月においても有効であった。

一方、解体されたスポーツフェラインに代わるスポーツ共同体の登記に関する規定については、各州内務省及び警察の主導の下、1948年11月から1949年1月にかけて、ブランデンブルクを除く4州でほぼ同じ時期に出されていることが特徴的である。このことは、1948年6月のSEDの「統一的スポーツ促進運動建設に関する基本方針」にスポーツ共同体が明記されていることや、1948年10月ソビエト占領地区においてドイツスポーツ委員会及び州・郡スポーツ委員会が設立されたことなどとも関連すると考えられる。このことは、また、1947年までは州毎にスポーツは異なって組織されていたというK.フーンの言説を裏づけるものである⁸⁰⁾。

4) 1948年以後の教育機関によるスポーツの助成とスポーツ施設等の設置及び保持

1948年1月以後になると、教育機関によるスポーツの助成をテューリンゲン州、ザクセン・アンハルト州、ブランデンブルク州が定めている。その内容はスポーツ大会の開催、青少年スポーツ、ヴァンデルンの援助及び監視、地域のレクリエーションの実施などである。特に、1949年1月のテューリンゲン州の規定と1949年5月のザクセン・アンハルト州の規定は類似している。これら3州の規定は、教育機関の指導や青少年教育を一元化するために出されたソビエト軍政部最高司令官指令第156号(1947年6月)に基づいて定められたものであることが特徴的である。また、これらの州は、自治体の教育機関の課題として、スポーツ施設、ユースホステルの設置及び保持等も定めている。

5) 州としてのFDJの援助

テューリンゲン州とザクセン・アンハルト州はともに1949年1月に、ソビエト軍政部最高司令官指令第156号に基づく規定の中で、教育機関の課題としてスポーツ施設の保持の際の協力あげるとともに、設立当初からドイツ共産党及びSEDのかかわりが大きかったFDJとその児童機関ユング・ピオニールを州として援助することを定めている。また、同年ブランデンブルク州は地域に存在するヴァンデルンのグループをFDJに組み込もうとしている。これらの州では州政府におけるソビエト軍政部及びSEDの影響力の拡大が窺える。

6) その他

以上の他には、水上スポーツの練習上の注意(ブランデンブルク州、1945年)、水上スポーツの用具の登記(ザクセン・アンハルト州、1947年)、スポーツフィッシングフェライン等の解散(ザクセン州、1948年)など水上スポーツに関わる規定がみられる。

序章第3節：註及び引用

- 1) Verordnung über die Säuberung der Verwaltung.
- 2) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 1, 6.10.1945, S. 38.
- 3) Ebenda, S. 39.
- 4) Verordnung über die Bildung von antifaschistischen Jugendausschüssen.
- 5) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 2, 20.10.1945, S. 32.
- 6) Ebenda.
- 7) Ebenda.
- 8) Ebenda, S. 33.
- 9) Ebenda.
- 10) Ausführungsbestimmungen zur Verordnung über die Bildung von Jugendausschüssen.
- 11) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 2, 20.10.1945, S. 33.
- 12) Ebenda.
- 13) Ebenda, S. 34.
- 14) Ebenda.
- 15) Zweite Ausführungsbestimmung zur Verordnung zur Säuberung der Schulen.
- 16) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 2/3/4/5, 16.2.1946, S. 31-32.
- 17) Verordnung über die Neuregelung des Vereins- und Genossenschaftswesens.
- 18) Verordnungsblatt für die Provinz Sachsen, Nr. 22, 1.6.1946, S. 212.
- 19) Anordnung über die Auflösung von Sportfischer-Genossenschaften, Sportfischerpachtgemeinschaften und Angelervereinen.
- 20) GESETZ- UND VERORDNUNGSBLATT LAND SACHSEN, Nr. 14, 12.6.1948, S. 329.
- 21) Verordnung über die Abwicklung von aufgelösten Vereinen.
- 22) GESETZ- UND VERORDNUNGSBLATT LAND SACHSEN, Nr. 24, 30.9.1948, S. 513.
- 23) Verordnung über die Registrierung von Sportgemeinschaften.
- 24) GESETZ- UND VERORDNUNGSBLATT LAND SACHSEN, Nr. 29, 10.12.1948, S. 627.
- 25) Ebenda.
- 26) Gesetz über die Reinigung der öffentlichen Verwaltung von Nazi-Elementen.
- 27) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Nr. 3, 4.9.1945, S. 6-7.
- 28) Ebenda, S. 7.
- 29) Gesetz über die Sicherstellung und Enteignung von Nazivermögen.
- 30) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Nr. 9, 15.10.1945, S. 35-38.
- 31) Verordnung zur Durchführung der Befehle Nr. 124 und 126 des Obersten Chefs der Sowjet-Militär-Administration in Deutschland.
- 32) Regierungsblatt für das Land Thüringen, Nr. 14, 13.12.1945, S. 63.
- 33) Gesetz über Aufbau und Aufgaben der Jugendämter.
- 34) REGIERUNGSBLATT FÜR DAS LAND THÜRINGEN, Nr. 13, 20.8.1948, S. 89.

- 35) Landespolizeiverordnung über die Registrierung von Sportgemeinschaften.
- 36) REGIERUNGSBLATT FÜR DAS LAND THÜRINGEN, Nr. 18, 17.12.1948, S. 111.
- 37) 1. Durchführungsverordnung zum Gesetz über Aufbau und Aufgaben der Jugendämter vom 23. Juli 1948.
- 38) REGIERUNGSBLATT FÜR DAS LAND THÜRINGEN, Nr. 3, 31.3.1949, S. 23.
- 39) Jugendausschüsse bei den Jugendämtern.
- 40) Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Nr. 1, 20.10.1945, S. 18. なお、同命令は 1945 年 11 月 20 日に破棄された。
- 41) Aufhebung faschistischer Gesetze.
- 42) Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Nr. 3, 30.11.1945, S. 58-59.
- 43) Auflösung der Naziorganisationen.
- 44) Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Nr. 3, 30.11.1945, S. 60-61.
- 45) Fischerei und Wassersport.
- 46) Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Nr. 14, 23.9.1946, S. 296.
- 47) Durchführung der Direktive Nr. 24 des Alliierten Kontrollrates.
- 48) Gesetz- und Verordnungsblatt der Provinzialverwaltung Mark Brandenburg, Heft 5, 6.3.1947, S. 69-70.
- 49) Verordnung über Aufbau und Aufgaben der Jugendämter.
- 50) Gesetz- und Verordnungsblatt der Landesregierung Brandenburg, Heft 2, 22.1.1948, S. 23-26.
- 51) Richtlinien für die Durchführung der örtlichen Erholung in den Kreisen.
- 52) Gesetz- und Verordnungsblatt der Landes Brandenburg, Heft 4, 21.2.1949, S. 62-63.
- 53) Volkskunstgruppen und Volksbildende Vereine.
- 54) Gesetz- und Verordnungsblatt der Landes Brandenburg, Heft 6, 21.3.1949, S. 110.
- 55) Ebenda, S. 110-111.
- 56) Gesetz zur Entnazifizierung von Personen, die seit dem 1. Januar 1919 geboren wurden.
- 57) GESETZBLATT DER PROVINZ SACHSEN-ANHALT, Nr. 7, 26.4.1947, S. 60.
- 58) Polizeiverordnung zur Registrierung aller Wassersportfahrzeuge, Handkähne, Boote und Außenbordmotoren.
- 59) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr. 17, 8.8.1947, S. 131.
- 60) Amtliche Bekanntmachungen. Minister des Innern.
- 61) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr. 22, 15.10.1947, S. 187.
- 62) Anordnung über die Durchführung des Befehls Nr. 156 der Sowjetischen Militär-Administration in Deutschland vom 20. Juni 1947 über die Überführung der Jugendämter in die Organe für Volksbildung.

- 63) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr. 8, 15.4.1948, S. 49.
- 64) Polizeiverordnung über die Registrierung von Sportgemeinschaften.
- 65) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr. 4, 28.2.1949, S. 51.
- 66) Erste Durchführungsbestimmung zur Anordnung der Landesregierung Sachsen-Anhalt vom 5. Februar über die Durchführung des Befehls Nr. 156 der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland vom 20. Juni 1947 betreffend die Überführung der Jugendämter in die Organe für Volksbildung.
- 67) Zweite Durchführungsbestimmung zur Anordnung der Landesregierung Sachsen-Anhalt vom 5. Februar über die Durchführung des Befehls Nr. 156 der Sowjetischen Militäradministration in Deutschland vom 20. Juni 1947 betreffend die Überführung der Jugendämter in die Organe für Volksbildung.
- 68) GESETZBLATT DES LANDES SACHSEN-ANHALT, Nr. 12, 10.6.1949, S. 185-187.
- 69) Ebenda, S. 187-188.
- 70) Verordnung zur Durchführung des Gesetzes Nr. 23 des Kontrollrats vom 10. April 1946 betr. Verbot militärischer Bauten in Deutschland.
- 71) Amtsblatt der Landesverwaltung Mecklenburg-Vorpommern, Nr. 4, 12.8.1946, S. 80-81.
- 72) Gesetz Nr. 4 zur Sicherung des Friedens durch Überführung von Betrieben (Eigentumskategorien) der Faschistischen und Kriegsverbrecher in die Hände des Volkes.
- 73) Amtsblatt der Landesverwaltung Mecklenburg-Vorpommern, Nr. 6, 14.9.1946, S. 98-100.
- 74) 1. Durchführungsverordnung zum Gesetz Nr. 4 zur Sicherung des Friedens vom 16. August.
- 75) Regierungsblatt für Mecklenburg, Nr. 4, 22.3.1947, S. 26-28.
- 76) Verordnung über die Registrierung von Sportgemeinschaften.
- 77) Regierungsblatt für Mecklenburg, Nr. 2, 1.2.1949, S. 9.
- 78) 次を参照。Broszat, Martin / Weber, Hermann. *SBZ-Handbuch*. R. Oldenbourg Verlag: München, 1990.
- 79) 同指令には指令番号はなく、二つの新聞に掲載されたとされる。
- 80) 次を参照。Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus. *Lorbeerkrantz und Trauerflor. Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR*. Dietz Verlag :Berlin, 1990.

序章まとめ

ここでは、序章の内容をまとめつつ、この時期に出された州政府のスポーツ関係規定の特徴及びその背景について言及したい。

1945年5月、ヨーロッパでの第二次世界大戦は終結した。ドイツは、700万人の生命を失い、3500万人の戦傷者を出し、大都市のほぼ4分の3は廃墟と化していた。ドイツでは、降伏直後のベルリン4カ国声明によって、アメリカ、イギリス、フランス、ソビエトの軍司令部がドイツにおける最高権力を保持することになり、四つの占領地区の上に連合軍管理理事会が設置されたが、ベルリンは連合軍管理理事会に直属する四つの連合国当局が統治することになった。7月から始まったポツダム会談で、ドイツ占領の基本方針として、ドイツの非軍事化、非ナチ化、民主化、工場解体が決定された。ソビエト占領地区での占領行政、経済、社会の発展は、西側の3地区のそれとは著しく異なっていた。西側では州レベルを越えるドイツ人の政治的、社会的活動は長期間にわたり制限されたが、ソビエト占領地区ではドイツ人の政党結成活動が最初から州レベルを越えて占領地域全体にまたがるものとして許可されたのである。ソビエトの占領政策が順調に進んだのは、忠実なドイツ側代行者を持っていたからであった。ドイツ共産党がそれであった。同党とドイツ社会民主党にやがて組織統一の動きが生まれ、1946年4月に両党が合同してSEDが発足した。東西両陣営の対立が深まる中で、ドイツの統一という連合国が当初目指していた基本方針は次第に崩れ、ソビエト代表の連合国管理理事会からの脱退（1948年3月）などがドイツの分裂を決定的なものとした。

スポーツ分野でも戦争の被害は著しいものがあつた。ソビエト占領地区におけるスポーツの再建は、主にポツダム協定や、1945年から1946年に出された連合国管理理事会及びソビエト軍政部の諸規定によって制限された。連合軍管理理事会のスポーツ関係規定は、その殆どが1945年から1946年に出され、主にスポーツの非ナチ化（ナチス期の諸法令の破棄、ナチスに関係したスポーツ関係者の逮捕、処罰、公職追放、諸組織・団体の禁止及び解散）、スポーツの非軍事化（軍事的な訓練・スポーツ種目・プロパガンダ・活動の禁止、関連する組織・団体・施設の活動の禁止、用具の制限）を規定するものであり、解散される諸組織については財産の差し押さえを指示した。しかし、地域的、非軍事的なものに限定していたが、連合軍管理理事会は訓令第23号によって1945年12月末よりスポーツ活動を認めていた。一方、ソビエト軍政部のスポーツ関係規定は、1945年から1947年に出されている。ナチス期の諸法令の破棄、スポーツ関係者の逮捕、処罰、公職追放、諸組織・団体の禁止及び解散、財産の差し押さえなど、連合軍管理理事会のスポーツ関係規定によって規定されているものと同様のものも多いが、スポーツフェラインの活動の禁止という措置を1945年7月末、戦後すぐに明確に規定していることや、スポーツフェラインを含めすべての青少年団体・組織の活動を禁止する一方で、反ファシズム青少年委員会のみ活動を援助しようとしていることなどは連合軍管理理事会の諸規定とは異なることである。

このような物質的、人的悪条件及び占領権力の監視下で始まったソビエト占領地区におけるスポーツの再建には、当初、反ファシズムを志向するメンバーなど多様な考えを持つ者が参加した。ソビエト軍政部のスポーツへの関与は当初からあつたとされる。ソビエト軍政部は、自治体に属する反ファシズム青少年委員会の、FDJのスポーツ部設立以後はF

DJのスポーツを助成しようとしたのである。後に東ドイツの政権政党となるSEDは1948年6月スポーツ促進に関する基本方針をまとめたが、他政党は統一した見解を持つことができなかった。このような状況の下、同年8月SEDの影響力の強いFDJとFDGBによって「民主的ドイツスポーツ促進運動に関する声明」が出され、10月にはドイツスポーツ委員会が設立された。

ソビエト占領地区の州政府の中で、スポーツ関係規定を出した時期は、テューリンゲン州が1945年7月と最も早く、各州政府が出したスポーツ関係規定の数は、ザクセン州7、テューリンゲン州7、ブランデンブルク州8、ザクセン・アンハルト州7、メクレンブルク州4であった。

1945年から1947年までの州政府によるスポーツ関係規定の主な内容は、ナチスにかかわったスポーツ関係者の逮捕、処罰、公職追放、スポーツ組織の活動の禁止及び解散、財産の差し押さえ、軍事的スポーツ施設の使用禁止、ヒトラー・ユーゲント法の破棄であり、それらはスポーツの非ナチ化と非軍事化を定めたポツダム協定、連合管理理事会及びソビエト軍政部のスポーツ関係規定に基づいたものであった。テューリンゲン州やザクセン州が連合管理理事会やソビエト軍政部の諸規定に先立ちスポーツの非ナチ化を目指していることは、州政府の主体的なスポーツの非ナチ化への取り組みとして注目される。また、この時期に、ザクセン州は反ファシズム青少年委員会によるスポーツ活動を助成する規定を発しているが、このような規定は同州にしかみられず、スポーツへの対応に州によって相違があったことが窺える。これらのことは、連合国の対ドイツ占領政策の基本方針、連合管理理事会のスポーツ政策、ソビエト占領地区における西側3地区とは異なるソビエト軍政部の占領政策及びスポーツ政策、各州政府のスポーツへの対応などを背景としていたと考えられる。

1948年以後には戦後当初のスポーツの非ナチ化、非軍事化とは異なる内容が各州のスポーツ関係規定にみられる。第一は、教育機関によるスポーツの助成やFDJの活動の援助に関する規定である。これらの動きは、教育機関の指導や青少年教育を一元化するために出されたソビエト軍政部の規定に基づいたものであった。第二は、スポーツフェラインの解散とスポーツ共同体の登記に関する規定である。ザクセン州の規定によれば、「ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化」を定めた連合軍管理理事会訓令第23号(1945年12月)が1948年5月においても有効であり、一方、スポーツ共同体の登記に関する規定は、ブランデンブルク州を除く4州においてほぼ同時期(1948年11月から1949年1月)に出されている。SEDの影響力があるFDJの援助やスポーツフェラインと異なる政治的なスポーツ共同体の登記は、ドイツに伝統的なスポーツフェラインとの決別を示すものでもあった。これらのことは、東西両陣営の対立が深まる中、1948年にドイツの分裂が決定的なものとなったこと、連合司令部が1947年3月に非政治的なスポーツ組織の設立を認可したことによって西側3地区ではスポーツフェラインが許可されたのに対し、ソビエト占領地区では1948年4月にソビエト軍政部とSEDが訓令第23号を維持する方針を確認したこと、同年5月ソビエト軍政部がSED及び大衆団体に対する関与をさらに強めたこと、他の政党がスポーツについて統一的な意見を持ち得なかったのに対し、SEDが同年6月にスポーツに対する基本的な考え(スポーツ共同体を含む)をまとめたこと、ソビエト占領地区においてFDJとFDGBを担い手とする民主的スポーツ促進運動が成立したことなどを背景としていたと考えられる。

第1章：政権政党 SED による総合的なスポーツ関係規定の成立（1949-1956年）

－SEDによるスポーツの政治的利用の拡大とソビエトスポーツの追随－

はじめに

第二次世界大戦後の東西陣営の対立が進む中で、ドイツの統一という連合国が当初目指していた基本方針は次第に崩れ、1949年5月には西側3地区において西ドイツが、同年10月にはソビエト占領地区において東ドイツが発足した。

東ドイツは社会主義国家として建国したが、最初の憲法はなおブルジョア民主主義的であり、ヴァイマル憲法の面影を残していた。東ドイツにおいて社会主義の建設が本格化するのには1952年以降のことであった。

この建国当初の東ドイツにおいて出された主なスポーツ関係規定が「青少年法」（1950年2月）と「SED中央委員会の決議」（1951年3月）であった。

本章では、この二つのスポーツ関係規定の内容、特徴などを明らかにした上で、この時期のスポーツ関係規定の特徴など明らかにしたい。

第1節：「青少年法」（1950年）－スポーツに関係する人的、物質的諸条件整備と新国家建設へのスポーツの利用－

はじめに

本節では、東ドイツにおける最初の国家的スポーツ関係規定として位置づけられる「青少年法」について、その内容、特徴などを明らかにしたい。

同法は東ドイツにおける最初の主なスポーツ関係規定として重要であるので、特にその制定経緯についても検討する。

第1項：「青少年法」の社会的背景

（1）東ドイツの建国

第二次世界大戦後の東西陣営の対立が深まる中で、ドイツの統一という連合国が当初目指していた基本方針は次第に崩れ、アメリカ、イギリス、フランス占領地区とソビエト占領地区は、政治的、経済的に漸次分離されていくという運命をたどった。そして、1949年5月23日には、アメリカ、イギリス、フランス占領地区において西ドイツが、他方、ソビエト占領地区では、同年10月7日に東ドイツが発足した¹⁾。東ドイツ臨時人民議会は、新たに設けられた州議会とともに、10月11日にSED 党员 W.ピークを東ドイツ大統領に選出した。首相には元ドイツ社会民主党議長であった O.グローテヴォール、そして副首相には SED の W.ウルブリヒトとドイツキリスト教民主同盟の O.ヌシュケ、さらにはドイツ自由民主党の H.カストナーの就任が10月12日の臨時人民議会によって承認された。14大臣の内相、文相、法相をはじめ六つが SED に振り分けられ、主要なポストの事務次官も SED 幹部で占められていた。このように要所は SED の手中に握られていたものの、他の政党もこの時点ではまだ政府に参加していたのである²⁾。したがって、東ドイツ最初の憲法もなおブルジョア民主主義的であり、ヴァイマル憲法の面影を残しており、憲法において社会主義を謳うことはなかった³⁾。

（2）建国当時の劣悪な経済状況

東ドイツが新国家を進める際の経済的条件は、西ドイツのそれよりはるかに劣悪であった。西ドイツは、アメリカの欧州復興援助の対象国の一つとして、1940年代末から1950年代初頭にかけて資金援助を受けることができたが、東ドイツはその種の援助を外国に期待する訳にいなかった。それどころか逆に、東ドイツは建国後もソビエトとポーランドに対して賠償を支払い続けなければならなかったのである⁴⁾。

（3）大衆団体を加えた国民戦線構想の推進

SED は東ドイツの建国直後から「民主的ドイツのための国民戦線」という構想を提唱し、それを推進した。それは従来の「反ファシズム民主主義政党ブロック」に大衆諸団体（FDJ や FDGB など）を加えたブロック政党をいわば制度化するも

のであった⁵⁾。

第2項：「青少年法」のスポーツ的背景

(1) ソビエトにおける体育・スポーツの展開

世界で初めて社会主義国家として成立したソビエトは、第二次世界大戦後、特に社会主義諸国家の体育・スポーツに大きな影響を及ぼした。里見は、1917年の革命以後1985年までのソビエトスポーツ政策の歴史的変遷を次のように区分している。

1917-1921年 軍事的スポーツ教育政策期

1922-1928年 スポーツ普及政策期

1929-1940年 国内競技力向上政策期

1941-1944年 軍事的スポーツ教育政策期

1945-1959年 国際競技力向上政策第Ⅰ期

1960-1985年 国際競技力向上政策第Ⅱ期：オリンピック至上主義政策期

そして、里見は、第二次世界大戦以前のソビエトスポーツ政策において、スポーツ普及政策期では、コムソモール、労働組合組織が中心となりスポーツを普及するとともに、スポーツ組織を通じた共産主義思想の普及が図られたこと、国内競技力向上政策期では、産業別労働組合を基盤としたスポーツ団体の組織、競技スポーツの普及、スポーツの国家管理体制の確立、幼年スポーツ学校の設置、体力検定制度及びスポーツマイスター制度の整備、軍事的スポーツ教育政策期では、スポーツ活動の軍事的利用などに注目している¹⁾。

(2) 東ドイツ建国当初のスポーツにかかわる人的、物質的に困難な状況と学校体育の始まり

序章で述べたように、占領下におけるスポーツは、連合国やソビエト軍政部によって制限されていた。そのような状況において、反ファシズム及び民主的なスポーツマンを中心にスポーツの再建が開始され、1948年10月にはFDJとFDGBを担い手とし、ドイツスポーツ委員会を頂点とする民主的スポーツ促進運動が成立するなどスポーツの再建は進められていったが、戦後の人的、物質的に困難な状況の下では、スポーツの発展のための条件や機会もまだ十分にはつくられていなかった²⁾。

東ドイツ最大の人気スポーツ選手であったG.A.シュアーは、自身が自転車で一流選手となるまでの道程などもその自伝の中で語っているが、戦後間もなくは、賃金も安く、部品も不足していたので、パーツを一つずつ揃え、自転車を組み立てていくしかなかったと当時の状況を語っている³⁾。

学校教育分野では、1946年6月の「ドイツ学校民主化法」の制定にともなって、当時の初等教育機関であったグルンドシューレの体育科指導要領が1946年7月に示された。それによれば、週2時間の体育授業に加えて、週に一度の午後の遊戯と月に一度の遠足を実施することになっていた。しかし、施設、用具、教員の不足、食料の不足などによって規則的な授業は当初困難であった。こうした状況は1947/1948年度初め変化した。物質的問題が解決したからである。しかし、専門の教師

はなお不足していた⁴⁾。

(3) 「青少年法」の制定経緯

1) 第10回臨時人民議会に至るまでの「青少年法」の制定経緯

1949年10月に建国した東ドイツにおける最初の国家的スポーツ関係規定が翌1950年2月に制定された「青少年法」であった。この「青少年法」の制定経緯については従来不明確であるが、最初の国家的スポーツ関係規定という意味において重要と思われるので、ここではその経緯について明らかとなった範囲で述べておきたい。

第10回臨時人民議会議事録に記載されているSEDのE.ボイマンの発言では、東ドイツにおける青少年教育助成に関する決議はすでに1月10日のSED中央委員会政治局第10会議においてなされており、その内容も新聞で世間に知らされていることが述べられている⁵⁾。この1月10日のSED中央委員会政治局の決議の内容は、「我々青少年の自由な道！—東ドイツにおける青少年教育と助成に関する1月10日のSED政治局の重要な決議」として、1月18日SEDの機関紙「ノイエス・ドイチュェラント」によって報道されている⁶⁾。この決議は、東ドイツにおける青少年教育の重要性を全面に掲げ、主に学校教育の改善とスポーツ及びヴァンデルン促進運動の助成に関する10項目のSEDの方針を述べている⁷⁾。この決議の第10項目目の「スポーツ及びヴァンデルン促進運動の助成」の内容は、以下の通りである。

10) 若い世代の身体的精神的に健全な教育には、スポーツ及びヴァンデルン促進運動の助成が不可欠である。故に、SEDは以下の方策を重要と考える。

- a) スポーツ章をつくること及びスポーツの様々な領域において達成しなければならない諸条件の作成。これら諸条件をすべての東ドイツ市民の身体教育の基礎とすべきである。
- b) 勝者を相応しい形で表彰する全共和国競技会の開催。
- c) 特に職場スポーツ共同体のため必要なスポーツ用具、スポーツウェア、スポーツシューズの生産確保。
- d) 1950年の出資計画へのスポーツ施設建設費の算入。例えば、ベルリンのスタジアム、人工スケートリンク、体育館、室内プール、青少年保養所など。ライプツィヒのスポーツ学校を少なくとも400人のスポーツ教師とトレーナーを養成できる体育(Leibesübungen)・スポーツの中心機関として拡大すべきである。
- e) 16の新しいユースホステルの建設。その内訳は、ザクセン4、ザクセン・アンハルト3、テューリンゲン3、ブランデンブルク3、メクレンブルク3である。
- f) 400ある保養所の一つオストゼーのバート・ミューリッツにあるものをFDJ中央評議会に自由に利用させる。その他、共和国に17の新しい保養所を青少年と学生のために建設すべきである。その内訳は、ザクセン3、ザクセン・アンハルト4、テューリンゲン4、ブランデンブルク4、メクレンブルク3である。
- g) 我々のスポーツをさらに発展させるために他国とスポーツ代表団を頻繁に交換し、また、ソビエトや人民民主主義諸国家への旅行を組織することが必要である⁸⁾。

以上のように、この決議では、スポーツに関係する人的及び物質的諸条件の整備

(財政も含めて)の他、スポーツ章をつくること、国内競技会の開催及び他国とのスポーツ交流が目指されている。しかし、c)「特に職場スポーツ共同体の」や、f)「FDJ中央評議会に」という表現には、FDGBとFDJという大衆団体を担い手としてスポーツ促進運動を展開しようとするSEDのスポーツ政策の意図が窺える。なお、決議の内容には、直接「青少年法」を制定することを目指したという表現はみあたらない。

SED政治局の決議後、1月20日になって、政府代表副首相W.ウルブリヒトの署名で「青少年法」に関する政府動議が法案Nr.39として提出された。この間の経緯は不明である。Nr.39は、前文と8章(1.東ドイツ建設への青少年の参加、2.学校教育の改善、3.青少年の職業教育の改善、4.職業人のための大学教育、5.児童の家・児童図書館・児童劇場、6.新しい児童・青少年文学の創造、7.スポーツ・ヴァンデルン・レクリエーションの助成、8.法律の施行)で構成されている⁹⁾。

前文では、東ドイツ建設への青少年の参加の重要性、ソビエトとの友好関係の強化などが述べられた後、「学校、職場において、また、スポーツ、レクリエーションによって青少年を助成するため」¹⁰⁾と同法制定の目的が述べられている。スポーツに関係する第7章の全内容は以下の通りである。

第7章 スポーツ・ヴァンデルン・レクリエーションの助成

国家行政に携わるすべての諸機関は、青少年を育成するために、東ドイツにおける民主的スポーツ促進運動やヴァンデルンをさらに発展させ、若い世代の身体的精神的に健全な教育を助成する義務がある。これらのことが、平和なドイツを建設し、強化する際に生じるすべての困難を克服する準備となる。それ故、以下の諸方策が必要となる。

1 1950年に「東ドイツスポーツ章」を制定すべきである。この章は共和国における身体文化の発展に拍車をかけるであろう。それは「労働と平和防衛の準備」というスローガンを持ち、ドイツスポーツ委員会の提案に基づき、三つの等級で共和国から授与される。青少年問題・体育局(Amt für Jugendfragen und Leibesübungen)は、教育省、労働・保健省と協力し、ドイツスポーツ委員会と連絡を取り合って、スポーツ章授与に関する諸条件を作成し、政府に確認を求める義務がある。

2 1950年にはスポーツ用具、スポーツウェア、スポーツシューズの生産を著しく高めるべきである。

3 1950年の国民経済計画において以下の建設を予定すべきである。

ドイツ体育大学(Hochschule für Körperkultur)(ライプツィヒ)

スキーシャントェ(アッシュベルク・ミュールライテン)

スポーツ学校(バート・ブランケンブルク)

メクレンブルク州:室内プール(ロストック)、スタジアム(シュヴェリーン、アンカー・ヴィスマール)、スポーツ学校(ハンベルグ)

ブランデンブルク州:スタジアム(フランクフルト、コットブス、フィンスターヴァルデ)

- ザクセン州：競技場（ドレスデン）、スポーツ学校（ヴェルダウ）
 ザクセン・アンハルト州：陸上競技場と更衣室（ハレ）、以前の飛行・スポーツ施設（メクデブルク）
 テューリンゲン州：スポーツ施設（ゲラ、ゴータ）
 ベルリン：冬季スポーツ体育館、スタジアム
- これらの対象物の建設や既存のスポーツ施設の修復のために、1950年の国民経済計画の中で2050万マルクを準備すべきである。
- 4 大学の体育講師、スポーツ教師、トレーナーの養成とスポーツの科学研究の助成のために、ライプツィヒに400人学生規模のドイツ体育大学を設立すべきである。
 - 5 1950年にすべての教育学部身体教育科において、3年課程の他に、グルンドシュューレのスポーツ教師を養成するための短期課程を設置すべきである。
 - 6 青少年指導者証明書を有する者に引率された青少年・児童のグループが鉄道旅行をする際、1キロメートル以上100キロメートル以内では50%、100キロメートル以上では75%の旅行料金の割引を認めるべきである。スポーツ行事に積極的に参加し、相応の資格証明書を持つスポーツグループの旅行は、これと同様である。
 - 7 1950年中に国内に16の新しいユースホステルをつくるべきである。その内訳は、ザクセン・アンハルト3、ザクセン4、テューリンゲン3、ブランデンブルク3、メクレンブルク3である。
 - 8 400ある保養所の一つのアストゼーのパートグラール・ミュールッツの保養所をFDJ中央評議会に自由に利用させる。その他、国内に青少年と大学生のために17の新しい保養所を設置すべきである。その内訳は、ザクセン・アンハルト4、テューリンゲン4、ザクセン3、ブランデンブルク3、メクレンブルク3である。
 - 9 青少年施設、青少年訓練所、ユースホステルが管理する農耕地を動植物産物供出から免除すべきである。
 - 10 東ドイツ政府は、他国とのスポーツ代表団の交流、ソビエトや人民民主主義諸国家への旅行を組織すべきである¹¹⁾。

SED政治局の決議とNr.39の相違は次の点にある。まず、SED政治局の決議のe)ユースホステルの設置など、f)保養所の設置など、g)外国とのスポーツ交流などはNr.39の7、8、10にそれぞれ対応し同じであるが、SED政治局の決議のb)全国競技会の開催はNr.39では削除された。SED政治局の決議がなく、新たにNr.39に設けられた箇所は、第7章冒頭の国家的行政機関によるスポーツ及びヴァンデルンの助成、5.のグルンドシュューレの教員の養成、6.のツーリズム、9.の青少年機関の優遇である。その他の箇所は若干修正された。SED政治局の決議のc)特に職場スポーツ共同体のため必要なスポーツ用具の生産の確保などがNr.39の2.では「特に職場スポーツ共同体のため」という表現が削除されていることや、SED政治局の決議のd)施設の建設などがNr.39の3では建設対象及び場所が具体的に限定されていることなどが主な修正箇所である。

2) 第 10 回臨時人民議会における「青少年法」法案に関する論議

この法案 Nr.39 に関する修正動議 Nr.42 が、2月2日東ドイツ臨時人民議会青少年委員会議長 E.ホーネッカーの署名で提出されている。第7章に関しては、その冒頭の国家的機関による青少年教育とスポーツ促進運動の助成の目的を次のように修正している。「国家行政に携わるすべての諸機関は、青少年を育成し、彼らに喜びやレクリエーションの機会を多く与えるために、東ドイツにおける民主的スポーツ促進運動やヴァンデルンをさらに発展させ、若い世代の身体的精神的に健全な教育を助成する義務がある」¹²⁾。

以上のことから、「青少年法」法案作成には、主に SED 政治局、政府そして青少年委員会が携わったことが明らかである。

提出された「青少年法」に関する法案 Nr.39 と Nr.42 は、1949年2月8日の第10回臨時人民議会において、その第二議題として論議された。

この会議は主に次の順序で進められた。

まず第一に、政府を代表して副首相 W.ウルブリヒトが「青少年法」法案（主に Nr.39）の提出について説明を行った。彼は、「青少年法」の法的根拠が東ドイツ憲法第39条（教育の権利）にあることを述べた後¹³⁾、各項目の説明を行った。彼は、スポーツに関して全体的には、「健全なスポーツ活動は、我々すべての国民生活、特に青少年の健全な育成に必要である。東ドイツの建国によって、民主的スポーツ促進運動は、高い社会的重要性を得た。スポーツ促進運動は、我々の反ファシズム・民主的秩序の一部であり、その強化にスポーツ促進運動は重要な貢献をする。スポーツも自己目的的なものではなく、スポーツはその課題を民主的なドイツの職場、学校、他の職務において実現できるような健全で精力的な人間を育成するという目的に役立つ」¹⁴⁾と述べ、個別的には、職場スポーツ共同体を基盤とした民主的スポーツ促進運動の展開と会員の獲得、大学スポーツの促進、スポーツ助成の財源、ドイツスポーツ委員会を中心とする競技スポーツの基盤整備、ドイツ体育大学の役割、スポーツ教師、大学教師、トレーナー、審判、運動指導者、スポーツ医師の養成、政府による一流スポーツマンの助成、水泳の重視、スポーツ章の創設、ピオニールの役割などについて意見を述べ¹⁵⁾、スポーツを社会主義政治体制強化の手段として捉えようとする考えを示した。

次に、この会議の議長ディークマンが法案 Nr.42 について触れ、それがすでに臨時人民議会の当該委員会で十分に審議されていることを議員に伝えた後¹⁶⁾、青少年委員会議長である E.ホーネッカーが Nr.39 についてさらに修正が必要と考える箇所について説明した。スポーツ関係では、第7章6. の表現が適切でないという理由で、「青少年指導者証明書を有する者に引率された青少年・児童グループが鉄道旅行する際、旅行距離が100キロメートル以内では50%、100Kキロメートルを越える部分では75%の旅行料金の割引を認めるべきである。スポーツ行事に積極的に参加し、相応の資格証明書を保持するスポーツグループの旅行はこれと同等である」¹⁷⁾という表現に修正することを提案した。

その後、議会は各派・諸団体の「青少年法」法案に対する意見聴取に移った。

すべての代表者が「青少年法」法案に同意を述べているので、ここでは、スポーツに関係する発言を行った各派・諸団体の発言内容を記述、検討したい。

まず第一に、SED 代表 E.ボイマンは、「スポーツ章をつくることが一つの大きな拍車となるように考えている。提案された『労働と平和防衛の準備』というスローガンは、我々の東ドイツではスポーツは自己目的的なものではなく、社会生活への参加は義務づけられたもの、という我々の意図を非常強く反映している」¹⁸⁾、「我々の民主的スポーツ促進運動は、すでに 70 万人以上のスポーツマンを内包している。この数をさらに増やさなければならないと考えている。なぜならば、我々はスポーツを国民の健康保持、労働力の保全の一手段として考えているからであり、我々の進歩的思想と結びつくスポーツ精神はすべての生活領域に大きな力を与えるからである。この理由で我々はスポーツの強化とさらなる発展に役立つすべての諸方策に同意した」¹⁹⁾、「我々はさらに青少年施設とユースホステルの建設によって、また、旅行料金割引を認めることによって、青少年にヴァンデルンを広く行う機会を与えることに同意する」²⁰⁾など、生産力の増強（健康の保持、労働力の保全）、イデオロギーの強化など手段としてスポーツを役立てようとする意見を述べた。

副首相に O.ヌシュケを送っているドイツキリスト教民主同盟のゲッティングは、「スポーツ、ヴァンデルン、レクリエーションの助成は、特に戦後の苦難の後では、青少年にとって極めて重要である。これらの論議が 1950 年の経済計画に大きく組み入れられたことは非常に喜ばしい」²¹⁾と述べ、社会主義国家の要素である計画経済にスポーツを組み入れることに賛同している。

また、ドイツ国民民主党代表の F.プフェンバッハは、「ドイツスポーツ委員会は、我々の青少年に大きな準備をするとともに、競技スポーツも助成しなければならない。同時に今すぐ我々の友好的な諸国家とフェアで友好的な競技を行うべきである。スポーツは諸国民の相互理解と友好関係の重要な手段である。また、我々は、西ドイツのスポーツマンを以前より多くここに招かなければならない」²²⁾と述べ、競技スポーツを準備する必要性を指摘しているが、ここでもスポーツは諸外国との友好関係の強化やドイツ問題への活用、つまりは社会主義新国家確立の手段として捉えられている。

社会民主派のグレーバーは、「スポーツは、我々の青少年に祖国への愛を増大させるさらなる手段の一つである」²³⁾と述べ、愛国心の高揚にスポーツが役立つものとして捉えている。

その他、ドイツ民主農民党代表の B.ローゼは、政府案に対する同意と地方スポーツの助成を願う意見を述べ²⁴⁾、FDJ 代表の H.ケスラーは、SED が「青少年法」の法案作成準備をすでに 1949 年末から行い、青少年幹部もそれに参加していたことなどを述べている²⁵⁾。

各派・諸団体の意見聴取の後、議会は「青少年法」法案に採決に移った。議長デイクマンは、修正された「青少年法」法案の採決を議員に求め、議員同意のうえ、「青少年法」は可決した²⁶⁾。

以上の議会における各派・諸団体の発言の中で注意しなければならないことが幾つかあるように思われる。第一は、東ドイツ政府が「青少年法」法案に記載されていること以外にも、競技スポーツの促進や職場スポーツ共同体を基盤とした大衆スポーツの促進など、スポーツに関する考えを数多く持っていることである。第二は、各派・諸団体の発言の殆どすべての中にみられるように、スポーツが手段として捉

えられていることである。

なお、W.ウルブリヒトが「青少年法」の法的根拠とした1949年に制定された東ドイツ憲法の第39条では、「すべての児童にその身体的、精神的及び道徳的諸能力を全般的に拡大するための機会を与えなければならない」と定められているが、1968年に改正された憲法にあるようなスポーツに関する直接的な規定はない²⁷⁾。

第3項：「青少年法」について

(1) 「青少年法」の位置づけ

後に「青少年法」と呼ばれたこの「東ドイツ建設への青少年の参加、並びに学校、職場及びスポーツ、レクリエーションにおける青少年助成に関する法律」は、スポーツ分野のみを取り扱った法律ではないものの、その第7章にスポーツ関係の章をあてている東ドイツ最初の国家的スポーツ関係規定である。

東ドイツスポーツ史においても、「青少年法」は重視されてきた。例えば、G. ヴォンネベルガーは、「『青少年法』はドイツ史において前例のないものであった。その中では国民の平和、ヒューマニズム、幸福、健康に役立つ青少年及びスポーツ政策の基本方針が定められている。『青少年法』はスポーツ発展に大きな機会を与えた。同時に、『青少年法』は西ドイツの青少年とスポーツマンに如何にして独力で国民の幸福な生活を形成できるのかを示した¹⁾と述べている

(2) 「青少年法」の構成とスポーツ関係条項の内容

1) 「青少年法」の構成

1950年2月8日の第10回臨時人民議会で採決された「青少年法」は、2月10日に施行され、2月21日の東ドイツ官報に東ドイツ大統領W.ピークの署名をもって掲載された。

「青少年法」は、以下のように前文と7章で構成されている。

前文

- I. 東ドイツ建設への青少年の参加 (第1条から第5条)
- II. 学校教育の改善 (第6条から第15条)
- III. 職業教育の促進 (第16条から第28条)
- IV. 職業人のための大学教育 (第29条)
- V. 児童の家、児童図書館、児童劇場 (第30条から第34条)
- VI. 新しい児童・青少年文学の創造 (第35条)
- VII. スポーツ、レクリエーション、ヴァンデルンの助成 (第36条から第45条)

前文では、東ドイツ建設への青少年の参加の重要性、ソビエトとの友好関係の強化などが述べられた後、「青少年法」制定の目的が、東ドイツの民主的建設時に重要な役割を担う青少年を、学校、職場、スポーツ及びレクリエーションにおいて助成するためと述べられている²⁾。

「青少年法」の中で、直接スポーツを取り扱った第7章以外に主にスポーツに関

係する条項としては、以下のものがある。

第5条では、青少年のクラブ、文化クラブ、芸術クラブなどへの積極的な協力、都市や地方の文化施設（体育館、スポーツ場、プールなどを含む）の修理や建設への自由な参加を呼びかけている³⁾。

第9条では、すべての学校、体育館などを1950年7月1日までに各州教育省の所轄にすることなどを定めている⁴⁾。

2) 「青少年法」のスポーツ関係条項の内容

制定された「青少年法」では、法案の第7章の1. から10. がそれぞれ第36条から第45条に記載されている。以下は、「青少年法」第7章の第36条から第45条の内容である。

第7章 スポーツ、ヴァンデルン、レクリエーションの助成

国家行政に携わるすべての諸機関は、青少年を育成し、彼らに喜びやレクリエーションの機会を多く与えるために、東ドイツにおける民主的スポーツ促進運動やヴァンデルンをさらに発展させ、若い世代の身体的精神的に健全な教育を助成する義務がある。これらのことが、平和なドイツを建設し、強化する際に生じるすべての困難を克服する準備となる。それ故、以下の諸方策が必要となる。

第36条 1950年に「東ドイツスポーツ章」を制定すべきである。この章は共和国における身体文化の発展に拍車をかけるであろう。それは「労働と平和防衛の準備」というスローガンを持ち、ドイツスポーツ委員会の提案に基づき、三つの等級で共和国から授与される。青少年問題・体育局は、教育省、労働・保健省と協力し、ドイツスポーツ委員会と連絡を取り合って、スポーツ章授与に関する諸条件を作成し、政府に確認を求める義務がある。

第37条 1950年にはスポーツ用具、スポーツウェア、スポーツシューズの生産を著しく高めるべきである。

第38条 1950年の国民経済計画において以下の建設を予定すべきである。

ドイツ体育大学（ライプツィヒ）

スキーシャントツェ（アッシュベルク・ミュールライテン）

スポーツ学校（バート・ブランケンブルク）

メクレンブルク州：室内プール（ロストック）、スタジアム（シュヴェリーン、アンカー・ヴィスマール）、スポーツ学校（ハンベルグ）

ブランデンブルク州：スタジアム（フランクフルト、コットブス、フィンスターヴァルデ）

ザクセン州：競技場（ドレスデン）、スポーツ学校（ヴェルダウ）

ザクセン・アンハルト州：陸上競技場と更衣室（ハレ）、以前の飛行・スポーツ施設（メクデブルク）

テューリンゲン州：スポーツ施設（ゲラ、ゴータ）

ベルリン：冬季スポーツ体育館、スタジアム

これらの対象物の建設や既存のスポーツ施設の修復のために、1950年の国民経済計画の中で2050万マルクを準備すべきである。

第39条 大学の体育講師、スポーツ教師、トレーナーの養成とスポーツの科学的研究の助成のために、ライプツィヒに400人規模のドイツ体育大学を設立すべ

きである。

第40条 1950年にすべての教育学部身体教育科において、3年課程の他に、グルンドシュレーのスポーツ教師を養成するための短期課程を設置すべきである。

第41条 青少年指導者証明書を有する者に引率された青少年・児童のグループが鉄道旅行をする際、100キロメートル以内では50%、100キロメートルを越える部分では75%の旅行料金の割引を認めるべきである。スポーツ行事に積極的に参加し、相応の資格証明書を携うスポーツグループの旅行は、これと同様である。

第42条 1950年中に国内に16の新しいユースホステルをつくるべきである。その内訳は、ザクセン・アンハルト3、ザクセン4、テューリングゲン3、ブランデンブルク3、メクレンブルク3である。

第43条 400ある保養所の一つのオストゼーのバートグラール・ミューリッツの保養所をFDJ中央評議会に自由に利用させる。その他、国内に青少年と大学生のために17の新しい保養所を設置すべきである。その内訳は、ザクセン・アンハルト4、テューリングゲン4、ザクセン3、ブランデンブルク3、メクレンブルク3である。

第44条 青少年施設、青少年訓練所、ユースホステルが管理する農耕地を動植物産物供出から免除すべきである。

第45条 東ドイツ政府は、他国とのスポーツ代表団の交流、ソビエトや人民民主主義諸国家への旅行を組織すべきである⁵⁾。

(3) 「青少年法」のスポーツ関係条項の特徴

「青少年法」は、東ドイツの民主的建設時に重要な役割を担う青少年を、学校、職場、スポーツ及びレクリエーションにおいて助成するためというその目的が示すようにスポーツ分野のみを扱ったスポーツ関係規定ではなく、また、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツという領域の区分はなされていない。その名称の通り、「青少年法」のスポーツ関係条項で主に定められているのは、児童・青少年スポーツとその他に関する事項である。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツに関しては、グルンドシュレーのスポーツ教師の養成、ツーリズムとそれに関係する条件の整備（旅行運賃割引、施設の建設や貸与など）を定めている。

2) その他

その他、主に同法がスポーツに関して定めていることは、主に以下のことである。

a. 国家的諸機関に対する青少年スポーツ助成の義務化

1949年制定の憲法がスポーツを直接取り扱っていないのに対し、初めて青少年スポーツの助成を国家行政に携わる諸機関の義務として法的に規定した。

b. ソビエトを模倣したスポーツ章の制定

後に東ドイツスポーツの基礎となったスポーツ章の制定を定めた。スポーツ章はスポーツの技能を検定する制度であり、走跳投などスポーツのための基礎的な運動能力で構成したテストから、競技ごとの技能、技術のテストまでがある。国家的な制度が生じて来るのは第一次世界大戦以後であり、その代表をソビエトのゲー・テ

一・オー（労働と国防の準備なれり）にみることができる⁶⁾。ソビエトでは年齢に合わせ設定された体力検定試験が 1931 年からすべての国民に実施され、それを東ドイツは模倣したとされるが、この時点では具体的な種目、条件などは示されていない。

c. スポーツ科学の推進と専門家育成のためのドイツ体育大学の建設

スポーツ科学との関連では、スポーツ専門家の育成と科学研究のための大学であるドイツ体育大学を最重要の国家的建設事業とした。

d. スポーツにかかわる物質的諸条件の整備

スポーツの施設の修理やスポーツの用具、衣服、シューズの生産などのスポーツに関係する物質的条件整備を定めた。

e. 学校、体育館の国有化

すべての学校、体育館を教育省の所管とし、国有化した。

f. 他国とのスポーツ交流と社会主義諸国家への旅行

他国とのスポーツ交流や社会主義諸国家への旅行を定めた。

g. 財政

これらのために必要な 2050 万マルクの支出を明らかにした。

（４）「青少年法」の位置づけの再検討

以上のように、「青少年法」がスポーツ分野において主に定めたことは、国家行政に携わる諸機関が青少年のスポーツを助成することを法的に規定したこと、及び、スポーツ発展に必要な人的、物質的諸条件の整備を定めたことであった。

これらは建国間もない東ドイツにおけるスポーツの人的、物質的に困難な状況を反映したものであったと考えられるが、その一方で、第 10 回臨時人民議会における同法に関する論議から明らかのように、社会主義新国家建設、政治体制の強化、愛国心の育成、生産力の増強などにスポーツを手段として役立てようとする狙いがあったことを見逃してはいけない。例えば、第 7 章冒頭（国家行政に携わる諸機関に対する青少年教育とスポーツ助成の義務化）に関しても、この義務化の目的は、「青少年の育成と彼らに喜びやレクリエーションの機会を多く与えるため」と規定されているが、さらにそのことが「国家建設に貢献する」とも規定されているので、結局スポーツ及びスポーツの助成が社会主義新国家建設の手段に陥っている。

「青少年法」で定められた施設は主に水泳、陸上、冬季スポーツの施設であり、これらの種目で 1960 年代から東ドイツのスポーツ選手がオリンピックなどで輝かしい成果を収めたことや、ドイツ体育大学が世界のスポーツ科学の中心地の一つとなったことは周知の事実であり、G. ヴォンネベルガーが言うように、「青少年法」は東ドイツのスポーツ発展に大きな機会を与えたと考えられる。しかし、東ドイツの国家的崩壊の理由の一つとして個人の自由度のなさが指摘されていることを考えると、建国間もない時期から既に、自己目的的なスポーツの捉え方を否定し、個人の内面的な喜びよりも新国家の建設に究極の価値を置き、スポーツを法的に規定していることが「青少年法」の問題のように思われる。

そして、スポーツを自己目的的なものとしなないことは、遅くとも 1948 年 6 月以来の SED の方針であったこと、「青少年法」の内容が 1950 年 1 月 17 日の SED 中

央委員会政治局の決定内容をほぼ全面的に受け入れたものであったことにも注意を払う必要がある。つまり、この時点では他の政党も政府に参加していたにもかかわらず、国家建設時におけるスポーツ分野の基本方針が、SEDの方針であったことである。

第1章第1節：註及び引用

第1項

- 1) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年、471-485頁。
- 2) Weber, Hermann. *Die DDR 1945-1986*. R. Oldenbourg Verlag: München, S. 25.
- 3) 成瀬治、黒川康、伊藤孝之、ドイツ現代史、山川出版社：東京、1987年、494-495頁。
- 4) 林健太郎、ドイツ史、前掲書、494-495頁。
- 5) 同上書、483-483頁。

第2項

- 1) 里見悦郎、最新ソビエトスポーツ研究－その歴史と制度－、不昧堂出版：東京、1991年、131-132頁。
- 2) Eichel, Wolfgang. *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*. Sportverlag: Berlin, 1983, S. 101.
- 3) Schur, Gustav-Adolf. *TÄVE. Die Autobiographie. Gustav-Adolf Schur erzählt sein Leben*. Das Neue Berlin: Berlin, 2001.
- 4) Gallinat, Klaus. *Der Aufbau und die Entwicklung von Körperkultur und Sport in der SBZ/DDR am Beispiel regionaler Entwicklungen im Land Brandenburg (Mai 1945-Juli 1952)*. Peter Lang: Frankfurt am Main, 1997, S. 79-92.
- 5) Provisorische Volkskammer der Deutschen Demokratischen Republik (Protokolle und Drucksache), 1949/1950, S. 183.
- 6) Neues Deutschland, 5. Jahrgang/Nr. 15, 18.1.1950, S. 1.
- 7) Ebenda.
- 8) Ebenda.
- 9) Provisorische Volkskammer der Deutschen Demokratischen Republik (Protokolle und Drucksache), a.a.O., S. 57-60.
- 10) Ebenda, S. 57.
- 11) Ebenda, S. 57-60.
- 12) Ebenda, S. 66.
- 13) Ebenda, S. 172.
- 14) Ebenda, S. 177.
- 15) Ebenda, S. 177-179.
- 16) Ebenda, S. 180.
- 17) Ebenda, S. 183.

- 18) Ebenda, S. 185.
- 19) Ebenda.
- 20) Ebenda.
- 21) Ebenda, S. 192.
- 22) Ebenda, S. 187.
- 23) Ebenda, S. 188.
- 24) Ebenda, S. 189.
- 25) Ebenda, S. 193.
- 26) Ebenda, S. 196.
- 27) Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik. VEB Deutscher Zentralverlag: Berlin, 1960, S. 18.

第3項

- 1) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV.* Sportverlag: Berlin, 1967, S. 82.
- 2) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Nr. 15, 21.2.1950, S. 96.
- 3) Ebenda.
- 4) Ebenda, S. 97.
- 5) Enenda, S. 98-99.
- 6) 里見悦郎、最新ソビエトスポーツ研究—その歴史と制度—、不味堂出版:東京、1991年、61頁。

第2節：「SED 中央委員会の決議」（1951年）－スポーツの政治的利用の拡大とソビエトスポーツの追隨－

はじめに

第1節で明らかにしたように、「青少年法」は主に青少年を対象としたものであった。

本節では、東ドイツにおける最初の総合的で包括的な内容を有するスポーツ関係規定である「SED 中央委員会の決議」について、その内容、特徴などを明らかにしたい。

第1項：「SED 中央委員会の決議」の社会的背景

（1）ソビエトモデルの移植

ソビエトモデルの東ドイツへの移植は徐々に行われたが、こうした従属の進行は同時に、スターリンに対する個人崇拜が進む過程でもあった。1949年12月のスターリン70歳の誕生日に際して、SEDは大々的に彼の個人崇拜を展開した。スターリンは東ドイツにおいて、ドイツ労働運動の偉大な指導者、そしてドイツ国民の友とみなされるようになっていったのである¹⁾。

（2）SEDの「指導的役割」の承認

「民主的ドイツのための国民戦線」構想が進行する中、ドイツキリスト教民主同盟やドイツ自由民主党は次第にSEDの指導的役割を完全に認めるように方向転換していった。これをもって、東ドイツにおけるSEDの権限地位は不動のものとなり、必然的にSEDの政治局が実質的に東ドイツの最高権力機関となった。これはソビエト、東欧社会主義諸国に共通の特徴である²⁾。

（3）コメコンへの加盟とSED第3回党大会における第1次経済5ヵ年計画の採択

1950年8月、東ドイツ政府はソビエト、東欧社会主義諸国で構成される相互経済援助会議（コメコン）に加盟申請し、同年9月に加盟を認められた。これ以後、東ドイツの経済は急速に社会主義化、計画化された。即ち、1951年初め、人民議会は、SED第3回党大会（1950年7月20日－24日）で原案が決定されていた「国民経済発展のための第1次5ヵ年計画1951－1955年」を採択したのである。これはソビエト型計画経済を模範としていた³⁾。

第2項：「SED 中央委員会の決議」のスポーツ的背景

（1）トゥルネンと水泳の授業の開始

「青少年法」の公布に引き続き、東ドイツでは学校体育と民主的スポーツ促進運動に関する重要な決議が行われた。学校体育に関しては、「身体教育の義務教育へ

の導入に関する教育省の命令」（1950年3月3日）によって、すべての学校において、1950年4月10日からトウルネンの授業を、5月15日からは水泳の授業を実施することが定められた¹⁾。

（2）労働組合を中心とする「ソビエトをモデル」としたスポーツ組織の再編

また、民主的スポーツ促進運動については組織的な再編が開始された。即ち、ドイツスポーツ委員会は、FDGB幹部会とFDJ中央評議会と合意の上で、1950年4月3日「人民所有企業とそれと同等の企業における産業部門を基礎としたスポーツの再編に関する」決議を行ったのである。これによって各企業に個々に存在していた職場スポーツ共同体の多くは統合され、労働組合の産業部門の構成に基づいたスポーツ団体（Sportvereinigung）がつけられた²⁾。

ソビエトでは、1930年代半ばに、このような産業別のスポーツ組織の再編が行われていた³⁾。東ドイツにおけるこの時期のスポーツ組織再編は、東ドイツ時代には、「FDGBへの暫定的統合」⁴⁾と述べられていたが、ドイツ再統一後東ドイツのスポーツ史家L.スコルニクは、それを「ソビエトをモデル」としたスポーツ組織の再編と明確に記している⁵⁾。

この結果1950年から1951年につくられた18のスポーツ団体は以下の通りである。

1950年から1951年のスポーツ組織の再編によって設立された労働組合のスポーツ諸団体

die SV Akitivist	鉱山企業のスポーツマンを統合
die SV Chemie	化学企業のスポーツマンを統合
die SV Aufbau	人民所有の建設産業のスポーツマンを統合
die SV Fortschritt	紡績及び皮革産業のスポーツマンを統合
die SV Dynamo	警察のスポーツマンを統合
die SV Lokomotive	鉄道及び交通営団のスポーツマンから成るスポーツ団体
die SV Vorwärts	警察予備隊のスポーツマンを統合
die SV Post	郵便制度のすべてのスポーツマンを統合
die SV Einheit	国家及び自治体行政のスポーツマンを統合
die SV Motor	乗物・車両製造、造船及び機械企業のすべてのスポーツマンを統合
die SV Empor	商業及び食品・嗜好品企業のスポーツマンを統合
die SV Medizin	保健機関のスポーツマンを統合
die SV Rotation	演劇、映画、ラジオなどのグラフィック産業のスポーツマンを統合
die SV Stahl	製錬・重機械製造企業のスポーツマンを統合
die SV Traktor	農林業、人民所有農場、機械貸出所、集団農場、営林局、農場のスポーツマンを統合
die SV Wissenschaft	総合大学、単科大学のスポーツマンを統合
die SV Turbine	電気、ガス、水道業のスポーツマンを統合
die SV Wismut	採鉱員員のスポーツ組織

(出典 : Beier, Wilhelm (Hg.). *Bilder und Dokumente aus der deutschen Turn- und Sportgeschichte*. Abteilung Sportpropaganda des Staatlichen Komitee für Körperkultur und Sport :Berlin, 1956, S. 316)

(3) SED 第3回党大会決議のスポーツに関する内容と計画経済へのスポーツの組み込み

第1次5ヵ年計画の原案を定めたSED第3回党大会は、文化政策のさらなる課題の一つとして、国民の健康保持に役立つ新しく進歩的な身体文化を発展させることを定め、すべての構成員、特にFDGB、FDJ、行政諸機関の同志に対し、身体文化を以前より熱心に、強く助成することを義務づけた。そして、民主的スポーツ促進運動のスローガン「労働と平和防衛の準備」を身体文化のすべての活動の原則とすることを定めた⁶⁾。

また、1951年1月11日に公布された「国民経済発展のための第1次5ヵ年計画に関する法律」にはスポーツに関する条項もみられる。計画経済にスポーツが組み込まれ始めたのである。財政的側面では、青少年とスポーツの助成に関する国家予算を5年間で1950年の予算に対し209%増やすこと、施設の側面では、ドイツ体育大学を拡大すること、ロストックに室内水泳場、フランクフルトにスポーツ施設、バート・ブランケンブルクにスポーツ学校、レヒリンにスキーシャントェ、テロウにモータースポーツ学校を建設することなどが定められた⁷⁾。

(4) 西ドイツにおけるドイツスポーツ連盟の設立とその理念

一方、西ドイツでは、1950年12月に主に州スポーツ連盟と種目別競技団体からなるドイツスポーツ連盟(Deutscher Sportbund、以下、DSBと表記)が組織され、社会のスポーツの基礎を築いた。以後西ドイツにおいて展開された「第二の道」「ゴールドデン・プラン」「トリム運動」については、我々もよく知るところである。

西ドイツのスポーツ団体の諸計画は、その立案から実施段階に至るまで政治諸党派、連邦政府、州政府の密接な「協力関係」を前提としており、いわば超党派的なスポーツ政策の性格を備えている。戦後西ドイツではナチス期の反省から、スポーツ憲章で「自由なる市民のイニシアチブ」が謳われ、DSBの規約には「スポーツは党派政治的に中立である」ことが記された。この「自由なる市民のイニシアチブ」を確保するために政治とスポーツの双方から確認されたのが「パートナーシップの原理」と呼ばれる基本原則である。政治は「援助すれども支配せず」、スポーツ団体はもっぱら公共の福祉のために運動を展開し、特定の党派に与しない、という精神がこの原理を支えている⁸⁾。

(5) 東西ドイツスポーツ交流の始まりとオリンピック参加問題

東西ドイツは異なった体制の国家として建国したが、統一が目指されていた当初、東西ドイツスポーツ交流は頻繁になされた。最初の東西対抗陸上試合が行われたのは1950年5月13日であり、その際には西ドイツが勝った。建国当初は、西ドイツの方が東ドイツよりスポーツ競技力が高かったのである。

最初の東西対抗陸上試合の前日には東西ドイツの陸上の代表者がベルリンで国

際陸上競技連盟への共同加盟について論議した。1948年のオリンピックにドイツは日本と同じ様に招待されなかったが、東西ドイツは1952年のオリンピック参加を目指していたのである。しかし、後に西ドイツは東ドイツと協議することなく、単独で国際陸上競技連盟に加盟申請を行った⁹⁾。

第3項：「SED 中央委員会の決議」について

(1) 「SED 中央委員会の決議」の位置づけ

1951年3月17日、SED 中央委員会はその第5会議において、「身体文化・スポーツ分野の課題」に関する決議を行った¹⁾。この決議は先の「青少年法」とは異なり、スポーツ分野のみを対象としている。

この決議の経緯は明らかではないが、同決議の前文からは同決議がドイツスポーツ委員会の提案によるものであることが窺える²⁾。

東ドイツのスポーツ史では、「この決議は基本的な重要性があった。この決議は実際の課題を含むとともに、社会主義の基礎を築く数年間すべてに通じる課題をも含んでいた」³⁾と位置づけられている。

(2) 「SED 中央委員会の決議」の構成と内容

1) 「SED 中央委員会の決議」の構成

同決議は以下のように前文と12章から構成されている。その構成からも包括的内容が窺えよう。この時期にはまだ児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツといった領域は明確に区分されていないが、後に東ドイツスポーツの特徴とされたスポーツ科学、専門家の育成などが建国間もない時期に出された同決議において項目となっていることは注目すべきことである。

前文

- I. ドイツスポーツ委員会の役割と課題
- II. 学術的研究の改善
- III. スポーツ章「労働と平和防衛の準備」とスポーツ等級制度
- IV. 民主的スポーツ促進運動の組織形態と課題
- V. スポーツ団体
- VI. 地方スポーツ
- VII. 児童と青少年の身体教育
- VIII. 民主的スポーツ促進運動の種目別競技団体の課題
- IX. 専門家の育成と助成
- X. スポーツ促進運動を発展させる際の広告及び宣伝活動の課題
- X I. ドイツ統一に関する闘争における民主的スポーツ促進運動の課題
- X II. 平和を愛する諸国家のスポーツマンとの友好関係の強化

2) 「SED 中央委員会の決議」の内容

以下では同決議の内容を具体的に明らかにしたい。

前文では、主に以下のことが述べられている。

平和に関する闘争を成果のあるものに導き、我々の5ヵ年計画を保障し、勤労に従事する国民の社会的、政治的、文化的成果を、アメリカ帝国主義とその従僕の脅迫や攻撃から守るために、我々には健康で、力強く、強い意志の人間が必要である。

民主的スポーツ促進運動の内容と課題は、労働と平和防衛を準備する人間を育成し、教育することにある。

それ故、我々の社会において、民主的スポーツ促進運動を以前より重要な要素としなければならない。身体文化とスポーツを文化の一部、我々のすべての生活様式の確固たる構成要素としなければならない。進歩的な学問を発展させるとともに、身体の強化と健康の保持、身体文化・スポーツの発展が重要な課題である。

この短期間に、民主的スポーツ促進運動は、ファシズムが身体教育・スポーツ分野にもたらしたもののすごい影響力を克服し、ブルジョアスポーツの伝統やプロスポーツの悪影響を粉碎することに成功した。

このことによって、身体文化・スポーツ分野に定められた大きな課題の実現に着手できる状況がつけられた。そのためには、すべての民主的大衆団体の援助、特に100万人の勤労者団体であるFDGBの援助、大きく統一的な青少年団体であるFDJのすべての会員と幹部の援助とイニシアチヴ、さらには我々東ドイツの指導的勢力であるSEDの精力的な援助が必要である。

ベルリンでの世界平和青少年・学生祭の準備にすべてのスポーツマンを動員することが必要である。

これらの課題の実施に際し、民主的スポーツ促進運動を援助するために、SED中央委員会は、ドイツスポーツ委員会の以下の決定に同意した⁴⁾。

I. ドイツスポーツ委員会の役割と課題

ドイツスポーツ委員会の役割と課題としては以下のことが定められた。

1. ドイツスポーツ委員会は、身体文化・スポーツ全分野の最高決定機関である。
2. ドイツスポーツ委員会は、民主的スポーツ促進運動の最高機関であり、すべてのスポーツ団体、スポーツ共同体、種目別競技団体（Sektion）の活動を責任を持って指導する。
3. ドイツ体育大学の指導はその責務である。
4. 身体文化・スポーツ分野における関係各省の活動は、政府の決定範囲内で、閣僚評議会議長の指示によって行われる。
5. 以下は、ドイツスポーツ委員会によって指導される。
 - a) 教育学部の身体教育学科
 - b) 大学及び学校における必修スポーツのすべて
 - c) 研究活動のすべて
 - d) ドイツスポーツ委員会は、映画製作、ラジオ、新聞及び身体文化・スポーツに関係する分野の所轄機関と密接に協力する。
6. 経済計画の範囲内での、すべてのスポーツ用具、器材の生産や配置、及び、新しいスポーツ用具、用品の開発計画、管理、指導はドイツスポーツ委員会の責務である。

7. その他、特にスポーツ場やスポーツ施設を建設する際、関係各省と密接に協力し、投資手段を講ずることもドイツスポーツ委員会の責務である。

民主的スポーツ促進運動に定められた重要な課題、特に、幅広いスポーツ促進運動の助成と第3回世界平和青少年・学生祭の準備及び実施という課題を解決するために、ソビエトの経験及び以前の民主的スポーツ促進運動の活動に即して、ドイツスポーツ委員会とその諸機関の構造的変革が必要である⁵⁾。

II. 学術的研究の改善

学術的研究の改善に関しては主に以下のことが定められた。

身体文化とスポーツに科学を貫徹することが、偶然による成果に代わって、質の高いスポーツ後継者を幅広く育成することを保障し、同時に体系的に最高の競技者を準備する。

進歩的な科学の適用によって、我々は東ドイツ記録の更新、ドイツ最高記録への到達と更新、様々なスポーツ種目における世界記録の獲得に成功する。

特に、学校体育、大衆スポーツ活動、スポーツ章、スポーツ等級制度及び選手権大会の基本問題を科学的に分析しなければならない。

スポーツ実践を弛ませないために、トレーナー、運動指導者、実践者と密接に協力し、科学的な活動と研究を行わなければならない。

トレーナー、特別なスポーツ教師、幹部の養成を保障するために、ドイツ体育大学に特別なゼメスターを加えるべきである。

歴史の学位論文は第一に現代史研究とし、余り古くないものとすべきである。

科学的理論の月刊雑誌を発行しなければならない。

新しいドイツ体育大学の構想と建設を促進しなければならない。

ソビエトでは、身体文化とスポーツは、共産主義教育の部分として、重要な役割を果たしている。数十年のソビエトのスポーツ促進運動の経験を特に科学分野に適用することが重要である。

スポーツ促進運動の助成に際し、特にスポーツ医学制度の組織に今すぐ着手しなければならない⁶⁾。

III. スポーツ章「労働と平和防衛の準備」とスポーツ等級制度

スポーツ章「労働と平和防衛の準備」とスポーツ等級制度に関しては主に以下のことが定められた。

スポーツ章「労働と平和防衛の準備」を身体文化・スポーツ分野のすべての活動の基礎としなければならない。それはスポーツ促進運動を幅広く発展させる重要な手段である。

スポーツ章は、以下の条件に分けられる。

1. 「国民の平和と友好関係の準備」バッチ (10才から14才)
2. 「労働と平和防衛の準備」バッチ (14才から16才)
3. 「労働と平和防衛の完備」バッジ (16才から18才一段階 I、18才以上一段階 I II III)

SED同志の課題は、民主的スポーツ促進運動の会員のイデオロギー、スポーツ

の能力を高めるために、率先してスポーツ章を獲得し、できるだけ多くの会員を獲得者とするのである。

ソビエトをモデルとし、スポーツ章を基礎としたスポーツ等級制度をつくるべきである。この等級は三つの段階に分けられ、各等級に応じてスポーツの指導が行われる。その条件を達成した者には、名誉の称号「スポーツマイスター」が授与される。さらに民主的スポーツ促進運動の発展に特に貢献したスポーツマイスターには「功労スポーツマイスター」が授与される。彼らは民主的スポーツ促進運動の発展に努め、模範者とならなければならない⁷⁾。

IV. 民主的スポーツ促進運動の組織形態と課題

民主的スポーツ促進運動の組織形態と課題に関しては主に以下のことが定められた。

「国民スポーツ促進運動への前進」というスローガンの下で進められている世界平和青少年・学生祭の準備は、民主的スポーツ促進運動に対し、100万人の会員を獲得し、年末までに150万人に会員を増やすという課題を定めた。

会員の勧誘に際しては、人民所有及びそれと同等の企業の勤労者、及び、生産に従事するすべての勤労者の参加数を継続的に増加させることに留意すべきである⁸⁾。

V. スポーツ団体

スポーツ団体に関しては主に以下のことが定められた。

生産活動を基盤とするスポーツ団体が、幅広いスポーツ促進運動の重要な支柱である。なぜなら、スポーツ団体は、勤労に従事する多くの労働者を生産場所で直接組み入れることができるからである。

- a) スポーツ団体は、民主的スポーツ促進運動の一部であり、ドイツスポーツ委員会の直接の指導の下で活動する。
- b) スポーツ団体の活動を促進、援助するために、産業別組合の中央幹部会に、スポーツ部 (Sportabteilung) を設置すべきである。その活動は、FDGB 幹部会に設置されているスポーツ部によって管理される。FDGB 幹部会のスポーツ部の指導者は、ドイツスポーツ委員会事務局のメンバーである。産業別組合スポーツ部の指導者はスポーツ団体の指導者である。スポーツ団体の指導者として、彼らはドイツスポーツ委員会の決定や指示によって直接管理される。

FDGB 幹部会は、以下によって大きな援助が可能となる。

- a) 労働組合の学校と企業から有能な幹部を民主的スポーツ促進運動に派遣する。
- b) すべての FDGB の企業、労働組合の学校及び産業別組合に義務的なスポーツを導入する。
- c) 労働組合の学校において、身体文化・スポーツの重要性や民主的スポーツ促進運動の目的や課題を教える。
- d) 労働組合がスポーツ施設を建設し、中心的な活動のためのスポーツ用具を調達する。
- e) 幅広く、統一的な指導要領を作成し、また、産業別組合を通じて総収入のある

決まった割合を民主的スポーツ促進運動に利用させる。

- f)FDGB の会員を職場スポーツ共同体に勧誘、加入させ、スポーツ章を獲得させることによって、彼らの能力を向上させる。また、能力の高いスポーツマンの養成を助成する⁹⁾。

VI. 地方スポーツ

地方スポーツについては主に以下のことが定められた。

地方におけるスポーツ活動の中心は、スポーツ団体「トラクター」(Traktor)である。

そこに人民所有企業(人民農場、機械貸出所、相互農業援助組合)の勤労者が組み入れられる。主に勤労に従事する農民や農業労働者によって組織されるスポーツ共同体も、スポーツ団体「トラクター」中央指導部の提案や決定によって、ここに編入することができる。

職場スポーツ共同体はあるが、機械貸出所のない地区や農業地区では、地方のスポーツ共同体を指導し、援助することが職場スポーツ共同体に義務づけられる。

農村のスポーツ共同体をさらに発展させるべきである。それらは、州スポーツ委員会の指導下であり、そこではFDJの会員が積極的に指導的な役割を果たすべきである¹⁰⁾。

VII. 児童と青少年の身体教育

児童と青少年の身体教育に関しては、主に以下のことが定められた。

東ドイツにおいて身体教育の統一的なシステムをつくるために、特に就学前、教科及び課外の各分野における活動を調整することが必要である。また、スポーツ章をすべての身体教育の基礎とする。

ドイツスポーツ委員会は、各省と協力し、身体教育の統一的な指導要領を作成する義務がある。同時に、「身体教育」科教師の養成を指導し、それに必要なプログラムを作成することもドイツスポーツ委員会の義務である。ドイツスポーツ委員会は、これらの方針の実施と管理に責任がある。すべての総合大学、単科大学、諸機関及び職業学校の授業計画に、スポーツ章を基礎としたスポーツを導入しなければならない。

スポーツに才能のある児童のために、14才からの青少年スポーツ学校を開設すべきである。

すべての学校及び大学では、特にスポーツ場をつくることによって、トゥルネン授業の条件をつくるべきである。

学校指導者、民主的スポーツ促進運動及び若いピオニールの担い手によって、児童の課外スポーツを組織すべきである¹¹⁾。

VIII. 民主的スポーツ促進運動の種目別競技団体の課題

種目別競技団体の課題としては主に以下のことが定められた。

- a)民主的スポーツ促進運動の重要な機関として、種目別競技団体は、スポーツ団体の指導部と密接に協力する。種目別競技団体は、選手権大会や対抗戦を組織

し、すべての競技活動を指導、管理すべきである。また、世界的に有効な規則に従って、スポーツの技術指導を行い、すべての競技規則を管理する。

b)種目別競技団体は、スポーツ技術の専門家を養成し、また、スポーツ共同体において彼らの活動に影響を与える。

c)種目別競技団体の構成員は、運動及び競技活動の新しい方法をつくることに強く関与する。

d)種目別競技団体は、全世界のスポーツマンと友好的、平和的關係を樹立する目的で、各々の国際スポーツ連盟と結び付きを持つ。

ドイツスポーツ委員会は、主要な種目別競技団体の援助と助成に特に注意を払うべきである。今まであまり発達していないバスケットボールやバレーボール種目を強く促進しなければならない。

種目別競技団体は、ドイツ記録の獲得という目標にも従事しなければならない。

東ドイツ代表チームの設立は特別な意味があるので、政府とドイツスポーツ委員会は、それを特別に援助し、助成しなければならない¹²⁾。

IX. 専門家 (Kader) の育成と助成

身体文化・スポーツ分野の専門家の育成と助成に関しては主に以下のことが定められた。

1. 専門家養成システムの改善。その際、特に以下のことを考慮しなければならない。
 - a)ドイツスポーツ委員会、州スポーツ委員会、郡スポーツ委員会及びスポーツ団体の指導者を相応の学校において数ヶ月の課程で養成する。
 - b)運動指導者の養成。優れたスポーツマンを週末のコースでスポーツ共同体や郡の運動指導者として養成する。
 - c)一流のスポーツマンのための通信教育の開設。
2. その他の重要な要素は、専門家の管理と助成である。
3. 世界青少年・学生祭の準備と実施が専門家の養成を強く要求する。
4. すべての指導的な専門家は、ドイツスポーツ委員会事務局の許可を受けてのみ転職できる。
5. 質の高い専門家の確保が、ドイツ体育大学や科学的研究活動の発展を効果的にする¹³⁾。

X. スポーツ促進運動を発展させる際の広告及び宣伝活動の課題

スポーツ促進運動を発展させる際の広告及び宣伝活動の課題に関しては主に以下のことが定められた。

民主的スポーツ促進運動の目標と課題をパンフレットやポスターに示さなければならない。

専門誌や専門雑誌の指導を著しく改善しなければならない。我々の民主的な新聞のスポーツ部門の課題は、センセーショナルを取り扱ったり、感情にかられて何頁にもわたって非政治的なスポーツのルポルタージュを掲載することではなく、ドイツスポーツ委員会と密接に協力し、民主的スポーツ促進運動の政治的目標を援助す

ることにある¹⁴⁾。

X I . ドイツ統一に関する闘争における民主的スポーツ促進運動の課題

ドイツ統一に関する闘争における民主的スポーツ促進運動の課題としては主に以下のことが定められた。

民主的スポーツ促進運動の重要な課題の一つは、統一的、民主的、平和的、そして独立したドイツの確立に関する闘争の指導にある。全ドイツスポーツ交流の実施によって、民主的スポーツ促進運動は、ドイツ分裂を狙うアメリカ帝国主義やその追随者の陰謀と戦う。

ドイツスポーツ委員会は、西ドイツの仲間や西ドイツのクラブとの競技交流の拡大、強化になお一層努力しなければならない。その際、特に様々な種目での全ドイツ選手権の実施に努めなければならない。

全ドイツオリンピック委員会の設立を目指すべきである。

一つのオリンピック委員会を設立するために、共同で討議することがドイツのスポーツマンすべての関心事である¹⁵⁾。

X II . 平和を愛する諸国家のスポーツマンとの友好関係の強化

平和を愛する諸国家のスポーツマンとの友好関係の強化に関しては主に以下のことが定められた。

政府の政策に即して、ソビエト、他の人民民主主義的国家、すべての平和を愛する国家との平和的、友好的関係を維持、強化し、そして、スポーツ、競技の交流を広く実施するように、ドイツスポーツ委員会の活動を方向づけなければならない。

以前より多くソビエトや人民民主主義諸国家から学び、特にソビエトの科学的経験を有効利用することが重要である。

種目別競技団体の各々国際スポーツ連盟への加盟を軌道にのせることにドイツスポーツ委員会は専念すべきである。

これらの課題の実現によって、東ドイツの民主的スポーツ促進運動のスポーツマンは、大きな世界にまたがる平和戦線の仲間となる。その頂点に平和の旗手スターリン大元帥のいるソビエトの側で、それを積極的に精一杯防衛すべきである¹⁶⁾。

(3) 「SED 中央委員会の決議」の特徴

同決議はスポーツ分野のみ取り扱っている点で前年に出された「青少年法」と異なる。そして、「青少年法」が主にスポーツに関係する人的、物質的諸条件整備に関する方針を定めていたのに対し、同決議はその構成と内容から分かるように包括的である。しかし、この時期にはまだ児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツといった領域は明確に区分されていない。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツについては、主にVII「児童と青少年の身体教育」で多くのことが述べられている。

身体教育の統一的なシステムをつくるために、就学前、教科及び課外の身体教育を調整する必要性を指摘し、スポーツ章を共通の基礎とすることを規定し、また、

統一的な指導要領の作成、児童の課外スポーツの組織、大学へのトゥルネンとスポーツの導入、大学スポーツ共同体の設置を定めるなど、以後東ドイツにおいてどのように児童・青少年スポーツを促進するのかについての基本的な方針が示されていることが特徴である。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツに関しては、IV「民主的スポーツ促進運動の組織形態と課題」、V「スポーツ団体」、VI「地方スポーツ」で多くのことが述べられている。

その特徴は、同決議の前年に設立が決められたスポーツ団体を民主的スポーツ促進運動の支柱とすることを定め、FDGBを中心として会員の獲得、施設・用具・財源の確保、地方スポーツの助成、啓蒙活動などを実施しようとする方針を打ち出し、1950年以來の東ドイツにおける「ソビエトをモデル」としたスポーツ組織再編を推進しようとしていることである。

3) 競技スポーツ

競技スポーツに関しては、VIII「民主的スポーツ促進運動の種目別競技団体の課題」で多くのことが述べられている。

競技者及び後継者の養成、東ドイツ記録及びドイツ記録の更新などが目標として定められ、学術的研究の改善（現場との密接な協力、スポーツ医学制度の組織、ソビエトの科学や経験の利用など）、青少年スポーツ学校の建設、国家代表チーム、主要及び発展の遅れている種目の促進、種目別競技団体の役割、競技会の実施、国際スポーツ諸連盟への加盟などが定められている。これらの規定は、後のスポーツ関係規定にみられるような具体的なものではなく、基本的な方針と言えよう。なお、ソビエトでは1940年幼年スポーツ学校をはじめとする青少年スポーツ学校が262校に達していた¹⁷⁾。

4) その他

その他、同決議の特徴は、主に以下のことにある。

a. 民主的スポーツ促進運動における SED の指導的役割の明記

前文において、民主的スポーツ促進運動を発展させる際の SED の指導的役割が明記された。このことは、ドイツキリスト教民主同盟やドイツ自由民主党が次第に SED の指導的役割を認めるように方向転換していったことにより、SED の権限地位が確立していったことと関係しているように思われる。

b. スポーツマンの動員

前文では、ベルリンで開催予定の世界平和と青少年・学生祭の準備という実際的な課題が定められるとともに、すべてのスポーツマンを動員することが定められている。

c. プロの否定

「青少年法」ではプロについての言及はなかったが、同決議の前文では、同国においてプロを否定する方針が明記されている¹⁸⁾。

d. ドイツスポーツ委員会を中心としたスポーツ組織改革

大衆団体であるドイツスポーツ委員会をスポーツ分野での最高機関と位置づけ、スポーツの組織形態の改革が目指されている（I「ドイツスポーツ委員会の役割と課題」）。ドイツスポーツ委員会に絶対的な権力を与えていることは、その中心的

な担い手であり、また、SED の賛助団体である FDJ と FDGB という二つの大衆団体を中心としてスポーツを促進しようとする方針を意味するが、青少年問題・身体運動局や教育省などの国家的機関とドイツスポーツ委員会との関係については十分には明らかにされておらず、また、なぜドイツスポーツ委員会に絶対的な権力を与えようとしたのかについての理由は明示されていない。

e. スポーツ科学

スポーツ科学に関しては、項目（II「学術的研究の改善」）がたてられ重視されている。ここでは研究と実践の関係が強調されるとともに、ソビエトのスポーツ経験の利用、スポーツ専門雑誌の発刊などが述べられている。

f. ソビエトをモデルとしたスポーツ等級制度とスポーツ章

ソビエトをモデルとしたスポーツ等級制度をつくることが定められた（III「スポーツ章」）。ソビエトでは 1935 年にスポーツ等級制度が定められていたが、この制度は競技種目別に予め基準となる記録・成績を設定し、それに基づいて選手の能力・技能を検定するものであった。

スポーツ章については、「青少年法」においても制定が定められていたが、同決議では身体文化・スポーツ分野のすべての活動の基礎とすることが定められた。

g. 専門家の育成と助成

専門家の育成と助成についても、項目（IX「専門家の育成と助成」）がたてられ、その育成と助成が重視されている。「青少年法」では、大学の体育講師、スポーツ教師、トレーナーの育成が定められていたが、同決議ではスポーツ委員会やスポーツ団体の指導者、運動指導者の育成及び管理なども定められた。

h. 広告・宣伝活動と検閲

広告及び宣伝活動の方針が定められた（X「スポーツ促進運動を発展させる際の広告及び宣伝活動の課題」）。その中では、民主的スポーツ促進運動の政治的目標を援助する、専門誌などの指導を改善するといった文言が盛り込まれたことに注意する必要がある。ドイツ再統一後、東ドイツのスポーツジャーナリスト達は、検閲を意味するこの規定によって、東ドイツにおいてスポーツにかかわる自由な言論は妨げられるようになったと語っている¹⁹⁾。「SED 中央委員会の決議」の約 1 ヶ月前には東ドイツにおいて国家保安省が設置されていた。

i. ドイツ統一に関する闘争とスポーツ

ドイツ統一に関する闘争が民主的スポーツ促進運動の重要な課題として明示され（XI「ドイツ統一に関する闘争における民主的スポーツ促進運動の課題」）、冷戦期における民主的スポーツ促進運動の政治的役割が明確にされた。また、西ドイツとの関係については、スポーツ交流の実施や全ドイツオリンピック委員会の設立が目指されている。

j. スポーツを通じた国際交流と社会主義諸国家との連帯

「青少年法」は社会主義諸国家への旅行などを定めていたが、同決議は平和的国家とスポーツを通じた友好関係を築くとともに、スターリンのいるソビエト及び社会主義国家の側に立ち、その平和を防衛することを明記するなど、社会主義諸国家との連帯をより強調している。東ドイツの東側陣営への組み込みや SED のスターリン崇拜の影響が窺えよう。

k.SEDによるスポーツの政治的利用の拡大

「青少年法」では、社会主義新国家建設、政治体制の強化、愛国心の育成、生産力の増強の手段などにスポーツを手段として役立てようとしていたが、同決議では、身体の強化、健康保持、イデオロギー教育、国際的承認の獲得、ドイツ統一に関する闘争、社会主義諸国家との友好関係の維持・強化、東ドイツ及び社会主義諸国家の防衛の手段としてもスポーツを利用しようとする姿勢が窺える。SEDによるスポーツの政治的利用の拡大が窺えよう。

(4) 「SED中央委員会の決議」の位置づけの再検討

同決議は、「この決議は基本的な重要性があった。この決議は実際の課題を含むとともに、社会主義の基礎を築く数年間すべてに通じる課題をも含んでいた」と位置づけられていたが、以上のように、同決議は、目前に迫ったベルリンでの第3回世界・青少年祭の準備という実際の課題とともに、包括的な内容を持つことや、将来的な課題を示していることが特徴と言えよう。特に、「青少年法」がその名称の通り青少年を主に対象としているのに対し、同決議は就学前から成人まで対象としており、また、「児童・青少年スポーツ」「大衆スポーツ」「競技スポーツ」という領域はまだ区分されていないが、それぞれに基本的な方針を定めている。そして、スポーツ等級制度の整備、国際スポーツ諸連盟への加盟など将来的な課題とともに、東ドイツスポーツに関して後に特徴とされたスポーツ科学、専門家の育成などが建国間もない時期に出された同決議において項目となっていることは注目すべきことであろう。

また、上記とも関連するが、同決議では、ソビエトをモデルとしたイデオロギー教育、スポーツ等級制度、スポーツ組織の再編などの多くの方策が示され、スポーツ分野においてもソビエトを追随しようとする姿勢が「青少年法」以上に明確に窺えることが特徴と言えよう。

このような変化の背景には、冷戦の激化、社会主義国家の建設、東ドイツの東側陣営への組み込み、W.ウルブリヒトをはじめとするSEDの権限の拡大やスターリン崇拜、国際的に承認されていない東ドイツ及び東ドイツスポーツの状況などがその背景にあったように考えられる。

この時期に政権政党であったSEDによって包括的で総合的なスポーツ関係規定が出された理由については不明であるが、SEDがスポーツの政治的利用を拡大しようとしたことなどが考えられる。

第1章第2節：註及び引用

第1項

- 1) H.ヴェーバー著、斉藤哲・星野治彦訳、ドイツ民主共和国史、日本経済評論社：東京、1991年、57-58頁。
- 2) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年、483-484頁。
- 3) 同上書、495頁。

第2項

- 1) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945*

bis 1961. Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV. Sportverlag: Berlin, 1967, S. 108.

- 2) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II.* Sportverlag: Berlin, 1983, S. 109.
- 3) ジェームス・リオードン他著、古市英監訳、共産圏のスポーツ、同朋舎：京都、1987年、20-21頁。
- 4) この時期の労働組合を中心に大衆スポーツを促進しようとする動きは、東ドイツ時代には「FGDB への暫定的統合」と呼ばれた。次を参照。Wonneberger, Günther. “Arbeitersport in der DDR”; in: Krüger, Arnd & Riordan, James (Hg.). *Der internationale Arbeitersport. Der Schlüssel zum Arbeitersport in 10 Ländern.* Pahl-Rugenstein: Köln, 1985, S. 20.
- 5) Skorning, Lothar. “CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil II: 1950-1955”; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 2 (1996), S. 6.
- 6) Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hg.), *Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. II.* Dietz Verlag: Berlin, 1952, S. 120.
- 7) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Nr. 128, 8.11.1951, S. 989-990.
- 8) 唐木國彦、西ドイツのスポーツ政策、中村敏雄編、スポーツ政策、大修館書店：東京、1978年、215-266頁。
- 9) Skorning, Lothar. “CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil II: 1950-1955”, a.a.O., S. 7.

第3項

- 1) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II.* Sportverlag: Berlin, 1983, S. 110.
- 2) Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hg.). *Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. II.* Dietz Verlag: Berlin, 1952, S. 417.
- 3) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV.* Sportverlag: Berlin, 1967, S. 87.
- 4) Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hg.). *Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. II,* a.a.O., S. 415-417.
- 5) Ebenda, S. 417-418.
- 6) Ebenda, S. 418-420.
- 7) Ebenda, S. 420-421.
- 8) Ebenda, S. 421-422.
- 9) Ebenda, S. 422-423.

- 10) Ebenda, S. 424.
- 11) Ebenda, S. 424-425.
- 12) Ebenda, S. 425-426.
- 13) Ebenda, S. 426-427.
- 14) Ebenda, S. 427-428.
- 15) Ebenda, S. 428-429.
- 16) Ebenda, S. 429-430.
- 17) 里見悦郎、最新ソビエトスポーツ研究－その歴史と制度－、不味堂出版：
東京、1991年、234頁。
- 18) K.フーンの著作では、東ドイツ初代大統領 W.ピークが早い時期からプロに否
定的であったことが記されている。次を参照。Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus.
*Lorbeerkrantz und Trauerflor. Aufstieg und “Untergang” des Sportwunders
DDR.* Dietz Verlag: Berlin, 1990.
- 19) K.フーンは、東ドイツ崩壊直後、同決議で示されたメディアの政治性が自
由なスポーツ報道を妨げたと述べている。同上書などを参照。

第1章 まとめ

ここでは、第1章の内容をまとめつつ、この時期に出された主なスポーツ関係規定の特徴及びその背景について言及したい。

ドイツ統一という連合国が当初目指していた基本方針は次第に崩れ、1949年5月23日には、アメリカ、イギリス、フランス占領地区において西ドイツが、他方、ソビエト占領地区では、同年10月7日に東ドイツが発足した。東ドイツが新国家を進める際の経済的条件は、西ドイツのそれよりはるかに劣悪であった。東ドイツは建国後もソビエトとポーランドに対して賠償を支払い続けなければならなかったのである。SEDは東ドイツの建国直後から「民主的ドイツのための国民戦線」という構想を提唱し、それを推進した。それは大衆諸団体（FDJやFDGBなど）を加えたブロック政党をいわば制度化するものであった。ソビエトモデルの東ドイツへの移植は徐々に行われたが、こうした従属の進行は同時に、スターリンに対する個人崇拜が進む過程でもあった。そして、他政党は次第にSEDの指導的役割を完全に認めるように方向転換していき、東ドイツにおけるSEDの権限地位は不動のものとなり、必然的にSEDの政治局が実質的に東ドイツの最高権力機関となった。コメコンに加盟を認められて以後、東ドイツの経済は急速に社会主義化、計画経済化された。1951年初め、人民議会は、SED第3回党大会で原案が決定されていた「国民経済発展のための第1次5ヵ年計画1951-1955年」を採択したのである。

占領下におけるスポーツは、連合国やソビエト軍政部によって制限されていた。反ファシズム及び民主的なスポーツマンを中心にスポーツの再建が開始され、1948年10月にはFDJとFDGBを担い手とし、ドイツスポーツ委員会を頂点とする民主的スポーツ促進運動が成立するなどスポーツの再建は進められていったが、戦後の人的、物質的に困難な状況の下では、スポーツの発展のための条件や機会もまだ十分にはつくられていなかった。学校教育分野では、1946年6月の「ドイツ学校民主化法」の制定にともなって、当時の初等教育機関であったグルンドシュレーの体育科指導要領が同年に示されたが、施設、用具、教員の不足、食料の不足などによって規則的な授業は当初困難であった。民主的スポーツ促進運動については、1950年に労働組合を中心とする「ソビエトをモデル」としたスポーツ組織の再編が開始された。ドイツ統一が目指されていた当初、東西ドイツスポーツ交流は頻繁になされた。最初の東西ドイツ陸上対抗試合では西ドイツが勝った。建国当初は西ドイツの方が東ドイツよりスポーツ競技力が高かったのである。その前日には東西ドイツの陸上代表者がベルリンで国際陸上競技連盟への共同加盟について論議した。東西ドイツは1952年のオリンピック参加を目指していたのである。しかし、後に西ドイツは単独で国際陸上競技連盟に加盟申請を行った。

1950年2月に制定された「青少年法」は、スポーツ分野のみを取り扱ったスポーツ関係規定ではないものの、青少年スポーツの助成を国家行政に携わる諸機関の義務として法的に規定した。また、同法は、児童・青少年スポーツに関しては、スポーツ教師の養成、ツーリズムとそれに関係する条件の整備を定めている。その他、同法は、スポーツ科学の推進と専門家育成のためのドイツ体育大学の建設、スポー

ツ施設の修理、スポーツの用具、衣服、シューズの生産、スポーツ章の制定、体育館の国有化、他国とのスポーツの交流、ソビエトや社会主義諸国家への旅行などを定め、これらのために必要な 2050 万マルクの支出を明らかにした。

これに対し、1951 年 3 月の「SED 中央委員会の決議」は、スポーツ分野のみを包括的に取り扱い、就学前から成人までを対象としている点で「青少年法」と異なる。同決議の構成は、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツといった領域はまだ明確に区分されていないが、後に東ドイツスポーツの特徴とされるスポーツ科学、専門家の育成などが建国間もない時期に既に項目となっていることは注目すべきことであろう。

同決議の主な特徴は次にある。児童・青少年スポーツに関しては、スポーツ章を基礎とすること、統一的な指導要領の作成、児童の課外スポーツの組織、大学へのトゥルネンとスポーツの導入、大学スポーツ共同体の設置等を定めるなど、基本的な方針を示していることにある。大衆スポーツに関しては、スポーツ団体を民主的スポーツ促進運動の支柱とすることを定め、FDGB を中心として会員の獲得、施設・用具・財源の確保、地方スポーツの助成、啓蒙活動などを実施しようとする方針を打ち出し、「ソビエトをモデル」としたスポーツ組織再編を推進しようとしていることである。競技スポーツに関しては、競技者や後継者の養成、東ドイツ記録及びドイツ記録の更新などを目標として定め、学術的研究の改善、青少年スポーツ学校の建設、国家代表チーム、主要及び発展の遅れている種目の促進、種目別競技団体の役割、競技会の実施、国際スポーツ諸連盟への加盟等を定めるなど、基本的な方針を示していることにある。その他、同決議は、民主的スポーツ促進運動を発展させる際の SED の指導的役割、世界平和青少年・学生祭の準備に際するすべてのスポーツマンの動員、プロの否定、大衆団体であるドイツスポーツ委員会を中心としたスポーツの組織改革、スポーツ専門雑誌の発刊、スポーツ科学におけるソビエトの経験の利用、ソビエトをモデルとしたスポーツ等級制度の創設、専門家の育成の重視、広告及び宣伝活動と検閲、ドイツ統一に関する闘争への民主的スポーツ促進運動の関与、西ドイツとのスポーツ交流や全ドイツオリンピック委員会の設立、スポーツを通じた諸国家との友好関係の構築、ソビエト及び社会主義国家の側に立った平和の防衛などを定めている。

建国間もない時期に出されたこの二つスポーツ関係規定の特徴として、次のことが言えよう。第一は、建国後 4 ヶ月という早い時期に、東ドイツがスポーツの助成を国家的な法律において規定したことである。その理由としては、建国間もない東ドイツにおけるスポーツの人的、物質的に困難な状況なども考えられるが、第 10 回臨時人民議会における同法に関する論議に明らかなように、社会主義新国家建設、政治体制の強化、愛国心の育成、生産力の増強などにスポーツを手段として役立てようとする狙いがあったように思われる。戦後、西ドイツでは非政治的なスポーツが志向されたのに対し、スポーツを自己目的的なものとしなないことは、東ドイツ建国以前、遅くとも 1948 年 6 月以来の SED の方針であった。第二に、上述のことと関連するが、「SED 中央委員会の決議」はもとより「青少年法」も人民議会によって可決法制化されたが、その内容は、SED 中央委員会政治局の決定（1950 年 1 月）をほぼ全面的に受け入れたものであったことに注意を払う必要がある。つま

り、この時点では他の政党も政府に参加していたにもかかわらず、国家建設時におけるスポーツ関係規定の内容が、SEDのものであったことである。このことは、SEDが政権政党であったことは勿論、SEDが建国以前からスポーツ促進の基本方針をまとめていたのに対し、他の政党がスポーツ促進に統一した考えを持ち得なかったことなども背景にあったように考えられる。第三に、ソビエト占領地区の時期では、スポーツの非ナチ化、非軍事化が主な目的であったが、「SED中央委員会の決議」には、ソビエトをモデルとしたイデオロギー教育、スポーツ等級制度、スポーツ組織の再編などの多くの方策が示され、スポーツ分野においてもソビエト追随の傾向が明確に窺えることである。これらのことは、東ドイツの東側陣営への組み込み、計画経済の導入などにみられる東ドイツにおける様々な分野でのソビエトモデルの進行、W.ウルブリヒトをはじめとするSEDの権限の拡大などを背景としていたと考えられる。

第2章：国家的機関による総合的なスポーツ促進規定の成立と展開（1956-1970年） —ソビエトスポーツへのさらなる追従と東ドイツ独自のスポーツシステムの構築—

はじめに

第1章で明らかにしたように、東ドイツ建国直後に出された最初の国家的なスポーツ関係規定は「青少年法」（1950年）であったが、最初の総合的包括的なスポーツ促進規定は政権政党である SED によって出された「SED 中央委員会の決議」（1951年）であった。

この東ドイツにおいて、社会主義基礎建設が始まり、スポーツの国家的統括機関として国家身体文化・スポーツ委員会が設置されたのは1952年のことであったが、国家的機関による総合的包括的なスポーツ関係規定が出されたのは1956年以降であった。1970年までの時期に出された主なスポーツ関係規定は、「閣僚評議会の決定」「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」「第2次青少年法」「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」「東ドイツ憲法」「東ドイツ国家評議会の決定」である。

本章では、1956年から1970年までのこれら国家的機関によるスポーツ関係規定の成立と展開について検討する。その際、総合的な内容を有する第2回以降の DT SB 総会決議についても触れていきたい。

第1節：「閣僚評議会の決定」（1956年）－ソビエトスポーツへの追随と東ドイツ独自のスポーツシステムの模索－

はじめに

本節では、国家的機関による東ドイツ最初の総合的包括的なスポーツ関係規定である「閣僚評議会の決定」の内容、特徴などについて明らかにしたい。

第1項：「閣僚評議会の決定」の社会的背景

（1）SED 第2回党会議と社会主義の基礎建設

東ドイツの歴史において1952年は重要な転換期であった。1952年7月9日から12日までベルリンで開催されたSED第2回党会議は、社会主義の建設を東ドイツにおける基本課題とするまでに政治・経済の条件が整ったこと、労働者や多くの勤労者の意識が発達したことなどを明らかにし、すべての社会領域において社会主義の基礎を計画的に築くことを決議したのである¹⁾。西ドイツの歴史家H.ヴェーバーによれば、この政策の転換は、「SEDはその経済計画とイデオロギー的立場を変更し、国家と社会において東ドイツをソビエトモデルに一層同化させるための転換を狙ったもの」²⁾であった。

また、行政機構に関しても、1952年にドイツ従来³⁾の5州が廃止され、その代わりに14の県が設置され、郡の数は132から217に増やされた。これは地方行政の中央集権化と呼べる措置であった³⁾。これによって東ドイツの地方行政組織とSEDの中央集権的な党地方組織とは近似することになった⁴⁾。

（2）スターリンの死去と1953年6月17日の事件

このような急激な社会主義化は、決して順調に進められた訳ではなかった。1953年3月のスターリンの死によって、東ドイツ指導部が動揺している時、東ドイツの建設労働者がノルマの引き下げを求めてストに入ったのである。運動は瞬く間に全国に広がり、6月17日には250箇所⁵⁾でストやデモが繰り広げられた。東ドイツ政府は、ソビエト軍の戦車の出動を求めることなしに事態を掌握することができなかったのである⁵⁾。

（3）二つの軍事同盟への東西ドイツの編入、東ドイツの主権回復と「ハルシュタイン＝ドクトリン」

西ドイツの北大西洋条約機構（Nordatlantische Verteidigungsgemeinschaft、以下、NATOと表記）加盟（1955年5月6日）の8日後、東ドイツはソビエト及び東欧7カ国との間のいわゆるワルシャワ条約に署名した。これによって二つのドイツ国家は相互に敵対する軍事同盟に編入されたのである。ドイツ再統一の可能性が大幅に後退したことは疑いなくなった。東ドイツでは1956年1月人民軍創設法が議会を通過し、西ドイツでは同年7月に一般兵役義務法が議会を通過した。

国家的な意味合いにおいて東ドイツにとって重要であったのは、1955年9月20

日に結ばれた「東ドイツとソビエトとの関係に関する条約」であった。これによって東ドイツの完全な主権の回復が実現した。一方、東ドイツに敵対することとなった西ドイツは、「ハルシュタイン＝ドクトリン」によって東ドイツの承認国が出現するのを阻止しようと試みた。「ハルシュタイン＝ドクトリン」は、ある国が東ドイツとの外交樹立を行えば、西ドイツはそれを西ドイツに対する「非友好的行為」とみなし、当該国との間に外交関係をもたないことを原則としていた⁶⁾。

(4) 第1次経済5ヵ年計画の成果

東ドイツの通史は、1951年に開始された第1次経済5ヵ年計画の実施期間において、労働者－農民－権力は帝国主義者による外部からの激しい攻撃や内部の復古主義的な傾向を絶えずはねのけながら、すべての社会領域において社会主義のしっかりとした基礎を築いたと述べている⁷⁾。これに対し、H.ヴェーバーは、内外の政治・経済的困難な状況の下で行われた第1次経済5ヵ年計画の達成状況、特に重工業の発達などを評価しながらも、人々が望んだほどには生活条件は向上しなかったと、この経済政策の問題点を指摘している⁸⁾。

第2項：「閣僚評議会の決定」のスポーツ的背景

(1) 国家身体文化・スポーツ委員会設置によるスポーツの国家管理の強化

社会主義建設を定めたSED第2回党会議は、スポーツ分野においても重要な転換期となった。第2回党会議の席上、W.ウルブリヒトが、「県と郡に下部機関を持つ、国家身体文化・スポーツ委員会 (Staatliches Komitee für Körperkultur und Sport) をつくること」¹⁾を提案したのである。この国家身体文化・スポーツ委員会は、同年7月24日の「国家身体文化・スポーツ委員会設置に関する命令」²⁾によって閣僚評議会に設置された。同命令の第1条において、国家身体文化・スポーツ委員会の目的は、「身体文化とスポーツのイデオロギー的、組織的、専門的水準を高めるため」³⁾と定められた。また、第2条において国家身体文化・スポーツ委員会は、「身体文化とスポーツの全分野の最高機関」⁴⁾として位置づけられた。つまり、前年「SED中央委員会の決議」によって定められたドイツスポーツ委員会の指導的役割は、1年足らずで変更され、国家的機関がスポーツを統括することになった⁵⁾。そして、県と郡には、国家身体文化・スポーツ委員会に属する県及び郡スポーツ委員会が設置された。この動きは、スポーツ行政の中央集権化と考えることができよう。ソビエトでは、1930年に既に全ソビエト体育会議が設置され、体育・スポーツ活動を統括する行政機構が誕生していた。

(2) オリンピックヘルシンキ大会とソビエトのインパクト

「SED中央委員会の決議」の約1ヵ月後の1951年4月22日、東ドイツはオリンピック委員会 (Nationales Olympisches Komitee、以下、NOKと表記) を設立し⁶⁾、1952年のヘルシンキ大会への参加を目指した。しかし、国際オリンピック委員会 (Internationales Olympisches Komitee 以下、IOCと表記) ウイーン総会は、西ドイツNOK (1949年9月24日設立) の加盟のみを承認し、東ドイツNOKの承認

を保留した⁷⁾。東ドイツが参加できなかったオリンピックヘルシンキ大会にソビエトは初めて選手団を派遣し、金 22 銀 30 銅 18 のメダルを獲得、アメリカに次いでメダル獲得数第 2 位となり、社会主義国家のリーダーとしての面目を果たした。一方、西側陣営はソビエトの驚異的な強さに驚嘆した。これ以降、オリンピックは、体制の優位を示す争いの場ともなっていたのである。

(3) スポーツにおける国際的承認

東ドイツの競技連盟の中で最も早くその国際連盟に加盟が認められた種目はチェスであった(1950年7月12日、国際チェス連盟)⁸⁾。そして、以後表2-1にみられるように、東ドイツの種目別競技団体、例えばサッカー、レスリング、水泳などは1955年までにそれぞれ国際的スポーツ連盟の会員資格を獲得していた。

表2-1 東ドイツの種目別競技団体の国際連盟への加盟

種目	加盟連盟	加盟日	加盟場所
卓球	ITTF	1951. 3. 8	ウィーン
スキー	FIS	1951. 4.10	ヴェニス
バレーボール	FIVB	1951. 9. 4	パリ
レスリング	FILA	1952. 7.17	ヘルシンキ
バスケットボール	FIBA	1952. 7.23	ヘルシンキ
サッカー	FIFA	1952. 7.24	ヘルシンキ
カヌー	ICF	1952. 7.29	ヘルシンキ
水泳	FINA	1952. 8. 2	ヘルシンキ
水泳	LEN	1952. 8. 4	ヘルシンキ
ヨット	IYRU	1952.11. 3	ロンドン
ボクシング	AIBA	1952.12. 3	ロンドン
アイススケート	ISC	1953. 6. 9	ストレーザ
ボウリング	FIQ	1953.10.24	チューリッヒ
アイススケート	LIHG	1954. 8.29	ストレーザ
柔道	IJF	1954.12.10	ブリュッセル
柔道	EJF	1954.12.12	ブリュッセル
サッカー	UEFA	1955. 3. 2	ウィーン
自転車	UGI	1955. 3. 5	ザールブリュッケン
ボート	FISA	1955. 8.23	ジュネーブ
重量挙げ	FIHC	1955. 9.16	ストックホルム

(出典：Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969, S.139 より作成)

しかしながら、東ドイツ及び東ドイツスポーツの国際的評価という点で重要であったのは、1955年6月23日パリで開催されたIOC第50回パリ総会において、東ドイツが西ドイツと統一ドイツチームを編成することを条件に、東ドイツのIOC加盟が仮承認されたことであろう⁹⁾。翌年のボン総会で「統一ドイツチーム」は成案となり、西ドイツは「ドイツオリンピック委員会」、東ドイツは「東ドイツオリンピック委員会」と区別して呼称することが確認、決定された。

(4) 西ドイツとの予選と統一ドイツチームとしてのオリンピック参加

この IOC の決定に基づき、東ドイツは、1956 年第 7 回冬季オリンピックコルチナダンペッツォ大会に初めて参加し、オリンピック参加という目標の一つを実現したのである。統一ドイツチームでは、国旗の代わりに三色旗の中央に五輪マークを描いた旗が、国歌の代わりにベートーベンの「第九交響曲」の中の「歓喜の歌」が使用された。

同大会に参加した選手は、東ドイツが 18 人、西ドイツが 57 人であった¹⁰⁾。東ドイツ選手では H.グラスがスキージャンプで銅メダルを獲得し¹¹⁾。東ドイツは非公式の国別競技成績において第 16 位であった。一方、西ドイツの選手では、O.ライヒャートがスキー大回転で優勝し、西ドイツに初の金メダルをもたらした¹²⁾。東ドイツは、オリンピックへの参加人数、成績において西ドイツを下回ったのである。東ドイツがオリンピックで成果を収めるためには、統一ドイツチームをつくるための予選で西ドイツに勝利する競技力がまず必要であった。

(5) 体育の必修化と軍事的スポーツ種目普及を目的とするスポーツ・技術協会の設立

東ドイツ建国以前に学校では身体教育は必修とされていたがその実施は困難であったので¹³⁾、「SED 中央委員会の決議」は、身体教育の統一したシステムの建設を要求した。このことはまず学校での身体体育において着手された。同決議の約 4 ヶ月後の 1951 年 7 月 4 日から 12 日に、教育省、ドイツ中央教育研究所、ドイツスポーツ委員会は共同で身体教育に関する中央専門会議を開催し、そこで幼稚園から大学までの身体教育に関する新指導要領の基本方針を作成したのである¹⁴⁾。

その後、身体教育は 1951 年に大学及び専門学校で、1953 年には職業学校で必修となった¹⁵⁾。これによって東ドイツにおけるすべての年齢・教育段階の学校で身体教育が行われるようになったのである。1952 年春発行した一般教育学校の新指導要領では選択教材が拡大された¹⁶⁾。1955 年までに学校の身体教育は著しく改善され、卒業試験の成績は向上し、スポーツ授業の休講の数は 5% に戻った¹⁷⁾。

これに対し、この時期、課外スポーツは学校の身体教育とは発展の歩調が異なり、相対的に低調であった¹⁸⁾。

また、1952 年 8 月 7 日の「スポーツ・技術協会設立に関する命令」によって、スポーツ・技術協会 (Gesellschaft für Sport und Technik) が設立された。同協会は、学校外で青少年に前軍事的訓練を施し、また、滑空スポーツ及び飛行スポーツ、模型飛行及びパラシュートスポーツ、モーター及び航行スポーツ、射撃及びゲレンデスポーツなどの軍事的スポーツ種目を普及させることを目的としていた¹⁹⁾。

(6) 労働組合を中心とした大衆スポーツの展開とドイツトゥルネン・スポーツ祭の開催

「SED 中央委員会の決議」では、FDGB を一つの担い手として大衆スポーツを促進することが定められていた。その FDGB は、1952 年 8 月 14 日の国家身体文化・スポーツ委員会との協約によって、人民所有及びそれと同等の企業において大衆スポーツを組織する責任が委ねられた²⁰⁾。FDGB の援助などによって、1956 年ま

で、農林業、人民所有農場などのスポーツマンを統合するスポーツ団体トラクターが民主的スポーツ促進運動最大のスポーツ団体となった²¹⁾。全般的なスポーツ団体への加盟率も増加し、1952年4月には組織化されたスポーツマンの約80%はスポーツ諸団体に属していた²²⁾。

1954年8月18日から22日にライプツィヒで開催された第1回ドイツトゥルネン・スポーツ祭はそれまでの民主的スポーツ促進運動最大の行事となった²³⁾。東ドイツの3万人のスポーツマン、他国からのスポーツマンがこの行事に参加した。トゥルネンや水泳、幾つかのスポーツ種目で外国（西ドイツを含む）の選手も含めた競技、スポーツ団体ごとのマスゲームなどが行われ、観衆は十数万人を数えた²⁴⁾。また、そこではスポーツ促進運動の発展とこの行事の組織などに貢献した模範的なスポーツマンがスポーツマイスターとして表彰され、特に、この行事の準備などに大きな貢献をしたE.リーデベルガーには功労スポーツマイスターが授与された²⁵⁾。このスポーツマイスター制度もソビエトをモデルにしたものであった。

（7）競技スポーツにかかわる組織整備

「SED 中央委員会の決議」は、競技スポーツでは国際的にトップグループの仲間入りをするをその目標の一つに掲げていたが、1951年から1956年までの東ドイツの競技スポーツにおける成果は、競技スポーツのための諸組織が設立されたこと、そしてスポーツの競技力の向上がみられ始めたことにある。

競技スポーツに関連する組織については、まず1952年9月に平均以上の学力成績を持つスポーツに才能のある生徒に競技スポーツを準備するため、ベルリン、ライプツィヒ、ノイブランデンブルクに最初の児童・青少年スポーツ学校（Kinder- und Jugend-Sportschule）が開校した²⁶⁾。翌1953年3月にはスポーツ団体の一つとしてディナモ（SV Dynamo）が設立された²⁷⁾。同スポーツ団体所属のスポーツ選手は後に多く国際的なスポーツ競技会で優れた成果を収めることになった。さらに1954年10月には、競技スポーツ選手のトレーニングを主な目的とするスポーツクラブ（Sportclub）が設立された²⁸⁾。

これらの組織的条件が整え始められるとともに、東ドイツのスポーツ選手は高い競技記録を出し始めた。東ドイツ最初の世界記録は、1953年にU.ユーレヴィッツが陸上競技880ヤード走で出した2分12秒6という記録であり²⁹⁾、最初の世界タイトルは、1955年のカヌー・スラローム世界大会で優勝した東ドイツ女子カヌーチームによってもたらされた³⁰⁾。

（8）スポーツ科学・スポーツ医学の組織整備

「SED 中央委員会の決議」には、専門家の育成とスポーツ科学発展に関する目標が含まれていた。

東ドイツにおけるスポーツ科学研究の始まりは、1952年3月に開催された第1回スポーツ会議であった³¹⁾。この会議では、1950年末にソビエトに派遣されたスポーツ派遣団の経験と知識に基づいて、スポーツ科学の基本方針が定められ、身体文化・スポーツ科学評議会（Wissenschaftlicher Rat für Körperkultur und Sport）が設立された³²⁾。この身体文化・スポーツ科学評議会は、東ドイツにおけるスポー

ツ科学に関する問題を論議し、調整する機関となった³³⁾。同年7月の国家身体文化・スポーツ委員会の設置によって、1952年以前はドイツスポーツ委員会にあった専門家の育成とスポーツ科学に関する主要な責任は国家身体文化・スポーツ委員会に移され、国家的管理の下でそれらは進められることになった³⁴⁾。スポーツ医学については、1953年スポーツ医師によってスポーツ医学研究チームが設立された³⁵⁾。

また、スポーツ関係の専門雑誌、例えば、「学校体育」(Körpererziehung in der Schule)³⁶⁾や「身体文化の理論と実践」(Theorie und Praxis der Körperkultur)³⁷⁾の発刊は、スポーツの科学的知識の普及に貢献した。

スポーツの専門家の育成に関して重要な役割を担うことになったドイツ体育大学(1950年設立)は、1952年に改築され、1953年には大学院を開設し、1955年には学位授与権を付与された³⁸⁾。さらに、1953年ポツダム教育大学では学校スポーツ教師のために、ドイツ体育大学では大学卒のスポーツ教師のために通信教育が開始された³⁹⁾。

(9) スポーツ章「労働と平和防衛の準備」の展開とスポーツ等級制度の導入

1950年の「青少年法」によって制定され、「SED 中央委員会の決議」で繰り返し、東ドイツの全体育・スポーツ分野の基礎とするように指示された東ドイツスポーツ章の内容や目標は、東ドイツ及びその周辺の政治的状況によって若干変化した⁴⁰⁾。つまり、東西の対立が激化し始めた1952年には、その義務及び選択種目に軍事的なスポーツ種目、例えば、完全武装行軍や射撃などが取り入れられ、社会的及び防衛義務が強調されたが⁴¹⁾、1953年東ドイツ国内で労働者のノルマの引き上げに対してベルリンなどで暴動が起こるとそれらは強調されなくなったのである⁴²⁾。

数的にはスポーツ章の獲得者数は、1955年まで表2-2のように着実に増加した。

表2-2 1951年から1955年までのスポーツ章の獲得者数

年	スポーツ章の獲得者数(人)
1951	238,060
1952	252,536
1953	292,285
1954	398,115
1955	474,128

(出典：Statistisches Jahrbuch der Deutschen Demokratischen Republik 1956. VEB Deutscher Zentralverlag: Berlin, S. 134.)

一方、「SED 中央委員会の決議」においてその導入が定められたスポーツ等級制度については、ドイツ中央委員会の事務局を中心に構想が進められた。ドイツスポーツ委員会の決議によると、スポーツ等級制度の目標と課題は、a)すべてのスポーツ種目の競技会、選手権大会の水準の向上、b)すべてのトレーニング施設、スポ

ーツ学校でのトレーニングとスポーツ授業及びスポーツ共同体でのトレーニング、運動のタベの質の向上、c)スポーツ章「労働と平和防衛の準備」を基礎としたスポーツマンの全般的な身体的育成の助成、d)トレーニング活動実施の際のすべてのトレーナー、運動指導者の管理と刺激、e)トップスポーツ選手の国家的把握、であった⁴³⁾。そして、この等級はスポーツ功労マイスター、スポーツマイスター及びクラスⅠ、Ⅱ、Ⅲに分けられることなどが定められた⁴⁴⁾。

このスポーツ等級制度が国家身体文化・スポーツ委員会によって編纂されたのは比較的遅く 1953 年 1 月 1 日であった⁴⁵⁾。

(10) 「ハルシュタイン＝ドクトリン」の東ドイツスポーツへの影響

先に述べたように、「ハルシュタイン＝ドクトリン」は東ドイツの国際的孤立化を狙ったものであったが、勿論、東ドイツスポーツへも影響を及ぼした。一時期、東ドイツスポーツ選手を入国させない国などもあった。ドイツ再統一後、M.ザイフェルトは、「ハルシュタイン＝ドクトリン」などにみられる西側の動きも、東ドイツにおける競技スポーツの過度な助成の要因となったと記している⁴⁶⁾。

(11) 第 3 回スポーツ会議（1955 年 11 月）における急速なテンポの体育・スポーツ発展の必要性に関する指摘

東ドイツでは 1952 年 7 月に閣僚評議会内に国家身体文化・スポーツ委員会が設置され、以後、国家的機関がスポーツ分野を統括することになった。しかし、直ちに国家的機関によって「SED 中央委員会の決議」ほど総合的で包括的な内容のスポーツ関係規定が出されたわけではなく、その成立は 1956 年の「閣僚評議会の決定」を待たなければならなかった。

このスポーツに関する国家的決定のことが公にされたのは、1955 年 11 月 25 日から 27 日にかけてカール・マルクス・シュタットで開催された第 3 回スポーツ会議の席上であった。この会議は、東ドイツスポーツ史上重要な会議の一つとされ⁴⁷⁾、「閣僚評議会の決定」とも大きな関連があるのでその内容を詳しく検討したい。

この会議には閣僚評議会議長代理兼 SED 第一書記の W.ウルブリヒトや国家身体文化・スポーツ委員長官 M.エヴァルトなどの国家指導者の他、1000 人以上のスポーツ幹部や一流スポーツ選手、科学者などが参加した⁴⁸⁾。M.エヴァルトはドイツスポーツ委員会設立にかかわり、1952 年国家身体文化・スポーツ委員長官、1961 年 DTSB 会長となり、東ドイツ崩壊寸前まで同国のスポーツを指導した中心人物である。

この会議の開催の目的は、西ドイツの NATO 加盟及び国防法の制定によって生じたドイツの新しい状況の下、東ドイツにおけるスポーツ分野の従来成果と問題点を明らかにし、以後東ドイツにおいてスポーツをどのように発展させるのかを検討することにあつた。具体的には、「身体文化とスポーツのさらなる促進に関する方策」についての閣僚評議会の草案が綿密に検討された⁴⁹⁾。

会議の 2 日目の午後、国家身体文化・スポーツ委員長官の M.エヴァルトは、まず、この会議以前の東ドイツのスポーツ分野の成果を述べた。その主な成果としてあげられたのは以下の事柄であった。

1. 東ドイツのスポーツ選手が国際的に高い成績を収め、数々のタイトルを獲得したこと。
2. 勤労者の大衆スポーツが量的には拡大したこと。
3. スポーツ章の獲得者数が増加していること。
4. 児童・青少年スポーツにも進歩がみられること。

次に M. エヴァルトは、「ドイツの新しい状況と東ドイツにおいて社会主義を建設する際の高い要求に応じて、急速なテンポの身体文化の発展が必要であり、現在の欠陥を急いで取り除かなければならない」⁵⁰⁾と述べ、以下の五つの問題点を指摘した。

1. 国家、労働組合、人民所有企業の殆どの指導者が、健康の改善、防衛準備の増強に関する身体文化・スポーツの重要性を軽視してきたこと。
2. 多くのスポーツ種目において競技力の向上が遅く、ばらつきがあること。
3. スポーツ促進運動の会員数が伸び悩み、大衆スポーツが停滞していること。
4. 児童・青少年スポーツが、十分には促進されておらず、教科体育の休講と一部の体育授業のレベルの低さが青少年の身体的発達を妨げていること。
5. スポーツ組織における愛国教育が未だになおざりにされていること⁵¹⁾。

また、M. エヴァルトは、従来国家的機関や大衆団体が、「身体文化とスポーツの促進に関する人民議会の法律の実現に余り熱心でなかった」とも述べている⁵²⁾。

W.ウルブリヒトの報告がこの会議の中心であった⁵³⁾。彼は、それまでのスポーツ促進運動の成果を評価した上で、児童・青少年スポーツと大衆スポーツの大幅な遅れに注意を払うように会議の参加者に求め、ドイツの新しい状況を考慮すること、スポーツ分野においても東ドイツが西ドイツよりも優れていることを示すこと、その基盤となる児童・青少年スポーツと大衆スポーツを著しく改善する必要性を強調した⁵⁴⁾。

そして将来的な課題として、①職場スポーツ共同体における大衆スポーツの促進と児童・青少年スポーツの著しい改善、②防衛力の増強に貢献する多様な格闘技の導入、③スポーツ科学における学術的研究と情報交換の重視（特にスポーツクラブのトレーナーは、学術的研究の根本原理と新しい知見を使いこなさなければならない）、④身体文化のすべての領域における愛国教育の重視、を提案した⁵⁵⁾。

会議は予め作成された文書に基づいて協議されたが、W.ウリブリヒトはこの文書にも触れ、「この文書は義務的な性格を持つべきであり・・・、討議の結果に基づいて、修正、補足され、閣僚評議会に議決のために提出される。学校、職場、地方において、トゥルネンとスポーツをどのように発展させねばならないのかを未だ誰も言えず、詳しく知らない。この文書は、それらを実施する際の詳細な内容を含んでいる」⁵⁶⁾と述べている。

第3項：「閣僚評議会の決定」について

(1) 「閣僚評議会の決定」の位置づけ

同決定が東ドイツ閣僚評議会によって決議されたのは、第3回スポーツ会議の約2ヵ月半後の1956年2月9日であった。この間の経緯については不明である。

同決定は、スポーツ分野のみを対象としていると同時に法的拘束力を持つ点で従来のスポーツ関係規定と異なる。

また、「SED 中央委員会の決議」では、スポーツ促進運動の課題が「労働と平和防衛を準備する人間の教育と育成」¹⁾と定められていたのに対し、同決定は、社会主義の建設という状況の下、身体教育の内容も社会主義的なものとする事、スポーツ分野においても東ドイツの社会主義体制の卓越性を示すことをスポーツ分野の主な目標として定めている²⁾。

同決定は、東ドイツのスポーツ史では「『社会主義的身体文化のさらなる発展に関するプログラムを含み』、数年間の指針となり、青少年法（1950年）とともに、身体文化・スポーツ促進のための多くの重要な方策の基礎を国法上に示した」³⁾と位置づけられている。

（２）「閣僚評議会の決定」の構成と内容

1) 「閣僚評議会の決定」の構成

同決定の構成は、以下の通りである。

前文

1. 児童・青少年スポーツの促進
 - A 就学前の身体教育
 - B 義務的なトゥルネン授業
 - C 一般教育学校における課外スポーツ
 - D 職場スポーツ共同体、学校スポーツ共同体、スポーツクラブ、ピオニールハウスにおける課外スポーツ
 - E 青少年スポーツに特別な問題
2. 大衆スポーツの促進とスポーツマンの愛国教育
 - A 大衆スポーツの促進
 - B 愛国教育
3. 競技スポーツ
 - A スポーツクラブの活動
 - B 競技スポーツ選手の愛国教育
 - C トレーニング活動の改善
 - D 競技スポーツにおけるその他の問題
 - E 身体文化・スポーツ分野の研究の改善
4. スポーツ章「労働と祖国防衛の準備」の拡大・修正と防衛力増強のための諸方策の導入
 - A スポーツ章
 - B スポーツ種目の補足と選手権プログラムの補充
 - C 秩序と規律強化に関する諸方策
 - D スポーツ射撃の組織
 - F 近代五種競技の組織
 - F 格闘技専門家の補足的養成

以上のように、同決定は、「SED 中央委員会の決議」とは異なり、「児童・青少年スポーツ」「大衆スポーツ（スポーツマンの愛国教育を含む）」「競技スポーツ（研究などを含む）」と領域が初めて明確に区分され、三つの領域において基本的な指針となるスポーツ章の改正には一つの項目があてられた。

2) 「閣僚評議会の決定」の内容

以下では同決定の内容を具体的に明らかにしたい。

前文では、まず、それまでの東ドイツにおける身体文化とスポーツ分野の発展状態が述べられている。ここでは、多くのスポーツマンがスポーツ競技会におけるその成果によって東ドイツの強化に貢献し、その国際的名声を高めてきたこと、身体文化とスポーツに多くの勤労者を獲得しようとする努力が続けられてきたこと、児童・青少年スポーツが改善されてきたこと、東ドイツ NOC が IOC に認められ、21 の種目別競技団体がその国際スポーツ連盟に認められたことなどがあげられている⁴⁾。

次に、スポーツ促進運動にまだ存在している欠点についても述べられている。主要な欠点としては、児童・青少年スポーツがまだ十分には発達していないこと、民主的スポーツ促進運動の会員数やスポーツ章の獲得者数がまだ十分に増加していないこと、若干のスポーツ種目や領域（サッカー、トウルネン、重量挙げ、陸上のスプリント、水泳のクロール）が十分には発達していないこと、国家身体文化・スポーツ委員会やそれに属する国家的諸機関がその課題を実現する努力を怠ってきたことなどがあげられている⁵⁾。

そして、東ドイツの社会主義秩序の卓越性をスポーツにおいても明らかに示すこと、身体教育の内容を社会主義に応じたものとするなどがその目標として定められた⁶⁾。

1. 児童・青少年スポーツの促進

A 就学前の身体教育

就学前の身体教育に関しては主に以下のことが定められた。

1. 計画的で体系的な身体教育を就学前の年齢段階から始めなければならない。教育省によって、すべての就学前の教育に関する必要な措置を講じるべきである。
2. 幼稚園の女性教諭の養成に際しても、彼女達にトウルネンを多く教授することに配慮すべきである⁷⁾。

B 義務的なトウルネン授業

義務的なトウルネンの授業に関しては主に以下のことが定められた。

1. すべての身体的に健康な児童と青少年は、学校、大学、その他の教育機関の義務的なトウルネンの授業に参加すべきである。
2. グルンドシューレ、ミッテルシューレ、オーベルシューレにおける義務的なトウルネン授業の欠陥を排除すべきである。教育省は、すべての管轄の学校において今すぐトウルネンの授業を始め、また、週2回の義務的なトウルネン授業

を必ずすべての学年で行わねばならないことを指示すべきである。

3. ツルネン科の教員の養成を改善すべきである。
4. ツルネン科の大きな欠陥と休講をなくすために、現在あるツルネン教師養成機関を直ちに十分利用し、また拡大すべきである。
5. 労働・職業教育省には、1956/1957年度からすべての職業学校において、身体教育に定められている授業を完全に実施することに尽力するという課題がある。
6. 直ちに、一般教育学校では、毎週「遊戯・スポーツの午後」(Spiel- und Sportnachmittag) (通常水曜と土曜)を実施すべきである。6年から12年までのすべての生徒は、少なくとも週2時間ここでツルネンやスポーツに参加することが義務づけられる。
7. 労働・職業教育省には、従来課せられていた義務的なツルネンの授業に加えて、すべての徒弟のためにさらに週1-3時間の必修スポーツ(Pflichtsport)を組織する課題がある。
8. 教育省、労働・職業教育省及び国家大学制度事務局によって、スポーツ用具、器材を備えた小・中学校、高等学校、大学、専門学校の基本設備計画を作成すべきである⁸⁾。

C 一般教育学校における課外スポーツ

一般教育学校における課外スポーツに関しては主に以下のことが定められた。

1. 一般教育学校と教育養成機関の課外スポーツは教育省の管轄である。
2. 課外スポーツは主に学校で行う。それはスポーツ章に基づいて行うべきである。学校では教師がすべての課外スポーツの責任を持つべきである。
3. すべての一般教育学校と教員養成機関において、すべての生徒が会員資格を持つことのできる学校スポーツ共同体(Schulsportgemeinschaft)を設置する。教育省がそれを管轄する。
4. 個々の学校の規模に応じて、学校スポーツ共同体指導部を次の者で組織する。課外スポーツ担当教師(責任者)、ツルネン教師、ピオニール指導者あるいはFDJの書記、協力企業の代表、PTAの役員、スポーツ・技術協会の役員、医師(可能な限り)。
5. 学校スポーツ評議会を設置する。
6. 児童スポーツの統一的なシステムに基づいて、児童の遊戯・スポーツ交流を行う。
7. 学校スポーツ共同体には次の競技種目をつくることができる。陸上、体操・ツルネン、水泳、サッカー、バレーボール、スキー、ハンドボール、ボート、卓球、ファウスト=バル、チェス、遊戯。
8. 毎年、すべての村落、都市、郡において、一般教育学校の競技会、競技、学校スポーツ祭、体操の模範演技を実施すべきである。
9. 一般教育学校の児童・青少年の郡レベルを越えた選手権大会や競技会を実施すべきである。国家レベルの選手権大会としては、体操・ツルネン、陸上、水泳、スキーのみが実施される。

10. 職場スポーツ共同体の協力企業には、学校スポーツ共同体の発展を、質の高いトレーナー、運動指導者及びその施設や用具によって援助することが義務づけられる。
11. ピオニール指導者の養成に際して、身体教育を多く取り入れなければならない。
12. すべての県、市、郡評議会の教育部に郡トゥルンネン評議会をつくるべきである⁹⁾。

D 職場スポーツ共同体、学校スポーツ共同体、スポーツクラブ、ピオニールハウスにおける課外スポーツ

職場スポーツ共同体、学校スポーツ共同体、スポーツクラブ、ピオニールハウスにおける課外スポーツに関しては主に以下のことが定められた。

1. スポーツに関心があり、才能のある一般教育学校の生徒や教員養成学校の生徒や学生は、職場スポーツ共同体、学校スポーツ共同体、スポーツクラブ、ピオニールハウスのスポーツ集団 (Sportkollektiv) の会員になることができる。
2. 職場スポーツ共同体、学校スポーツ共同体、スポーツクラブ、ピオニールハウスにおいて、専門的且つ教育的な観点で必要な条件を満たしたとき、児童スポーツ部をつくることができる。
3. すべての児童は、職場スポーツ共同体、学校スポーツ共同体、スポーツクラブ、ピオニールハウスの会員である場合でも、その学校の学校スポーツ共同体の競技や選手権大会に参加できる¹⁰⁾。

E 青少年スポーツに特別な問題

青少年スポーツに特別な問題については主に以下のことが定められた。

1. 以前より大きな青少年の競技会やトーナメントの試合を実施すべきである。
2. スポーツ週間では夏季スポーツ祭を実施すべきである。
3. 学課、ゼミナール、クラス、学校、見習実習工場間のスポーツ競技を組織すべきである。
4. 後継者の養成と確保のために、通例の競技システム以外に、幾つかのスポーツ種目ではその最高記録を測定すべきである¹¹⁾。

2. 大衆スポーツの促進とスポーツマンの愛国教育

A 大衆スポーツの促進

大衆スポーツの促進に関しては主に以下のことが定められた。

1. 勤労者と青少年の健康の保持、防衛能力の向上に関する身体文化とスポーツの重要性を包括的に啓蒙すべきである。
2. 産業別組合、労働組合、FDJはスポーツに多くの勤労者を獲得することに重要な責任を担う。
3. 職場スポーツ共同体は、すべての職場と村落における大衆スポーツの担い手である。特にクロスカントリー、春季及び秋季のスポーツ祭、徒弟スポーツ祭、夏季スポーツ祭 (スポーツ週間) などを実施すべきである。
4. 毎年実施されるスポーツ週間を大衆スポーツ活動すべてのクライマックスとす

べきである。

5. すべての私的企業の勤労者と従業員は、同じ生産部門の人民所有企業の職場スポーツ共同体の会員になることができる。
6. 労働時間終了後、遠い居住地区に帰る勤労者にさらにスポーツ活動の機会を与えるために、職場スポーツ共同体は、勤労者の居住地区や住宅地においてもスポーツ活動を組織し、それを改善すべきである。
7. 村落や都市計画では、すべての勤労者が近づきやすい遊戯及びスポーツ施設の建設を考慮すべきである。
8. 大きなスポーツ公園やスタジアムに、すべての関心のある勤労者にスポーツを指導するスポーツ教師を配置し、また、ボランティアを任命すべきである。
9. 都市や自治体における青少年・スポーツ委員会の設置が FDJ に委ねられる。
10. 大衆スポーツはスポーツ章に基づいて組織すべきである。スポーツ章の条件の検査日を設けるべきである。
11. すべての省、国家的機関、県及び郡評議会は、第 2 回トゥルネン・スポーツ祭の準備と実施を全力で援助しなければならない。
12. 第 2 回トゥルネン・スポーツ祭まで続くスポーツ団体間の競技会や、県及び郡間の競技会を組織すべきである。
13. サッカー、体操・トゥルネン、陸上、スキー、水泳、ボクシング部門の促進に特別な価値を置くべきである。
14. FDGB 幹部会には、1956 年中に、個々のスポーツ種目のスポーツ幹部指導者を 900 人養成することが委ねられる。郡評議会の身体文化・スポーツ委員会と専門委員会には、1956 年中に運動指導者を 15000 人養成することが委ねられる。その他、都市や郡の養成コースにおいて審判やレフェリーを 5000 人養成すべきである。
15. 地方におけるスポーツ活動の改善が重要である。地方スポーツの指導を改善するために、郡及び都市評議会の身体文化・スポーツ委員会は、職場スポーツ共同体指導の責任をスポーツ団体「トラクター」から引き継ぐ。すべての地方スポーツの中央指導の責任は、国家身体文化・スポーツ委員会に移される。県では、県評議会の身体文化・スポーツ委員会がこの責任を持つ、以前のスポーツ団体「トラクター」及びその県指導部の中央的指導は廃止される。
16. 「ヴァンデルン・旅行委員会」を設置すべきである。この委員会の課題は、すべての勤労者、特に青少年のヴァンデルンを助成することにある。
17. FDGB には、その休暇サービス部によって、大きな保養施設とレクリエーションセンターにスポーツ教師を配置することが委ねられる。
18. 郡、都市、自治体の評議会及び企業、スポーツ施設の保有者は、スポーツ施設の管理と保持に大きな注意を払う責任がある¹²⁾。

B 愛国教育

愛国教育に関しては、主に以下のことが定められた。

1. 職場スポーツ共同体におけるスポーツマンに対する愛国教育の改善が産業別組合と労働組合に委ねられる。

2. 「スポーツ教育のタベ」の実施が FDGB 幹部会に委ねられる。
3. FDJ は、青少年のスポーツマンに対する愛国教育に特別な責任を担う。
4. スポーツ団体は、すべての指導部において、規則的に政治的問題について協議し、スポーツマンを啓蒙することに配慮すべきである¹³⁾。

3. 競技スポーツ

A スポーツクラブの活動

スポーツクラブの活動としては主に以下のことが定められた。

1. 産業別組合と労働組合の援助によって、達成計画を実施するためのすべての条件をつくるのがスポーツ団体の課題である。スポーツクラブの活動は、トレーニング活動、児童・青少年スポーツ、教育活動の絶え間ない改善及びスポーツクラブの政治的、組織的強化を中心としなければならない。
2. 職業や住宅上の問題でそのスポーツ団体のスポーツクラブに入ることのできないスポーツマンの中で、競技クラス (Leistungsklasse) 1 に属する若干のスポーツマンと中央選手権大会のメンバーはその都度スポーツクラブに派遣すべきである。
3. スポーツ団体は、職場スポーツ共同体の競技力向上に大きな注意を払わなければならない。
4. スポーツクラブにおける才能のある児童・青少年の計画的な育成がスポーツクラブのさらなる発展にとって重要である。スポーツクラブ、学校、青少年連盟、家庭間の密接な協力を保障すべきである。スポーツクラブは、児童・青少年スポーツ学校と社会主義的協力関係を結ぶ。
5. 以前のスポーツクラブの出張所 (スキー、ボート、ボブスレーを除く) における活動は、スポーツ団体の中央指導部が決定する。
6. 1956 年中にカール・マルクス・シュタットにスポーツクラブ「モーター」を設立する。
7. 1956 年 5 月 1 日までに、すべてのスポーツクラブに有能なボランティア部門の指導部をつくるべきである¹⁴⁾。

B 競技スポーツ選手の愛国教育

競技スポーツ選手の愛国教育に関しては主に以下のことが定められた。

1. トレーナーは、スポーツマンの愛国教育に大きな影響を及ぼす。それ故、トレーナーに政治的な主要課題や日常的な問題について継続的に指導することは、スポーツクラブ指導部の責任である。
2. 県、地域の指導的幹部、産業別組合、労働組合の郡幹部会、FDJ の県・郡幹部会は、競技スポーツ選手に関する意見交換を規則的に実施し、また、国内・国際問題に関する論議やゼミナールをスポーツクラブにおいて行うべきである。
3. スポーツクラブに関する教材を規則的に作成することが FDGB 幹部会に委ねられる¹⁵⁾。

C トレーニング活動の改善

トレーニング活動の改善については主に以下のことが定められた。

1. すべてのスポーツクラブにおいて、1955年に示された達成目標に基づき、1955年の評価を実施すべきである。この評価に基づいて、国家身体文化・スポーツ委員会によって示された達成計画を実現するための措置を講じるべきである。
2. スポーツクラブのトレーナーとアシスタントを400人増やすべきである。
3. すべてのスポーツ種目のトレーナーを対象にし、1956年以後4年毎にトレーナー継続教育ゼミナールを実施すべきである。
4. トレーニング活動と視聴覚教材を改善するために、大きなスポーツクラブに科学・方法教育センターを設置すべきである¹⁵⁾。

D 競技スポーツにおけるその他の問題

競技スポーツにおけるその他の問題に関しては主に以下のことが定められた。

1. 1956年4月1日までに、各県に中央スポーツ医学相談所を設置すべきである。1957年末までに、すべてのスポーツクラブに専門のスポーツ医を配置すべきである。
2. スポーツ団体は、産業別組合と協力し、スポーツクラブのすべてのスポーツマンがその職業教育において高い質を得ることができるよう配慮し、企業委員会は、個々の競技スポーツ選手に資格付与のための計画を定め、その実施を保障することに配慮すべきである。
3. 国家身体文化・スポーツ委員会は、1956年9月1日までに、現在あるすべてのトレーナー組織に、専門的且つ政治的に優れたトレーナーを配置する責任がある。
4. スポーツ器材や用具の開発に協力する消費財生産工場、各省、県評議会は、生産品、特に一流競技選手のための生産物の質を、国家身体文化・スポーツ委員会の計画提案やスポーツマン及びスポーツ団体の要求に応じて高めることに尽力すべきである¹⁷⁾。

E 身体文化・スポーツ分野の研究の改善

身体文化・スポーツ分野の研究の改善に関しては、主に以下のことが定められた。

1. スポーツにおける競技力の向上、地方スポーツの改善、及び、その他の重要な問題を改善するために、包括的な研究を促進し、その結果を民主的スポーツ促進運動において利用することが必要である。
特に以下の主要な問題に注意を払わなければならない。
 - a) ドイツの身体文化の歴史と組織に関する研究
 - b) 青少年の身体教育に関する研究
 - c) スポーツトレーニングの理論、方法、技術の科学的基礎となる研究
 - d) 「健康の増進と能力向上の要素としての身体文化」の問題に関する研究
 - e) スポーツ活動に医学的に貢献する組織と方法に関する研究
2. これらの包括的な課題を解決するために、ドイツ体育大学に研究所を設置すべ

きである¹⁸⁾。

4. スポーツ章「労働と祖国防衛の準備」の拡大・修正と防衛力増強のための諸方策の導入

A スポーツ章

スポーツ章は、「国民の健康の増進、生産力の向上、防衛力の増強の重要な要素」¹⁹⁾と規定され、以下のように補足・修正された。

1. 義務的な課題に関しては、
 - a 以前の徒歩行軍を完全武装行軍とする。
 - b 新しい訓練として、障害物競走もしくはクロスカントリー、空気銃射撃もしくは小口径銃射撃を導入する。
 - c 水泳の義務的課題に1 - 3 m の飛込を新しく導入する。
2. 選択課題に関しては、男子成人と男子青少年の選択課題に小口径銃射撃と棍棒投げを新しく導入する。
3. 1956年4月30日までに、運動の条件と実施規定を公開し、その検査基準をつくる。
4. 1956年中に新しいスポーツ章をつくる。
5. スポーツ章の獲得者にさらに刺激を与えるために再履修書を作成する²⁰⁾。

B スポーツ種目の補足と選手権プログラムの補充

スポーツ種目の補足と選手権プログラムの補充に関しては主に以下のことが定められた。

1. 陸上については、
 - a 棍棒投げをスポーツ等級制度に導入する。
 - b 団体、個人及びリレー方式の障害物競走の最高記録を測定する。
2. 冬季スポーツについては、スキーパトロール大会を実施する。
3. 水泳については、多くの勤労者のために川や海での大会を実施する。
4. 長距離スキーの実施規定に、空気銃射撃もしくは小口径銃射撃の訓練を各地域の条件に応じて採用する²¹⁾。

C 秩序と規律強化に関する諸方策

秩序と規律強化に関する諸方策については、民主的スポーツ促進運動と学校のスポーツ授業における秩序と規律をさらに強化するための基本方針をつくることなどが定められた²²⁾。

D スポーツ射撃の組織

スポーツ射撃の組織に関しては主に以下のことが定められた。

1. その担い手は、スポーツ団体ディナモとフォアヴァルトツ、スポーツ・技術協会である。
2. スポーツ・技術協会の指導の下でスポーツ射撃を組織する。
3. スポーツ・技術協会の資金と地域積立金によって、スポーツ射撃の組織をつく

る²³⁾。

E 近代五種競技の組織

近代五種競技に関しては、スポーツ団体ディナモとフォアヴァルト、スポーツ・技術協会、ドイツ体育大学でそれを採用することが定められた²⁴⁾。

F 格闘技専門家の補足的養成

格闘技専門家の補足的養成については、1956年までにすでに活動しているスポーツ教師とトレーナーに格闘技に関する特別な訓練を施すことなどが定められた²⁵⁾。

(3) 「閣僚評議会の決定」の特徴

「閣僚評議会の決定」では、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツという領域が初めて明確に区分され、三つの領域において基本的な指針となるスポーツ章の改正には一つの項目があてられた。以下では、主に「青少年法」「SED中央委員会の決議」と比較し、同決定の特徴について検討する。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツの主な特徴は、教科体育と一般教育学校及び教員養成機関の課外スポーツの所轄を教育省と明確に規定し、各々に具体的な方策を定めていることにある²⁶⁾。

特に教科の体育の基本方針を主に定めていた従来のスポーツ関係規定と比べて、同決定は、学校スポーツ共同体の設置など課外スポーツの整備を目指した内容を多く盛り込み²⁷⁾、課外スポーツを教師が責任を持ち、主に学校で行うことや、すべての一般教育学校と教員養成機関の学校スポーツ共同体につくる競技種目(下記参照)まで細かく規定している。

*一般教育学校及び教員養成機関の学校スポーツ共同体につくるのが規定されたスポーツ種目

陸上、体操・トゥルネン、水泳、バレーボール、サッカー、スキー、ハンドボール、バスケットボール、ボート、卓球、チェス、ファウスト=バル、遊戯

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツについては初めて「大衆スポーツ」(Massensport) という項目がたてられた。大衆スポーツの主な特徴は次の6点にある。第一は、大衆スポーツの拠点となる職場スポーツ共同体において行う活動を明確にしていることである。職場スポーツ共同体の活動が職場及び村落における多様な競技会の実施、勤労者の居住地区におけるスポーツ活動の組織及び改善などと数多く具体的に規定された²⁸⁾。第二は、大衆スポーツにおいて特に促進するスポーツ種目を指定していることである。サッカー、スキー、体操・トゥルネン、陸上、水泳、ボクシングがそれにあたる²⁹⁾。第三は、居住地区におけるスポーツ活動の改善を規定していることである。勤労者により多くのスポーツの機会を与えるために、居住地区におけるスポーツ活

動にも配慮がなされている³⁰⁾。第四は、運動指導者の養成、審判の育成、ボランティアの確保が具体的に規定されていることである。例えば、1956年中に運動指導者を15000人養成するなどといった具体的な規定（ノルマ）がなされた³¹⁾。第五は、国家的機関による地方スポーツの統括を規定していることである。「SED中央委員会の決議」の規定により、スポーツ団体「トラクター」が統括していた地方スポーツを国家的機関が統括することが規定された。スポーツ行政の中央集権化が企図されていることが窺えよう³²⁾。第六は、旅行・ヴァンデルン委員会の設置が規定されていることである。旅行とヴァンデルンを促進するために新しく旅行・ヴァンデルン委員会の設置が定められた³³⁾。

3) 競技スポーツ

競技スポーツについても初めて「競技スポーツ」（Leistungssport）という項目がたてられた。競技スポーツの主な特徴は次の4点にある。第一は、競技スポーツの拠点となるスポーツクラブの活動が明確にされていることである。トレーニング活動、児童・青少年スポーツ、教育活動を絶え間なく改善することなどがスポーツクラブの重点活動として規定された³⁴⁾。第二は、トレーナーを重視していることである。トレーナーを以前より重視する方針が明確にされ、トレーナーの質的、量的改善及びその役割が規定された³⁵⁾。第三は、スポーツクラブとスポーツ医学の結び付きを重視していることである。スポーツクラブへの専任のスポーツ医の配置を規定するなど、競技スポーツへのスポーツ医学の利用が明示された³⁶⁾。第四は、計画的な選手の養成が目指されていることである。スポーツクラブと児童・青少年スポーツ学校との結び付きがはっきりと明示され、計画的なスポーツ選手養成が目指されている³⁷⁾。

4) その他

a. スポーツ科学、スポーツ医学

スポーツ科学とスポーツ医学については大きな項目となっていないが、スポーツの科学研究の改善や、上述したように、競技スポーツへのスポーツ医学の利用などが記されている。

b. 専門家の育成とボランティアの確保

専門家の育成などについては項目となっていないが、運動指導者の養成、審判の育成、ボランティアの確保が具体的に記されている³⁸⁾。スポーツ関係規定において、ボランティアについて初めて記されているが、東ドイツ建国すぐから自転車競技で活躍し、同国最大のスター選手であったG.A.シュアーは、その自伝において、東ドイツにおけるボランティアの存在を東ドイツスポーツを支えたポジティブな側面として記している³⁸⁾。大衆スポーツに長く携わったH.ヘトリッヒはこのボランティアは誰でもなれるというものではなく、決められた者になったと語っている（2009年12月のインタビュー、於：ベルリン）。

c. スポーツ器材

スポーツ器材などについては項目となっていないが、その質的改善などが指示されている。

d. スポーツマンに対する愛国教育、秩序・規律の強化

その他、同決定の中で重要と思われるのは、スポーツマンに対する愛国教育、秩

序・規律の強化が重視されていることである。その重要性が明記されるとともに、そのための行事（スポーツ教育の夕べ）の実施、FDJ、FDGBなどの関係各機関・組織及び指導者の役割などが具体的に規定されている³⁹⁾。

e. スポーツ章の名称と内容の変更

同決定ではスポーツ活動の基礎となるスポーツ章についても明確に記されている。スポーツ章を健康の保持、生産力の増強、防衛力向上の重要な要素と規定した上で、そのスローガンを以前の「労働と平和防衛の準備」から「労働と祖国防衛の準備」と変更し、補足及び修正事項には、射撃、完全武装行軍、棍棒投げなど準軍事的なスポーツを多く採用していることが特徴的である⁴⁰⁾。

f. 軍事的、準軍事的スポーツ種目の導入

スポーツ章の補足・修正事項と同じように、スポーツ射撃、格闘技などの準軍事的なスポーツ種目が数多く取り入れられていることも同決定の特徴である⁴¹⁾。オリンピック種目となった近代五種競技の採用もこの関連にあるように思われる。

g. スポーツ分野の目標

「SED 中央委員会の決議」では、スポーツ促進運動の課題を「労働と平和防衛を準備する人間の教育と育成」と定めていたのに対し、同決定は、社会主義の建設という状況の下、身体教育の内容も社会主義的なものとする事、スポーツ分野においても東ドイツの社会主義体制の卓越性を示すことをスポーツ分野の主な目標として定めている

h. 東ドイツ独自のスポーツシステムの模索

東ドイツが学校スポーツ共同体を重視していることや、スポーツ分野のみを取り扱った包括的且つ具体的な法律を制定していることが重要と考えられる。なぜならば、これらのことは、建国当初東ドイツがモデルとしたソビエトのスポーツにも、東ドイツと歴史的背景をともにする西ドイツのスポーツにもない東ドイツ独自のものであったからである。

（４）「閣僚評議会の決定」の位置づけの再検討

以上のことから、東ドイツ政府が同決定によって、スポーツ分野において「社会主義体制の卓越性を示す」という目標の下、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツというすべての領域を、従来より包括的且つ具体的に促進しようとしていること、ノルマや重点促進スポーツ種目の設定にみられるように、計画経済などと同じ様に計画的、重点的に促進しようとしていること、従来より準軍事的スポーツ、格闘技、愛国教育を重視するなど、軍事力の強化、イデオロギー教育の強化、社会主義体制の確立の手段としてスポーツを利用しようとしていること、従来のドイツ学校体育では重視されていない学校スポーツ共同体を重視するなど、東ドイツ独自のスポーツシステムを模索していること、行政の中央集権化と同じ様に、スポーツ行政の中央集権化を企図していることなどが窺えよう。

とりわけ、東ドイツが学校スポーツ共同体を重視していることや、スポーツ分野のみを取り扱った包括的且つ具体的な法律を制定していることが重要と考えられる。なぜならば、これらのことはこの時点では、建国当初東ドイツがモデルとしたソビエトのスポーツにも、東ドイツと歴史的背景をともにする西ドイツのスポーツ

にもない東ドイツ独自のものであったからである。さらに、スポーツ分野のみを対象とし法的拘束力のある同決定のようなものはこの時期には世界に類をみないものであった⁴²⁾。

社会主義国家建設が本格化し始めたこの時期、軍事的スポーツ及びイデオロギー教育の重視などにみられるように、ソビエトスポーツに引き続き追随しながらも、東ドイツ独自のスポーツシステムを模索し始めようとしていることが同決定の特徴として重要である。

東ドイツにおいてこのような意図を持つ法的拘束力のある同決定がこの時期出された理由については、指導者達がスポーツの重要性を軽視してきたこと、従来のスポーツ促進計画が十分には実現していなかったこと、冷戦の激化、東西陣営の対立という状況の下、軍事力の増強、イデオロギーの強化の手段としてのスポーツの利用を東ドイツが重視し始めたこと、オリンピック参加問題など国際的政治闘争手段としてのスポーツ利用を東ドイツが重視し始めたこと、東ドイツが1955年に主権を回復したことによって独自の政策が出せるようになったこと、ハルシュタイン＝ドクトリンなどによる国際的孤立、1952年のオリンピックでのソビエトのインパクト、西ドイツより劣るスポーツ競技力、急速なスポーツの発展が重要であることを多くの指導者に知らせる必要性などがその背景として考えられる。

第2章第1節：註及び引用

第1項

- 1) Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hg.). *Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. IV.* Dietz Verlag: Berlin, 1954, S. 73.
- 2) Weber, Hermann. *Die DDR 1945-1986.* R. Oldenbourg Verlag :München, 1988, S. 32. なお、H.ヴェーバーは1928年マインツ生まれ。第二次大戦後ソビエト占領地区に移住、1949年に西ドイツに戻る。政治学及び現代史を専攻、特にドイツ共産党と東ドイツに関する著作及び論文多数。
- 3) Badstübner, Rolf (Hg.). *Geschichte der Deutschen Demokratischen Republik.* VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften: Berlin, 1981, S. 150.
- 4) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年、497頁。
- 5) 成瀬治、黒川康、伊藤孝之、ドイツ現代史、山川出版社：東京、1987年、355-356頁。
- 6) 林健太郎、ドイツ史、前掲書、500-502頁。
- 7) Badstübner, Rolf (Hg.). *Geschichte der Deutschen Demokratischen Republik.* a.a.O., S. 167.
- 8) Weber, Hermann. *Die DDR 1945-1986,* a.a.O., S. 41.

第2項

- 1) “Aus dem Referat des Ersten Sekretärs des ZK der SED, Walter Ulbricht, auf der 2. Parteikonferenz der SED am 9. Juli 1952”; in: *Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft,* 1969, S. 11.
- 2) Verordnung über die Errichtung von Staatlichen Komitees für Körperkultur und

Sport.

- 3) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Nr. 104, 2.8.1952, S. 635.
- 4) Ebenda.
- 5) 国家身体文化・スポーツ委員会設立の明確な理由、また、東ドイツ建国時に存在していた青少年問題・身体運動局との関係については十分に明らかにされていない。しかし、この国家身体文化・スポーツ委員会の設置も、ソビエトをモデルとしたとする見解もある。
- 6) Skorning, Lothar. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil II: 1950-1955"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 2 (1996), S. 17.
- 7) 川本信正監修、オリンピックの事典、三省堂：東京、1984年、90頁。
- 8) Skorning, Lothar. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil II: 1950-1955", a.a.O., S. 15.
- 9) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II.* Sportverlag: Berlin, 1983, S. 137.
- 10) Ebenda.
- 11) Ebenda.
- 12) Ebenda.
- 13) 先述したように、学校教育分野では1946年6月の「ドイツ学校民主化法」の制定にもとまって、当時の初等教育機関であったグルンドシューレの体育科指導要領が1946年7月に示された。しかし、施設・用具、教員の不足、食糧の不足などによって規則的な授業は当初困難であった。
- 14) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 116.
- 15) Ebenda.
- 16) Ebenda.
- 17) Ebenda.
- 18) Ebenda, S. 117.
- 19) Verordnung über die Bildung der "Gesellschaft für Sport und Technik"; in: Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Nr. 108, 14.8.1952, S. 712-713.
- 20) Kortenberg, Walter. *DER SPORT IN DER SOWJETISCHEN BESATZUNGS-ZONE.* Deutscher Bundes-Verlag: Bonn, 1954, S. 70-76.
- 21) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 120.
- 22) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV.* Sportverlag: Berlin, 1967, S. 94.
- 23) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 132.
- 24) Ebenda.

- 25) Ebenda.
- 26) Ebenda, S. 121.
- 27) Ebenda, S. 144.
- 28) Ebenda, S. 122.
- 29) Ebenda.
- 30) Ebenda. なお東ドイツの最初のヨーロッパタイトルは、1954年の水泳（100m バタフライ）によってもたらされた。
- 31) Ebenda, S. 128.
- 32) Ebenda.
- 33) Ebenda.
- 34) Ebenda.
- 35) Ebenda.
- 36) 1951年3月発刊、1952年から Körpererziehung となる。
- 37) 1952年4月発刊。
- 38) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 131.
- 39) Ebenda, S.127.
- 40) Bernett, Hajo (Hg.). *Körperkultur und Sport in der DDR. Dokumentation eines geschlossenen Systems*. Verlag Hofmann: Schorndorf, 1994, S. 71.
- 41) 次を参照。Anweisung Nr. 2 des Staatlichen Komitees für Körperkultur und Sport beim Ministerrat der Regierung der DDR über die Durchführung von Maßnahmen zur Verbesserung der Sportarbeit in der DDR für 1952.
- 42) Kortenberg, Walter. *DER SPORT IN DER SOWJETISCHEN BESATZUNGS-ZONE*, a.a.O., S. 29.
- 43) Ebenda, S. 66.
- 44) Ebenda, S. 66-67.
- 45) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 120.
- 46) 次を参照。Seifert, Manfred. *RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS. Keine Bilanz - Aufgeschriebenes aus 40 Jahren eines Sportjournalisten*. Verlag Bock & Kübler: Berlin, 1990.
- 47) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961*, a.a.O., S. 163.
- 48) Neues Deutschland, 15. Jahrgang/Nr. 277, 26.11.1955, S. 8.
- 49) Theorie und Praxis der Körperkultur, 1 (1956), S. 69.
- 50) Ebenda.
- 51) Ebenda, S. 69-70.
- 52) Neues Deutschland, 15. Jahrgang/Nr. 277, a.a.O., S. 8.
- 53) Theorie und Praxis der Körperkultur, 1 (1956), a.a.O., S. 70.
- 54) Rede des Ersten Sekretärs des ZK der SED, Walter Ulbricht, auf der III. Sportkonferenz des Staatlichen Komitees für Körperkultur und Sport 1955 in

Karl-Marx-Stadt; in: Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969, S. 12-22.

- 55) Neues Deutschland, 15. Jahrgang/Nr. 277, a.a.O., S. 8.
- 56) Rede des Ersten Sekretärs des ZK der SED, Walter Ulbricht, auf der III. Sportkonferenz des Staatlichen Komitees für Körperkultur und Sport 1955 in Karl-Marx-Stadt, a.a.o., S. 12.

第3項

- 1) Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hg.). *Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. II.* Dietz Verlag: Berlin, 1952, S. 415.
- 2) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I, Nr. 21, 22.2.1956, S. 181.
- 3) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961*, a.a.O., S. 163.
- 4) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I, Nr. 21, 2.22.1956, S. 181.
- 5) Ebenda.
- 6) Ebenda, S. 181-182.
- 7) Ebenda, S. 182.
- 8) Ebenda, S. 182-183.
- 9) Ebenda, S. 183-184.
- 10) Ebenda, S. 184.
- 11) Ebenda, S. 184-185.
- 12) Ebenda, S. 185-187.
- 13) Ebenda, S. 187.
- 14) Ebenda, S. 187-188.ここで述べられている *Leistung1* のスポーツマンとは、三つに区分されるスポーツ等級制度において最高ランクのスポーツマンのことである。
- 15) Ebenda, S. 188.
- 16) Ebenda.
- 17) Ebenda.
- 18) Ebenda, S. 189.
- 19) Ebenda.
- 20) Ebenda.
- 21) Ebenda, S. 190.
- 22) Ebenda.
- 23) Ebenda.
- 24) Ebenda.
- 25) Ebenda.
- 26) その他、学校体育に関しては、学校体育施設・用具の整備、多くの競技会の実施や記録の測定などが定められている。

- 27) 学校スポーツクラブにあたる学校スポーツ共同体の設置に関しては、大学へのその設置は「SED 中央委員会の決議」によって定められていたが、それを課外スポーツの中心的なものとするはこの決定によって定められた。
- 28) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I , Nr. 21, 22.2, 1956, S. 185.
- 29) Ebenda, S. 186.
- 30) Ebenda, S. 185.
- 31) Ebenda, S. 186.
- 32) Ebenda.
- 33) Ebenda.
- 34) Ebenda, S. 187-188.
- 35) Ebenda, S. 188.
- 36) Ebenda.
- 37) Ebenda, S. 187-188.
- 38) 例えば、次を参照。Schur, Gustav-Adolf, *TÄVE. Die Autobiographie. Gustav-Adolf Schur erzählt sein Leben.* Das Neue Berlin: Berlin, 2001.
- 39) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I , Nr. 21, 2.22, 1956, S. 187-190.
- 40) Ebenda, S. 189.
- 41) Ebenda, S. 189-190.
- 42) 次を参照。笹川スポーツ財団、諸外国から学ぶスポーツ基本法、笹川スポーツ財団：東京、2010年。

第2節：「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」(1956年)—スポーツにおける中長期的な目標設定の導入とソビエトスポーツシステムからの方向転換—

はじめに

1952年以来東ドイツにおけるスポーツ分野の最高機関であった国家身体文化・スポーツ委員会による最初の中長期的な訓令と考えられる「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」について、東ドイツのG.ヴォンネベルガーは、「閣僚評議会の決定と第3回スポーツ会議を評価し、国家身体文化・スポーツ委員会は幾つかの重要な決議を行った。例えば、専門家養成の統一的システム、体操・トゥルネンの改善、1956年の計画、新しいスポーツ章に関するものである。後に、1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令も決議された」¹⁾と記しているが、同訓令の作成された日時、内容などについては不明であった。

そこで筆者は、1991年12月、H.ベルネット、H.J.タイヒラー、G.ヴォンネベルガーなどのドイツのスポーツ研究者や図書館・公文書館に、成田十次郎先生の紹介状を添え、その所在を問う手紙を出した。結局同訓令はみつからなかったが、G.ヴォンネベルガーからの返信には、「その訓令は口頭で論議されたが、議決されなかった。論議資料が見つかるかどうか現在私はわからない。なぜなら近年多くの文書資料が失われたからである」と記されていた。G.ヴォンネベルガー自身が編集したスポーツ史書と異なる内容の返信に戸惑いはあったが、筆者はこの訓令が文書として残っていないと長い間考えていた。

ドイツでは再統一後間もなくから東ドイツスポーツ史の再構成が始まったが、それは西ドイツ出身のスポーツ史家主導で進められていった。旧東ドイツスポーツ関係者の多くは、このような状況や西ドイツ出身のスポーツ史家によって書かれた東ドイツスポーツ史にかかわる誤った叙述や作為的内容を厳しく批判するのみならず、東ドイツスポーツ史の修史の一環として、東ドイツのスポーツ史家が中心となり、1995年から「東ドイツスポーツ編年史」を「スポーツ史に関する寄稿論文」誌に寄稿し始めた。「スポーツ史に関する寄稿論文」誌第1巻の刊行は1995年であり、その冒頭には、G.ヴォンネベルガーによる「東ドイツスポーツ編年史：第1部1945-1949年」が掲載され、「東ドイツスポーツ編年史」は以後2000年まで同誌に掲載された。この「東ドイツスポーツ編年史」には、東ドイツ時代のスポーツ史書に記された史実や評価の修正などもみられる。

L.スコルニク編「東ドイツスポーツ編年史：第3部1955-1960年」(1996年)の「1956年2月9日」の項目を読んだ時、筆者は少し驚きを感じた。「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」に関する叙述が変わっていなかったからである。そこには、「国家委員会は、その後、専門家養成の統一的システム、新しいスポーツ章、1956年の計画、1956年の第2回トゥルネン・スポーツ祭の準備、1956年から1960年までの訓令に関する新たな重要な決議を行った」²⁾と記されている。やはり、同訓令は存在していたのではないかと筆者は考え、再びそれを探し始めた。

2012年11月ドイツ連邦公文書館(ベルリン、リヒターフェルデ)において、DR5/561と番号のついた文書が発見された。10頁のその文書は、扉と「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」から成っている。現在、同文書は、内容などについて不明であった国家身体文化・スポーツ委員会の「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」を解明する唯一の手懸かりである。本節では、同文書を用い、「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の作成時期、内容、特徴などを明らかにしたい。

第1項：「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の社会的背景

(1) SED 第3回党大会と第2次経済5ヵ年計画

1956年3月24日から30日まで、ベルリンでSED第3回党大会が開催された。この会議は、第1次経済5ヵ年計画に続く、第2次経済5ヵ年計画（1956-1960年）のための指針も決定した。その特色は、初めてソビエト及び他の社会主義諸国家の長期経済計画との調整が考慮されたことであり、また、賃金上昇や労働時間短縮などを通じて、特に労働者を体制の側に引きつけることを狙いとしていた¹⁾。

(2) スターリン批判の東ドイツにおける影響

一方、政治面では、反対派に対する抑圧が強められ、多くの知識人や党内の反対派が逮捕あるいは解任された。1956年2月のソビエトにおけるスターリン批判が東ドイツにも大きな衝撃を与え、SED内でスターリンの政策に忠実な履行者であったW.ウルブリヒトに対する批判が高まっていたからである²⁾。

第2項：「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」のスポーツ的背景

(1) 軍隊スポーツ団体の設立とオリンピックメルボルン大会

1956年に東ドイツのスポーツ選手は世界記録6、ヨーロッパ記録7、ドイツ記録107を樹立するなど競技スポーツ分野で早くもその成果をみせ始めた¹⁾。1956年10月1日に軍隊のスポーツ団体として、「フォアヴァルツ」が設立された²⁾。この軍隊のスポーツ団体は、後に国家による大きな支援によって多くの世界的なスポーツ選手を輩出することになる。

しかし、同年11月22日-12月8日に開催された第16回夏季オリンピックメルボルン大会では、第7回冬季オリンピック大会と同じ様に東ドイツは大きな成果をあげることができなかった。西ドイツのスポーツ選手が金5銀3銅9のメダルを獲得したのに対し、東ドイツのスポーツ選手は、金1銀4銅2のメダルの獲得に留まったのである³⁾。一方、1952年のヘルシンキ大会から夏季オリンピックに参加したソビエトは、メルボルン大会では、早くもメダル獲得数（金37銀29銅32）などでアメリカ（金32銀25銅17）を上回り、世界を驚かせた。

(2) スポーツ科学・スポーツ医学の組織整備

「閣僚評議会の決定」においてスポーツに関係する研究活動改善のために設置が定められたドイツ体育大学の研究所は、1956年9月1日に開設し⁴⁾、スポーツ医学に関しても、同年医科学協会が設立されるなど、「閣僚評議会の決定」後、東ドイツにおいてスポーツ科学・スポーツ医学の組織整備が急速になされていった。

(3) DTSB 設立への動き—ソビエトをモデルとしたスポーツシステムからの転換

「閣僚評議会の決定」以後の時期において、東ドイツのスポーツ分野の最も重要な出来事の一つは、1957年2月7日に国家身体文化・スポーツ委員会によって示された「民主的スポーツ促進運動の活動と構造の改善に関する理由と提案」⁵⁾に基づいて、1957年4月にDTSBが設立されたことである。

東ドイツ時代、このスポーツ組織の再編は、新しい社会的要求に応じて、スポーツ促進運動のイデオロギー的、スポーツ的、スポーツ組織的活動をさらに発展させ、スポーツの

非政治性など当時残存していた障害を克服し、スポーツ促進運動を根本的に単純化する必要性から生じ⁶⁾、以前多くあったスポーツ団体の代わりに、東ドイツの地域構成に基づいてすべてのスポーツ諸組織を統括する大衆団体をつくらうとする狙いもあったとされていた⁷⁾。

しかし、ドイツ再統一後に刊行された「東ドイツスポーツ編年史」(1996年)は、このスポーツ組織再編の動きを「それはすべてを国家的に組織しようとするソビエトモデルからの方向転換であり、ドイツのトゥルネン・スポーツの伝統を基礎とし⁸⁾」と記している。

第3項：「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」について

同訓令の性格と作成時期については、同文書の扉の内容から窺うことができる。

文書の扉(資料1参照)の上部左側には、擦れてみえにくい「国家身体文化・スポーツ委員長」の印、上部右側には「厳重な秘密公文書」の印が押されている。

その下には、計画・投資部局という部局名、委員会議案 Nr.4/2/57 という文字がある。

中央には、「決議：1. 委員会はこの案を承認する。2. この案は DTSB に勧告として転送される」と記されている。

そして、右下にはゲルリッツ部局長という文字とその上にサインが記されている。

最も下にはドイツ連邦公文書館の印が押され、DR5/561 という文書番号が手書きで記されている。

以上の扉の内容からは、国家身体文化・スポーツ委員会が同文書を決議したのは、1957年2月4日と思われることや、同訓令が公開されない極秘文書であったことが窺える。上述したように、1957年2月7日、国家身体文化・スポーツ委員会は、「民主的スポーツ促進運動の活動と構造の改善に関する理由と提案」を発表し、DTSB 設立(1957年4月)へと進んでいくが、「それはすべてを国家的に組織しようとするソビエトモデルからの方向転換」であった。

「DTSB に勧告として転送される」という内容については後述したい。

(資料-1 : DR5/561 の扉)

**Streng vertrauliche
Dienstsache**

Abteilung Planung und Investitionen

Komiteevorlage

Nr.:.....42157.....

Beschluss:

1. Das Komitee bestätigt die Vorlage
2. Die Vorlage ist an den Deutschen Turn- und Sportbund als Empfehlung weiterzuleiten.

~~- Gürtitz -~~
Abteilungsleiter

Bundesarchiv
Postfach 10 15 63
12205 Berlin
Postfach 46 05 39
12175 Berlin

DR5/561

(ドイツ連邦公文書館所蔵)

(1) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の位置づけ

同訓令については、先述のG.ヴォンネベルガーの他、例えば、W.アイヘル編のスポーツ史書が、「第3回党会議の諸決議に基づいて、国家身体文化・スポーツ委員会は、『1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令』を公布し」¹⁾と記しているが、その内容は不明であり、東ドイツにおける第2次経済5ヵ年計画(1956-1960年)を定めたSED第3回党会議が1956年3月24-30日に開催されたことや、同訓令の名称から、同訓令は1956年4月から12月末までに作成されたと推測されていた。

(2) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の構成と内容

1) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の構成

同訓令の分量は、他のスポーツ分野のみを取り扱ったスポーツ関係規定と比較すると少ない。それは同訓令が「閣僚評議会の決定」(1956年2月)と余り時を経ずに決議されたためと考えられる。

スポーツ分野のみを取り扱った最初のスポーツ関係規定である「SED中央委員会の決議」(1951年)は前文と12項目で構成されていたが、「閣僚評議会の決定」(1956年)では項目数が4に減る一方で、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツという領域が明確にされた。同訓令は、前文と児童・青少年スポーツ、勤労者の大衆スポーツ、スポーツ競技力の向上、科学と専門家育成、投資と建設工事、スポーツ器材・開発、財政という7項目から構成されており、最後の3項目は従来のスポーツ関係規定にはみられないものである。また、注目されるのは、表2-3のように、国家身体文化・スポーツ委員会によって後に決議された二つの訓令、特に1960年の訓令とその構成が類似していることである。

表2-3 国家身体文化・スポーツ委員会によって決議された総合的で包括的な内容を有する訓令の決議日と構成

	「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」	「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」	「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」
決議日	1956年	1960年2月1日	1965年9月1日
構成	前文 I. 児童・青少年スポーツ	前文 I. 社会主義教育 II. 児童・青少年スポーツ 就学前の身体教育 トゥルネン・スポーツ授業 課外スポーツ 総合大学、単科大学、専門学校におけるスポーツ	前文 1. 社会主義的身体文化発展の基本方針 2. 社会主義的身体文化の各領域発展の主要課題 2.1 児童・青少年スポーツ 2.2 総合大学、単科大学、専門学校及び教育諸機関に

			における身体文化とスポーツ（学生スポーツ）
II. 勤労者の大衆スポーツ	III. 大衆スポーツ		2.3 成人の身体文化とスポーツ（一般国民スポーツ）
III. スポーツ競技力の向上	IV. 競技スポーツ		2.4 競技スポーツ促進の基本原理
IV. 科学と専門家育成	V. 科学と研究		3. 科学と研究発展の基本方針
	VI. 専門家の育成と継続教育		4. スポーツ医学の促進
	VII. スポーツ医学の促進		5. 専門家の資格付与、その育成と継続教育
V. 投資と建設工事	VIII. 投資活動とスポーツ施設建設に関する諸方策		6. 身体文化の物質的・技術的諸条件の拡大
VI. スポーツ器材・開発	IX. スポーツ器材		7. 身体文化の統一的システムの科学的計画と指導
VII. 財政	X. 財政		

2) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の内容

以下では同訓令の内容を具体的に明らかにしたい。

この訓令の前文では、まずそれまでの東ドイツにおけるスポーツ分野の発展状態が記されている。成果としては、100万人以上の青少年と成人が民主的スポーツ促進運動に参加していること、学校スポーツの基礎が築かれたこと、少ないが競技スポーツの成果も出てきたことなどがあげられている。

そして、以前の成果や第2次経済5ヵ年計画を評価し、民主的スポーツ促進運動や国家的諸機関に次の課題が生じたとされている。そこでは、大衆スポーツの促進が重要とされ、民主的スポーツ促進運動にさらに多くの住民、青少年、児童を獲得すること、スポーツ章「労働と祖国防衛の準備」の獲得者数を増やすことなどを課題として定めている。一方、競技スポーツに関しては、世界的競技水準に到達し、その成果を、特にオリンピック種目での世界記録の樹立、タイトル、勝利において示すことが課題と定められている²⁾。

I. 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツでは、すべての学校でのトゥルネン・スポーツ授業の抜本的改善が重要とされ、主に次のことが定められた。

1. トゥルネン・スポーツ教師の養成の保障：1959年半ばまでにすべての学校で十分なスポーツ教師を自由に利用させる。
2. スポーツ授業の質的改善：ルールプランとプログラムの完全な実施。
3. 1960年末までにすべての児童・青少年の20%にスポーツ章を獲得させ卒業させる。
4. 児童の自由意思スポーツの改善。
5. 学校スポーツ共同体の設立と活動の改善。
6. 児童・青少年のための数多くの多様なスポーツ行事の実施。
7. 健康で競技力の高い後継者の急速な育成。
8. 青少年の大規模なトゥルネン・スポーツ大会を1957年夏に向けて準備する³⁾。

II. 勤労者の大衆スポーツ

勤労者の大衆スポーツでは、1960年までにさらに30万人メンバーを民主的スポーツ促進運動に獲得すること、スポーツ章「労働と祖国防衛の準備」の所持者数を50万人に引き上げることが目標とされ、主に次のことが定められた。

1. 東ドイツにおける民主的スポーツ促進運動の構造変革。その際、ドイツスポーツの進歩的伝統、以前の民主的スポーツ促進運動や社会主義諸国家の経験を考慮する。
2. 資格を有した専門家の養成とスポーツ諸組織指導部への投入。
3. 勤労者の居住地区におけるスポーツ機会の整備と拡充。
4. 都市での大衆スポーツ活動の組織化。
5. 勤労者の休暇センターにおけるスポーツ・ヴァンデルンの組織化。
6. すべての村落におけるスポーツ共同体やスポーツグループの設立。地方でのスポーツの促進では、特別な重点を次のスポーツ種目に置く：サッカー、重量挙げ、レスリング、ボクシング、体操・トゥルネン、バレーボール、陸上。
7. 様々なスポーツ種目で、夕べ・週末のスポーツ祭を実施する。個々の種目は初心者、クラスⅠ、クラスⅡのスポーツマンに分け、実施する。
8. すべての競技をさらに下位レベルから実施する。スポーツ諸連盟の会長は競技規定の変更に尽力する。
9. トゥルネンの特別な助成。1960年までに5万人の運動指導者を獲得し、養成する。
10. 寄宿舎制及び通学制による運動指導者、審判の養成：特に基本的スポーツ種目。
11. 民主的スポーツ促進運動の年長及び経験豊かなスポーツ専門家に大きな注意を払う。以前の労働者スポーツマンの様々な伝統的行事を実施する。
12. 郡・県の文化・スポーツ祭をその年の大衆スポーツ活動のクライマックスとする。DTSBによって、1959年に第3回ドイツトゥルネン・スポーツ祭を実施する諸方策を講じる。
13. 多くの勤労者をスポーツに獲得するためのスポーツ勧誘グループの設立⁴⁾。

Ⅲ. スポーツ競技力の向上

スポーツ競技力の向上では、1958年までに若干の重要なスポーツ種目において、1960年までにすべての重要なスポーツ種目において、その成果によってドイツにおける指導権を握ることが目標とされ、次のスポーツ種目で主要な方向づけを行うこととしている：サッカー、陸上、体操・トゥルネン、水泳、ハンドボール、自転車、ボクシング、レスリング、重量挙げ、ボート、ヨット、カヌー、スキー（スキージャンプ、長距離走、ノルディック複合）。特に、陸上、自転車、ハンドボール、スキー、女子体操、ボクシングは1958年までに、水泳、男子体操、ボート、サッカー、重量挙げ、レスリング、ノルディック複合は1960年までに西ドイツを上回るという具体的な目標が設定され、それを確実にするため、主に次のことが定められた。

1. トレーナーの養成と継続教育に大きな注意を払う。
2. 1957年名誉職のトレーナーの成績を再検査し、スポーツクラブや職場スポーツ共同体で課題を解決していないトレーナーは他で配置する。
3. スポーツ等級制度を競技力向上の基盤とする。
4. スポーツ諸連盟会長によって詳細な計画を作成し、決定する。
5. スポーツクラブでの政治的教育の重視。
6. 才能のある後継者、特に児童・青少年へ注意が重要である。
7. 都市、自治体、県への特別なスポーツ教師、トレーナーの配置。この教師は1956年から配置し、翌年から次第に増加させる。
8. 東ドイツ選抜チームや中心チームのメンバーの改善。

9. 中央集権的な競技システムの改善⁵⁾。

IV. 科学と専門家養成

科学と専門家養成の初めの箇所では、アジテーション・プロパガンダ活動を改善し、特に、健康保持、人間の美しさ、身体的訓練と強化、他の卓越した特質の達成、生きる喜びや楽しみの喚起に関するスポーツの重要性を強調すべきとされている。主に次のことが課題とされている。

1. 相応しいプラカード、絵、壁新聞、本、興味深いフィルムの編集。
2. 身体文化全分野における基本的な科学研究の実施。特に次が該当する：スポーツ教師・トレーナーの養成、科学的トレーニング方法の完全な実施、スポーツ医学制度の抜本的改善、教育フィルム、無線施設、黒板、他の視覚教育用教材などの援助手段の利用。
3. 研究課題や研究を以前以上に民主的スポーツ促進運動に適合させる。
4. 1956年に設置されたドイツ体育大学の研究所を身体文化・スポーツ分野の研究の中心とする。
5. 1959年までに、すべてのスポーツクラブや競技スポーツの他のスポーツ施設におけるトレーニング活動を改善するために、効果的な映画設備や上映設備を設置する。
6. スポーツ医学制度の改善。スポーツクラブのために1958年末までにスポーツ医学の主要相談所に1名のスポーツ医師を専任で従事させ、また、選抜や中心チームのためにその都度1-2名のスポーツ医師を兼業で従事させる。
7. 専門家の養成における大学の能力の十分な活用。
8. 専門家の養成に際しては、専門教育とともに政治教育に配慮する。
9. ドイツ体育大学における教員の質的強化。
10. 教育監督者などの採用⁶⁾。

V. 投資と建設工事

投資と建設工事では、中央で予定されている次年の大きな建造物（ドイツ体育大学、3箇所の人工スケートリンク）が示された後、主に次のことが定められている。県評議会を通じた計画、スポーツ・トトで予定される純益70%の県での利用、地域基金の利用、県・郡で優先すべき資金活用（1. 始まっているスポーツ施設の完成、2. 健康・衛生機関や施設の改善、3. 大衆スポーツ発展に役立つスポーツ施設の新設）、大衆スポーツ助成のために優先する体育館タイプ、スポーツ・トトで予定される純益の残り30%のスポーツクラブへの重点的投入、スポーツの建物計画の改善⁷⁾。

VI. スポーツ器材と開発

スポーツ器材と開発の冒頭では、競技スポーツ、大衆スポーツにおける目標実現は、スポーツ器材・用具の質の改善が必要と記され、主に次のことが課題とされた。

1. スポーツ器材の質の改善、新しいスポーツ器材・用具の開発に関する友好国との経験交換や協力。
2. 重要なスポーツ用具のノルマ（技術的、資材の方針）の作成。
3. スポーツ器材の計画、生産、コントロール、分配の強化。
4. スポーツ器材・用具の新開発。特に、トゥルネン用具、水泳器材、自転車器材、スポーツシューズ、テニス・卓球ボール、スキー器材（特に長距離とスキージャンプ）、旅行・ヴァンデルンに関する器材。
5. 大衆スポーツ発展のために、簡単で目的に適ったトゥルネン用具・器材の開発⁸⁾。

Ⅶ. 財政

財政ではその主要課題は、すべての収入源の利用と節約とされ、主に次のことが定められた。

1. 財政の計画とコントロールにおけるスポーツ諸組織のメンバーと役員の協力。
2. コストの削減：少なくとも20%。
3. 諸連盟行事からの収入の増加：少なくとも25%。
4. スポーツ設備の価格維持。
5. 財政方針の改善⁹⁾。

(3) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の特徴

「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」は上述の7項目から構成されている。科学や専門家の育成に関する項目は「SED中央委員会の決議」にあったが、「投資と建設工事」「スポーツ器材・開発」「財政」に関する項目は従来のスポーツ関係規定にはみられないものであった。

以下では同訓令の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

主な特徴は、「1960年末までにすべての児童・青少年の20%にスポーツ章を獲得させ卒業させる」というように中長期的で具体的な目標を定めていることにある。このような中長期的で具体的な目標は以前の主なスポーツ関係規定にはみられないものである。他の社会主義諸国家に歩調を合わせた東ドイツにおける第2次経済5ヵ年計画(1956-1960年)は1956年に始まったが、計画経済と同じ様な中長期的な目標設定がスポーツ分野にも持ち込まれたと言えよう。ただ、「閣僚評議会の決定」と比較すると、児童・青少年スポーツにかかわる内容は非常に少ない。

2) 大衆スポーツ

主な特徴は、スポーツ組織の構造改革が明記され、DTSBにも役割(第3回ドイツツルネン・スポーツ祭の実施に関する諸方策)が与えられていることにある。ナチスドイツの崩壊後、社会主義が志向されたソビエト占領地区及び東ドイツでは、ドイツに伝統的な地域性格の強いフェラインが禁止され、代わってスポーツ共同体が自治体や職場につくられた。1950年4月には多くの職場スポーツ共同体が集められ労働組合の構成に基づいてスポーツ団体が設立されたが、これは「ソビエトをモデルとした」スポーツ組織の再編であった。1956年9月から12月末までに作成されたと考えられる同訓令において、それまでの大衆スポーツ促進の主な担い手であったFDJ、FDJ、スポーツ団体に関する事項が「SED中央委員会の決議」「閣僚評議会の決定」と比較すると少ない一方で、翌年4月に設立されるDTSBの役割が明記されていることは、DTSBを中心とするスポーツ組織の構造改革(ソビエトモデルからの方向転換)が東ドイツにおいて早い時期から動いていたことを窺わせる。文書の扉に書かれた「この案はDTSBに勧告として転送される」という内容もこの動きに関連したものと考えられる。

3) 競技スポーツ

主な特徴は、「1958年までに若干の重要なスポーツ種目において、1960年までにすべての重要なスポーツ種目において、その成果によってドイツにおける指導権を握る」というように中長期的で具体的な目標を定めるとともに、以前の主なスポーツ関係規定と異なり、重点促進種目を明記していることにある。また、前文において「その成果を、特にオリンピック種目での世界記録の樹立、タイトル、勝利において示す」とオリンピックでの成果

を目標として明記していることも従来の主なスポーツ関係規定と異なる点として注目される。

4) その他

a. 科学と専門家養成

主な特徴は、「1959年までに、すべてのスポーツクラブや競技スポーツの他のスポーツ施設におけるトレーニング活動を改善するために、効果的な映画設備や上映設備を設置する」というように、中長期的で具体的な目標が定められていることである。このことは、「学術的研究の改善」「専門家の育成と助成」という項目を設けていた「SED中央委員会の決議」にはなかったものである。また、東ドイツにおけるスポーツ科学の中心となるドイツ体育大学に関する事項が多いことも同訓令の特徴である。

b. 投資と建設工事

同訓令では、「投資と建設工事」に関して新しく項目がたてられたが、その主な特徴は、スポーツくじであるスポーツ・トトの純益の分配比率などを具体的に明記していることにある¹⁰⁾。東ドイツにおいてスポーツ・トトの導入が決まったのは1953年であり、ソビエトよりも早く始まっている。ソビエトがスポーツ・トトを導入したのは1964年であった。

c. スポーツ器材

同訓令では、「スポーツ器材」に関して新しく項目がたてられたが、その主な特徴は、開発、改善する器材・用具を具体的に明記していることである。

d. 財政

同訓令では、「財政」に関して新しく項目がたてられたが、その主な特徴は、「諸連盟行事からの収入の増加：少なくとも25%」というようにノルマを明記していることにある。

e. ソビエトをモデルとしたスポーツシステムからの方向転換

大衆スポーツの箇所でも述べたが、同訓令には、「SED中央委員会の決議」「閣僚評議会の決定」と比較すると、FDJ、FDJ、スポーツ団体に関する事項が少ない一方で、翌年4月に設立されるDTSBの役割が明記され、ソビエトをモデルとしたスポーツシステムからの方向転換が窺える。

f. スポーツ分野における計画経済など同じ様な中長期的な目標設定の導入

「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の名称が示すように、計画経済と同様の中長期的で具体的な目標設定が様々な箇所で見られることが同訓令の特徴である。

g. 訓令の作成時期

上述のように、同文書が決議されたのは1957年2月4日と考えられるが、訓令が作成された時期は訓令の内容から窺うことができる。手懸かりとなる一つは、[IV. 科学と専門家養成]の4.「1956年に設置されたドイツ体育大学の研究所を身体文化・スポーツ分野の研究の中心とする」という内容である。ドイツ体育大学に研究所が設置されたのは1956年9月であるので、この訓令は1956年9月以降に作成されたと考えられる。手懸かりとなるもう一つは、[III. スポーツ競技力の向上]の7.「都市、自治体、県への特別なスポーツ教師、トレーナーの配置。この教師は1956年から配置し、翌年から次第に増加させる」という内容である。この内容からは同訓令が1956年中に作成されたと考えられる。以上のことから、同訓令は1956年9月から12月末までに作成されたと考えられる。

(4) 「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」の位置づけの再検討

ドイツ連邦公文書館所蔵文書DR5/561にある同訓令が、W.ヴォンネベルガーなどのスポーツ史書に記されていたものと同一かどうかの判断はまだできない。作成された日時、

DTSB 以外のどこに転送されたのかなど不明な点もなお存在するからである。

しかし、ドイツ連邦公文書館所蔵文書 DR5/561 は、従来その内容などが不明であった「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」が文書として実際に存在したことを示す史料として重要である。

ドイツ連邦公文書館所蔵文書 DR5/561 を用い検討した結果、同訓令について主に次のことが明らかとなった。第一に、同訓令は、1956年9月以降1956年中に作成された極秘文書であり、DTSBに転送されることが決議されたのは、1957年2月4日と考えられる。その3日後の2月7日、国家身体文化・スポーツ委員会は、「民主的スポーツ促進運動の活動と構造の改善に関する理由と提案」を発表し、DTSB設立に進んでいくが、それは従来のソビエトモデルからの方向転換を企図したものである。第二に、同訓令は、前文と児童・青少年スポーツ、勤労者の大衆スポーツ、スポーツ競技力の向上、科学と専門家育成、投資と建設工事、スポーツ器材・開発、財政という7項目から構成されており、最後の3項目は従来のスポーツ関係規定にはみられないものであった。このような構成は、国家身体文化・スポーツ委員会によって後に決議された1960年代の二つの訓令にもみられる。分量的に同訓令は、他のスポーツ分野のみを取り扱ったスポーツ関係規定と比較すると少ないが、それは同訓令が「閣僚評議会の決定」と余り時を経ずに決議されたためと考えられる。第三に、東ドイツにおいて1956年から始まった第2次経済5ヵ年計画（1956-1960年）に連動した形で出された同訓令の特徴の一つは、計画経済など同じ様な中長期的な目標設定にあり、東ドイツが従来より計画的にスポーツを促進しようとする姿勢が窺える。それはオリンピック種目を意識した競技スポーツの内容に端的にみられる。このような中長期的な目標設定も、国家身体文化・スポーツ委員会によって後に決議された二つの訓令に引き継がれている。第四に、同訓令は、それまでの東ドイツにおけるスポーツの担い手であったFDJ、FDGB、スポーツ団体に役割を余り明記しない一方で、1957年年4月に設立されるDTSBの役割を明記している。このことから、同訓令は、東ドイツにおけるスポーツ組織のソビエトモデルからの方向転換、即ち、東ドイツ独自のスポーツシステムの構築も視野に入れたものであったと考えられる。

それでは、東ドイツは、何故ソビエトスポーツシステムからの方向転換を図ろうとしたのであろうか。このことについては、1950年から本格化したソビエトモデルの導入が東ドイツの実情に合わない、1956年のオリンピックで成果が出なかったことなどが推測されるが、M.エヴァルトはドイツの伝統・経験を考慮し、ソビエトスポーツシステムの模倣は他の社会主義諸国家より少なかったと述べ¹¹⁾、G.A.シュアーはお金の問題もあったと語っている（2011年のインタビュー、於：ベルリン）。

また、何故同訓令は極秘にされたのであろうか。第一は、西ドイツに知られなくなかったためと推測される。東ドイツは、1956年からオリンピックに統一ドイツチームとして参加していたが、統一ドイツチームをつくるために事前に西ドイツと予選を行わねばならなかった。どの種目に力を入れようとしているかなど、この時期には東ドイツより競技力の高かった西ドイツに知られたいはなかったと考えられる。第二は、ソビエトに配慮したためと推測される。1952年ソビエトでスターリン批判が生じていたとはいえ、ソビエトの影響力の強かった時期にソビエトモデルから方向転換を示唆させるものは敢えて公表しなかったと考えられる。

この時期、東ドイツにおいて総合的で中長期的な目標を定めたスポーツ関係規定が出された理由については、計画経済との連動が考えられる。

第2章第2節：註及び引用 はじめに

- 1) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV.* Sportverlag: Berlin, 1967, S.167f.
- 2) Skorning, Lothar. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil III: 1956-1960"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 3 (1996), S. 6.

第1項

- 1) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年、500頁。
- 2) 望田幸男、三宅正樹、概説ドイツ史 [新版]、有斐閣：東京、1995年、263-264頁。

第2項

- 1) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II.* Sportverlag: Berlin, 1983, S. 122.
- 2) Skorning, Lothar. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil III: 1956-1960"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 3 (1996), S. 9.
- 3) Ebenda.
- 4) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 122.
- 5) この提案は、国家身体文化・スポーツ委員会の指導の下、民主的スポーツ促進運動のすべてのレベル及び種目別競技団体の責任ある幹部によって構成される委員会によって作成されたとされる。次を参照。Theorie und Praxis der Körperkultur 5 (1979), S. 377-378.
- 6) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV.* Sportverlag: Berlin, 1967, S. 170-171.
- 7) Theorie und Praxis der Körperkultur 5 (1979), S. 377-378.
- 8) Skorning, Lothar. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil III: 1956-1960"; a.a.O., S. 11.

第3項

- 1) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II.* Sportverlag: Berlin, 1983, S. 113f.
- 2) DR5/561, 1957, S. 2.
- 3) Ebenda, S. 3.
- 4) Ebenda, S. 3-5.
- 5) Ebenda, S. 5-7.
- 6) Ebenda, S. 7-8.
- 7) Ebenda, S. 8-9.
- 8) Ebenda, S. 9-10.
- 9) Ebenda, S. 10.
- 10) 1953年の「スポーツ・ト設置に関する命令」によると、この運営には人民所有企業が携わり、払い込まれた5%を配当金とし、純益を主にスポーツ振興に利用することなどが定められている。
- 11) Ewald, Manfred. *Ich war der Sport. Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger.* Elefant Press: Berlin, 1994, S. 37.

第3節：「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年）－計画的重点的なスポーツ促進の継続とDTSBを中心としたスポーツシステムの構築－

はじめに

本節では、「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」（1956年）に続いて1960年に国家身体文化・スポーツ委員会によって出された総合的なスポーツ関係規定である「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の内容、特徴などを明らかにしたい。

第1項：「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の社会的背景

（1）西ドイツに追いつき追い越すことを意識したSED第5回党大会の決議

1958年7月10日から16日までベルリンでSED第5回党大会が開催された。同大会では、まず、近年中に東ドイツにおいて社会主義的生産諸関係を勝利に導き、資本主義から社会主義への移行過程を終了するという、SED中央委員会から提案された方針について協議がなされた¹⁾。

同大会では、「数年間に、資本主義体制に対する社会主義社会秩序の卓越性を包括的に証明できるように経済を発展させること。そのためには、すべての重要な食料品や消費財の一人当たりの消費において西ドイツを上回ることを達成しなければならない²⁾と、主に西ドイツを意識した経済の課題が定められた。

（2）新経済7ヵ年計画への切り替え

この協議とソビエト及びその他の社会主義諸国の新7ヵ年計画への切り替えに合わせて、人民議会は、「1959年から1965年までの東ドイツ国民経済発展7ヵ年計画に関する法律」を採択した³⁾。

同法は、スポーツ分野では、中央及び地方の国家的機関によって身体文化とスポーツを助成すること、多くの児童、青少年、成人をスポーツ活動に獲得すること、彼らにスポーツ章の諸条件を実現する諸能力を身につけさせること、特にオリンピック種目でさらに成果をあげるための条件をつくることなどを定めている⁴⁾。

H.ヴェーバーは、「1958年5月には東ドイツでもようやく食糧配給券が姿を消した⁵⁾ことや、「東ドイツから西ドイツへの逃亡者数が1958年に減った⁶⁾ことをあげ、この時期、東ドイツの生活水準がかなり改善していたことを述べているが、西ドイツに追いつき、追い越せと進められた経済政策については、「非現実的なもの⁷⁾という否定的な評価を下している。

（3）国際的緊張と東ドイツからの逃亡者の増加

ドイツ問題やベルリン問題においてソビエトは1958年末に積極的となり、強

国の政策を追求するようになった。H.フルシチョフは公然とソビエトの勢力範囲を拡大しようとし、1958年11月には、西ベルリンの最終地位形態を「非軍事化された自由都市」にすることを提案した。国際的緊張はH.フルシチョフが1959年9月にアメリカを訪問したことによって緩和されたようにみえたが、西ドイツは1959年末に、ベルリンにとって最良なのは現状維持であると主張した⁸⁾。

H.フルシチョフがベルリンを脅かしたこと、東ドイツの経済的困難、農業の集団化、ますます強硬になるSEDの政治路線、これらすべてが1950年代末からの全般的危機につながり、東ドイツからの逃亡者の数は増加していった⁹⁾。

第2項：「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」のスポーツ的背景

(1) DTSBの設立総会と政治的色彩の強い原則と目標

先に述べたように、1957年2月7日に国家身体文化・スポーツ委員会によって示された「民主的スポーツ促進運動の活動と構造の改善に関する理由と提案」に基づいて、1957年4月27日、28日にDTSBの設立会議が開催され、28日にDTSBの規約が定められた。

規約は次で構成されている。I原則と目標、II会員、III会員の権利と義務、IV DTSBの組織原理、V DTSBの組織構造、VI DTSBの指導的機関、VII監督委員会、VIII DTSBの財政、IX表彰、X教育的措置と処罰、XI出版、XII DTSBのシンボル、XIII所在と司法交渉代表、XIV DTSBの規約改正。

DTSBの原則と目標は、その規約において、「DTSBは、東ドイツにおけるすべてのトゥルナーとスポーツマンの自発的団体である。DTSBはアマチュアスポーツを基礎とする・・・労働者階級とその政党の指導の下で、労働者－農民－権力の確立と強化を支持する・・・」¹⁾と定められ、またその主要課題は、「すべての住民、特に青少年を身体文化とスポーツに獲得し、健康で楽天的な人々の全般的な陶冶と教育を助成し、それによって、社会主義的な社会秩序の実現に協力すること」²⁾と定められた。つまり、DTSBは大衆団体として設立されたが、FDGBやFDJなどと同様当初からSEDと国家に奉仕する政治的色彩の強い団体であり、西ドイツのDTSBと対照的なものであった。

また、DTSB幹部会によって招集されるDTSB総会がDTSBの最高機関と定められた³⁾。

DTSBの設立によって、DTSB幹部会が、ドイツスポーツ委員会及び国家身体文化・スポーツ委員会が以前果たしてきた役割の多くを引き継ぐことになった。国家身体文化・スポーツ委員会は役割を改め、中央の国家的機関として、身体文化とスポーツの国家的事柄、特にこの分野の発展に関する計画と調整に専念することとなり、以前存在していた県及び郡スポーツ委員会は解散し、これらの課題は、DTSB幹部会や県及び郡評議会に新しくつくられたスポーツ課(Sportreferat)に移された⁴⁾。

(2) 学校教育制度改革の影響と課外スポーツの改善

1956年以來東ドイツでは教育における社会主義化に関しても多くの論議がなされてきたが、この論議に終止符を打ち、社会主義教育の方向性を確立したのが上述の第5回 SED 党大会の決議であった。この決議を受け、従来の討議・実践を総括して、社会主義的な学校建設の方向と内容を明確に規定したのが1959年12月2日に施行された「東ドイツ学校制度の社会主義的発展に関する法律」であった⁵⁾。同学校改革の骨子は、社会主義学校である10年制の一般教育総合技術上級学校を導入することにあった。「技術革命」の進展を確実に学校に取り組むためには、教材の70%が自然科学、数学、技術そして経済問題にあてられた。さらにイデオロギー教育も強化された。

これらによって学校体育の内容も大きく変化した。教科体育では、生産労働との結合が重視され、また、教科体育の名称は当時の国内外の政治、経済的緊張の高まりを反映して、教科名がそれまでの身体教育「Körpererziehung」からトゥルネン「Turnen」に変更され、愛国教育が強調された⁶⁾。新しい時間割では、3-6のクラスでは3時間、それ以上のクラスでは2時間のトゥルネンが予定された⁷⁾。また、新しい指導要領は、原則的に、一面的な能力を発展させることを要求するのではなく、身体的基本的特質の形成を強めることを要求していた。しかし、これらのことは指導要領の実践的部分や卒業試験で十分には考慮されなかったため、これらの要求はしばらく実現されなかった⁸⁾。

1957年12月17日に国家身体文化・スポーツ委員会は、児童・青少年スポーツの改善に関する決定を発し、児童・青少年スポーツに関して、義務的ではないもの、つまり自由意志のものについても幾つかのことを定めた。そこでは、まず、児童・青少年スポーツの自由意志スポーツの責任は教育省とDTSBにあると規定された⁹⁾。次に、ピオニール組織「エルンスト・テールマン」に対しては、学校スポーツ共同体とDTSBの児童部門の援助が定められ、そのためにピオニール組織の若いメンバーは、学校スポーツ共同体もしくはDTSBの児童部門のメンバーになることが推奨された¹⁰⁾。また、自由意志スポーツについては、特に体操・トゥルネン、陸上、水泳を助成することが定められた¹¹⁾。

(3) W.ウルブリヒトの大衆スポーツに関する声明

東ドイツにおいて1958年以後一般国民スポーツ（allgemeiner Volkssport）の名称で呼ばれた大衆スポーツの遅れは、1955年11月のカール・マルクス・シュタットのスポーツ会議で指摘されたように、従来の東ドイツスポーツの問題点の一つであった¹²⁾。

1956年2月の「閣僚評議会の決定」に基づいて、同年11月22日に旅行・ヴァンデルン委員会が設置されたものの¹³⁾、大衆スポーツへの対処は早急になされなかったように思われる。

大衆スポーツ改善の制度的改革の一つが先のDTSBの設立であったが、1959年になると東ドイツにおいて大衆スポーツ改善への動きがみえ始める。まず、同年3月26日には「青少年・スポーツマン週間に関する決定」が出され、毎年6月の第

4週を「青少年・スポーツ週間」とし、文化的、スポーツ的行事などを広く実施することが定められた¹⁴⁾。

次いで、同年6月3日に、ベルリンのヤーン・スタジアムで開催されていたオリンピック集会において、SED 第一書記 W.ウルブリヒトが大衆スポーツに関する歴史的な声明を行った。彼は、次代の大衆スポーツの課題を「誰もが、何処かで、週に一度はスポーツを！」というスローガンによってあらかし、広く大衆にスポーツの実施を呼びかけたのである¹⁵⁾。

この時期、以下の表2-4に示すように、DTSBの会員やスポーツ章の獲得者数は次第に増加していたが、大衆スポーツは、本質的にはその発展の初期の段階に留まっていたとされる¹⁶⁾。

表2-4 DTSBの会員数とスポーツ章の獲得者数等

年	会員数(人)	スポーツ章の獲得者数(人)
1956	1163,463	123,638
1957	1168,594	365,040
1958	1295,305	488,898
1959	1392,128	460,804
1960	1439,097	449,934

(出典：Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969, S. 140より作成)

(4) 競技スポーツの重点的促進と競技スポーツ促進の理由

1957年のDTSBの設立は競技スポーツ領域にも大きな影響を及ぼし、特に、DTSBの設立とともに新しくつくられたスポーツ諸連盟によって、組織的に競技スポーツが促進されたので、スポーツの記録は向上したとされている¹⁷⁾。

このDTSBは翌1958年の第3回幹部会(3月4日-5日)において「東ドイツにおけるスポーツ競技力の急速な向上方策に関するDTSB幹部会の決定」を行った。同決定では、その時点における西ドイツとのスポーツ競技力の比較が行われるとともに、1960年までに特に促進するオリンピック種目が設定された¹⁸⁾。

*同決定によって重点的に促進されることになった競技種目は以下の通りである。
ボクシング、アイスホッケー、近代5種競技、サッカー、重量挙げ、ホッケー、カヌー、陸上、ボート、レスリング、自転車、水泳、ヨット、スキー、トウルネン、水球、水泳飛込

また、同決定では、スポーツクラブに関しても、どのクラブが、どのスポーツ種目を主に行うかなどについても幾つかの指示が出された¹⁹⁾。

このような方策にもかかわらず、1960年までの時期において、東ドイツの競技スポーツの発展には、その種目や種類によって相違がみられた。自転車のロードレース、スキーのジャンプ、陸上の男子中長距離、女子スプリント、男子ハンドボー

ル、女子水泳飛込では世界の最高レベルの記録を目指すことはできたが、サッカーなどではそのような成果をまだ目指すことはできなかつたのである²⁰⁾。

このような競技スポーツ促進の理由について、M.エヴァルトは、1950年代すでに競技力が高かった西ドイツに対し東ドイツの競技力が低かったこと、国際大会参加に際して西側から妨害があったことなどから成果が必要であったと述べている²¹⁾。この西側からの妨害については、ドイツ再統一後も多くの東ドイツスポーツ関係者が語っている。1950年代から1960年代に選手であったG.A.シュアアは、社会主義の拡大を恐れ、東ドイツのスポーツによる出現も挫折させようとしていた西ドイツに対して、競技においてより優れたドイツ人を証明するしかなかつと述べている²²⁾。スポーツは東西ドイツにとって争いの場であった。

(5) スポーツ科学の組織整備と諸外国とのスポーツ科学交流

「閣僚評議会の決定」において、スポーツに関係する研究活動改善のために設置が定められたドイツ体育大学の研究所は、1956年9月1日に開設し²³⁾、スポーツ医学に関しても、1956年には医科学協会が、1958年にはドイツスポーツ医学協会が設立されるなど²⁴⁾、この決定以後、東ドイツにおいてスポーツ科学領域の組織的整備が継続された。この他、この時期東ドイツのスポーツ科学領域で重要と思われるのは、ソビエト以外の社会主義国家、例えば中国とのスポーツ科学交流が始まったことである。1957年にはドイツ体育大学のスポーツ派遣団が中国に滞在し、特に北京体育学院の経験を研究し²⁵⁾、翌1958年には中国のスポーツ派遣団が東ドイツに滞在し、交流を深めた²⁶⁾。この時期以後東ドイツはソビエト以外の社会主義国家ともスポーツ科学交流を活発に行うようになっていった。

(6) ドイツ体育大学におけるトレーナーの育成と運動指導者等の増加

再統一後のドイツにおいてもトレーナーとして働いた旧東ドイツのトレーナーは非常に少なく、上級では、格闘技を専門とするU.ヴィレのみであった。U.ヴィレは1960年から1964年までドイツ体育大学で学び、トレーナーの資格を獲得した。インタビューにおいてU.ヴィレが語ったことの中で特に興味深かったのは、ドイツ体育大学では単一種目ではなく、多種目を教えられるようにトレーナーを育成していたことや、卒業者は数年毎に東ドイツ国内の地区を移っていったということであった(2011年、於：ベルリン)。U.ヴィレが在籍当時、自転車の名選手G.A.シュアアもまた競技を続けながら1958年からドイツ体育大学に在籍していた。

一方、表2-5から明らかなように、この時期、東ドイツにおいて運動指導者、審判・レフェリーの数は増加していった。

表2-5 1956年-1960年に育成された運動指導者、審判・レフェリーの数

年	運動指導者の数(人)	審判・レフェリーの数(人)
1956	27,720	28,860
1957	21,031	25,486

1958	37,212	29,054
1959	37,767	30,528
1960	42,030	32,195

(出典：Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969, S. 140 より作成)

さらに、指導的な専門家を育成するために、1959年バート・ブランケンブルクにDTSBの中央学校が設立された²⁷⁾。

第3項：「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」について

本項では、「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の内容、特徴などを明らかにしたい。

(1) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の位置づけ

「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」は、1960年2月1日、閣僚評議会に属する国家身体文化・スポーツ委員会によって決議された。

1956年2月の「閣僚評議会の決定」以後、国家身体文化・スポーツ委員会は、「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」を決議した。「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」は、それに続くものである。

同訓令は、東ドイツのスポーツ史において、「7ヵ年計画に関する法律は、身体文化・スポーツ分野では、『1965年までの社会主義的身体文化発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令』として具体化された。同訓令は、社会主義教育、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツ、科学と研究、専門家の育成及び継続教育、スポーツ医学、投資活動とスポーツ施設の建設、スポーツ器材、財政という10項目で社会主義的身体文化のさらなる建設の基本方針を詳細にあらわした¹⁾と位置づけられている。

(2) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の構成と内容

1) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の構成

同訓令の構成は以下の通りである。

前文

I. 社会主義教育

II. 児童・青少年スポーツ

就学前の身体教育

トゥルネン・スポーツ授業

課外スポーツ

総合大学、単科大学及び専門学校におけるスポーツ

Ⅲ. 大衆スポーツ

Ⅳ. 競技スポーツ

Ⅴ. 科学と研究

Ⅵ. 専門家の育成と継続教育

Ⅶ. スポーツ医学の促進

Ⅷ. 投資活動とスポーツ施設建設に関する諸方策

Ⅸ. スポーツ器材

Ⅹ. 財政

従来のスポーツ関係規定の構成上の項目ではみられない「社会主義教育」「スポーツ医学」を項目の一つとしてあげていることや、「科学と研究」「専門家の育成と継続教育」を独立した項目としていることが、同訓令の構成上の特徴である。

2) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の内容

以下では同訓令の内容を具体的に明らかにしたい。

前文では、まず、同訓令が第5回 SED 党大会の決議と7ヵ年計画に関する法律に基づいたものであることが述べられている。

そして、身体文化とスポーツは、文化的、社会的生活に属すもの、同時に社会主義的革命の重要な構成要素と規定され、トゥルネンやスポーツ活動を次第にすべての青少年と多くの住民の生活欲求とすることなどがその目標として定められた²⁾。

I. 社会主義教育

社会主義教育に関しては主に以下のことが定められた。

スポーツマンに対する社会主義教育は、社会主義的身体文化の重要な要素である。第5回党大会において W.ウルブリヒトが社会主義教育の問題に示した以下の基本的指標が重要である。

「人格の全般的発達。

団結と集団行為のための教育。

労働を愛することに関する教育。

戦士らしい活動のための教育。

高度で、理論的で、音楽的な一般教養の伝達。

すべての精神的、身体的能力の拡大。つまり、国民と国家の幸福のための社会主義的意識の形成」

この社会主義教育の基本的指標に即して、すべての身体文化・スポーツ分野に携わる機関や団体は、その与えられた教育的課題を解決すべきである。

身体文化・スポーツに携わるすべての社会的機関と国家的機関の重要な課題には、すべての人々に身体文化の重要性と目的について根気強く説き、人々に健康に対するスポーツの有効性を次第に納得させることもある³⁾。

II. 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツ全般に関しては主に以下のことが定められた。

すべての児童・青少年の毎日の身体的活動を保障するという目的に即して、義務的なスポーツと課外のスポーツを統一したものとしなければならない。その課題実現の主要な責任は教育省にある。FDJ、ピオニール組織、DTSB、スポーツ・技術協会は密接に協力し、教育諸機関を多様な形で援助しなければならない⁴⁾。

就学前の身体教育

就学前の身体教育については主に以下のことが定められた。

児童は、既に就学前の年齢段階から規則的で体系的な身体運動に慣れるべきである。

児童体操の指導を診察所によって改善すべきである。児童の毎日の身体的訓練のために、遊戯トゥルネンやその他の運動を以前より多く利用すべきである。幼児女性保育士及び教育者の養成、継続教育を改善すべきである。

幼稚園におけるトゥルネン及び遊戯器材の設置を改善すべきである⁵⁾。

トゥルネン・スポーツ授業

トゥルネン・スポーツ授業については主に以下のことが定められた。

一般教育学校及び職業学校のトゥルネン・スポーツの授業では、すべての児童と青少年の身体的能力の多面的発達に基礎を置かねばならない。

「労働と祖国防衛の準備」のプログラムに基づいて授業を実施し、新しい指導要領を断固として守るべきである。

1964年以後、10年制一般教育総合技術学校を卒業したすべての健康な青少年が泳げることを保障すべきである。

すべての学校で毎日補償体操を実施すべきである⁶⁾。

課外スポーツ

a) 学校スポーツ共同体の課題

学校スポーツ共同体の課題については主に以下のことが定められた。

1961年までにすべての学校に学校スポーツ共同体をつくるべきである。

児童スポーツをスポーツ章の獲得を中心に行うべきである。

スポーツの技術的、組織的課題を解決することに多くの父兄、及び、スポーツに才能のある優秀な生徒を参加させるべきである。

児童・青少年の参加することのできるスポーツ競技会の数をさらに増やすべきである。

1965年までに、多くの郡や大都市の市区に「午後の児童・青少年スポーツ学校」

を設けるべきである。

DTSBの基本単位組織、ピオニール組織、FDJによって、学校スポーツ共同体と児童・青少年スポーツ学校を援助すべきである。

児童のスポーツ種目別のトレーニングに関しては、運動指導者や教師がスポーツ団体のトレーナーの優れた経験を素早く伝達すべきである。

1961年を初めとし、2年毎に東ドイツスパルタキアードを実施すべきである⁷⁾。

b) DTSBの基本単位組織における児童部

DTSBの基本単位組織における児童部に関しては主に以下のことが定められた。

DTSBの基本単位組織における児童部の数を増やすべきである。1965年までに50万人の児童をその児童部に獲得すべきである。その際、学校スポーツ共同体とDTSBの児童部の二重会員となることは避けるべきである⁸⁾。

総合大学、単科大学及び専門学校におけるスポーツ

総合大学、単科大学及び専門学校におけるスポーツに関しては主に以下のことが定められた。

総合大学、単科大学及び専門学校において学生の身体的鍛錬の水準を著しく改善すべきである。

義務的なスポーツ授業と自由意志スポーツに関する優れた組織と内容を形成することによって、1963年以後大学、専門学校を終了した学生にはすべてスポーツ章を獲得させなければならない。

義務的なスポーツ授業の改善とともに、特に重要であるのは、大学・専門学校スポーツ共同体の抜本的改善である⁹⁾。

Ⅲ. 大衆スポーツ

大衆スポーツに関しては、企業、地方、居住地区において、多くの児童、青少年、成人をスポーツに積極的に獲得し、1965年までに住民の35%を規則的なスポーツ活動に参加できるようにするという目標が定められた¹⁰⁾。

この課題を実現する際、中心的な役割を果たすことがDTSBに指示され、個々の具体的な方策として主に以下のことが定められた。

1. 居住地区において活発なスポーツ的生活を展開すべきである。
2. 1965年までに、人口500人以上のすべての自治体にDTSBの住民基本単位組織をつくり、その他のすべての地区にはスポーツ専門委員会をつくるべきである。
3. 大規模な農業生活組合におけるスポーツ活動を特に促進すべきである。
4. DTSB郡指導部のスポーツ教師の数を1965年までに750人増やすべきである。
5. DTSBは、その各種スポーツ連盟、FDJ、スポーツ・技術協会と協力し、多くの、興味深く、多様なスポーツ競技や競技会などを住民のために組織すべきである。
6. すべての企業において、職場スポーツ共同体は、企業内労組指導部と協力し、

毎年企業スポーツ計画を作成すべきである。

7. DTSB は企業において補償体操を次第に多く導入すべきである。
8. FDGB の休暇センターにおける休暇者のスポーツ活動を著しく改善すべきである。
9. 旅行・ヴァンデルン委員会は、1965 年までに適した場所にスポーツによる休暇を実施するための諸条件をつくるべきである。
10. 各郡評議会は、各々の郡に文化公園、スポーツ公園をつくり、そこにスポーツ教師を配置し、スポーツ用具と器材の貸出所をつくるべきである。
11. 公的なレクリエーションセンターを従来より沢山つくり、解放すべきである。
12. 市及び地方自治体評議会は、すべての地域及び企業の水泳施設に水泳を習得するためのコースを設けるべきである¹¹⁾。

IV. 競技スポーツ

競技スポーツに関しては、陸上、水泳、トウルネン、ボート、ボクシング、重量挙げ、レスリング、スキー及びその他の種目で東ドイツのスポーツが世界の頂点に進出し、獲得した地位を強化するという目標が立てられ、夏季及び冬季オリンピック、世界選手権で優れた成績を収めることなども目標として定められた¹²⁾。

特にサッカー、陸上、水泳、トウルネン、自転車、ボクシング、スキー、アイスホッケーに関しては以下のような具体的な課題が示された。

サッカー：多くのクラブの競技水準を著しく改善しなければならない。その能力がヨーロッパ諸国の最高水準に等しい国家代表チームをつくらなければならない。さらに後継者を育成し、サッカー選手の養成を多面的に著しく改善し、技術水準をさらに引き上げることが重要である。

陸上競技：すべての陸上競技の種目で、その年の世界 10 傑に入るような成績を目指すべきである。特に短距離及びハードル走、砲丸投げ、ハンマー投げ、三段跳び、ハイジャンプ、女子中距離走の現在の遅れを取り戻さなければならない。

水泳：現在の成績から、個々の種目で幾人かの選手が世界水準に到達することに水泳の重要な課題がある。クロール種目の現在の遅れを取り戻さねばならない。

トウルネン：男子、女子トウルネンの目標は、総合競技と種目別競技のすべての重要な試合と世界 10 傑の資格を得るために、世界の頂点に進出することにある。

自転車競技：若いタレントを養成すべきであり、また、オリンピック及び世界選手権の種目に限定しなければならない。大きな世界大会や選手権大会の重要な競技に参加できるような成績を目指すべきである。

ボクシング：ボクシングでは世界水準の試合を行うべきである。重量クラスの現在の若干の遅れを取り戻すべきである。ヨーロッパ最高チームに匹敵するような水準の国家代表チームをつくるべきである。

スキー：スキージャンプでは、後継者の育成が特に重要である。近年中に、若

干の若い後継者が現在の我々のスキージャンパーの能力に到達し、それを上回るべきである。長距離スキーでは、我々の選手をソビエトやスカンジナビアの優れたスポーツマンの水準まで引き上げるべきである。

アイスホッケー：人工スケートリンクのある都市に、優れたクラブをつくるべきである。我々の優れたチームをヨーロッパの強いアイスホッケークラブの水準にまで引き上げるべきである。これらのクラブチームの優れた選手の中から外国の強いアイスホッケー代表チームの水準に匹敵する強い国家代表チームをつくるべきである¹³⁾。

また、解決すべき基本問題として主に以下のことが定められた。

1. すべての種目別競技連盟は、その準備活動を体系的に行うべきである。特に重要であることは、若いタレントを包括的に探し、彼らを計画的に助成することである。
2. DTSB の諸機関・団体によって、トレーニング制度をさらに発展させるべきである。
3. すべてのスポーツマンに対して、試合における意志の質、高い競技モラル、強固な勝利意志を教えることに大きな注意を払うべきである。
4. スポーツクラブ、職場スポーツ共同体、スポーツ共同体では、スポーツ章「労働と祖国防衛の準備」に基づいて、スポーツ等級制度の基準に即したスポーツ的訓練を実施しなければならない。
5. ポツダム、ノイブランデンブルク、フランクフルトの各県にスポーツ学校を開設すべきである。
6. 1960年、1964年の夏季及び冬季オリンピックに参加する選手の計画的な準備を確実に進めるべきである。
7. スポーツクラブで働く非常勤のスポーツ医師の数を増やすべきである¹⁴⁾。

V. 科学と研究

科学と研究に関しては主に以下のことが定められた。

学術的研究を改善すべきである。

研究チームに自然科学者を多く組み入れるべきである。

経験豊かな実践者（トゥルネン・スポーツ教師、運動指導者、トレーナー、スポーツマン）を獲得することによって、研究チームを拡大しなければならない。これらの研究の実現に関する主要な責任はドイツ体育大学にある。ドイツ体育大学の研究所を強化、拡大すべきである¹⁵⁾。

また、社会科学的基础、自然科学的基础、青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツは、この分野において優先して検討すべき問題として定められ、各々の基本方針が定められた¹⁶⁾。

VI. 専門家の育成と継続教育

スポーツ活動に従事する専門家の質と量は、東ドイツにおける社会主義的身体文

化の建設に重要なものとして規定され¹⁷⁾、その育成及び継続教育の改善に際して、主に以下のことが定められた。

1. 大学と専門学校のカリキュラムや教育プログラムを実際の条件に合わせて新しく作成しなければならない。自然科学的基礎を拡大しなければならない。
2. ドイツ体育大学などの教員養成機関に、卒業生や教師のための継続教育のコースを設け、定期的実施すべきである。
3. 1961年までにスポーツクラブに指導本部を設置すべきである。
4. 下級生担当の教員、ピオニールの指導者、幼稚園の女性教諭の養成及び継続教育を根本的に改善すべきである。

1965年までに、

4600人の学校及び大学スポーツのためのスポーツ教師

750人の大衆スポーツのためのスポーツ教師

250人の競技スポーツのためのトレーナー

110000人の勤労者スポーツのためのスポーツ組織者と運動指導者

50000人の学校スポーツ共同体のためのスポーツ組織者と運動指導者

50000人の企業の補償体操のためのスポーツ組織者と運動指導者

を養成すべきである。

我々のスポーツの発展にとって、最も重要なことの一つは、DTSBによって資格を付与される運動指導者、スポーツ組織者、幹部の養成である。

以下の方策は緊急を要する。

1. 1960年から、35の都市で、DTSBによる県スポーツ学校を開始すべきである。
2. DTSBによって、多くの通学制の地域運動指導者のコースを実施すべきである¹⁸⁾。

VII. スポーツ医学の促進

同項ではまず予防、リハビリ、機能促進などすべてのスポーツ医学の領域において、年々スポーツ医学の重要性が増していることが指摘されている¹⁹⁾。

そして保健省を中心として実施すべき方策として主に以下のことが定められた。

1. 1960年中にライプツィヒにスポーツ医科学センターを建設する。
2. 1960年中にカール・マルクス大学にスポーツ医学講座を開設する。
3. 1960年中にスポーツ医師の特別専門養成課程を開設する。
4. 医学計画及び調整評議会にスポーツ医学専門グループをつくる。
5. 1960年中にスポーツ医学関係の雑誌を発刊する。
6. 1961年までにスポーツ医学中央診察所を建設する²⁰⁾。

VIII. 投資活動とスポーツ施設建設に関する諸方策

投資活動

投資活動に関しては主に以下のことが定められた。

スポーツ場及び運動場を、住民の援助で特に居住地区に設置する。

1965年までに以下の重要なスポーツ施設を建設すべきである。

- 2－50mの屋内プール
- 9－25mの屋内プールと50mの屋外プールを両方備えたプール
- 4－人工スケートリンク
- 2－スピードスケート用リンクを備えた遊戯用リンク
- 5－スポーツ及び会議ホール
- 1－95mの大ジャンプ台
- 1－青少年・ボートセンター

100－体育館

投資の財源として、政府、県、郡、自治会評議会は、9600万マルクを、国家身体文化・スポーツ委員会は、人民所有企業スポーツ・トトの純利益から1億1440万マルクを準備する²¹⁾。

スポーツ施設の建設

スポーツ施設の建設に関しては、建設の新しい知識を導入することによって、コストを下げ、建設時間を短縮することなどが定められた²²⁾。個別的な方策としては主に以下のことが定められた。

- a 長期的な建設計画を作成し、市や村の新しい開発や中心地の再開発に際しては、スポーツ施設に必要な土地を交通の便利な場所に確保する。
- b 大規模なスポーツ施設建設の計画と準備のために、計画にかかわる企業を専門化する。
- c 県の体育館を建設する際、建設の関心を建設場所と建設時間に出来るだけ向ける。
- d スポーツ施設の建設に関する新しい手引き書を作成する。
- e 既存のスポーツ施設や設備の整備や管理を改善する²³⁾。

IX. スポーツ器材

スポーツ器材に関しては主に以下のことが定められた。

スポーツ用具及び器材の輸入を大幅に制限できるように、質の高い、内容のあるスポーツ器材、用具、スポーツウェアを生産し、住民のスポーツ活動を改善すべきである。

研究と開発を援助するために、国家身体文化・スポーツ委員会は、300万マルクの基金をつくる²⁴⁾。

X. 財政

財政に関しては主に以下のことが定められた。

1965年までに、身体文化・スポーツの促進のために、6億2200万マルク（投資活動を除く）を出資する。少なくとも、1億7400万マルクはスポーツ諸団体から調達すべきである。

人民所有企業スポーツ・トトはスポーツの財源として重要である。スポーツ・トトの年収入を2億万マルクまで増やすために、必要なすべての方策を講じるべきで

ある²⁵⁾。

(3) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の特徴

SED 第5回党大会と7ヵ年経済計画に基づいて、1960年に国家身体文化・スポーツ委員会によって決議された同訓令は、1965年までのスポーツ分野における中長期的な方針を定め、従来のスポーツ関係規定の構成ではみられない「社会主義教育」「スポーツ医学」という項目が設けられ、スポーツ科学や専門家の育成については独立した項目が設けられた。

以下では同訓令の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツの主な特徴は、次にある。第一は、その教科名が「トゥルネン」から「トゥルネン・スポーツ」に変更された教科体育において、補償体操及び水泳が従来以上に重視されていることである。第二は、学校スポーツ共同体に関して、1961年までにすべての学校に学校スポーツ共同体をつくるなど、従来と異なる方針が示されていることである。「閣僚評議会の決定」において学校スポーツ共同体の設置は定められていたが、すぐの設置は難しかったことが窺える。東ドイツ出身のトレーナーとして上級では唯一再統一後のドイツにおいても長くトレーナーを務めたU.ヴィレは、東ドイツにおける学校スポーツ共同体の設立は、「閣僚評議会の決定」で定められたが、すぐの実行は困難であったと語っている（2011年のインタビュー、於：ベルリン）。第三は、課外スポーツの中でDTSB基本単位組織の児童部について初めて小項目が設けられ、その児童部の設立や学校スポーツ共同体の関係などについて明記されたことである。第四は、総合大学、単科大学、専門学校におけるスポーツに関して初めて小項目が設けられ、義務的なスポーツの促進とともに、自由意志スポーツの促進が明記されたことである。第五は、従来と異なり、DTSBに対しても児童・青少年スポーツの援助が明記されたことである。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツに関しては、1965年までに住民の35%を規則的なスポーツ活動に参加させるという長期的な目標が定められ、その実現を大衆団体であるDTSBに委ねていることが特徴的である。従来、特に大衆スポーツについては、FDJとFDGBがその担い手とされたが、この国家的訓令の同規定によって、1957年に設立されたDTSBを大衆スポーツの中心的な担い手とすることが確認され、1965年までに人口500人以上のすべての自治体にDTSBの基本単位組織をつくる、DTSB郡指導部の教師数を750人増やすなどの具体的な方策が指示された。

3) 競技スポーツ

競技スポーツに関しては、オリンピックや世界選手権において優れた成績を収めることがその目標としてはっきりと明記されたことが特徴的である。競技スポーツにおいて重点的に促進するスポーツ種目が設定され、サッカー、陸上、水泳、トゥルネン、自転車、ボクシング、スキー、アイスホッケーの6種目については、「その年の世界10傑に入るような成績を目指す」（陸上）といった具体的な課題が定

められている。他の規定からも、オリンピック種目重視、国家代表チームの強化という方針が窺えるとともに、種目別スポーツ連盟の課題として、若いタレントを包括的に探し、計画的に助成すると定められていることが特徴的である。

その他、トレーニング制度を発展させることなど、競技スポーツに関しても、D TSB に役割が付与されていることが従来と異なる点である。

4) その他

a. 科学と研究

科学と研究に関しては、「SED 中央委員会の決議」以来独立した項目がたてられるとともに、従来のスポーツ関係規定より、研究チームに自然科学者、経験豊富な実践者を組み入れることが重視されている。

b. スポーツ医学組織の急速な整備

後年世界の注目を集めたスポーツ医学に関しても初めて項目がたてられ、多くの方策が示されている。特に、1960 年中にライプツィヒにスポーツ医科学センターを建設すること、というようにその組織の整備が急務事項として定められている。

c. 専門家の育成と継続教育

専門家の育成と継続教育に関しても「SED 中央委員会の決議」以来独立した項目がたてられ、その質と量が社会主義的身体文化の重要なものと規定された。特に DTSB によって資格を付与される運動指導者、スポーツ組織者、幹部の養成はその最重要事項と規定された。また、1965 年までにトレーナーを 250 人育成するといった専門家育成の中長期的具体的な課題が定められていることも特徴である。

d. スポーツ施設

スポーツ施設などについては、1965 年までに建設する重要スポーツ施設やその出資額を具体的に明記していることが特徴である。後に東ドイツに多くのメダルをもたらした水泳やスケートに関する施設を数多く建設しようとしていることが注目される。

e. スポーツ器材

スポーツ器材については、輸入の割合を減らす、即ち、自国での開発・生産が目指され、そのための基金の設立が明記されていることが特徴である。

f. 財政

財政に関しては、長期的な出資額とともに、スポーツ諸団体からの調達方法などが具体的に明記されていることが特徴である。

g. 中長期的で具体的な目標設定

同訓令では、すべての領域で「1956 年から 1960 年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」以上に中長期的で具体的な目標を定めていることが特徴と言えよう。

h. 社会主義教育の重視

その他、同訓令の中で重要と思われるのは、スポーツマンに対する社会主義教育について一項目たてられ、重視されていることである。「閣僚評議会の決定」では、スポーツマンに対する愛国教育や秩序・規律教育が重視されていたが、同訓令では社会主義教育が社会主義的身体文化建設の重要な要素として規定され、人格の全般

的発達、団結や集団行為、労働愛、戦士らしい活動などに関する教育が重視されている。

(4) 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」の位置づけの再検討

同訓令は、西ドイツを経済分野で追い越そうとした7ヵ年計画をスポーツ分野で具体化したものと位置づけられていたが、上述のような特徴があり、特に、「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」と比較すると「社会主義教育」「スポーツ医学」について項目がたてられ、重視されていること、すべての領域で「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」以上に中長期的で具体的な目標を定めていること、従来以上にオリンピックでの成果が意識されていること、DTSBを中心としたスポーツシステムを構築しようとしていることなどに注意を払う必要がある。

これらは、この当時の国内外の政治、経済的緊張の高まり、西ドイツに追いつき追い越せと進められたSEDの政策、東ドイツからの逃亡者の増加、教育制度の改革、DTSBの設立、統一ドイツチームとしてのオリンピック参加と競技スポーツの成果の必要性、スポーツにおける科学研究（スポーツ医学を含む）及び専門家の重視などが背景にあったように思われる。

第2章第3節：註及び引用

第1項

- 1) Badstübner, Rolf (Hg.). *Geschichte der Deutschen Demokratischen Republik*. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften: Berlin, 1981, S. 199.
- 2) Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hg.). *Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. VIII*. Dietz Verlag: Berlin, 1959, S. 259.
- 3) 7ヵ年計画は、ソビエトの1959年から1965年までの7ヵ年計画に連動したものであった。東ドイツの工業力がコメコン内であてにされるということは、コメコン諸国に東ドイツが組み入れられ、仕事を分担されることを意味していた。このことは長期的には東ドイツの経済を困難なものとした。
- 4) H.-G. Heyens. *Sportrecht. Eine Zusammenstellung der wichtigsten Beschlüsse und gesetzlichen Materialien*. VEB Deutscher Zentralverlag: Berlin, 1962, S. 23-26.
- 5) Weber, Hermann. *Die DDR 1945-1986*. R. Oldenbourg Verlag: München, 1988, S. 46.
- 6) Ebenda.
- 7) Ebenda, S. 47.
- 8) Ebenda, S. 50.
- 9) Ebenda, S. 51.

第2項

- 1) Kalähne, Kurt (Hg.). *Verzeichnis der wichtigsten gültigen Bestimmungen und Beschlüsse für die Tätigkeit auf dem Gebiete der Körperkultur und des Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik*. Staatliches Komitee für Körperkultur und Sport beim Ministerrat der Deutschen Demokratischen Republik: Leipzig, 1961, S. 57-58.
- 2) Ebenda, S. 58.
- 3) Ebenda, S. 61.
- 4) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*. Sportverlag: Berlin, 1983, S. 113.
- 5) 梅根悟監修、ドイツ教育史Ⅱ、講談社：東京、1977年、189-191頁。
- 6) 船井廣則、東ドイツの新憲法とスポーツ、岸野雄三編著、体育史講義、大修館書店：東京、1984年、192頁。
- 7) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 116.
- 8) Ebenda.
- 9) Kalähne, Kurt (Hg.). *Verzeichnis der wichtigsten gültigen Bestimmungen und Beschlüsse für die Tätigkeit auf dem Gebiete der Körperkultur und des Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik*, a.a.O., S. 101-102.
- 10) Ebenda, S. 102.
- 11) Ebenda.
- 12) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 121.
- 13) Skorning, Lothar. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil III: 1956-1960"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 3 (1996), S. 10.
- 14) Heyens, H.-G. *Sportrecht. Eine Zusammenstellung der wichtigsten Beschlüsse und gesetzlichen Materialien*. Deutscher Verlag: Berlin, 1962, S. 294-298.
- 15) Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969, S. 30.
- 16) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 121.
- 17) Ebenda, S. 122.
- 18) Kalähne, Kurt (Hg.). *Verzeichnis der wichtigsten gültigen Bestimmungen und Beschlüsse für die Tätigkeit auf dem Gebiete der Körperkultur und des Sportes in der Deutschen Demokratischen Republik*, a.a.O., S. 45-48.
- 19) Ebenda, S. 48.
- 20) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 122.
- 21) Ewald, Manfred. *Ich war der Sport. Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger*. Elefant Press: Berlin, 1994, S. 41.
- 22) 次を参照。Schur, Gustav-Adolf. *TÄVE. Die Autobiographie: Gustav-*

Adolf Schur erzählt sein Leben. Das Neue Berlin: Berlin, 2001.

- 23) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 128.
- 24) Ebenda.
- 25) Skorning, Lothar. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil III: 1956-1960", a.a.O. S. 14.
- 26) Ebenda, S. 18.
- 27) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 129.

第3項

- 1) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV.* Sportverlag: Berlin, 1967, S. 178.
- 2) H.-G. Heyens. *Sportrecht. Eine Zusammenstellung der wichtigsten Beschlüsse und gesetzlichen Materialien.* VEB Deutscher Zentralverlag: Berlin, 1962, S. 27-30.
- 3) Ebenda, S. 30-32.
- 4) Ebenda, S. 32-33.
- 5) Ebenda, S. 33.
- 6) Ebenda, S. 33-34.
- 7) Ebenda, S. 35-36.
- 8) Ebenda, S. 36.
- 9) Ebenda, S. 37.
- 10) Ebenda, S. 38.
- 11) Ebenda, S. 38-41.
- 12) Ebenda, S. 41.
- 13) Ebenda, S. 41-43.
- 14) Ebenda, S. 43-45.
- 15) Ebenda, S. 45-46.
- 16) Ebenda, S. 46-48.
- 17) Ebenda, S. 48.
- 18) Ebenda, S. 48-50.
- 19) Ebenda, S. 50.
- 20) Ebenda, S. 50-51.
- 21) Ebenda, S. 51-53.
- 22) Ebenda, S. 53.
- 23) Ebenda, S. 53-54.
- 24) Ebenda, S. 54-55.
- 25) Ebenda, S. 55.

第4節：「第2次青少年法」（1964年）－青少年の社会主義教育に役立つ方策や行事の国家的な優遇とDTSBの権限強化－と「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（1965年）－スポーツ促進にかかわる国家的機関と大衆団体の調整－

はじめに

本節では、ベルリンの壁の建設後に出された「第2次青少年法」と「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の内容、特徴などを明らかにしたい。

第1項：「第2次青少年法」と「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の社会的背景

（1）ベルリンの壁建設（1961年）とその影響

1960年に入ると、東ドイツを逃亡する者の数が増加し始めた。原因の大半は、東ドイツ政府が農業・手工業の社会主義化を強行したことにあった。逃亡の多くは東ベルリンから西ベルリンへの逃亡であり、1961年8月には西ドイツの難民収容所は連日平均1500人の新規逃亡者を受け入れなければならなくなった。東西ベルリン間の自由交通がこのまま放置されるならば、労働者流失の故に東ドイツ経済が早晚、破局に直面することは疑いえなくなった。この非常事態に直面して8月13日、東ドイツ政府は東西ベルリンの境界線で交通遮断措置をとった。さらにこの交通遮断措置の効果を強めるため、東西ベルリン境界線沿いに「壁」の建設が開始された。ここにベルリンは「壁」で東西に分断された都市となり、東西間の自由交通は消滅した¹⁾。

1961年8月のベルリンの「壁」構築という非常手段は、東ドイツの社会・経済を安定させる大きな条件であった。「壁」以後の東ドイツで注目される変化は、まず、W.ウルブリヒトの政治的地位が安定したことである。W.ピーク大統領の死去に伴う憲法の改正（1960年9月）によって、大統領制が廃止され、新たに国家評議会が設置された。党第一書記であったW.ウルブリヒトは、国家評議会議長に選出され、党と国家の最高のポストを占めることになった²⁾。また、首相であったO.グローテヴォールも1962年以後事実上引退した。

経済面では、当初「壁」がもたらす心理的閉塞感も作用して、工業進展も思うにまかせなかった。1959年に発足した7ヵ年計画は、計画目標を未達成のまま1963年初頭に中途廃棄されたほどであった。1963年以後は、むしろ硬直化した中央計画経済からの脱却が目指された³⁾。

（2）SED第6回党大会（1963年）における社会主義の包括的建設に関する決議と新経済システムの導入

このような状況下で1963年4月15日から21日まで開催されたSED第6回大会は、東ドイツでは、社会主義的生産諸関係の勝利の後、資本主義から社会主義への移行を締めくくる社会主義の包括的建設が労働者階級とすべての勤労者の活動

の主要内容となることを明らかにした⁴⁾。

そして、科学と技術の高い水準を基礎にして、生産と労働生産性をさらに急速に向上させること、勤労者間に新しい社会主義的な関係を深めさせること、教養と文化をすべての勤労者のものとする、これらのことが社会主義の包括的建設という新段階における最も重要な課題として定められた⁵⁾。

特に、当時のソビエトに開花していた経済改革論争の影響を受けて、「経済の計画と指導の新経済システム」が中心的なテーマとして登場した。要するにそれは、ソビエト型計画計画の枠組みを基本的には維持しながらも、決定権限の下部分散化をはかることによって、計画経済の非融通性を克服しようとする努力であった。

「壁」以前は教条主義的な社会主義建設路線に執着した W.ウリブリヒトは、「壁」以後は柔軟化し、経済面では非スターリン化路線というべき「新経済システム」の熱心な提唱者となった。しかし、「壁」以後の東ドイツの歩みにみられる特徴は、非スターリン化政策がまさに経済領域だけに限定されたことである。イデオロギーや文化の領域ではいわゆる雪解けの傾向が殆どみられなかった⁶⁾。

(3) 余暇の組織化の必要性

1960年代に入り、新経済システムが、経済成長の手段として、個々の金銭的利益追求を容認した時、それに対応する形で、余暇の組織化そのものへの関心と、政策の必要性が明確に認識された。不十分と言えども、個人を主体とした余暇が展開しうる経済状態が到来していたのである⁷⁾。

すでに1961年以降、東ドイツでは、FDGBの内部部局である「余暇サービス部」が、法律上、保養旅行を提供する第一の担い手とされており、企業の保養所や国営キャンプ場の斡旋も含め、東ドイツにおける保養旅行は組織化されていったと考えられる⁸⁾。

(4) 1960年代の若者の教育

1961年の壁の構築、1962年の徴兵制施行などの動きの中で、学校教育は「青少年の社会主義的国家意識の発達」、即ち、若者達の一層強固な社会統合を目指すものとなった。そして、1965年「東ドイツの統一的な社会主義的教育制度に関する法律」によって、保育園、幼稚園、10年制総合技術上級学校、拡大上級学校、大学、成人教育という包括的教育制度が完成することになった。1960年代半ばから1980年代まで、教育政策は基本的にこの制度によって行われることとなったが、期間中にも変化があった。一つは、高等教育の浸透の結果、高等教育への進学が一部見直されたことであり、二つは、若者の経済過程への組み込みとイデオロギー教育の一層の強化であった⁹⁾。

第2項：「第2次青少年法」と「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」のスポーツ的背景

(1) 世界的なスポーツ・フォア・オール運動の展開

1960年代に入ると先進各国でスポーツの大衆化が進展した。1960年ノルウェー

で「トリム」運動が始まった。トリムというのは、元来船のバランスをとるという言葉で、これが心身とも良好な状態にあるという意味に転用された。「トリム」運動は、スポーツをすべての人のためのものとする「スポーツ・フォア・オール」運動の先駆けとなるものであった。西欧各国にこの運動が普及し、新しい運動プログラムが開発されるとともに、野外にトリムコースが設けられたりした。隣国のスウェーデンでは、1969年から食生活と身体運動を結合した「コム」運動が進められていった。

これに続いて注目されるのが、西ドイツの「第二の道」と「ゴールデン・プラン」である。スポーツのエリートが行う競技スポーツを第一の道とすれば、余暇にレジャー活動として、または健康・体力の保持・増強のために行うスポーツは「第二の道」であるという考え方を DSB が提案したのである。地域のスポーツクラブが拠点となって、従来クラブで行ってきた競技スポーツの他に「第二の道」の簡易なスポーツを提供して、クラブメンバー以外の一般市民のスポーツ参加を広げていく運動が 1959 年から始まった。「ゴールデン・プラン」は、西ドイツ NOK が提案し、実行したもので、1960 年その第一次覚書で、国、州、自治体に 15 年間の各種スポーツ施設の建設計画が示された。このプランは 1961 年に開始されたが、西ドイツは、まず壮大なスポーツ施設拡充計画の実施によって、子供から大人までスポーツを行う機会を保障していこうとしたのである。

「みんなのスポーツ」運動はヨーロッパ共通の運動として広がり、1975 年ヨーロッパ評議会第 1 回スポーツ担当閣僚会議では、「すべての個人はスポーツを行う権利を有する」とした「ヨーロッパみんなのスポーツ憲章」が採択され、スポーツ参加を保障することは行政の責任であることが明確にされた。1978 年ユネスコ総会は「国際体育・スポーツ憲章」を採択し、体育・スポーツ権は、先進国の枠を越え、人類全体に認められたことになった。すべての人とは、青少年のみならず、高齢者・女性・障害者すべてを含むものであって、従来競技スポーツ中心の時代に疎外されていた人たちのスポーツ参加を促進することが課題とされたのである¹⁾。勿論、東ドイツもこのような動向を意識していたと考えられる。

(2) 「DTSB 第 2 回総会決議」(1961 年)と東ドイツにおけるスポーツの目標

「1965 年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」が出された翌 1961 年の 5 月 27 日、28 日に DTSB 第 2 回総会が開催され、28 日には同総会の決議が行われた。

同決議は以下で構成されている。

- I DTSB—東ドイツにおける新しい生活の共同形成者
- II DTSB—ドイツスポーツの優れた伝統の保護者
- III DTSB は両ドイツ国家の協調と協力を目指す
- IV DTSB—東ドイツスポーツの主導者、組織者
 - A 児童・青少年スポーツの全般的発展に関して—「すべての青少年がスポーツ活動を行う」ことの実現—
 - B 一般国民スポーツにおける我々のスローガン「誰もが、何処でも、週

に一度はスポーツを！」

C DTSB はスポーツの高い競技成績を目指す

V スポーツ施設とスポーツ器材

VI DTSB の所轄諸機関の責任を引き上げよ！

以下では、決議文の内容を具体的にみて行きたい。

「DTSB—東ドイツにおける新しい生活の共同形成者」という項目では、主に DTSB の従来 of 課題と成果及び次代の全般的目標が述べられている。後者については、市民に健康で喜びのある過程を教える、楽しい変化に富んだ余暇を保障する、スポーツタレントの助成、スポーツを通じた国際交流と平和に関する国際協調、社会主義諸国家との連帯、オリンピック理念の遵守、スポーツを通じたアフリカ、アジア、ラテンアメリカの新国家の援助などが記されている²⁾。

「DTSB—ドイツスポーツの優れた伝統の保護者」という項目では、DTSB がドイツスポーツの優れた伝統を受け継いだものであり、それを DTSB が社会主義国家である東ドイツにおいて継承していく方針が主に述べられている³⁾。

「DTSB は両ドイツ国家の協調と協力を目指す」という項目では、過去における様々な問題とともに、困難があっても西ドイツのスポーツ幹部やスポーツマンとのスポーツ交流を継続する方針が示されている⁴⁾。

「DTSB—東ドイツスポーツの主導者、組織者」という項目の冒頭では、第4回ドイツトゥルネン・スポーツ祭や1964年のオリンピックで卓越した成果を収めることなど、東ドイツスポーツの主導者、組織者となる DTSB の1965年までの課題が示されるとともに、他の社会的諸機関及び大衆団体との協力の必要性が記されている。そして、各領域の課題については、以下のように3区分され、示されている。

「児童・青少年スポーツの全般的発展に関して—『すべての青少年がスポーツ活動を行う』ことの実現—」という項目では、主に児童・青少年スポーツなどに関する課題が述べられている。まず、全青少年に規則的なスポーツ活動を行わせ、トゥルネンをさせ、全般的に発達させ、社会主義の理念に即して教育し、彼らが健全で力強く喜びに満ちた生活を送れるようにすることに全精力を注ぐことが DTSB の大きな目標として示された。また、そのために、以前よりスポーツ共同体が幼稚園と協力し、幼児のスポーツや遊戯に配慮することや、ピオニール組織「エルンスト・テールマン」と協力し、児童スポーツを助成するなど、早い時期からのスポーツの助成に関する方針も示された⁵⁾。

具体的課題として示されたことは、主に次のことである。まず、DTSB の児童部と学校スポーツ共同体で併せて200万人の児童を規則的なスポーツ活動に参加させることが目標として定められた。その目標実現のために、DTSB の児童部と学校スポーツ共同体が密接に協力すること、教師、高学年の生徒、父兄などから運動指導者やコーチを獲得すること、競技システムを改善することなどの方策が示された。次に、FDJ とスポーツ・技術協会などとも協力し、青少年の関心に応じた行事プログラムを具体的に作成し実施するという方針が示された。そして、大学及び専門学校におけるスポーツ共同体の活動を著しく改善するなどの方針が示された⁶⁾。

「一般国民スポーツにおける我々のスローガン『誰もが、何処でも、週に一度は

スポーツを！』という項目は、主に大衆スポーツに関することであり、まず、毎年 600 万人から 800 万人の市民を様々なスポーツ行事に参加させること、1965 年までに居住地区において 125 万人を規則的なスポーツ活動に獲得すること、企業や行政機関における補償体操を 1965 年までに 100 万人まで増加させること、スポーツ章の獲得者数を 1965 年までに 200 万人にまで増加させることなど、児童・青少年スポーツとは異なり、中長期的な目標が具体的に提示された⁷⁾。

次にその目標を達成する方策が 9 項目で示された。スポーツ活動の形態と方法の拡大、居住地区におけるスポーツ共同体の設立、地方におけるスポーツの改善、ヴァンデルン及び旅行の拡大、スポーツ諸連盟による多様な競技会の組織、ドイツに伝統的なトゥルネンなどの種目の促進、少女と女性のスポーツの改善、専門家の育成、継続教育の実施、DTSB の会員の拡大などがその主なものである⁸⁾。

「DTSB はスポーツの高い競技成績を目指す」という項目は、競技スポーツに関することであり、まず、1965 年までに多くのスポーツ種目で世界水準に到達するという目標が示された⁹⁾。

そして、そのための方策が 6 項目で示された。後継者の育成、選抜の改善及びスポーツクラブと児童・青少年スポーツ学校の協力、フェンシング、ボート、柔道、重量挙げ、男子陸上、サッカー、アイススケートなどの特別な助成、トレーニングシステムの改善と新しい科学的知識の導入、ドイツ体育大学の研究所との密接な協力、国際的大会に参加できる審判・レフェリーの養成及び継続教育、スポーツマンに対する社会主義教育の強化などがその主なものである¹⁰⁾。

「スポーツ施設とスポーツ器材」という項目では、まず、現存するスポーツ施設を十分に利用すること、新しい遊戯及びスポーツ施設をつくることの重要性が指摘された¹¹⁾。

スポーツ器材については、1965 年までの発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令に基づいて、その生産と供給を行うことが指示された¹²⁾。その他、輸入品に大きく依存しないように、質の高いトレーニング及び競技用具・器材の開発が指示された¹³⁾。

「DTSB の所轄諸機関の責任を引き上げよ！」という項目では、1965 年までに定められた課題の実現には、DTSB のすべての諸機関とそのスポーツ諸連盟の質の高い指導が重要であるとされ、幹部の質の向上、諸機関との共同作業、スポーツ促進の目標、内容の啓蒙、会員の動員などの方策が示された¹⁴⁾。

そして、この項目の最後では、スポーツの芸術的側面の重要性などが記された他、次代の DTSB の国際的及び国内的活動の重点が、様々なスポーツ種目でのヨーロッパ及び世界選手権への参加、1964 年のオリンピックへの参加、第 4 回ドイツトゥルネン・スポーツ祭の実施、スポーツを住民の健康と余暇形成に役立てることと改めて明示された¹⁵⁾。

DTSB の設立総会（1957 年）では、主に DTSB の組織としての原則的な方針が定められたが、DTSB 第 2 回総会では、上述のように他にも多くのことが定められた。そのことが同総会決議の特徴の一つである。特に多くの方策が定められたのは、国家的機関や他の大衆団体との協力のもと DTSB が「国民スポーツの主導者、組織者になる」という姿勢を示した項目に関することであった。な

お、I II (DTSB の立場、方針)、III (西ドイツとの関係)、VI (DTSB 諸機関の責任の引き上げ) で示された方針は基本的に後年も変わることはなかった。

次に、同総会の決議の前年に国家身体文化・スポーツ委員会によって出された「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」(1960年2月)との関連について述べておきたい。表2-6は、両方の項目を記したものである。決議には訓令にみられる科学と研究、スポーツ医学などの項目がみられないことが特徴である。スポーツ医学については、後年もDTSB総会決議の項目となることはなかった。

決議の児童・青少年スポーツに関する内容の大半は訓令の内容に沿ったものであるが、若干の相異は、決議ではコーチ・運動指導者の確保の方法や国家的機関や他の大衆団体との関係などが明記されていることである。これはDTSBが設立して間もないことや、訓令においてDTSBによって資格を付与される運動指導者の育成が重視されていることとも関連するように思われる。

表2-6 「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」と「DTSB第2回総会決議」の項目

「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」1960.2	「DTSB第2回総会決議」1961.5
I. 前文	
	I. DTSB—東ドイツにおける新しい生活の共同形成者
	II. DTSB—ドイツスポーツの優れた伝統の保護者
	III. DTSBは両ドイツ国家の協調と協力を旨とする
	IV. DTSB—東ドイツスポーツの主導者、組織者
II. 児童・青少年スポーツ 就学前の身体教育 トゥルネン・スポーツ授業 課外スポーツ 総合大学・単科大学及び専門学校におけるスポーツ	A. 児童・青少年スポーツの全般的発展に関して—「すべての青少年がスポーツを行う」ことの実現—
III. 大衆スポーツ	B. 一般国民スポーツにおける我々のスローガン「誰もが、何処でも、週に一度はスポーツを！」
IV. 競技スポーツ	C. DTSBはスポーツの高い競技成績を目指す
V. 科学と研究	

VI. 専門家の育成と継続教育	
VII. スポーツ医学の促進	
VIII. 投資活動とスポーツ施設建設に関する諸方策	V. スポーツ施設とスポーツ器材
IX. スポーツ器材	
X. 財政	
	VI. DTSB の所轄諸機関の責任を引き上げよ！

(出典：両文書より筆者作成)

決議の大衆スポーツの内容は、主に 1965 年までに住民の約 35% を規則的なスポーツ活動に参加させることを目標として定め、その実現を DTSB に委ねた訓令の内容に沿ったものであるとともに、訓令以上に内容は多く、特に専門家の育成や配置、スポーツ共同体の設立などについては具体的な指示がなされている。

決議の競技スポーツに関する内容も、訓令の方針に沿ったものであるが、その内容は、資本主義諸国家に追いつき追い越すために促進種目を設定し、ノルマを定めた訓令の内容ほど具体的なものではない。

また、スポーツ器材の項目にある「1965 年までの発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令に基づいて、その生産と供給を行う」という規定からは、国家的な訓令が大衆団体 DTSB の決議より上位にあることが窺えよう。

以上のことから、「DTSB 第 2 回総会決議」は、創設総会の決議より包括的な内容であること、「1965 年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」と比較するとその項目は少ないが、その内容は訓令に基づいたものであること、DTSB の基本的な方針や児童・青少年スポーツの課外スポーツや大衆スポーツにかかわる事項が多いことなどが特徴と言えよう。

東ドイツスポーツ史では、1960 年代初頭に DTSB を主導としたスポーツの促進が東ドイツにおけるスポーツの目標と定められたと記されている¹⁶⁾。

(3) ベルリンの壁建設後の西ドイツ及び社会主義諸国家とのスポーツ交流

東西ドイツは、戦後それぞれ社会体制の異なる国家として建国したのであるが、スポーツ分野では 1960 年代初頭までの相互に頻繁な交流があった¹⁷⁾。

しかし、ベルリンの壁建設を契機として、スポーツ交流に大きな障害があらわれた。壁建設から 3 日後の 8 月 16 日、西ドイツの DSB は、「デュッセルドルフ決議」なる抗議声明を発し、正常なスポーツ交流は不可能であるという理由から、以後加盟団体の東ドイツへの選手派遣を禁止したのである¹⁸⁾。

このような措置に対し、DTSB は、同年 11 月 14 日チェコ・スロヴァキアのスポーツ統括団体とスポーツ協約を結ぶなど、社会主義諸国とのスポーツ交流の強化を図った¹⁹⁾。

このように、政治的な理由で東西ドイツのスポーツ交流は一時的に中断したが、当時の状況、例えば、統一ドイツチームによるオリンピック参加という状況などから、東西ドイツのスポーツ関係者は交流を継続し、また、統一ドイツチームのための選考会も行われた²⁰⁾。

1965年10月30日DSB幹部会は、デュッセルドルフ決議の破棄を明らかにした²¹⁾。

(4) 課外スポーツや児童・青少年の多面的な身体的基礎形成に関する論議

1960年代に入ると東ドイツでは児童・青少年の課外の身体教育にも大きな注意が払われるようになった。

1960年末の児童・青少年スポーツ会議では、児童・青少年スポーツの包括的発展の重要な前提は、義務的な身体教育の授業と学校外の自由意志のスポーツ活動の密接な協力であるという主張がなされ²²⁾、また、1961年6月の第6回教育会議の勧告では、すべての青少年に身体活動をさせるためには、課外の身体教育を促進し、国民教育機関とDTSBが密接に協力することが必要であると述べられたのである²³⁾。

このことは数的にもはっきりとあらわれ、東ドイツの学校スポーツ共同体とDTSBに組織される生徒数は、1961年から1963年に2倍に増え、120万人になった。1963年末には学校スポーツ共同体では70万人、DTSBでは50万人の生徒がスポーツを行っていた²⁴⁾。

その一方で、1962年以来東ドイツでは若い世代の身体教育と陶冶の課題、内容に関する討議が継続され、スポーツ授業の質が問題にされてきた。壁建設後のSED第6回党大会は、「社会主義の包括的建設期において、国民の健康を増進し、達成能力を高め、寿命を伸ばすことに重要な役割を果たし、次第に真の生活欲求となるもの」²⁵⁾とスポーツを規定した他、その他の問題にも触れ、特に児童・青少年スポーツに関して多面的な身体的基礎形成の重要性を指摘した²⁶⁾。

1963年9月21日にSED中央委員会政治局によって公表された「青少年の期待と責任」というコミュニケは、この問題をさらに進め、多面的な身体的基礎形成のために、「年齢に応じたスポーツ運動や競技を通じて、可能な限り早く青少年を規則的なスポーツ活動に慣れさせること」²⁷⁾を要求した。

これらの方針に基づいて、1963年11月28、29日に国家身体文化・スポーツ委員会の科学・方法評議会は、「社会主義的学校におけるスポーツ授業の内容と形態の根本的改革に関する会議」を実施した。この会議では従来のスポーツ授業における運動の技術習得の強調のし過ぎなどが批判され、多面的な身体的基礎形成のために、運動の特質の習得の必要性が指摘され、また、新しい知見を実践に移すことなどが提案された²⁸⁾。

この多面的な身体的基礎形成をスポーツの中心的目標とすることは、1964年以後法制化された諸法令、例えば、1964年5月4日の「第2次青少年法」、1964年8月14日の「オーベルシュレーと職業学校におけるスポーツ授業と課外スポーツのさらなる促進に関する教育省幹部会の決定」²⁹⁾、1965年2月25日の「統一的な社会主義的教育制度に関する法律」³⁰⁾などの中でも明文化された。

(5) DTSB を中心とした大衆スポーツの展開

先述のように、「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年）における大衆スポーツの大きな目標の一つは、1965年までに住民の約35%を規則的なスポーツ活動に参加させることにあった。

この目標の実現を委ねられたDTSBはその第2回総会（1961年）において、毎年600万人－800万人の市民を様々なスポーツ行事に参加させる、1965年までに居住地区において125万人を規則的なスポーツ活動に獲得する、企業や行政における補償体操（Ausgleichsgymnastik）を1965年までに100万人が参加できるように拡大するなどの目標を定めた³¹⁾。そして、そのために、既存の方法、例えばオリンピック集会（Treffpunkt Olympia）、国民スポーツデー（Volkssporttage）、スポーツ祭、企業・居住地区・村落における競技会、居住地区における女性の体操、休暇施設、レクリエーション及び行楽センターにおけるスポーツを強く助成し、また新しい形態と方法をつくる、という方針を打ち出した³²⁾。

その結果、表2-7に示すように、DTSBの会員数は次第に増加するとともに、様々なスポーツ行事に参加する人々の数も多くなった。例えば、1963年の国民スポーツデーには90万人にもの人々が参加し³³⁾、1964年に初めて実施された冬季スポーツデーには76万人が参加した³⁴⁾。

表2-7 1960年－1964年のDTSBの会員数

年	会員数（人）
1960	1439,097
1961	1534,105
1962	1690,156
1963	1792,259
1964	1825,207

（出典：Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969, S. 140より作成）

(6) 1960年代半ばからのスポーツ競技力の向上と児童・青少年スポーツ学校及びスパルタキアードの開始

「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年）では競技スポーツ領域において重点的に促進するスポーツ種目（陸上、水泳、トウルネン、ボクシング、重量あげ、レスリング、スキー、サッカー、自転車、アイスホッケー、ボート）が設定され、オリンピックや世界選手権などで優れた成果を収めることが目標とされた³⁵⁾。

しかし、同訓令が出された1960年に開催された第8回冬季オリンピックスコーパーレー大会（2月18日－28日）と第17回夏季オリンピックローマ大会（8月25日－9月11日）では以下に示すように東ドイツはさほど大きな成果を収めることはできなかった。

- * 第 8 回冬季オリンピックスコーバレー大会における東ドイツの獲得メダル
金メダル 2 スキージャンプ (1)、スケート (1)
銀メダル 1 スケート (1)

(出典：Skorning, Lothar. “CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil III: 1956-1960”; in:
BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 3 (1996), S. 30.)

- * 第 17 回夏季オリンピックローマ大会における東ドイツの獲得メダル
金メダル 2 水泳飛込 (1)、カヌー (1)
銀メダル 9 陸上 (4)、自転車 (3) レスリング (1)、ボート (1)
銅メダル 7 陸上 (3)、水泳 (3)、ボクシング (1)

(出典：Skorning, Lothar. “CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil III: 1956-1960”; in:
BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 3 (1996), S. 33.)

けれども、東ドイツのスポーツマンは翌 1961 年から世界的な記録を出し、種々の大会で活躍し始める。とりわけ高い水準にあったのが、陸上、水泳、スキージャンプ、自転車、カヌー、スケートなどであった³⁶⁾。

その結果、東ドイツは、1964 年の第 9 回冬季オリンピックインスブルック大会では、金メダル 2 (ボブスレー)、銀メダル 2 (ボブスレー) を獲得するに留まったが³⁷⁾、第 18 回夏季オリンピック東京大会では金メダル 3、銀メダル 11、銅メダル 5 を獲得した³⁸⁾。

- * 第 18 回夏季オリンピック東京大会における東ドイツの獲得メダル
金メダル 3 水泳飛込 (1)、カヌー (1)、陸上 (1)
銀メダル 11 陸上 (3)、水泳 (5)、ボート (1)、体操 (1)、
ヨット (1)
銅メダル 5 レスリング (1)、体操 (1)、馬術 (1)、サッカー (1)、
ボクシング (1)

(出典：Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969, S. 31 等より作成)

これらの成果を出すために、東ドイツでは、競技スポーツに関して「1965 年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」(1960 年)以後幾つかの方策が講じられた。

まず、1961 年の DTSB 第 2 回総会では、競技スポーツ領域での目標が確認された。フェンシング、ボート、柔道、重量挙げ、陸上男子、アイススケート、サッカーなどの重点強化種目で短期間に成果があがるようにすること、スポーツクラブを改善すること、スポーツクラブと児童・青少年スポーツ学校とが密接な協力を行うことなどであった³⁹⁾。この会議でとりわけ強調されたのが若いタレントの発掘と計画的な助成であった⁴⁰⁾。

これらの目標を実現するため、SED 政治局は 1963 年 6 月にスポーツ後継者のための特別学校である児童・青少年スポーツ学校の設立に関する諸方策を決議し⁴¹⁾、

1965年1月には児童・青少年スポーツ学校のさらなる建設に関する決定を行った⁴²⁾。また、1963年4月には、4部門を持つスポーツクラブコトブスが新設された⁴³⁾。

この時期に後の東ドイツの競技スポーツの発展を支えた児童・青少年スパルタキアードが創始されたことも重要である。表2-8は、東ドイツにおける児童・青少年スパルタキアードの開始経緯に関する年表である。

表2-8 児童・青少年スパルタキアードの開始経緯に関する年表

年月	事項
1963年10月	DTSB 幹部会で児童・青少年スパルタキアードに関する発議がなされる
1964年9月	W.ウルブリヒトが1965年からスパルタキアードを実施し、1966年から2年毎に中央スパルタキアードを実施することを通知
1965年6月	すべての郡で夏季スポーツ種目の児童・青少年スパルタキアードが実施
1965年7月	すべての県及びベルリンで児童・青少年スパルタキアードが実施
1966年2月	冬季種目での第1回中央児童・青少年スパルタキアードが実施
1966年7月	夏季種目での第1回中央児童・青少年スパルタキアードが実施

(出典：Simon, Hans. “CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil IV: 1961-1965”; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 4 (1996)等より作成)

(7) グーツムーツ賞の制定、スポーツ医学制度の整備、運動指導者の増加

スポーツ科学では、スポーツ科学の効果や実践との結び付きを高めることが問題とされていたが、その刺激策として、1961年2月9日閣僚評議会は命令を発し、グーツムーツ賞 (GutsMuths-Preis) の創設を定めた⁴⁴⁾。「近代体育の父」と称されるJ.C.F.グーツムーツの名をとったこの賞は1961年以後毎年優れたスポーツ科学研究を行った者に送られ、K.マイネル (運動学) などがこの賞を授与した⁴⁵⁾。

1961年4月28日に科学評議会が科学・方法評議会に改組された⁴⁶⁾。これによって東ドイツのスポーツ科学研究は新たな段階に入ったとされる⁴⁷⁾。

この科学・方法評議会に、1961年11月1日スポーツ医学部門がつくられ⁴⁸⁾、さらに、1963年9月1日には、国家身体文化・スポーツ委員会にスポーツ医学局が設置されるなどスポーツ医学制度はこの時期にも整備されていった⁴⁹⁾。

専門家の資格については、1955年までは指導的な専門家の資格を得るには半年または1年の課程であったが、1961年以後は3年の課程に拡大された⁵⁰⁾。

この時期においても、以下表2-9に示すように東ドイツのスポーツの専門家、特に運動指導者の数は急激な増加をみせた。

表2-9 1960年から1964年までのDTSBの運動指導者と審判・レフェリーの数

年	運動指導者数 (人)	審判・レフェリー数 (人)

1960	42,030	32,195
1961	50,539	30,867
1962	79,669	29,695
1963	95,097	35,514
1964	100,595	39,256

(出典：Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969, S. 140 より作成)

(8) 東ドイツにおけるスポーツの重要性とシュタージによる「競技スポーツ」「スポーツ医学」の監視

世界のトップレベルにあった東ドイツの秘密警察「国家保安省」(シュタージ)が発足したのは、1950年2月8日、東ドイツの建国から4ヵ月後のことであった。このシュタージによるスポーツの監視は、国家崩壊後、ドーピングとともにセンセーショナルに報じられた。このような監視は、秘密裏に徹底して行われたとされるが、名自転車選手であったK.アンブラーや名スキージャンパーであったH.レックナーゲルは自らの経験から東ドイツのトップスポーツ選手が1960年代にはシュタージに監視されていたと述べている⁵¹⁾。「核」「軍事」「トップスポーツとそれを支えるスポーツ医学」が東ドイツの三大機密に数えられたことから、東ドイツが如何に競技スポーツを重視していたかが窺えよう⁵²⁾、そのことは、後述するように、1960年代後半以降東ドイツのスポーツ関係規定において競技スポーツに関する内容が具体的なものでなくなったことや、1970年代のスポーツ関係規定からスポーツ医学の項目がなくなったこととも関連すると思われる。

(9) ステートアマとプロ

ステートアマと称された東ドイツのスポーツ選手について、M.エヴァルトはステートアマでも、カムフラージュされたプロでもなく、国家的に援助されるアマチュアであったとし、国家的に助成されるアマチュアと他との相異を学校教育、職業教育を施すなど選手の将来を考えていたことと述べている。そして、M.エヴァルトは努力のいる競技スポーツの成果に報いるのは当然であったと選手に報酬が渡されていたことを認めている⁵³⁾。この報酬は秘密にされていたが、H.レックナーゲルは、1960年のオリンピックで優勝した2ヵ月後に報酬を渡されたと述べている⁵⁴⁾。このことは、1960年以前から既に東ドイツにおいて報酬制度があったことを窺わせるものである。また、K.アンブラーなどはその自伝において、東ドイツのサッカー選手がプロであったことや、東ドイツ選手が早い時期から西側プロフェッショナリズムに関心があったことなどを語っている⁵⁵⁾。

(10) 東ドイツにおけるメディアとスポーツ

ドイツ再統一後、東ドイツのスポーツジャーナリスト達は、他の社会主義国家と同様、東ドイツにおいても秘密主義という覆いのもと、ジャーナリズムは抑圧され、能力を発揮する機会はなかったと語り、フィギュアスケートの名選手であったG.ゼイフェルトは、自身の経験から、国外の大会の様子すべてが伝

えられた訳ではなかったと語っている。また、名スキージャンパーであった H. レックナーゲルは、オリンピックメキシコ大会（1968 年）後、M.エヴァルトの指示で選手に対して非常に多くの表彰があった際、抗議しようと考えたが、スポーツジャーナリストが撒いたことなどで、抗議の機会が失われたと語っている。このような叙述からは、スポーツ幹部が社会的に影響力のあるスター選手の動きをメディアを利用して抑えようとしていた可能性が窺える⁵⁶⁾。

第 3 項：「第 2 次青少年法」について

（1）「第 2 次青少年法」の位置づけ

反ファシズム、民主的國家として成立した東ドイツでは、ベルリンの壁建設が始まった 1961 年以後、国民生活面で社会主義的法制化の作業が急テンポで進められた。これらの法制ではいずれも、資本主義ないし帝国主義に対立する社会主義社会の国民生活を律する法であることが強調されている¹⁾。

1950 年に制定された「青少年法」に代わる「第 2 次青少年法」が人民議会によって可決されたのは 1964 年 5 月 4 日のことであった。

「青少年法」に代わる「第 2 次青少年法」の必要性と制定の経緯は次のように述べられている。「1950 年の『第 1 次青少年法』とその実施規定に含まれていた決定事項は完全に実現された。それらは、若い世代と労働者政党及び国家・経済諸機関との強固な関係を発展させた。青少年は、労働、学校、職場、スポーツ的、文化的な生活におけるその卓越した成果によって、社会主義的生産諸関係の強化に貢献した。若い世代の基本的な権利—政治決定に参加する権利、労働や同じ仕事に対する同等の報酬の権利、十分な職業教育の権利、社会的出所に依存しない労働と教育の権利、規則的な休暇、喜び、快活さに関する権利—は、東ドイツにおいて確かな社会的事実となった。SED 中央委員会政治局の青少年コミュニケと第 6 回党大会の決議はこのことに関する基礎を示し²⁾、これに基づき、「青少年自らが『第 2 次青少年法』の法案作成に参加し、すべての細目を協議した³⁾」。

この「第 2 次青少年法」は、1964 年 5 月 4 日人民議会によって可決され、5 月 6 日に公布された。「第 2 次青少年法」の公布によって、「青少年法」は失効した。

東ドイツのスポーツ史では、「『第 2 次青少年法』の制定によって、東ドイツの青少年政策は新たな段階に入った⁴⁾」とされる。

（2）「第 2 次青少年法」の構成とスポーツ関係条項の内容

1) 「第 2 次青少年法」の構成

「第 2 次青少年法」の構成は以下の通りである。

- I. 東ドイツの青少年と将来のドイツ
- II. 国民経済発展への青少年の参加（第 1 条から第 9 条）
- III. 若い世代の育成と資格付与（第 10 条から第 20 条）
- IV. 健康的で文化的で喜びに満ちた世代の助成（第 21 条から第 33 条）
- V. 国家指導への青少年の協力と社会主義的青少年教育の原則を実現する際の国家及び経済諸機関の責務（第 34 条から第 44 条）

VI. 決定事項（第 45 条から第 48 条）。

「青少年法」の第 7 章（スポーツ、レクリエーション、ヴァンデルンの助成）のようにスポーツを単独で取り扱った項目はなく、第 3 章から第 5 章にスポーツに係る条項が部分的にみられることが「第 2 次青少年法」の構成上の特徴である。なお、「青少年法」では青少年の年齢を規定していないが、「第 2 次青少年法」は青少年を 25 才以下と規定している。

第 1 章では、東ドイツの民主的建設時に重要な役割を担う青少年を学校、職場、スポーツ及びレクリエーションにおいて助成という「青少年法」の目的が完全に実現されたことが述べられ、そして、社会主義の包括的建設期においても青少年は重要であり、従って、彼らを信頼し、責任を任せ、彼らの創造的イニシアチブと勉強熱を助成することが定められている。

社会主義的青少年政策に重要なものとして、以下が定められた。

1. すべての社会生活領域において、青少年の自主的な思考と行為を助成する。彼らが困難を克服しようとする時、仲間として援助すべきである。
2. 労働、学習、教育、研究の際、能力と知識に応じて、常に大きな責任を青少年に委ね、社会主義的協同作業に関する意識を育成すべきである。
3. 国家及び経済の指導に際し、青少年の積極的な協力を保障すべきである。
4. 興味深く、内容の豊かな精神的、文化的、スポーツ的生活の形成に際し、青少年を助成すべきである。
5. 社会主義的な人間観念や健全な生活態度に相応しい道徳的、性格的特性を獲得しようとする青少年の自主的な努力を援助すべきである。
6. 人間的尊厳と尊重、同権の原理に基づいて、男女間、老若間の関係を形成すべきである⁵⁾。

2) 「第 2 次青少年法」のスポーツ関係条項の内容

以下では同法のスポーツにかかわる内容を具体的に明らかにしたい。

第 10 条(1)では、東ドイツの青少年には同等の教育権利がある、つまり、統一的社会主義教育制度によって、青少年には、全般的な—精神的、道徳的、身体的—陶冶と教育を受ける権利があることが確認された⁶⁾。

第 10 条(4)では、身体教育は若い世代における陶冶と教育の統一的システムの重要な構成要素として、また、青少年の多面的な身体的基礎形成に役立つものと規定され、身体教育の助成がすべての教師、教育者及び社会的諸機関に定められた⁷⁾。

第 25 条(3)では、青少年施設、文化施設、スポーツ施設の本来の目的を外れた使用を禁じることが定められた⁸⁾。

第 26 条(1)では、青少年の社会主義教育に役立つ方策や行事に国家的優遇措置を講じることが定められた。そして、FDJ やそのピオニール組織エルンスト・テールマン、DTSB、スポーツ・技術協会、FDGB 及び旅行・ヴァンデルン委員会によって組織されるすべての青少年行事やスポーツ行事は免税と定められた⁹⁾。

第 26 条(2)では、青少年やスポーツマンの旅行運賃割引を交通にかかわる国家的機関によって保障することが定められた¹⁰⁾。

第 27 条(1)では、身体的基本的特質の育成が若い世代の身体教育の内容として定められた¹¹⁾。

第 27 条(2)では、すべての青少年を獲得し、彼らに規則的なスポーツ活動をさせようとする DTSB の努力を援助することが国家及び経済諸機関に定められた。また、社会主義国的民スポーツに関する重要なすべての問題は DTSB 指導部で協議すべきとされた¹²⁾。

第 27 条(3)では、所轄の国家的機関、オーベルシュレー、職業学校機関の指導者は、トゥルネン授業や学校スポーツ共同体において多面的な身体的基礎形成を中心とすることを保障すべきとされた。また、国家評議会議長の賞状が与えられる競技会やすべての生徒のための学校選手権大会を毎年開催すること、児童・青少年のための東ドイツスポーツ章を体系的に組織することが定められた¹³⁾。

第 27 条(4)では、総合大学、単科大学及び専門学校における義務的な身体教育を確実にし、自由意志のスポーツを体系的に発展させること、大学及び専門学校スポーツ共同体によって毎年開催されるスポーツ祭において規則的なスポーツ活動を実施することが定められた¹⁴⁾。

第 28 条では、高い水準のスポーツ成績を志向する青少年スポーツマンの援助、若い競技スポーツ選手の育成、東ドイツのスポーツマンと他国のスポーツマンの関係の促進が国家的諸機関に定められた¹⁵⁾。

第 29 条(1)では、国民経済計画に基づいて、スポーツの器材や用具及びヴァンデルンの用具をさらに生産、準備することが指示された¹⁶⁾。

第 29 条(2)では、居住地区、市町村、レクリエーションセンターにおける国民スポーツを援助するために、DTSB、スポーツ・技術協会、民主的ドイツ国民戦線と協力し、スポーツ用具や小規模のスポーツ施設をつくること、トレーナーやコーチの活動を援助することが地域人民議会やその諸機関に指示された¹⁷⁾。

第 30 条(1)では、旅行・ヴァンデルン委員会と協力し、すべてのヴァンデルン領域のカタログを編集することが地方の諸機関に指示された¹⁸⁾。

第 30 条(2)では、旅行・ヴァンデルン委員会と協力し、興味深く、内容豊かな学校ヴァンデルンの実施を保障することが所轄の国家的機関、オーベルシュレー、職業学校の指導者に指示された¹⁹⁾。

第 30 条(3)では、特に社会主義建設に卓越した功績を示した青少年や少女に国際的な青少年旅行を考慮することが指示された²⁰⁾。

第 30 条(4)では、特に冬季においてユースホステルを地方の青少年に十分利用させることが指示された²¹⁾。

第 30 条(5)では、ユースホステルや他の旅行宿泊所、キャンプ場をさらに改善することが指示された²²⁾。

第 31 条(1)では、余暇形成の担い手が、国家及び経済諸機関、社会主義的企業、産業別組合と定められた²³⁾。

第 32 条(2)では、青少年の健康管理をさらに強化し、計画的に実施するという保健省と教育省の責任が確認された²⁴⁾。

第 39 条(1)では、毎年青少年とスポーツを助成するための方策を郡、郡市、市区、市町村の自治体で講じること、企業や産業別組合では、指導部や幹部会がそれを講

じることが定められた²⁵⁾。

第39条(2)では、郡、都市、市区、市町村ではその時々につくられる協議会が、常任委員会、青少年担当、相応の社会的組織の指導部と協力し、これらの諸方策を準備することが定められた²⁶⁾。

第39条(3)では、企業、国家的機関、産業別組合がこれらの諸方策を準備する際、FDJ、FDGB、DTSB、その他の社会的組織及びすべてのスポーツマンや青少年と協力することが各々幹部会の指導部に指示された²⁷⁾。

第45(2)条では、この法律を実施するために必要な法的規定を公布することなどが国家評議会に定められた²⁸⁾。

第46条では、中央の国家及び経済諸機関の指導者は、毎年規則的に「青少年・スポーツの週間」において、その領域でこの法律の原則や課題の中で実現すべきことなどを明らかにすること、東ドイツ国家評議会青少年担当は、その事業報告書をまとめ、公表することが定められた²⁹⁾。

(3) 「第2次青少年法」のスポーツ関係条項の特徴

「第2次青少年法」も「青少年法」と同様スポーツ分野のみを取り扱った法律ではなく、従って、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツという領域の区分はない。以下では同法の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツの主な特徴は、多面的な身体的基礎形成をトゥルネン授業と学校スポーツ共同体の主題とすること、学校選手権大会などの競技会の実施、児童と青少年のためのスポーツ章の体系的な整備を定めたことにある。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツの主な特徴は、青少年に規則的なスポーツ活動をさせようとするDTSBの活動を援助することを国家及び経済諸機関に定めたこと、国民スポーツに関するすべての重要な問題をDTSB指導部で協議することを定めたことにある。

また、従来のスポーツ関係規定よりも明確に、国家的諸機関、DTSB、スポーツ・技術協会、民主的ドイツ国民戦線、地域人民議会及びその諸機関、旅行・ヴァンデルン委員会、オーベルシュレーや職業学校の指導者、社会主義的企業、産業別組合の大衆スポーツ助成に関する責務が定められている。

3) 競技スポーツ

競技スポーツの主な特徴は、高い水準のスポーツ成績を志向する若いスポーツマンの援助、若い競技スポーツ選手の育成を定めたことにある。

4) その他

a. 青少年の社会主義教育に役立つ方策や行事に対する国家的な優遇措置

その他、従来のスポーツ関係規定と異なる主な点は、まず、青少年の社会主義教育に役立つ方策や行事に国家的な優遇措置を講ずることを定めたことにある。特にFDJやそのピオニール組織エルンスト・テールマン、DTSB、スポーツ・技術協会、FDGB、旅行・ヴァンデルン委員会によって組織されるすべての青少年行事やスポーツ行事は免税と定められた。

b. DTSBの権限の拡大

大衆スポーツの箇所でも述べたが、大衆スポーツに関するすべての重要な問題を DTSB 指導部で協議することを定めるなど、DTSB に多くの権限を与えようとしていることが注目される。

(4) 「第2次青少年法」の位置づけの再検討

「第2次青少年法」は、社会主義の包括的建設期においても、スポーツの助成を法的に保障しているが、従来のスポーツ関係規定と比べて新しい具体的な方策を多く示すものではない。

しかし、同法の位置づけについては、同法の特徴にみられるように、大衆団体である DTSB の活動の援助を国家及び経済諸機関に定め、また、大衆スポーツに関するすべての重要な問題を DTSB 指導部で協議することを定めるなど、DTSB に多くの権限を与えようとしていること、従来よりも明確に、国家的諸機関（地域レベルまで）や大衆団体の大衆スポーツ助成に関する責務を明確に定めていること、青少年の社会主義教育に役立つ方策や行事を国家的に優遇しようとしていることなどに注意を払う必要がある。

壁建設以後においても東ドイツではイデオロギー教育が強化されていたこと、1960年代初頭以来東ドイツにおいて DTSB を主導としてスポーツを促進することが目標とされていたことなどがこれらの背景にあったように考えられる。

第4項：「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」について

(1) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の位置づけ

「1965年までの社会主義的身体文化発展に関する国家身体文化・スポー委員会の訓令」（1960年2月1日）に引き続き、国家身体文化・スポーツ委員会は、1965年9月1日、「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」を決議した。

同訓令については、W.アイヘル¹⁾のスポーツ史書や G.エアバッハの『身体文化・スポーツ小辞典』¹⁾には触れられておらず、L.スコルニク²⁾の「東ドイツスポーツ編年史」において、「国家身体文化・スポーツ委員会は1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令を決議した」²⁾とのみ記されている。

一方、同訓令について、SED 第7回党大会（1967年）では、「この訓令は身体文化とスポーツの国家的計画の新しい質を明らかにした。郡と県のすべての評議会は、地方計画の要素として身体文化とスポーツの将来計画を作成し始めた」³⁾と報告されている。このことから、同訓令によって、東ドイツが、決定権限の下部分散化をはかることによって計画経済の非融通性を克服しようとした新しい経済政策の方針をスポーツ分野においても試みようとしていたことなどが窺える。

(2) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の構成と内容

1) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の構成

同訓令の構成は以下の通りである。

前文

1. 社会主義的身体文化発展の基本方針
2. 社会主義的身体文化の各領域発展の主要課題
 - 2.1 児童・青少年スポーツ
 - 2.2 総合大学、単科大学、専門学校及び教育諸機関における身体文化とスポーツ（学生スポーツ）
 - 2.3 成人の身体文化とスポーツ（一般国民スポーツ）
 - 2.4 競技スポーツ促進の根本原理
3. 科学と研究発展の基本方針
4. スポーツ医学の促進
5. 専門家の資格付与と継続教育
6. 身体文化の物質的、技術的諸条件の拡大
7. 身体文化の統一的システムの科学的計画と指導

「1965年までの社会主義的身体文化発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」と比較した同訓令の構成上の主な特徴は、冒頭が「社会主義教育」に代わって「社会主義的身体文化発展の基本方針」となっていること、「児童・青少年スポーツ」と別に「総合大学、単科大学、専門学校及び教育諸機関における身体文化とスポーツ（学生スポーツ）」の項目がたてられていること、「財政」に代わって「身体文化の統一的システムの科学的計画と指導」という項目がたてられていることである。

2) 「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の内容

以下では同訓令の内容を具体的に明らかにしたい。

前文では、この訓令が社会主義の包括的建設期における課題を示した SED 第6回党大会の決議に基づいたものであることや、新しい経済システムと同様、スポーツ分野も、科学的計画と指導という原則で方向付けていくことが重要であると述べられている。また、スポーツに関係する国家的機関及び大衆団体はその計画を立てる際、この訓令の方針を基礎とすること、また計画文書としては、「DTSB 第3回総会決議」に従うことなどを定めている。

そして、同訓令公表の目的を、多くの幹部、スポーツ教師、スポーツ科学者、国家的及び社会的指導機関の責任ある協力者を、県、郡、及びスポーツ科学機関における身体文化・スポーツの計画に参加させるためと述べている⁴⁾。

1. 社会主義的身体文化発展の基本方針

東ドイツの身体文化とスポーツは、その政治、経済、文化と密接に関連しており、

以下に役立つものと規定された。

1. 健康とレクリエーション、身体的達成能力の改善、長寿、興味深く、意義深い余暇の形成。
2. 平和の保持と強化。
3. すべての国のスポーツマンや国民との友好関係を確立、強化し、東ドイツの国際的名声を高めること。
4. 両ドイツ国家の協調と和解⁵⁾。

そして、社会主義的身体文化発展の基本方針として主に以下のことが定められた。

1. 長持ちする健康と最適な身体的達成能力は、社会主義的な人間が努力して獲得するに値する特性である。身体的、文化的活動は、精神的、身体的能力の最適な発達、勤労者の創造的生産活動の準備と能力の促進、市民の防衛能力の向上に貢献する。
2. 学校、企業、余暇及びレクリエーションにおいて、意識的に多様なスポーツ活動を行う中で、価値ある性格属性、例えば、勇気、大胆さ、決断力、持続力、根気、集団態度を形成する。
3. 規則的なスポーツ活動、旅行、目的に合った身体的負荷、身体修練を伴うレクリエーションを、我々の時代の人々の不変な習慣、真の生活欲求としなくてはならない。
4. 身体文化は、社会主義的国民文化に内在する固有の構成要素である。文化的水準には、すべての市民の身体的達成能力の発達、スポーツ運動の高度な達成水準も属する。
5. 国際スポーツ諸連盟、国際オリンピック促進運動におけるすべての国のスポーツマンとの会合とその協力は、平和的共存が生きていること、有効なことの証明である。
6. ドイツにおいて、社会主義的スポーツ促進運動は、その接近と協調に貢献し、同時に、国家的問題の平和的解決に貢献するという課題を持つ⁶⁾。

2. 社会主義的身体文化の各領域発展の主要課題

2.1 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツ全般に関しては主に以下のことが定められた。

身体的陶冶と教育は、若い世代の育成の重要な構成要素であり、社会主義的人格の全般的、調和的発達に不可欠である。そのことを義務的な形態と自由意志の形態との統一した過程の中で実現し、以下のことを目指す。

1. 健康と身体的能力を改善し、規則的なスポーツ活動に対する欲求を育てる。
2. すべての若者を体系的に身体的に完成させる。
3. 価値ある性格属性の形成を援助する。
4. 余暇の内容を豊かにし、興味深いものとする⁷⁾。

就学前の身体教育

就学前の身体教育に関しては主に以下のことが定められた。

就学前の身体教育では、年齢に応じた運動遊戯や身体修練を通じて、児童の健全

で多面的な身体的発達の基礎を確立しなければならない。

幼稚園では、総合的教育、特に運動の特質と運動の技術を多面的に育成することによって、規則的なスポーツ活動に児童を親しませるべきである。

DTSBの年少児童グループの数を増やすべきである⁸⁾。

スポーツ授業

スポーツ授業に関しては主に以下のことが定められた。

将来の授業を、「統一的社会主義的教育制度に関する法律」と「オーベルシュエレと職業学校におけるスポーツ授業と課外スポーツのさらなる促進に関する教育省幹部会の決定」に基づいて行うべきである。

多面的な身体の基本形成がスポーツ授業の中心となる。

1970年までに以下のことを達成すべきである。

1. 義務課程において、児童・青少年はそれぞれの年齢段階のスポーツ章の条件を満たす。
2. 8年次終了までにすべての健康な児童を泳げるようする。

身体的陶冶と教育の重要な課題の一つは、スポーツ授業の質の継続的な改善とスポーツ時間の十分な利用である⁹⁾。

課外スポーツ

課外スポーツに関しては主に以下のことが定められた。

課外スポーツを興味深く、喜びに満ちたものとすべきである。

スポーツ後継者の合理的選択と適時の促進を保障すべきである。教育諸機関とDTSBの協力によって、学校スポーツ共同体とスポーツ共同体で、どの種目を優先して行うかを決定すべきである。

課外スポーツの促進には特に以下の諸方策が必要である。

1. 年齢段階や等級に応じた目的に適った統一的な競技システムをつくり、規則的な競技活動に多くの生徒を組み入れる。
2. 児童・青少年スパルタキアードを主にDTSBの責任で準備し、国家的諸機関やその他の大衆団体によって援助すべきである。
3. 教育機関が中心となり、余暇において多様で規則的なスポーツ活動を保障すべきである。
4. 学校スポーツ共同体に関しては、運動指導者の活動の調達資金及び報奨金システムをつくり、除々に導入すること。

ドイツ教育中央研究所は、生徒の身体教育分野の研究に関する指導的機関として機能する。

ドイツ体育大学の研究所は、後継者のトレーニングの指導的機関としての機能を担う¹⁰⁾。

2.2 総合大学、単科大学、専門学校及び教育諸機関における身体文化とスポーツ(学生スポーツ)

総合大学、単科大学、専門学校及び教育諸機関における身体文化とスポーツ、つ

まり、学生スポーツに関しては主に以下のことが定められた。

総合大学、単科大学、専門大学では、学生の陶冶と教育の全過程において、スポーツ的完成の水準を引き上げ、学生の身体的達成能力を著しく改善するという課題がある。

国家大学・専門学校事務局と教育省は、その所轄機関において、すべての学生の義務的及び自由意志の身体的・スポーツ的訓練の高い質を保障しなければならない。

DTSBの大学・専門学校スポーツ共同体は、学生の自由意志のスポーツ的訓練と教育に責任がある。

以下のことが重要であり、奨励される。

1. 大学・専門学校スポーツ共同体の数を増加させ、現在の活動をさらに強化すべきである。
2. すべての学生のために、多様な競技を組織すべきである。
3. 外国の学生スポーツ組織との国際学生スポーツ交流を奨励すべきである¹¹⁾。

2.3 成人の身体文化とスポーツ（一般国民スポーツ）

成人の身体文化とスポーツ、つまり、一般国民スポーツに関しては主に以下のことが定められた。

その目標は、次第に多くの市民を、規則的で質の高いスポーツ活動に獲得し、彼らの健康を高め、彼らの積極的な余暇を促進し、達成能力を高め、寿命を伸ばし、喜びや快活さを喚起することにある。

1970年まで課題としては以下が重要である。

1. 遊戯、競技活動に組み入れられるチームやグループは、多面的な身体的基礎形成や競技会の準備を改善するために、少なくとも週2時間、計画的なトレーニングを行うべきである。
2. スポーツグループは、少なくとも週2時間のスポーツや旅行を行うことを目指すべきである。
3. 各スポーツ連盟は、県及び郡のDTSB指導部と協力し、常に新しい会員とスポーツマンをその種目で獲得することに努力すべきである。特に、陸上、水泳、ボールゲームの促進が重要である。
4. スポーツ章をスポーツ活動の中心とすべきである。
5. 特に、居住地区、企業、近郊の保養・余暇地域において、積極的なレクリエーションを目的とする自主的なスポーツ、旅行の諸条件をつくるべきである。
6. ラジオ、テレビ、新聞、映画は、自主的なスポーツ、旅行に関する適切な刺激と指導を市民に与えることを援助すべきである。
7. 常に運動指導者、スポーツ組織者、審判の獲得、養成、及び継続教育に配慮すべきである¹²⁾。

2.4 競技スポーツ促進の根本原理

競技スポーツ促進の根本原理に関しては主に以下のことが定められた。

東ドイツの競技スポーツの課題は、社会主義的身体文化の発展とオリンピック理

念に関する一般的目標から生じる。

世界の指導的スポーツ国家としてのその地位を強化し、さらに改善することに、競技スポーツのさらなる発展を方向づけなくてはならない。

競技スポーツ領域の課題決定に際して、以下の点に注意すべきである。

1. 原則として、世界の水準に到達し、さらにその水準を引き上げることに競技スポーツを方向づけるべきである。
2. 質的、量的な観点からの後継者の選抜と助成の根本的改善が競技力向上の決定的な条件となる。
3. 広義でのトレーニングやスポーツ的訓練は、スポーツマンの人格陶冶を導かねばならない。
4. さらなる競技力向上のテンポは、複合的な学術的研究から得られた知識によって決定される。

さらなる発展の基本方針と現状分析から、重点が以下のように定められた。

1. 後継者の選抜と促進に関する総合的システムを新しくつくるべきである。科学的養成プログラムを作成し、導入すべきである。特に、児童・青少年のための地域レベルから郡レベルまでの興味深く、多様な競技システムを組織すべきである。
2. すべてのスポーツ種目や種類において、その時々最高の科学水準を用いて訓練ができるように、実践と理論において完成されたトレーニングシステムをつくるべきである。
3. 競技スポーツ領域の学術的研究を早いテンポでさらに発展させるべきである。その際、自然科学的、生物学的及び社会科学的領域の確立と強化を優先する。
4. 競技者の包括的な健康の促進と能力向上を保障するために、スポーツ医学的管理システムをさらに発展させるべきである。
5. すべてのレベルにおいて、成績向上の刺激として、スポーツ等級制度を効果的に利用すべきである。
6. 競技スポーツのすべての領域で、計画的に、そして将来を見据えた観点から、専門家の質を引き上げなければならない。
7. 課題を解決する際の重要な基礎は、競技スポーツの計画と指導の目的に適ったシステムである。スポーツ医学的指導の強化、責任の明確な区分が競技スポーツにとって根本的に重要である¹³⁾。

3. 科学と研究発展の基本方針

科学と研究発展の基本方針に関しては、主に以下のことが定められた。

決定に際しては以下のことを考慮すべきである。

1. マルクス・レーニン主義に基づいて、スポーツ科学のシステムを計画的に完成させることが必要である。
2. 人間の身体的、社会的発展の合法則性に求められる科学の統合という原理の認識の必要性をスポーツ科学の基礎的学問の方向付けにおいても考慮すべきである。

3. レクリエーション領域では、生活様式の科学的理論や方法をつくること、積極的な手段としての身体文化やスポーツの役割を定めることが必要である。
4. 自然科学的及び医学的分野を研究に取り入れ、促進しなければならない。
5. 若い世代の身体教育では、規則的なスポーツ活動に対する欲求を育てることが中心である。

競技スポーツの重要性や競技スポーツとその他の領域との関係から、スポーツ科学を競技スポーツの問題に優先して向けるべきである。

医学の専門領域であると同時に、スポーツ科学システムの構成要素であるスポーツ医学のさらなる促進に特別な注意を払う。

ドイツ体育大学のスポーツ医学研究所は、スポーツ医学発展の学問的中心地であり、指導的機関である¹⁴⁾。

4. スポーツ医学の促進

スポーツ医学の促進に関しては主に以下のことが定められた。

スポーツ医学では、保健、身体文化、スポーツの課題に応じて、予防、リハビリテーション、セラピー、生理学などの重要な問題を解決すべきである。

スポーツの医学的管理の主要内容は、スポーツを営む住民の健康、能力、平均寿命を伸ばす目的で、身体文化とスポーツの手段や方法の合理的、全般的な適用を監視し、影響を及ぼすことにある。

DTSB との協力で、県中央スポーツ医学研究所を、競技スポーツ選手や後継者のスポーツ医学的管理を保障し、スポーツ活動を営む住民のスポーツ医学的管理を指導する県の中心地として発展させるべきである。

既存の養成制度に基づいて、スポーツ医学の専門医の養成を改善すべきである。

ドイツ医科大学にスポーツ医学講座を設置すべきである。国家大学・専門学校制度事務局の統一プログラムに基づいて、すべての医学部にスポーツ医学の講座をつくるべきである。

東ドイツスポーツ医学協会の主要課題は、医学のすべての専門及び関連領域の多くの医師や科学者に、スポーツ医学問題に関する興味を抱かせ、共同活動に彼らを獲得することにある¹⁵⁾。

5. 専門家の資格付与、その育成と継続教育

専門家の資格付与、その育成と継続教育に関しては主に以下のことが定められた。

課題を解決する際、専門家の助成と多くのボランティアの獲得が次第に重要な要素となってきた。

ボランティアの専門的な役割と重要性が継続的に増している。彼らの責任ある活動なしに、身体文化とスポーツのさらなる発展は保障されない。

教師、幹部の以前の賃金支払い制度を再検討し、改善すべきである。

陶冶及び教育にかかわる国家的諸機関の専門家の養成及び継続教育に関しては以下が重要である。

1. すべての乳幼児保育女性看護師、乳幼児専門女性看護師、幼稚園女性教諭

の養成に際して、身体的陶冶・教育の特別な内容をその2年間の専門課程に含める。

2. 現在働いている乳幼児保育女性看護師、乳幼児専門女性看護師、幼稚園の女性教諭に、身体教育指導に関する資格を付与する。
3. 下級の教師の一部を低学年のスポーツ授業ができるように4年間の専門課程で養成し、また体系的に継続教育を施す。
4. 高学年の生徒、教師、住民の中から、経験豊かな運動指導者やスポーツ教師を獲得し、資格を付与する。

学校スポーツ教師は、統一的社会主義的教育制度において、中・高学年の身体的陶冶及び教育に責任ある専門教諭である。その課題は、国家的なカリキュラムに基づいたスポーツ授業の内容豊かな実施、組織であり、学校スポーツ共同体における課外スポーツ活動の指導、組織もその重要な社会的活動と考えねばならない。また、DTSB、特に専門委員会の指導や競技会の活動に協力することもその課題である。

さらに、大学卒のスポーツ教師は、

1. 就学前、低学年領域において指導的であり、継続教育ができなければならない。
2. DTSBと協力し、学校スポーツ共同体において意図的計画的なトレーニング活動ができ、運動指導者・審判の養成や指導に精通し、そして自分の選択種目の基本的及び複合的なトレーニングができること。
3. 健全な生活態度を生徒に教える際、学校長の相談役として、また、学校医の助力者として、予防的な方策によってその活動を援助する。

競技スポーツ領域に従事する専門家の育成、継続教育をさらに改善すべきである。以下のことを保障すべきである。

1. すべてのオリンピック種目の専門家に関して、ドイツ体育大学において養成機会をつくる。
2. 特定のスポーツ種目で専門家養成の特別な方策を講じる。
3. トレーナー養成に職務補佐を配置する。
4. 各スポーツ連盟を通じて、審判を含めたすべてのボランティア及び兼任の専門家の体系的な継続教育を保障する。
5. 児童・青少年のための運動指導者を計画的に継続教育する。

成人スポーツ領域に従事するすべての専門家については、養成と継続教育によって、規則的なスポーツ活動を多様な形態で興味深く組織し、指導できる能力を身につけさせるべきである。

さらに以下のことを保障すべきである。

1. DTSBにおいて専門学校レベルのスポーツ教師をその都度養成する。
2. 改正されたプログラムに基づいて、運動指導者の養成及び継続教育を実施する。
3. ボランティアの幹部を計画的に、そして様々な手段や方法によって有資格にする¹⁶⁾。

6. 身体文化の物質的、技術的諸条件の拡大

身体文化の物質的、技術的諸条件の拡大に関しては主に以下ことが定められた。
将来この領域の発展において、最高の成果を得ることができるよう資金を活用することが、身体文化・スポーツに関するすべての領域の物質的・技術的諸条件拡大の基礎である。

投資活動の中では以下のことを優先して行うべきである。

1. 中心となる重要施設の建設（スポーツ科学やスポーツ医学を含めた競技スポーツ施設の建設）
2. 東ドイツの政治的、経済的中心地における施設建設
3. スポーツ施設の維持・再建

国家身体文化・スポーツ委員会は、スポーツ用具や器材（スポーツウェアを含む）の継続的な生産や供給について有効な手段を講じるべきである。

身体文化・スポーツの財政的システムの改善と再組織が重要である¹⁷⁾。

7. 身体文化の統一的システムの科学的計画と指導

身体文化の統一的システムの科学的計画と指導に関しては主に以下のことが定められた。

個々の領域及び全身体文化の発展に関係するすべて国家的機関や大衆団体の責任を旨く調整し、決定することによって、身体文化の科学的計画と指導を高める。

社会主義的身体文化の統一的システムに、旅行・ヴァンデルンの形態を新しく組み入れるべきである。

中央の国家的機関、地域の諸機関、大衆団体指導部は、将来計画、年次計画を作成し、課題の解決を行う¹⁸⁾。

（3）「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の特徴

同訓令は、「1965年までの社会主義的身体文化発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年2月1日）の後を受け、1965年9月1日に国家身体文化・スポーツ委員会によって決議された。

同訓令の構成上の特徴は、従来のスポーツ関係規定にはない「社会主義的身体文化発展の基本方針」「身体文化の統一的システムの科学的計画と指導」という項目がたてられていることなどであり、また、上述のように、その内容の一つ一つは1960年の訓令ほど具体的なものではない。

以下では、同訓令の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツの主な特徴は、まず、同年2月の「統一的社会主義的教育制度に関する法律」に基づき、学校体育の授業の課目名を「スポーツ」に変更し、授業の質的改善を重視していることである。

また、学校スポーツ共同体でどのスポーツ種目を優先して行うのかを、教育省とDTSBとの協力によって決定すること、学校スポーツ共同体にDTSBが関与すること、学校教師がDTSBの活動を指導することを定めるなど、学校と社会のスポーツの連携の強化が目指されている。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツの主な特徴は、従来以上に運動指導者、審判・レフェリーの獲得、養成及び継続教育を重視していることにある。

3) 競技スポーツ

競技スポーツの主な特徴は、世界の指導的スポーツ国家としてのその地位を強化するという目標を立て、スポーツ医学の強化を含めた科学と研究の改善と後継者の養成を重視していることにある。一方、以前の訓令では明記されていた重点促進スポーツ種目などは同訓令では記されていない。このことは、後述するように、東ドイツの競技力が西ドイツに接近してきたことなども関係するようと思われる。

4) その他

a. 科学と研究

科学と研究の基本方針の主な特徴は、スポーツ科学を競技スポーツに優先して向けることをはっきりと明示していることである。

b. スポーツ医学

スポーツ医学の主な特徴は、競技スポーツ選手や後継者のスポーツ医学的管理を指導するために、県中央スポーツ研究所の拡大、スポーツ医学専門の診断所の開設など、その組織の拡大と専門家の養成を重視していることである。

c. 専門家の資格付与、その育成と継続教育

専門家の資格付与、その育成と継続教育の主な特徴は、スポーツ教師、トレーナーなど、各指導者の役割と課題を、例えば、「学校スポーツ教師は、統一的社会主義的教育制度において、中・高学年の身体的陶冶及び教育に責任ある専門教諭である。その課題は、国家的なカリキュラムに基づいたスポーツ授業の内容豊かな実施、組織であり、学校スポーツ共同体における課外スポーツ活動の指導、組織もその重要な社会的活動と考えねばならない。また、DTSB、特に専門委員会の指導や競技会の活動に協力することもその課題である」と具体的に定めていることや、専門家の継続教育とボランティアの確保及び資格付与をさらに重視していることである。その他、運動指導者の報酬に関しても言及されていることも特徴的である。

d. 物質的、技術的諸条件

従来の訓令では、スポーツ施設とスポーツ器材に関する項目があったが、同訓令では、物質的、技術的諸条件という項目にまとめられた。スポーツの物質的、技術的諸条件の拡大などについては、重要建設施設の第一にスポーツ科学やスポーツ医学を含めた競技スポーツ施設をあげていることが特徴である

e. 財政

先に述べたように、従来の訓令の項目にあった財政は項目から削除された。これによって、国家的なスポーツ財政を具体的にスポーツ関係規定から窺うことができなくなった。

f. 身体文化の統一的システムの科学的計画と指導

同訓令では、以前のスポーツ関係規定にない新たな項目として「身体文化の統一的システムの科学的計画と指導」という項目がたてられた。これは、決定権限の下部分散化をはかることによって、計画経済の非融通性を克服しようとする新しい経済システムの方向性を意識したものと考えられる。そこでは、将来計画や年次計画

を作成するという地域諸機関の役割が明記されていることや、スポーツ促進に関する国家的機関と大衆団体の役割の調整に注意が払われていることなどが特徴である。

g. 社会主義的身体文化発展の基本方針

従来のスポーツ関係規定では、スポーツ促進の基本方針が項目としてあげられることはなかったが、同訓令では、一つの項目としてあげられた。この基本方針は、従来と大きく異ならないが、スポーツが意義深い余暇の形成に役立つと明記していることや、平和的共存という用語が使用されていることは、壁建設後の東ドイツの国際的立場や、1966年4月から東ドイツにおいて隔週週休二日制が導入されることになったことと関連するようと思われる。

h. 余暇への配慮

上述のことと関連するが、従来のスポーツ関係規定以上に余暇に対する配慮が一般的に多いことも同訓令の特徴的である。

i. 訓令の性格

同訓令の前文において、「スポーツに関する国家的機関及び大衆団体はその計画を立てる際、この訓令の方針を基礎とすること、また計画文書としては、『DTSB 第3回総会決議』に従うこと」と述べられていることや、「将来のスポーツ授業を『統一的社会主義的教育制度に関する法律』と『オーベルシュレーと職業学校におけるスポーツ授業と課外スポーツのさらなる促進に関する教育省幹部会の決定』に基づいて行うべき」と記されていることが、同訓令の性格を知る上で重要と考えられる。つまり、スポーツ分野全般に関しては、同訓令が「DTSB 第3回総会決議」より上位にあること、スポーツ授業に関しては教育機関の諸規定にその方針を委ねようとするのが窺える。また、DTSB 第3回総会が開催されたのは翌1966年6月3日、4日であったが、DTSB 幹部会は、1965年10月21日の第17回会議においてすでにDTSB 第3回総会の決議草案を作成していた。これらのことから、「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」という国家的な文書と大衆団体であるDTSB 第3回総会の決議草案は同時並行的に作成されたと考えられる。

j. 具体的な内容の少なさ

同訓令（1965年）の特徴の一つは、「1965年までの社会主義的身体文化促進に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年）と比較すると、ノルマや目標が示されず、内容が具体的でないことである。このことは競技スポーツの項目に端的にあらわれている。それでは、何故、競技スポーツに関して具体的な目標を示さない、つまり秘密にしようとしたのであろうか。その理由は様々に考えられるが、東ドイツの競技スポーツの促進が軌道にのってきた時点において、敢えてその目標を公表したくなかったことも考えられる。オリンピックの成績において、東ドイツは東京大会（1964年）で西ドイツに近づき、メキシコ大会（1968年）でついに西ドイツを上回るようになった。

（４）「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」の位置づけの再検討

同訓令については、L.スコルニクの「東ドイツスポーツ編年史」において「国家身体文化・スポーツ委員会は1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令を決議した」¹⁹⁾と記され、また、SED第7回大会では、「この訓令は身体文化とスポーツの国家的計画の新しい質を明らかにした。郡と県のすべての評議会は、地方計画の要素として身体文化とスポーツの将来計画を作成し始めた」²⁰⁾と報告されていた。

同訓令の項目、内容、特徴から明らかなように、同訓令は、「1965年までの社会主義的身体文化発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年）と同様、中長期的で総合的な内容を有しており、スポーツ分野における1970年までの国家的に重要なスポーツ関係規定と言えよう。

「身体文化の統一的システムの科学的計画と指導」の内容などからは、同訓令によって、東ドイツが、決定権限の下部分散化をはかることによって計画経済の非融通性を克服しようとした新しい経済システムの方針をスポーツ分野においても試みようとしていたことが窺えるが、以前の訓令と同じように競技スポーツを優先して促進しようとしていることや、余暇への配慮が従来よりも多くみられることなども見逃せないことであろう。

また、競技スポーツの項目に端的にみられるように、同訓令の内容が従来のスポーツ関係規定よりも具体的でないことも同訓令の特徴の一つと言えよう。

新しい経済システムの導入、余暇時間の増加、1960年代半ばからのスポーツ競技力の向上などがこれらの背景にあったように思われる。

第2第4節：註及び引用

第1項

- 1) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年、508-509頁。
- 2) 同上書、518-519頁。
- 3) 同上書、519頁。
- 4) *Das Protokoll der Verhandlungen des VI. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd.IV.* Dietz Verlag: Berlin, 1963, S.337.
- 5) Ebenda, S.338.
- 6) 林健太郎、ドイツ史、前掲書、519-520頁。
- 7) 河合信晴、ドイツ民主共和国における個人的余暇の前提、ドイツ研究(45)、2011年、93頁。
- 8) 同上書、77頁。
- 9) 栗原孝、旧東ドイツの若者の社会意識、政治意識（転機の70年代）、扶助国家の形成、国家不信、私化の浸透、亜細亜大学国際関係学部国際関係紀要(3-1)、1993年、5頁。

第2項

- 1) 木村吉次編著、体育・スポーツ史概論、市邨出版：東京、2001年、159-160頁。
- 2) H.-G. Heyens. *Sportrecht. Eine Zusammenstellung der wichtigsten Beschlüsse und gesetzlichen Materialien.* VEB Deutscher Zentralverlag: Berlin, 1962, S.56-60.

- 3) Ebenda, S.60-65.
- 4) Ebenda, S.65-69.
- 5) Ebenda, S.72-74.
- 6) Ebenda, S.74-76.
- 7) Ebenda, S.76-77.
- 8) Ebenda, S.77-84.
- 9) Ebenda, S.84-85.
- 10) Ebenda, S.85-88.
- 11) Ebenda, S.88-89.
- 12) Ebenda, S.89.
- 13) Ebenda.
- 14) Ebenda, S.90-93.
- 15) Ebenda, S.93.
- 16) Wonneberger, Günther (Hg.). *Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961. Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd.IV.* Sportverlag: Berlin, 1967, S.196.
- 17) Knecht, Willi. *Die ungleichen Brüder. Fakten, Thesen und Kommentare zu den Beziehungen zwischen den beiden deutschen Sportorganisationen.* Hase & Koehler Verlag: Mainz, 1971, S.12.
- 18) Lemk, Wilfried. *Sport und Politik. Eine Dokumentation des innerdeutschen Sportverkehrs.* Verlag Ingrid Czwalina: Hamburg, 1971, S.36.
- 19) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS TeilIV:1961-1965", in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 4 (1996), S.8.
- 20) Ebenda, S.7-27.
- 21) Ebenda, S.27.
- 22) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd.II.* Sportverlag: Berlin, 1983, S.120.
- 23) Ebenda.
- 24) Ebenda, S.159-160.
- 25) *Das Protokoll der Verhandlungen des VI. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. I.* Dietz Verlag: Berlin, 1963, S.210.
- 26) Ebenda. S.214.
- 27) Zentralkomitee der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands (Hg.). *Dokumente der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd.IX.* Dietz Verlag: Berlin, 1965, S.702.
- 28) Theorie und Praxis der Körperkultur, 1 (1964), S.1-6.
- 29) Koerpererziehung, 8/9 (1964), S.1-8.
- 30) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I , Nr.6, 25.2.1965, S.83-106.
- 31) H.-G. Heyens. *Sportrecht. Eine Zusammenstellung der wichtigsten Beschlüsse*

- und gesetzlichen Materialien*, a.a.O., S.76-77.
- 32) Ebenda, S.77.
 - 33) Eichel, Wolfgang (Hg.), *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S.187.
 - 34) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS TeilIV:1961-1965", a.a.O., S.19.
 - 35) H.-G. Heyens. *Sportrecht. Eine Zusammenstellung der wichtigsten Beschlüsse und gesetzlichen Materialien*, a.a.O., S.41.
 - 36) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S.165.
 - 37) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS TeilIV:1961-1965", a.a.O., S.19.
 - 38) Ebenda, S.22.
 - 39) H.-G. Heyens. *Sportrecht. Eine Zusammenstellung der wichtigsten Beschlüsse und gesetzlichen Materialien*, a.a.O., S.84-88.
 - 40) Ebenda.
 - 41) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS TeilIV:1961-1965", a.a.O., S.16.
 - 42) Ebenda, S.24.
 - 43) Ebenda, S.15.
 - 44) H.-G. Heyens. *Sportrecht. Eine Zusammenstellung der wichtigsten Beschlüsse und gesetzlichen Materialien*, a.a.O., S.545-549.
 - 45) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S.129.
 - 46) Ebenda.
 - 47) Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969, S.39-40.
 - 48) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS TeilIV:1961-1965", a.a.O., S.18.
 - 49) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S.187.
 - 50) Ebenda., S.127.
 - 51) 例えば次を参照。Ampler, Klaus. *Mein Leben für den Radsport. AUTOBIOGRAPHIE*. Medien Service Gunkel & Creutzburg: Gotha, 2005, S.55.
 - 52) 藤井政則、スポーツの崩壊－旧東ドイツスポーツの悲劇－、不昧堂出版：東京、1998年、32頁。
 - 53) Ewald, Manfred. *Ich war der Sport. Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger*. Elefant Press: Berlin, 1994, S.58f.
 - 54) Recknagel, Helmut. *Eine Frage der Haltung. Erinnerungen*. Das Neue Berlin: Berlin, 2007, S.181.
 - 55) 例えば次を参照。Ampler, Klaus. *Mein Leben für den Radsport. AUTOBIOGRAPHIE*, a.a.O. S.47.
 - 56) 例えば次を参照。Recknagel, Helmut. *Eine Frage der Haltung: Erinnerungen*. Das Neue Berlin: Berlin, 2007.

第3項

- 1) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年、522頁。

- 2) Erbach, Gunther (Hg.). *Kleine Enzyklopädie. Körperkultur und Sport.* VEB Bibliographisches Institut: Leipzig, 1965, S.41.
- 3) Ebenda.
- 4) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II.* Sportverlag: Berlin, 1983, S.151.
- 5) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I , Nr.4, 6.5.1964, S.75-76.
- 6) Ebenda, S.78-79.
- 7) Ebenda, S.79.
- 8) Ebenda, S.82.
- 9) Ebenda.
- 10) Ebenda.
- 11) Ebenda, S.82-83.
- 12) Ebenda, S.83.
- 13) Ebenda.
- 14) Ebenda.
- 15) Ebenda.
- 16) Ebenda.
- 17) Ebenda.
- 18) Ebenda.
- 19) Ebenda.
- 20) Ebenda.
- 21) Ebenda.
- 22) Ebenda.
- 23) Ebenda.
- 24) Ebenda, S.83-84.
- 25) Ebenda, S.85.
- 26) Ebenda.
- 27) Ebenda.
- 28) Ebenda, S.86.
- 29) Ebenda.

第4項

- 1) 次を参照。Erbach,Günter (Hg.). *Kleine Enzyklopädie. Körperkultur und Sport.* VEB Bibliographisches Institut: Leipzig, 1979.
- 2) Skorning, Lothar. *CHRONIK DES DDR-SPORTS.* Gesellschaft zur Förderung des olympischen Gedankens in der DDR: Berlin, 1975, S.45.
- 3) *Das Protokoll der Verhandlungen des VIII. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd.IV.* Dietz Verlag: Berlin, 1967, S.197.
- 4) Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, Heft5, Beilage, S.5-6.
- 5) Ebenda, S.7.

- 6) Ebenda, S.7 - 8.
- 7) Ebenda, S.9.
- 8) Ebenda.
- 9) Ebenda, S.9 - 10.
- 10) Ebenda, S.10 - 11.
- 11) Ebenda, S.11 - 12.
- 12) Ebenda, S.12 - 14.
- 13) Ebenda, S.14 - 16.
- 14) Ebenda, S.17 - 19.
- 15) Ebenda, S.20 - 21.
- 16) Ebenda, S.21 - 24.
- 17) Ebenda, S.24 - 26.
- 18) Ebenda, S.26 - 27
- 19) Skorning, Lothar. *CHRONIK DES DDR-SPORTS*. Gesellschaft zur Förderung des olympischen Gedankens in der DDR: Berlin, 1975, S.45.
- 20) *Das Protokoll der Verhandlungen des VII. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd.IV*. Dietz Verlag: Berlin, 1967, S.197.

第5節：「東ドイツ憲法」（1968年）—スポーツの政治的社会的に高い位置づけ—と「東ドイツ国家評議会の決定」（1968年）—スポーツ促進の質的転換と国防準備の強調—

はじめに

本節では、1961年以降社会主義的法制化が進んだ東ドイツにおいて出された「東ドイツ憲法」と「東ドイツ国家評議会の決定」の内容、特徴などを明らかにしたい。

第1項：「東ドイツ憲法」と「東ドイツ国家評議会の決定」の社会的背景

（1）1960年代半ばの経済的発展

1963年に始まった経済改革が、東ドイツの経済発展の重要な一因になったことは一般的によく知られている。1963年には低迷気味であった東ドイツの工業生産は、1964年以後、化学産業、電気産業、精密機械産業を中心に発展を続け、東ドイツは1960年代半ばに、ソビエト、西ドイツ、イギリス、フランスに続く、ヨーロッパで第5位の工業国になった¹⁾。

（2）SED第7回党大会とW.ウルブリヒトによる野心的な独自路線の展開

1960年代の経済的成功によって東ドイツが確立するとともに、東ドイツ指導部、特にW.ウルブリヒトに自立しようとする意識があらわになった。つまり、東ドイツはソビエトのモデルを無批判に受け入れたり、ソビエトの政策に絶対的優越性を置くという従来の方針から離脱しようとしたのである²⁾。

SED第7回党大会（1967年4月17日－22日）において、W.ウルブリヒトは、社会主義の包括的建設という目標をさらに進め、「社会的生産諸力の高い水準と急速な発展テンポによって、堅固で発達した社会主義的生産諸関係によって、強力な社会主義的国家権力によって、社会主義的民主主義の全般的発達によって、勤労者の高い教育水準によって、勤労者の労働・生活条件の改善によって」³⁾特徴づけられる「社会主義の発達した社会システムの形成」を目標として定めた。同党大会は、スポーツに関しては、人々の多様な関心に応じた余暇を発展させる必要性などを指摘している⁴⁾。

後日、W.ウルブリヒトは、さらに「資本主義と共産主義の間の単なる過渡段階ではない。それはむしろ相対的に自立した社会構成体であり、体制の諸要素によって、また全体として意識的に、計画的に発展、形成される体制である」⁵⁾と述べ、東ドイツが高度工業社会における最初の社会主義国として、単にソビエトと同じ発展段階に至ったばかりでなく、さらにその先を行こうとしていることを示唆した。

しかしながら、H.ヴェーバーは「東ドイツは1967年から新たな経済的困難と行き詰まりに遭遇した・・・消費財生産の頂点を記録したのは1966年から1967年にかけてであり、その後生産は再び後退した」⁶⁾と述べている。

（3）新憲法の制定作業

一方、先にも述べたように、1961年以降東ドイツでは国民生活面で社会主義的法制化が急速なテンポで進められていたが、その作業が一応終了すると、ついで新憲法制作業が進められた⁷⁾。

(4) プラハの春と東ドイツの対応

1956年のスターリン批判の衝撃は、ポーランドやハンガリーほどではなかったが、チェコ・スロヴァキアにも波及し、統治体制は揺らぎ始めた。1967年に入ると、作家達が党批判を行い、学生達のデモを党指導部が警察隊によってこれを鎮圧するという事態に発展した。

ワルシャワ機構軍のチェコ・スロヴァキア進入を最も強固に主張したのが W.ウルブリヒトであった⁸⁾。東ドイツがワルシャワ機構5カ国軍とともに、チェコ・スロヴァキア占領に参加したのは1968年8月のことである。

第2項：「東ドイツ憲法」と「東ドイツ国家評議会の決定」のスポーツ的背景

(1) 「DTSB 第3回総会決議」(1966年6月)

DTSBの第3回総会は、第2回総会の5年後の1966年6月3日、4日に開催され、4日に決議が行われた。決議は前文と9項目からなる。同決議の構成は、以下の通りである。

前文

スポーツ—我々の児童・青少年の社会主義的人格育成に必須の要素
身体文化とスポーツ—学生の育成に不可欠な要素
規則的なスポーツ活動は住民の健康、積極的な余暇、平均余命及び達成能力の向上に貢献する
我々の競技スポーツはオリンピック理念と我々の社会主義の祖国の名声に貢献する
社会主義的に思考行為するスポーツマンの教育—DTSBの課題、社会主義的身体文化をさらに発展させるための推進力
科学的知識の目的に適った利用は我々の課題をよりよく実現することを援助する
専門家の育成と資格付与は、すべてのDTSB指導部の緊急の関心事である
財政的、物質的基盤は、身体文化・スポーツ発展の基本的な条件である
DTSBの計画・指導活動の高い質と諸機関の大きな責任について

第2回総会の決議との比較では、第3回総会の決議の特徴の一つは、その項目と内容が多いことである。スポーツ科学、専門家の育成及び資格付与、財政などに関する項目は第2回総会の決議にはないものであった(表2-10参照)。

表2-10 DTSB第2回、第3回総会決議の項目

第2回総会決議の項目	第3回総会決議の項目
	前文
I DTSB-東ドイツにおける新しい生活の共同形成者	
II DTSB-ドイツスポーツの優れた伝統の保	

護者	
Ⅲ DTSB は両ドイツ国家の協調と協力を目指す	
Ⅳ DTSB-東ドイツスポーツの主導者、組織者	
A 児童・青少年スポーツの全般的発展に関して－「すべての青少年がスポーツを行う」ことの実現－	スポーツ－我々の児童・青少年の社会主義的人格育成に必須の要素
	身体文化とスポーツ－学生の育成に不可欠な要素
B 一般国民スポーツにおける我々のスローガン「誰もが、何処でも、週に一度はスポーツを！」	規則的なスポーツ活動は住民の健康、積極的な余暇、平均余命及び達成能力の向上に貢献する
C DTSB はスポーツの高い競技成績を目指す	我々の競技スポーツはオリンピック理念と我々の社会主義の祖国の名声に貢献する
	社会主義的に思考行為するためのスポーツマンの教育－DTSB の課題、社会主義的身体文化をさらに発展させるための推進力
	科学的知識の目的に適った利用は我々の課題をよりよく実現することを援助する
	専門家の育成と資格付与は、すべての DTSB 指導部の緊急の関心事である
V スポーツ施設とスポーツ器材	財政的、物質的基盤は、身体文化・スポーツ発展の基本的な条件である
VI DTSB の所轄諸機関の責任を引き上げよ！	DTSB の計画・指導活動の高い質と諸機関の大きな責任について

(出典：両文書より筆者作成)

第2回総会の決議と比較すると、第3回総会の決議は内容的には次のことに特徴がみられる。「スポーツ－我々の児童・青少年の社会主義的人格育成に必須の要素」という項目は児童・青少年スポーツに関することであり、DTSB においてスポーツ活動を行う児童、青少年を各々40万人、30万人増加させること、会員の獲得、児童・青少年部門の設立をオリンピック種目に集中させること、スパルタキアードを重視すること、スポーツに才能のある者を夏季休暇にトレーニング施設などでさらに助成すること、基本的なスポーツ種目（サッカー、ハンドボール、バレーボールなど）や個々の郡で特に促進すべきスポーツ種目については毎年郡選手権大会を開催すること、DTSB 指導部に協力する学校のスポーツ教師を獲得することなど、具体的な課題が多く定められており、中でも競技スポーツに関する事柄が多いことが特徴である。第2回総会の決議では学生スポーツに関する事項は児童・青少年スポーツの項目に記されていたが、第3回総会の決議で

は「身体文化とスポーツー学生の育成に不可欠な要素」という別項目がたてられ、1970年までに約40%の学生をDTSBの基本単位組織のスポーツに参加させること、運動指導者、審判となる学生を増やすことなどが定められた。「規則的なスポーツ活動は住民の健康、積極的な余暇平均余命及び達成能力の向上に貢献する」という項目は大衆スポーツに関することであり、そこではスポーツグループは少なくとも週に2時間は規則的なトレーニングを実施すること、1970年までにDTSBの成人の会員数を124万人にすること、特定の種目（球技、水泳、陸上等）の特別な助成、DTSB郡幹部会の課題、FDGBとの協力など多くの指示が出されている。第3回総会の決議では、成人の会員数、スポーツ章の獲得数などの目標は示されているものの、その内容は第2回総会の決議ほど具体的ではなく、ノルマも余り提示されていないのが特徴である。「我々の競技スポーツはオリンピック理念と我々の社会主義の祖国の名声に貢献する」という項目は競技スポーツに関することであり、競技スポーツの社会的重要性の他、特にオリンピック種目の後継者に注意を払うこと、全オリンピック種目で国家代表に近い後継者を世界水準にすること、若いスポーツ後継者に有能な運動指導者を利用させることなど、オリンピックを意識した後継者の育成に関する内容の多さなどが特徴であるが、具体的な方策については余り記されていない。

第2回総会の決議にない項目に関しては、「社会主義的に思考行為するスポーツマンの教育ーDTSBの課題、社会主義的身体文化をさらに発展させるための推進力」という項目では、喜び、余暇、健康、達成能力、平和と社会主義のためのスポーツの手段的価値等が記され、すべての役員、スポーツ教育者の課題やそのための啓蒙活動などの必要性が記されている。「科学的知識の目的に適った利用は我々の課題をよりよく実現することを援助する」という項目では、スポーツの科学研究を発展させ、それを特に競技スポーツに向けること、スポーツ医学の援助や管理のシステムを充実させることなどが定められている。「専門家の育成と能力付与は、すべてのDTSB指導部の緊急の関心事である」という項目では、運動指導者、審判、幹部委員等のすべての専門家の能力を引き上げることが緊急の課題とされ、1970年までの多くの課題（幹部の養成・継続教育システムの改善、研究会やゼミの開催、運動指導者の獲得、信頼できるトレーナーのもとでの若いトレーナーの育成、DTSB中央学校での継続教育等）が具体的に記されている。「財政的、物質的基盤は、身体文化・スポーツ発展の基本的な条件である」という項目では、主要課題、特に児童・青少年スポーツ領域における決定の実現に物質的財政的資力を優先することが定められた他、会費、FDGBとの協約の実施、国際的なもの含むスポーツ行事の入場料など収入源に関する方策などが具体的に記されている。「DTSBの計画・指導活動の高い質と諸機関の大きな責任について」という項目では、次第に多くの会員や仲間を課題の計画や実行に組み込むこと、責任の配分と権限を明確にすること、教育機関等と密接に協力することなどが定められている¹⁾。

次は、同総会の決議と「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（国家身体文化・スポーツ委員会、1965年9月1日）との関連について検討したい（表2-11参照）。

表 2-11 「1970 年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」と「DTSB 第 3 回総会決議」の項目

前文	前文
1 社会主義的身体文化発展の基本方針	
2 社会主義的身体文化の各領域発展の主要課題	
2-1 児童・青少年スポーツ	スポーツ—我々の児童・青少年の社会主義的人格育成に必須の要素
2-2 総合大学、単科大学、専門学校及び教育諸機関における身体文化とスポーツ（学生スポーツ）	身体文化とスポーツ—学生の育成に不可欠な要素
2-3 成人の身体文化とスポーツ（一般国民スポーツ）	規則的なスポーツ活動は住民の健康、積極的な余暇、平均余命、及び達成力向上に貢献する
2-4 競技スポーツ促進の根本原理	我々の競技スポーツはオリンピック理念と我々の社会主義の祖国の名声に貢献する
	社会主義的に思考行為するためのスポーツマンの教育—DTSB の課題、社会主義的身体文化をさらに発展させるための推進力
3 科学と研究発展の基本方針	科学的知識の目的に適った利用は我々の課題をよりよく実現することを援助する
4 スポーツ医学の促進	
5 専門家の資格付与、その育成と継続教育	専門家の育成と資格付与は、すべての DTSB 指導部の緊急の関心事である
6 身体文化の物質的、技術的諸条件の拡大	財政的、物質的基盤は、身体文化・スポーツ発展の基本的条件である
7 身体文化の統一的システムの科学的計画と指導	D T S B の計画・指導活動の高い質と諸機関の大きな責任について

（出典：両文書より筆者作成）

この総会の決議には「1970 年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」にある「スポーツ医学」関係の項目はないが、表 2-11 のように両方の項目の構成は類似している。それは、前節で既に述べたように、この二つが同時並行的に作成されたことも関連すると考えられる。

決議の児童・青少年スポーツに関する内容の大半は訓令の内容に沿ったものであるが、課外スポーツにかかわる会員の獲得、競技会の組織などの内容は訓令より具体的なものとなっている。また、学生スポーツに関する決議の内容は訓令の内容に沿ったものであるが、ノルマや重点促進種目が示されるなど決議の方が訓令より具体的である。

決議の大衆スポーツに関する内容は訓令の内容に沿ったものであるが、決議の方が量的

に多く、またノルマや重点促進種目が示されるなど具体的である。その他、大衆スポーツにかかわる国家的機関や他の大衆団体との関係などについても決議の方が多くの事項を記している。

決議の競技スポーツに関する内容は訓令の内容とほぼ同じである。

決議の専門家の育成と継続教育に関する内容は、訓令の内容に沿ったものであるが、DTSB に関係する専門家に関しては決議の方がより具体的なものとなっている。

訓令には財政に関する内容はみあたらないが、決議には会費の回収、FDGB との協約の実施、有料スポーツ行事の開催など DTSB の財政について多くのことが記されている。

以上のことから、「DTSB 第 3 回総会決議」は、「DTSB 第 2 回総会決議」より包括的な内容であること、「1970 年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」と比較すると、项目的に類似し（スポーツ医学の項目はない）、その内容は訓令に基づいたものであること、DTSB にかかわる児童・青少年スポーツの課外スポーツ、大衆スポーツ、専門家の育成及び資格付与などに関しては内容が多く具体的なことが特徴である。

この総会決議の翌月の 7 月 5 日、国家身体文化・スポーツ委員会の命令²⁾によって、DTSB は、法人として認められ³⁾、その指導部に権利能力が授与された⁴⁾。

(2) 「統一的社会主義的教育制度に関する法律」の影響

「統一的社会主義的教育制度に関する法律」(1965 年 2 月)は、若い世代の社会主義教育における身体教育の位置と機能について、長期的展望から、基本的な指針を与えた⁵⁾。また、同法は、スポーツを中心とした運動、競技活動、水泳を確実に実施することをオーバーシュレのスポーツ授業の中心的な課題とすることを定めていた⁶⁾。

これらの要求を実現するための方策として、東ドイツでは 1965 年から 1971 年にかけて、新しい指導要領が段階的に導入された⁷⁾。

これらの結果、例えば、目標の一つとされた水泳の実施に関しては、1968 年にはオーバーシュレの第 9 学年、第 10 学年の生徒の 88%が泳げるようになった⁸⁾。

(3) スポーツ後継者選抜・育成のための中央児童・青少年スパルタキアード

1966 年 7 月 24 日から 31 日にかけて第 1 回東ドイツ中央児童・青少年スパルタキアードがベルリンで開催された。この競技は 23 のオリンピック種目で行われ、約 12000 人が参加した。競技終了後、三つのことが指摘された⁹⁾。

1. 競技期間中、様々なスポーツ種目において 116 のドイツ学生・青少年記録が更新された。
2. 県選抜という原則に基づいて、スポーツ後継者の能力を初めて幅広く観察することができた。
3. 国際大会やオリンピックに基づいて組織される意義あるスポーツ行事を後継者が経験できた¹⁰⁾。

この中央児童・青少年スパルタキアードは児童・青少年スポーツに大きな影響を及ぼした。一つは、この大会の予選に参加する児童・青少年の数的増加である。1966 年から 1970 年まで予選に参加する数は毎年約 20 万人ずつ増え、1970 年には夏季大会では 280 万人、冬季大会では 23 万人に達したのである¹¹⁾。また、この大会によって児童・青少年のスポ

ーツの記録が大幅に向上した。例えば、1968年の同大会第2回大会では、128の東ドイツ記録（その中で水泳が81、陸上が21）がでるほどになったのである¹²⁾。

(4) 週休二日制時代の大衆スポーツの展開

1960年代後半の東ドイツにおける大衆スポーツの展開を規定した大きな要因の一つは、1967年に週休2日制が導入されたことである¹³⁾。

これによって勤労者がスポーツを行うことのできる機会が増大した。それに伴い東ドイツでは1967年頃から多種多様な大衆スポーツ行事が活発に展開されていく。

まず、1967年1月には第7回の「何千人もの卓球選手権」が行われ¹⁴⁾、2月には以後毎年開催されることになった10kmの大衆スキー走がシュミーフェルトで初めて行われた¹⁵⁾。また、同年10月には「走れー君ー健康ー運動」が始まった¹⁶⁾。

同年、労働組合の休暇センターでは、休暇中の人の50%以上が大衆スポーツ行事に参加し、企業や居住地区のスポーツグループの参加者数は120万人に増加した¹⁷⁾。

(5) オリンピックへの単独参加とメダルを取れる種目への集中

1960年代後半に入っても東ドイツのスポーツマンは、多くの国際的な競技会における優れた成績によってその成果を継続した。特に優れた成果を示したスポーツ種目は、ボート、陸上、ハンドボール、パラシュートスポーツ (Fallschirmsport)、飛行スポーツ (Flugsport)、自転車、射撃スポーツであった。東ドイツは、世界及びヨーロッパ選手権で1966年には81のメダル、1968年には94のメダルを獲得した¹⁸⁾。

オリンピックに関しては、東西ドイツは従来統一ドイツチームを組織して参加していたが、1965年10月第63回IOC総会が東ドイツの単独オリンピックチームを承認したことによって¹⁹⁾、1968年の第10回冬季オリンピックグルノーブル大会(2月6日-18日)から東西ドイツチームにわかれて参加することになった。1966年4月、IOCは東ドイツのH.シェーベルを委員に任命した²⁰⁾。

単独チームとして初めて参加した同大会では、東ドイツは、金1、銀2、銅2のメダルを獲得するに留まったが、1968年の第19回夏季オリンピックメキシコ大会(10月12日-27日)では、金9、銀9、銅7のメダルを獲得した²¹⁾。この成績は、金メダルの数では、アメリカ45、ソビエト29、日本11、ハンガリー10に次ぐものであった。

東ドイツのスポーツ選手が獲得した1968年のオリンピックメダルとスポーツ種目

	冬季大会	夏季大会
金メダル	スケート1	レスリング2、ボート2、陸上2、水泳2、ボクシング1
銀メダル	スケート1、フィギア1	陸上3、水泳3、体操2、ボート1
銅メダル	スケート1、スキー1	体操2、射撃2、ヨット1、陸上1、水泳1

(出典：Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969 などより算出)

1968年のオリンピックについては、その前年(1967年)から、東ドイツの国家指導部は

オリンピックで獲得するメダルの数に大きな関心を示していた。同年12月オーバーホフで開催された指導的なスポーツ幹部による協議会の席上、W.ウルブリヒトは、競技スポーツは「メダルの割合の多い」スポーツ種目に集中するように提案したほどであった²²⁾。

(6) ドイツ体育大学の学位授与権獲得と専門家の育成

東ドイツにおけるスポーツ科学の中心地であったドイツ体育大学は、1965年10月に学位授与権を獲得し、その地位をさらに高めた²³⁾。

この一方で1960年代後半にもスポーツにかかわる専門家の育成は継続され、1970年にはDTSBに14万人の運動指導者がおり、1961年には3万人であった審判・レフェリーも1970年には6万人になった²⁴⁾。

第3項：「東ドイツ憲法」について

(1) 「東ドイツ憲法」の位置づけ

1949年憲法代わるべき新憲法草案は、1968年3月26日の人民議会による承認、4月6日の国民投票を経て、同月9日に効力を発した。旧憲法が民主主義憲法と呼ばれていたのに対し、新憲法は明白に社会主義憲法である¹⁾。その第1条は、「東ドイツはドイツ国民の社会主義国家である」という規定で始まる。続いて、「東ドイツは労働者階級並びにそのマルクス・レーニン主義政党的指導のもと共に社会主義を実現せんとする農民都市の勤労者の政治組織である」と謳われ、SEDの指導的地位が憲法上ここに初めて宣言された²⁾。

東ドイツのスポーツ史家W.アイヘルは、「1968年4月6日に採択された社会主義憲法は、ドイツ憲法において初めて身体文化とスポーツを包括的な方法で国法上に据えた。第18条、第25条、第35条、第44条は、単に東ドイツにおける社会主義的身体文化の高い発展水準を反映しているだけでなく、同時にさらなる発展に関する基準を憲法において示している」と述べている³⁾。

(2) 「東ドイツ憲法」の構成とスポーツ関係条項の内容

1) 「東ドイツ憲法」の構成

この東ドイツの新憲法には、第18条、第25条、第34条、第35条、第44条にスポーツに関する条項がみられる。

2) 「東ドイツ憲法」のスポーツ関係条項の内容

東ドイツの憲法におけるスポーツ関係条項は以下の通りである。

[社会主義的文化及び芸術]

第18条の3：身体文化、スポーツ、旅行は、社会主義的文化の要素として、市民の全般的な身体的、精神的発達に寄与する。

[教育を受ける権利]

第25条の3：すべての市民は文化的生活へ参加を求める権利を有する。科学・技術革命及び精神的欲求という条件の下、この権利はますます大きな意義を獲得する。社会主義的人

格をはっきりと刻印し、文化的関心及び欲求をますます充足するために、国家及び社会は市民の文化的な生活、身体文化・スポーツへの参加を助成する。

[余暇・レクリエーションの権利]

第 34 条の 1：東ドイツの各市民は、余暇及びレクリエーションの権利を有する。

第 34 条の 2：余暇及びレクリエーションを求める権利は、次のことによって保障される。つまり、毎日及び週の労働時間の法的制限によって、完全な年次有給休暇によって、人民所有及びその他の社会的レクリエーションセンター・休暇センター網の計画的建設によって。

[健康・労働力の保護を求める権利]

第 35 条の 1：東ドイツの各市民は、その健康及び労働力の保護を求める権利を有する。

第 35 条の 2：この権利は、労働・生活条件の改善、国民の健康の増進、包括的な社会政策及び身体文化、スポーツ、旅行によって保障される。

[労働組合の性格及び地位]

第 44 条の 3：労働組合は、その機関や組織を通じ、また、国家的及び経済的諸機関に対する提案を通じて、社会主義社会の形成、経済の指導と管理、科学革新の実現、労働・生活条件の拡大、健康・労働の保護、労働文化、勤労者の文化的な生活及びスポーツの生活に指導的に参加する⁴⁾。

(3) 「東ドイツ憲法」のスポーツ関係条項の特徴

旧憲法では「すべての児童にその身体的、精神的及び道徳的能力を全般的に発達させるための機会を与えなければならない」⁵⁾とのみ規定されていたのに対し、身体文化、スポーツ、旅行を労働と生活条件、教育制度、そして文化の構成要素であると明記したことが新憲法の特徴であろう。

(4) 「東ドイツ憲法」の位置づけの再検討

スポーツを憲法条文に盛り込む例は、ソビエトやポーランドなどを除けば世界的にみても希である。ソビエトでは、1936 年の憲法において、労働者の休息の権利、社会保障の権利が明記され、休息時のスポーツ活動が保障されている⁶⁾。

その他、スポーツ関係条項の内容で注目されるのが、「身体文化、スポーツ、旅行」という表記である。このような表記は以前のスポーツ関係規定にあまりみられず、東ドイツにおける旅行の重視が窺える。

1968 年の東ドイツ憲法に示された内容は、抽象的なものであり、以前のスポーツ関係規定と比べて新しい具体的な規定はないが、憲法への記載は東ドイツにおけるスポーツの政治的、社会的な位置づけの高さを物語っていると言えよう。

第 4 項：「東ドイツ国家評議会の決定」について

(1) 「東ドイツ国家評議会の決定」の位置づけ

同年の9月20日に「東ドイツ国家評議会の決定」は決議されたが、1960年に設置された東ドイツ国家評議会がスポーツに関する包括的な決定を下したのは初めてであった。

東ドイツスポーツ史では、「東ドイツ国家評議会の決定」は、「憲法上の規定を具体化し、身体文化個々の領域に特別な課題を定めた」と位置づけられている¹⁾。

(2) 「東ドイツ国家評議会の決定」の構成と内容

1) 「東ドイツ国家評議会の決定」の構成

同決定の構成は、以下の通りである。

- I. 社会主義的人間共同体における身体文化とスポーツ
- II. 国民の身体の錬成は社会主義の生活原理
 1. 身体文化、スポーツ、旅行は、児童・生徒・学生の社会主義的人格を形成し、陶冶するための重要な構成要素である
 2. 身体文化、スポーツ、旅行は、勤労者の社会主義的労働と生活条件の重要な構成要素である。
 3. 練習・トレーニング・競技活動は、国民スポーツへの関心と向上心を促す
 4. 高度な身体的、スポーツ的能力は、国民の防衛準備と国防能力に役立つ
- III. 物質的・技術的条件が国民の身体文化を保障する
- IV. 高水準のスポーツ科学とスポーツ幹部の積極的な活動は、社会主義的な身体文化の推進力である

「東ドイツ国家評議会の決定」には、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツといった明確な区分はない。この点は、同決定は以前の「閣僚評議会の決定」や国家身体文化・スポーツ委員会の訓令とは異なる。また、同決定では、国家身体文化・スポーツ委員会の訓令に多くみられる専門家の育成、スポーツ医学などは項目とされていない。

2) 「東ドイツ国家評議会の決定」の内容

以下では同決定の内容を具体的に明らかにしたい。

I. 社会主義的人間共同体における身体文化とスポーツ

社会主義的人間共同体における身体文化とスポーツに関しては、主に以下のことが定められた。

第7回党大会に基づいて、社会主義の発達したシステムを形成する際、身体文化とスポーツは、社会主義的人間共同体において、健康で楽観的で創造的な国民の生活様式をつくるという歴史的な課題に影響を及ぼす。

ドイツ最初の社会主義国家において、身体文化、スポーツ、旅行は、憲法に示されているように、真にヒューマニズム的使命を果たす。

つまり、市民は、スポーツ施設や体育館において、家族や労働仲間とのスポーツにおいて、青少年、勤労者、スポーツマンの組織において、また、居住地区、職場、産業別組合のスポーツ施設や余暇及びレクリエーションセンターのスポーツにおいて、生の喜びやレクリエーションを享受する。

市民は、規則的な身体運動、遊戯、スポーツ、毎日の体操、規則的なランニング、水泳、

ヴァンデルンの習慣を早くから身につけることによって、健康と教養を高める。

スパルタキアード運動や共和国選手権における国民を感動させる青少年の競争や達成意欲は、我々のスポーツマンの競技成績を高め、学校、職場、社会生活における能力を強化する。

市民は、スポーツ共同体において、友情や強固な意志を獲得する。そのことは、規律や集団精神、喜んで助ける精神や誠実、勇気や決断力、自己抑制や忍耐力を教え、また、文化全体での余暇利用や社交性を助成する。

スポーツマンは、社会主義国家の祖国への愛と忠誠を際立たせる。それに関連し、スポーツマンは、最初の社会主義ドイツ国家、平和と民族間の友好関係、及び、信頼すべき東ドイツスポーツ章「労働と祖国防衛の準備」の強化と確立に積極的に関与する。

多様な身体的トレーニングによって、市民は防衛準備や防衛能力を高め、特に、西ドイツ帝国主義のすべての攻撃から社会主義の祖国を防衛することを強化する。

我々の共和国のスポーツマンは、社会主義的国際主義の精神で、社会主義の特徴をあらわすソビエトや他の社会主義国家のスポーツ組織との関係を強化するための友愛や協力を実現する。

平和や民族間の友好関係は、東ドイツスポーツの高い目標である。すべての国々のスポーツマンや団体がオリンピック精神に則り友好的に会合することによって、すべての民族の同等の協力、国際的なスポーツ選手権や競技会への積極的な参加は実現される。

社会主義のプログラムから、「誰もが、何時でも、何処でも、より多くのスポーツを！」という新しい目標が生じた²⁾。

II. 国民の身体の錬成は社会主義の生活原理

東ドイツでは、身体文化、スポーツ、旅行を積極的に行うことが国民にとってますます好ましい有益な欲求となっているが、この欲求を促進するものは、東ドイツ社会の成果（社会主義的教育制度、労働者に対する労働及び生活条件の絶え間ない改善、休暇日数の増加、週休二日制の導入による定期的な自由時間）とされた³⁾。

そして、国民から選出された国家代表選手は、社会主義的身体文化の創造者であり、身体文化、スポーツ、旅行の分野で社会主義憲法を具現するものとされた。身体文化、スポーツ、旅行を通じて以下のことが目指されている。

児童・青少年は、心身の成長、能力の追求、性格と意志の陶冶、すべてにわたる社会主義的意識の陶冶によって利益を得る。

また、成年男女は、健康の増進、多面的で有効且つ愉快的な自由時間の充実、創造的な生活領域の拡大、老化の防止によって利益を得る。したがって、すべての国民は、学校、職場、社会生活において創造的能力を強化し、持続力、反応能力、集中力を多面的に高めることによって利益を得る⁴⁾。

1.身体文化、スポーツ、旅行は、児童・生徒・学生の社会主義的人格を形成し、陶冶するための重要な構成要素である

ここでは、主に児童・青少年の義務的なスポーツ、課外スポーツについて述べられている。

保育園や幼稚園における就学前の身体教育に関しては、主に以下のことが定められた。

保育園や幼稚園における年齢に応じた身体修練、運動遊戯、小規模の遠足は、子供の人格の調和的発達に寄与する。両親とともに、子供の遊戯や身体運動への欲求を日常的な習慣に発展させ、幼い時期において規則的なスポーツ運動や衛生的な態度を喚起することは女性保育士の課題である⁵⁾。

一般教育総合技術オーベルシューレと拡大オーベルシューレにおけるスポーツ授業に関しては、主に以下のことが定められた。

一般教育総合技術オーベルシューレと拡大オーベルシューレにおいて、社会主義的な一般教養に不可欠な構成要素として身体的及びスポーツ的諸能力を獲得、習熟することが生徒の目標である。教師の重要な教育的役割は、青少年のスポーツへの関心、愛着、習慣を助成し、身体的、スポーツ的運動の有効性に関する認識を深めさせることにある⁶⁾。

職業学校（一般教育総合技術オーベルシューレ修了後に位置づけられる）におけるスポーツ授業に関しては、主に以下のことが定められた。

職業学校におけるスポーツ授業の目標は、すべての生徒に対する多面的な身体的基礎形成を継続することにある。スポーツのトレーニングや競技に対する青少年の興味や願望を育てることは、職業学校教師の重要な関心事である⁷⁾。

課外の児童・青少年スポーツに関しては、主に以下のことが定められた。

一般教育総合技術オーベルシューレと拡大オーベルシューレにおける課外スポーツは、青少年が種目別競技組織やスポーツグループにおけるスポーツ、遊戯、規則的な練習、トレーニング、感動的な競技、友人やスポーツ仲間とのスポーツを行う最良の時間である⁸⁾。

東ドイツの青少年スパルタキアードに関しては、青少年スポーツを助成するための社会的関心事として、さらに系統的に発展、強化することが定められた⁹⁾。

総合大学、単科大学、専門学校における学生スポーツに関しては、主に以下のことが定められた。

総合大学、単科大学、専門学校における学生スポーツの目標は、在学中の青年たちの社会主義的人格の発達、学生たちの確かな学習成果、変化に富んだ自由時間活動、積極的な兵役準備に貢献をすることにある。全授業時間の中に、カリキュラムの構成要素として、週2時間の教科スポーツを取り入れるべきである¹⁰⁾。

2.身体文化、スポーツ、旅行は、勤労者の社会主義的労働と生活条件の重要な構成要素である

ここでは主に大衆スポーツについて述べられている。

自由時間、レクリエーションスポーツにおける主要な関心事は、年齢、職業、健康状態に基づいた規準や計画に従って、勤労者が高年齢に至るまで喜びの大きい、規則的、効果的、そして積極的なレクリエーションを行うことを可能とすること、と規定された。そして、身体文化、スポーツ、旅行による積極的なレクリエーションの過程は、労働及び健康維持、精神的文化的な生活、労働文化、企業や居住地区、レクリエーション地区と密接に関係しているので、それらと労働や生活条件を改善するための他の方策とをあらゆる場所で効果的且つ有効に調和させることが課題として定められた¹¹⁾。

主に以下の方策が示された。

- 1.特に、近郊のレクリエーション地区、休暇センター、文化・レクリエーションセンター施設において、国民の自主的なスポーツ活動のための多様で豊富な諸条件をつくるべきである。
- 2.スポーツ活動に関する刺激を高め、福祉、健康、運動能力に関する個人的管理を容易にするため、基準や運動及びテストプログラムの提供を促進すべきである。そのために、特別な運動・スポーツ器材を開発し、施設をつくるべきである。
- 3.ラジオとテレビの関係者は、スポーツ活動を促進する早朝プログラム、自由時間及び週末の新しい番組をつくるべきである。
- 4.都市や自治体の居住地区に、積極的なレクリエーションや健康のためのスポーツを行う充実した施設やセンターを建設、増築すべきである。また、積極的なレクリエーションを組織し、スポーツマンの医療保護を行うため、補助的・専門的スポーツ幹部を配置すべきである。
- 5.職場では勤労者の要望や好みに応じて、勤労中、勤労後に職業に応じた補償スポーツをさらに発展させるべきである。
- 6.体力虚弱者や身体障害者のための身体文化の特別な基準を作成し、改善すべきである。
- 7.身体文化、スポーツの卓越した予防やリハビリ効果を、勤労者の保健衛生上の助言と管理に十分利用すべきである。
- 8.多様な形態の運動及びトレーニングプログラムを数多く作成すべきである。
- 9.積極的なレクリエーションの効果的な形態、DTSB やスポーツ・技術協会での練習・トレーニング・競技活動への参加を積極的に宣伝すべきである¹²⁾。

3.練習・トレーニング・競技活動は、国民スポーツへの関心と向上心を促す

ここでは、主に DTSB の役割について述べられ、主に以下のことが定められた。

1980 年までに、すべての市民の約 35% を DTSB、学校スポーツ共同体、スポーツ・技術協会の種目別競技組織と基本単位組織、職場及び居住地区のスポーツグループの会員とできる諸条件をあらゆる所で作るべきである。

DTSB の指導者と構成員は、広範な大衆、青少年、選手の種目別の練習・トレーニング競技活動を目的的且つ継続的に発展させることが責務である。スポーツ共同体と種目別競技組織の数を増加させるために、DTSB の指導力を強化することが必要である。

1980 年までに、市民の約 20% をスポーツ競技に参加させることを目標とする。

他国の国民との国際的なスポーツ交流を強化することも、DTSB の重要な関心事である。特に、ソビエトや他の社会主義国家のスポーツ組織との密接な協力を強化し、アジア、アフリカ、ラテンアメリカのスポーツ組織との友好的協力を拡大することや、あらゆる国のスポーツ組織との対等な交流を助成することは、重要な課題である¹³⁾。

4.高度な身体的、スポーツ的能力は、国民の防衛準備と国防能力に役立つ

この項目では、主にスポーツ・技術協会の役割が定められている。

東ドイツでは、健康であり、有能で且つスポーツトレーニングによって鍛錬された人間こそが祖国防衛の要求を満たす人間である。身体文化、スポーツ、旅行を積極的に行うことは、防衛力を高めるために不可欠な持続力、筋力、敏捷性、巧緻性、勇気など重要な資

質を育成する。

この分野に深くかかわる組織は、徴兵準備及び国防スポーツにかかわる青少年教育・鍛錬組織であるスポーツ・技術協会であり、その指導部と構成員は、国土防衛を強化するために、都市や地方において国防スポーツを普及させることが責務である¹⁴⁾。

Ⅲ. 物質的、技術的条件が国民の身体文化を保障する

多くの住民に重要な規則的なスポーツ活動のために、物質的、技術的条件を計画的に拡大し、現代的なものとするのが課題とされた。国家的機関と大衆団体の幹部と国民との密接な協力が重要とされ、主に以下が目指されている。

- 1.すべての教育において指導要領に応じたスポーツ授業ができるように、体育館やスポーツ施設をつくる。
- 2.市区や市町村の居住地区に健康や余暇のためのスポーツ施設をつくり、現代的なものとし、十分に利用する。
- 3.居住地区、近郊レクリエーション地区、休暇地区に積極的なレクリエーションと健康スポーツのためのセンターをつくる。
- 4.練習・トレーニング・競技活動のためのスポーツ場を、様々な社会的組織のスポーツグループ、特にDTSBのスポーツ共同体、学校スポーツ共同体、スポーツ・技術協会の種目別競技組織や基本単位組織に利用させる。
- 5.身体文化とスポーツの幅広い発展の条件をつくるために、都市及び自治体評議会、企業、産業別組合、社会的組織が支出する財政資金、物的資材を集中的且つ調和的に投入する。
- 6.効果的、組織的、自発的なスポーツ活動を保障するために、スポーツ用品、スポーツ器材を開発、生産、供給する¹⁵⁾。

Ⅳ. 高水準のスポーツ科学とスポーツ幹部の積極的な活動は、社会主義的な身体文化の推進力である

社会主義的な身体文化とスポーツが有しているイデオロギー的、政治的、社会的、道徳的、美的価値、健康や能力を助成する価値、及び、人間のスポーツ的完成化の合法則性を、マルクス・レーニン主義に基づいて研究し、実践に役立てることが、スポーツ科学とスポーツ医学の基本的関心事とされた。

その際、重要とされたのは以下のことである。

- 1.党派性と創造的精神が、スポーツ科学者の創造、新しい進歩的認識、それを応用するにあたっての戦闘的熱意、帝国主義的イデオロギーの反動的見解との対決を規定する。
- 2.実践への影響力と有効性が、スポーツ科学の研究、学説、後継者育成の価値や評価の基準である。
- 3.集団作業と個人の創造性が、スポーツ科学者、スポーツ医師、学生、スポーツ教師、トレーナー、スポーツ幹部、スポーツマンの社会主義的関係を特徴づけ、科学的労働の有用性を高め、先駆的開拓者の先駆的事業を押し進める。
- 4.予測的思考と科学的指導は、スポーツ科学研究の先駆性を確実にし、身体文化のシステムの計画と指導を包括的に作りあげるための科学的基礎をつくり、課題解決に責

任をもって協力する不可欠な前提である¹⁶⁾。

(3) 「東ドイツ国家評議会の決定」の特徴

「東ドイツ国家評議会の決定」には、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツといった明確な区分はない。この点で、同決定は、以前の「閣僚評議会の決定」や国家身体文化・スポーツ委員会の訓令と異なる。

以下では同決定の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツに関しては、II.1.「身体文化、スポーツ、旅行は、児童・生徒・学生の社会主義的人格を形成し、陶冶するための重要な構成要素である」に主に述べられている。

各種学校の目標や意義、教師の役割を従来以上に明確に規定していることが特徴である。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツに関しては、II.2.「身体文化、スポーツ、旅行は、勤労者の社会主義的労働と生活条件の重要な構成要素である」などに述べられている。1980年までに市民の約35%をDTSB、学校スポーツ共同体、スポーツ・技術協会の種目別競技組織と基本単位組織、職場及び居住地区のスポーツグループの会員とできる諸条件をあらゆる所でつくるという非常に長期的な目標が定められていることが特徴である。その他、主にDTSBの役割を定め、広範な大衆、青少年、選手の種目別の練習・トレーニング・競技活動を目的的且つ継続的に発展させることをDTSBの指導者と構成員の責務とし、スポーツ共同体と種目別競技組織の数を増加させるためにDTSBの指導力の強化が提案されていること、勤労中・勤労後の補償スポーツ、体力虚弱者や身体障害者の余暇・レクリエーションが配慮されていること、「誰もが、何処かで、週に一度はスポーツを！」に代わって「誰もが、何時でも、何処でも、より多くのスポーツを！」というスローガンがつくられ、より多くのスポーツ参加が呼びかけられていることなどが従来と異なる特徴である。東ドイツ崩壊後に出された「東ドイツスポーツ編年史」では、「みんなのスポーツ」につながる障害者スポーツの助成は東ドイツスポーツのポジティブな側面として語られている¹⁷⁾。

3) 競技スポーツ

競技スポーツに関して、児童・青少年スパルタキアードをさらに発展・強化することなどを定めているが、従来と比べて特に新しい具体的な方策はみられない。

4) その他

a. スポーツ科学とスポーツ医学

スポーツ科学については、IV.「高水準のスポーツ科学とスポーツ幹部の積極的な活動は、社会主義的な身体文化の推進力である」の項目で主に述べられているが、従来と比べて特に新しい具体的な方策はみられない。

1960年代の国家身体文化・スポーツ委員会の訓令には項目としてあったスポーツ医学については、項目となっておらず、従来と比べて特に新しい具体的な方策はみられない。

b. 専門家の育成

専門家の育成などについては、従来スポーツ関係規定では数多く記されていたが、同決定では殆ど記されていない。IV.「高水準のスポーツ科学とスポーツ幹部の積極的な活動

は、社会主義的な身体文化の推進力である」において、専門家の活動などについて若干触れられているのみである。

c. スポーツ施設、スポーツ器材

スポーツ施設やスポーツ器材については、IV.「高水準のスポーツ科学とスポーツ幹部の積極的な活動は、社会主義的な身体文化の推進力である」の項目で主に述べられているが、従来と比べて特に新しい具体的な方策はみられない。

d. 財政

財政については、IV.「高水準のスポーツ科学とスポーツ幹部の積極的な活動は、社会主義的な身体文化の推進力である」の項目で主に述べられているが、従来と比べて特に新しい具体的な方策はみられない。

e. 身体文化、スポーツ、旅行

I.「社会主義的人間共同体における身体文化とスポーツ」の箇所で、身体文化、スポーツ、旅行は、東ドイツにおいて憲法で示されているように真にヒューマンズムの使命を果たすものと規定された。特に、憲法と同様の「身体文化、スポーツ、旅行」という旅行を含めた表記が注目される。

f. 練習・トレーニング・競技活動

II.3.「練習・トレーニング・競技活動は、国民スポーツへの関心と向上心を促す」では、「練習・トレーニング・競技活動」という活動形態が打ち出された。この競技に結びつく練習・トレーニング・活動という方針は1970年代以降の東ドイツにおいても重視されることとなった

g. 長期的且つ実現し難い目標の設定

1980年までに市民の約20%をスポーツ競技に参加させることという非常に長期的且つ実現し難いような目標が立てられている。

h. 国防準備の強調

II.4.「高度な身体的、スポーツ的能力は、国民の防衛準備と国防能力に役立つ」では、国防・防衛準備の必要性が改めて述べられるとともに、主にそれにかかわるスポーツ・技術協会の役割が従来以上に明確に記されている。このことについては、直前に生じたプラハの春やワルシャワ機構軍のチェコ・スロヴァキア侵攻とも関連するように思われる。

i. DTSBの指導力の強化

大衆スポーツの箇所でも述べたが、1968年の同決定においてもDTSBの指導力の強化が提案されていることにも注意する必要がある。

(4)「東ドイツ国家評議会の決定」の位置づけの再検討

同決定については、同決定がスポーツ分野のみを取り扱った規定であるものの、国家身体文化・スポーツ委員会によって出された訓令とは構成や性格などにおいて異なることに第一に注意する必要がある。第二に、上述した決定の特徴から、憲法改正に合わせて出されたと考えられる同決定の位置づけについては、従来の位置づけに加え、新しく打ち出された「誰もが、何時でも、何処でも、より多くのスポーツを！」というスローガンに注意する必要がある。つまり、同スローガンは、東ドイツがスポーツ促進の質的転換を明示したという意味で重要であり、スポーツ助成の諸条件がかなり整備されてきたことを窺わ

せる。また、同決定では、体力虚弱者や障害者などのレクリエーションなどにも注意が払われているが、それは世界的なスポーツ・フォア・オール運動を意識したものと思われる。第三に、1970年以後も続く「練習・トレーニング・競技活動」という活動形態を重視する方針が打ち出されていることが注目されるが、この理由については記されていない。第四に、1980年までに市民の約20%をスポーツ競技に参加させることという非常に長期的で且つ実現し難い目標が立てられていることにも注意する必要がある。市民の五人に一人がスポーツ競技に参加するのはやはり無理のように思われ、東ドイツ崩壊後に出された「東ドイツスポーツ編年史」においても、同決定は「進歩を前提とした非現実的なもの」と評価されている¹⁸⁾。その他では、同決定の多くが憲法上のスポーツ関係条項を具体化したものであること、スポーツ助成に関する国家的諸機関、大衆団体やその教員、職員の役割を明確に規定していること、DTSBにさらに権限を付与しようとしていることなどにも注意を払う必要がある。なお、同決定の最初の項目「社会主義的人間共同体における身体文化とスポーツ」の「社会主義的人間共同体」という言葉は、W.ウルブリヒトの失脚後、批判された言葉である。しかし、同項目で述べられているスポーツの意義は従来のものとあまりかわりがない。

東ドイツにおける社会主義憲法の制定、W.ウルブリヒトの独自路線、スターリン批判の反動、世界的なスポーツ・フォア・オール運動の動き、余暇時間の増大などがこれらの背景にあったと考えられる。

第2章第5節：註及び引用

第1項

- 1) 望月幸男、三宅正樹編、概説ドイツ史、有斐閣：東京、1982年、268頁。
- 2) Weber, Hermann. *Die DDR 1945-1986*. R. Oldenbourg Verlag: München, 1988, S. 71.
- 3) *Das Protokoll der Verhandlungen des VII. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. IV*. Dietz Verlag: Berlin, 1967, S. 98.
- 4) *Das Protokoll der Verhandlungen des VII. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. I*. Dietz Verlag: Berlin, 1967, S. 195-196.
- 5) J.シュトラライザント著、小森潔他訳、ドイツ人民の歴史、未来社：東京、1988年、295頁。
- 6) Weber, Hermann. *Die DDR 1945-1986*, a.a.O., S. 74-75.
- 7) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年、522頁。
- 8) 山田徹、東ドイツ・体制崩壊の政治過程、日本評論社：東京、1994年、132頁。

第2項

- 1) *Theorie und Praxis der Körperkultur*, 15 (1966), S. 702-714.
- 2) Anordnung über die Verleihung der Rechtsfähigkeit an die Leitungen und Gemeinschaften des Deutschen Turn- und Sportbundes.
- 3) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil II, Nr. 83, 6.8.1966, S. 544.
- 4) Ebenda.
- 5) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*.

- Sportverlag: Berlin, 1983, S. 160.
- 6) Ebenda, S.160-161.
 - 7) Ebenda, S. 161.
 - 8) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil IV: 1961-1965"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 4 (1996), S. 19.
 - 9) Theorie und Praxis der Körperkultur, 7 (1966), S. 39-40.
 - 10) Ebenda.
 - 11) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 164.
 - 12) Ebenda.
 - 13) Ebenda.
 - 14) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil IV: 1961-1965", a.a.O., S. 10.
 - 15) Ebenda.
 - 16) Ebenda, S. 13.
 - 17) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 164.
 - 18) Ebenda, S. 170.
 - 19) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil IV: 1961-1965", a.a.O., S. 27.
 - 20) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil V: 1966-1970"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 5 (1997), S. 6.
 - 21) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 189. その他次も参照。川本信正監修、オリンピックの事典、三省堂：東京、1984年。
 - 22) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil V: 1966-1970", a.a.O., S. 6.
 - 23) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS, Teil IV: 1961-1965", a.a.O., S. 27.
 - 24) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981*, a.a.O., S. 171.

第3項

- 1) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年、522-523頁。
- 2) 東中野修道、東ドイツ社会主義体制の研究、南窓社：東京、1996年、10頁。
- 3) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*. Sportverlag: Berlin, 1983, S. 156.
- 4) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I, Nr. 8, 4.9.1968, S. 209-213.
- 5) Die Verfassung der Deutschen Demokratischen Republik. VEB Deutscher Zentralverlag: Berlin, 1949, S. 18.
- 6) 笹川スポーツ財団、諸外国から学ぶスポーツ基本法：日本が目指すスポーツ政策、笹川スポーツ財団：東京、2010年、55頁。

第4項

- 1) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen*

Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II.
Sportverlag: Berlin, 1983, S. 156.

- 2) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I, 3.10.1968, Nr. 15, S. 279-280.
- 3) Ebenda, S. 280-281.
- 4) Ebenda, S. 281.
- 5) Ebenda, S. 281-282.
- 6) Ebenda, S. 282.
- 7) Ebenda.
- 8) Ebenda.
- 9) Ebenda, S. 282-283.
- 10) Ebenda, S. 283.
- 11) Ebenda.
- 12) Ebenda, S. 283-284.
- 13) Ebenda.
- 14) Ebenda, S. 284-285.
- 15) Ebenda, S. 285.
- 16) Ebenda, S. 285-286.
- 17) 「東ドイツスポーツ編年史」では、1960年代以降、障害者の国内スポーツ大会の実施、障害者のスポーツ共同体の設立、障害者スポーツ実施者の表彰、国際障害者スポーツ連盟における東ドイツ代表者の役員選出などが記され、東ドイツが障害者スポーツにも力を入れ、それが国際的評価を得ていたことなどを意図的に記そうとする姿勢が窺える。
- 18) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil V: 1966-1970"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 5 (1997), S. 18.

第2章まとめ

ここでは、第2章の内容をまとめつつ、この時期に出された主なスポーツ関係規定の特徴及びその背景について言及したい。

東西の冷戦が激化する中で、1952年 SED 第2回党会議は、すべての社会領域において計画的に社会主義の基礎を建設することを決議した。党会議は、国家身体文化・スポーツ委員会を設置することも定め、これによって国家的機関がスポーツを統括することになった。以後、同年には前軍事的訓練と軍事的スポーツ種目の促進を目的とするスポーツ・技術協会が、1954年には競技スポーツ選手のトレーニングを主な目的とするスポーツクラブがそれぞれつくられた。1955年末に開催されたスポーツ会議では、それまでの東ドイツにおけるスポーツの成果及び欠点が協議され、国家的に体育・スポーツを急速に発展させる必要性などが指摘された。

「閣僚評議会の決定」（1956年2月）は、スポーツ分野のみを対象とし且つ法的拘束力を持つ点で従来のスポーツ関係規定と異なり、また、社会主義の基礎建設という党会議の決議に即して、身体教育も社会主義的なものとする事及びスポーツ分野において社会主義体制の卓越性を示すことを目標に掲げ、スポーツ分野においても社会主義という方向性を明確に打ち出した最初のスポーツ関係規定である。同法では、「児童・青少年スポーツ」「大衆スポーツ」「競技スポーツ」という領域が初めて明確に区分されている。

従来のスポーツ関係規定と異なる同決定の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、教科体育と一般教育学校及び教員養成機関の課外スポーツの管轄を教育省と定めた上で、就学前の身体教育、教科体育、一般教育学校の課外スポーツそれぞれに具体的な方策を定めていることである。特に教科体育の基本方針を主に定めていた従来のスポーツ関係規定と比べて、学校スポーツ共同体の設置など、課外スポーツの整備を目指した内容が数多く盛り込まれている。大衆スポーツに関しては、大衆スポーツの拠点となる職場スポーツ共同体の活動、大衆スポーツの重点促進種目、居住地区におけるスポーツ活動の改善、審判及びボランティアの確保、国家的機関による地方スポーツの統括、旅行・ヴァンデルン委員会の設置などを定めていることにある。競技スポーツに関しては、競技スポーツの拠点であるスポーツクラブの活動、トレーナーの質的・量的改善、競技スポーツとスポーツ医学の結び付き、スポーツクラブと児童・青少年スポーツ学校との結び付き、計画的な選手養成などを定めていることである。その他、スポーツマンに対する愛国教育、秩序・規律教育の重視、多くの準軍事的なスポーツ種目の導入、スポーツ行政の中央集権化、経済計画と同様のスポーツ分野への計画性や重点性の導入、スポーツ分野のみを取り扱った拘束力のある法の制定、学校スポーツ共同体の重視などが同決定の特徴である。

国家身体文化・スポーツ委員会によって、同年9月から12月末までに作成されたと考えられる「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」は、極秘文書であった。同訓令は、前文と「児童・青少年スポーツ」「勤労者の大衆スポーツ」「スポーツ競技力の向上」「科学と専門家育成」「投資と建設工事」「スポーツ器材・開発」「財政」という7項目から構成されており、最後の3項目は従来のスポーツ関係規定にはみられないものであった。従来のスポーツ関係規定と異なる同訓令の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、「1960年末までにすべての児童・青少年の

20%にスポーツ章を獲得させ卒業させる」というように中長期的で具体的な目標を定めていることにある。このような中長期的で具体的な目標は以前の主なスポーツ関係規定には殆どみられず、東ドイツにおける第2次経済5ヵ年計画（1956-1960年）に連動した形で中長期的な目標設定がスポーツ分野に持ち込まれたと言えよう。大衆スポーツに関しては、スポーツ組織の構造改革が明記され、DTSBにも役割が与えられていることにある。同訓令で、それまでの大衆スポーツ促進の主な担い手であったFDJ、FDJ、スポーツ団体に関する事項が少ない一方で、翌年4月に設立されるDTSBに役割が付与されていることは、DTSBを中心とするスポーツ組織の構造改革（ソビエトモデルからの方向転換）が東ドイツにおいて早い時期から動いていたことを窺わせる。競技スポーツに関しては、「1958年までに若干の重要なスポーツ種目において、1960年までにすべての重要なスポーツ種目において、その成果によってドイツにおける指導権を握る」というように中長期的で具体的な目標を定めるとともに、従来にない重点促進種目を明記していることにある。その他、「科学と専門家育成」「投資と建設工事」「スポーツ器材・開発」「財政」を項目にあげ重視していること、「1959年までに、すべてのスポーツクラブや競技スポーツの他のスポーツ施設におけるトレーニング活動を改善するために、効果的な映画設備や上映設備を設置する」というように、中長期的で具体的な目標を定めていること（科学と専門家育成）、スポーツくじであるスポーツ・トトの純益の分配比率などを具体的に明記していること（投資と建設工事）、開発、改善する器材・用具を具体的に明記していること（スポーツ器材）、「諸連盟行事からの収入の増加：少なくとも25%」というようにノルマを明記していること（財政）、ソビエトモデルのスポーツシステムからの方向転換、即ち、東ドイツ独自のスポーツシステムの構築を企図していることなどが同訓令の特徴である。

ベルリン暴動（1953年6月）に象徴されるように、東ドイツにおける社会主義の基礎建設は順調に進められた訳ではなかったが、SED第5回党大会（1958年7月）は、近年中に東ドイツにおいて社会主義への移行を終了するという方針について協議し、資本主義体制（特に西ドイツ）に対し、社会主義体制の卓越性を包括的に証明できるように経済を発展させることを決議した。この決議を受け、1965年までの新経済7ヵ年計画が開始された。スポーツ分野では、1957年4月にそれまでに分立していた国内各種スポーツ組織を再編成し、スポーツを促進する推進母体としてDTSBが設立された。国家身体文化・スポーツ委員会は、中央の国家的機関として、スポーツの国家的事柄、特にこの分野の計画と調整に専念することとなった。

第5回党大会と7ヵ年計画に基づいて、国家身体文化・スポーツ委員会は、「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年2月）を決議した。同訓令は、1965年までのスポーツ分野における中長期的な方針を定め、従来のスポーツ関係規定の構成ではみられない「社会主義教育」「スポーツ医学」という項目を設けている。従来のスポーツ関係規定と異なる同訓令の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、教科名が「トゥルネン」から「トゥルネン・スポーツ」に変更された教科体育において、補償体操及び水泳を重視していること、学校スポーツ共同体の拡大や総合大学、単科大学、専門学校における自由意志スポーツの促進を定めていること、DTSBに対して児童・青少年スポーツの援助を明記していることなどである。大衆スポーツに関しては、1965年までに住民の35%を規則的なスポーツ活動に参加

させるという長期的な目標を定め、その実現を DTSB に委ねていることなどである。競技スポーツに関しては、オリンピックや世界選手権において優れた成績を収めることをその目標として明記し、重点的促進スポーツ種目を設定し、各種目については、「その年の世界 10 傑に入るような成績を目指す」（陸上）といった具体的な課題を定めていること、種目別スポーツ連盟の課題として、若いタレントを包括的に探し、計画的に助成することを定めていること、トレーニング制度を発展させることなど競技スポーツに関しても DTSB に役割を付与していることなどである。その他、スポーツマンに対する社会主義教育に項目をたて、重視していること（社会主義教育）、スポーツ医学に関しても初めて項目をたて、多くの方策を示し、特に、1960 年中にライプツィヒにスポーツ医科学センターをつくるというように、その組織の整備を急務事項として定めていること（スポーツ医学）、従来以上に研究チームに自然科学者、経験豊富な実践者を組み入れることを重視していること（科学と研究）、「SED 中央委員会の決議」（1951 年）以来項目をたて、特に DTSB によって資格を付与される運動指導者、スポーツ組織者、幹部の養成を最重要事項としていることや、1965 年までにトレーナーを 250 人育成するというように、専門家育成の中長期的且つ具体的な課題を定めていること（専門家の育成と継続教育）、1965 年までに建設する重要スポーツ施設やその出資額を明記していること（スポーツ施設）、輸入の割合を減らす、即ち、自国での開発・生産を目指し、そのための基金の設立を明記していること（スポーツ器材）、長期的な出資額とともに、スポーツ諸団体からの調達方法などを具体的に明記していること（財政）、DTSB を中心としたスポーツシステムを構築しようとしていること、7 ヶ年計画によって定められた西ドイツを追い越すという目標がオリンピック等で成果を収めることを目標に定め、重点促進種目を設定し、具体的な課題を示した競技スポーツに最も端的にあらわれていることなどが同訓令の特徴である。

1961 年ベルリンに壁が築かれたことで、東西ドイツの分裂は決定的なものとなった。しかし、壁の建設によって逆に東ドイツ社会は安定し、指導者である W.ウルブリヒトの政治的地位は安定した。このような状況下で SED 第 6 回党大会は、東ドイツにおいて社会主義を包括的に建設することを定めた。その主要課題は、経済の発展と高度な科学・技術に基づいた生産と労働生産性の向上にあったが、教育と文化の水準を高めることも定められた。そして、新経済システムが導入され、決定権の下部分散化をはかることによって計画経済の非融通性を克服しようとする試みがなされた。壁の建設はスポーツ分野にも影響を及ぼし、以前は活発に行われていた東西ドイツのスポーツ交流は中断された。一方、東ドイツでは、1960 年代初頭に DTSB を主導としたスポーツの促進が東ドイツスポーツの一つの目標として定められた。

社会主義の包括的建設という状況の下、「青少年法」も改正され、「第 2 次青少年法」（1964 年 5 月）が制定された。「青少年法」と異なり「第 2 次青少年法」にはスポーツのみを取り扱った章はない。従来のスポーツ関係規定と異なる同法の特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、多面的な身体的基礎形成を授業の中心とすることを定め、学校選手権大会などの競技会の実施、児童と青少年のためのスポーツ章の体系的な整備などを定めていることである。大衆スポーツに関しては、青少年に規則的なスポーツ活動をさせようとする DTSB の活動を援助することを国家及び経済諸機関に定めたこと、大衆スポーツに関するすべての重要な問題を DTSB 指導部で協議することを定めたことなどである。

競技スポーツに関しては、高い水準のスポーツ成績を志向する若いスポーツマンの援助などを定めていることである。その他、青少年の社会主義教育に役立つ方策や行事を国家的に優遇することを定めていることや、国家的諸機関（地域レベルまで）や大衆団体の大衆スポーツ促進の責務を明確に規定していることなどが同法の特徴である。

これに対し、国家身体文化・スポーツ委員会によって定められた「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（1965年9月）は、1970年までのスポーツ分野の基本方針及び各領域の課題を定めており、従来のスポーツ関係規定にない「社会主義的身体文化発展の基本方針」「身体文化の統一的システムの科学的計画と指導」という項目を設けている。従来のスポーツ関係規定と異なる同訓令の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、「統一的社会主義的教育制度に関する法律」に基づき教科体育の科目名を「スポーツ」に変更し、そこでは授業の質的改善を重視していること、学校スポーツ共同体にDTSBが関与するなど学校と社会のスポーツの連携強化を目指していることなどである。大衆スポーツに関しては、運動指導者、審判・レフェリーの獲得、養成及び継続教育をより重視していることである。競技スポーツに関しては、スポーツ医学の強化を含めた科学と研究の改善と後継者の養成を重視している一方で、重点促進種目を明記していないことなどである。その他、社会主義的身体文化発展の基本方針を明確に規定していること、スポーツ科学を競技スポーツに優先して向けることを明示していること（科学と研究）、その組織の拡大と専門家の養成を重視していること（スポーツ医学）、スポーツ教師、トレーナーなど各指導者の役割と課題を具体的に定めていること、専門家の継続教育とボランティアの確保及び資格付与をさらに重視していること、運動指導者の報酬に関しても言及していること（専門家の育成、継続教育、資格付与）、競技スポーツを重視した物質的、技術的条件の拡大を定めていること（身体文化の物質的、技術的諸条件の拡大）、将来計画や年次計画を作成するという地域諸機関の役割を明記していることやスポーツ促進に関する国家的機関と大衆団体の役割の調整に注意を払っていること（身体文化の統一的システムの科学的計画と指導）、余暇に対する配慮が全般的に多いこと、財政に関する項目が削除され具体的なスポーツ財政がみえなくなったこと、競技スポーツの重点促進種目を明記していないことなどにみられるようにその内容が従来の訓令ほど具体的でないことなどが同訓令の特徴である。

1960年代半ばまでの経済的成功によって、東ドイツ指導部、特にW.ウルブリヒトに自立しようとする意識があらわになった。そのことはSED第7回党大会（1967年4月）において打ち出された「社会主義の発達した社会システムの形成」という目標にも反映されている。壁建設以後東ドイツでは社会主義的法制化の作業が進められていたが、それが終了すると新憲法制定作業が進められた。東ドイツは1956年以来オリンピックへは西ドイツと統一ドイツチームをつくり参加してきたが、1968年に念願の単独チームによる参加を実現した。

新しく公布された「東ドイツ憲法」（1968年4月）はスポーツに関して旧憲法にない大きな特徴を持っていた。即ち、旧憲法では、すべての児童にその身体的、精神的及び道徳的能力を全般的に発達させるための機会を与えなければならないと規定されていたのに対し、新憲法は、身体文化、スポーツ、旅行を、労働と生活条件、教育制度そして文化の構成要素であると規定したのである。スポーツを憲法条項に盛り込む例は世界的にも希であ

り、東ドイツにおけるスポーツの政治的、社会的位置づけの高さを物語っている。新憲法に示された内容は抽象的なものであり従来と比べて新しい具体的な規定はないが、「身体文化、スポーツ、旅行」という表記は以前のスポーツ関係規定にあまりみられず、東ドイツにおける旅行の重視の姿勢が窺える。

引き続き同年に出された、「東ドイツ評議会の決定」（1968年9月）は憲法のスポーツに関係する条項を具体化したものが多く、従ってその構成も「閣僚評議会の決定」や国家身体文化・スポーツ委員会による訓令とは異なる。従来のスポーツ関係規定と異なる同決定の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、各種学校の目標や意義、教師の役割を従来以上に明確に規定していることである。大衆スポーツに関しては、1980年までに市民の約35%をDTSB、学校スポーツ共同体、スポーツ・技術協会の種目別競技組織と基本単位組織、職場及び居住地区のスポーツグループの会員とできる諸条件をあらゆる所でつくるという非常に長期的な目標を定めていること、DTSBの指導力の強化を提案していること、体力虚弱者や身体障害者の余暇・レクリエーションも配慮するとともに、「誰もが、何処かで、週に一度はスポーツを！」に代わって「誰もが、何時でも、何処でも、より多くのスポーツを！」というスローガンによって、「みんなのスポーツ」を目指していることなどである。競技スポーツに関しては、児童・青少年スパルタキアードをさらに発展・強化することなどを定めているが、従来と比べて特に新しい具体的な方策はみられない。その他、1970年以後も続く競技に結び付く練習・トレーニング・競技活動という活動形態を打ち出していること、1980年までに市民の約20%をスポーツ競技に参加させることという非常に長期的で且つ実現し難い目標を立てていること、国防・防衛準備の必要性を改めて述べるとともに、それにかかわるスポーツ・技術協会の役割を従来以上に明確に記していること、スポーツ助成に関する国家的諸機関、大衆団体やその教員、職員の役割を明確に規定していること、DTSBにさらに権限を付与しようとしていることなどが同決定の特徴である。

社会主義の基礎建設を掲げてから、ベルリンの壁建設を挟んで1970年までの東ドイツにおける主な七つスポーツ関係規定の特徴としては次のことが言えよう。第一に、東ドイツが1950年代半ばという時期に、世界に類をみないスポーツ分野のみを対象とし且つ法的拘束力のある「閣僚評議会の決定」を制定したことである。このような法の制定は、建国当初以上にスポーツが国家にとって重要となったことを意味するが、従来のスポーツ促進計画が十分には実現できなかったこと、東西陣営の対立の激化という状況の下、軍事力の増強、イデオロギーの強化、国際的な承認や競争などの手段としてのスポーツの利用を東ドイツが重視し始めたこと、主権を回復したことによって東ドイツが独自の政策を出せるようになったこと、ハルシュタイン＝ドクトリンなどによる東ドイツ及び東ドイツスポーツの国際的孤立、統一ドイツチームとしてオリンピックに参加する以前に予選において西ドイツに勝つ必要性、西ドイツより劣っていたスポーツ競技力、急速なスポーツの促進が重要であることを多くの指導者及び国民に知らせる必要性などがその背景として考えられる。第二に、スポーツ促進の目標が社会主義体制の卓越性を示すことに置かれるとともに、建国当初と比べて、「評価」「目標」という言葉や具体的な数値が多く用いられ、また、学校スポーツ共同体、大衆スポーツ、競技スポーツにおいて重点促進スポーツ種目を定めるなど、より計画的、重点的なスポーツ促進が窺えることである。これらは、国家身体文化・

スポーツ委員会の三つの訓令に端的にみられるが、資本主義諸国（西ドイツ）に追いつき追い越せと進められた SED の政策、計画経済との連動などがその背景として考えられる。第三は、軍事的スポーツ、イデオロギー教育の重視などにソビエトスポーツへの追随傾向がみられるとともに、スポーツ分野のみを対象とした拘束力のあるスポーツ関係規定の制定、第二次世界大戦以前のドイツやソビエトにみられない学校スポーツ共同体の重視、ソビエトをモデルとしたスポーツシステムからの方向転換などに、1950年代後半には東ドイツスポーツの独自性も窺えることである。ソビエトスポーツシステムからの方向転換については、1950年から本格的に導入されたソビエトモデルがソビエトとスポーツの歴史が異なる東ドイツに合わなかったことや、1956年までのオリンピックで成果が出なかったことなどがその背景として考えられる。第四に、上述のことと関連するが、「第2次青少年法」以降大衆団体である DTSB に次第に大きな権限が付与されるとともに、下部レベルまでのスポーツ促進に関する国家的機関、大衆団体の役割、各指導者の責任、国家的機関と大衆団体の調整に大きな注意が払われ、DTSB を中心としたスポーツシステムの構築が企図されていることである。このことは、1960年代初頭以降東ドイツにおいて DTSB を中心としたスポーツの促進が目標の一つとされていたことや、新経済システムにみられる決定権の下部分散化の方針をスポーツ分野においても試行しようとしていたことなどがその背景として考えられる。第五に、1960年代半ばから、競技スポーツの促進とともに、「みんなのスポーツ」が志向され、スポーツ促進の質的転換が図られていることである。このことは、東ドイツにおけるスポーツ諸条件の整備、余暇時間の増大、世界的なスポーツ・フォア・オール運動などがその背景として考えられる。第六に、壁建設以降においても、社会主義教育に役立つ余暇活動の優遇措置、国防・防衛準備の必要性の強調など、国家によるスポーツの統制、管理も強化されていることである。このことは、壁建設後の東ドイツにおけるイデオロギー教育の強化、プラハの春などにみられるスターリン批判の反動などがその背景として考えられる。第七に、スポーツが政治的、社会的に高く位置づけられたことである。東ドイツでは従来からスポーツは法的に保障されていたが、スポーツに関する条項が「東ドイツ憲法」に盛り込まれたことで、その位置づけはさらに高められた。第八は、「東ドイツ国家評議会」の決定では、1980年までに市民の約20%をスポーツ競技に参加させることという非常に長期的で且つ実現し難い野心的な目標も立てられていることである。このことは、ソビエトの先を行こうとした W.ウルブリヒトの独自路線などもその背景として考えられる。

第3章：国家的機関による総合的なスポーツ関係規定の消失と大衆団体 DTSB による総合的なスポーツ関係規定の展開（1970－1990年）－東ドイツにおけるスポーツシステムの完成化とスポーツ関係規定の網領化－

はじめに

第2章で述べたように、1956年以後東ドイツでは国家的機関による総合的なスポーツ関係規定が数多く出されたが、1965年以後は国家的機関による総合的なスポーツ関係規定はみられなくなる。

本章では、1970年以降の東ドイツにおける主なスポーツ関係規定である「第3次青少年法」（1974年）と、1970年以降の DTSB 総会の決議である「DTSB 第4回総会決議」「DTSB 第5回総会決議」「DTSB 第6回総会決議」「DTSB 第7回総会決議」について検討したい。

1970年以前の DTSB の総会決議については、「DTSB 第2回総会決議」（1961年）の内容は、「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年）に基づいたものであり、DTSB の基本的な方針、児童・青少年スポーツの課外スポーツや大衆スポーツにかかわる内容が主であった。そして、「DTSB 第3回総会決議」（1966年）の内容は、国家身体文化・スポーツ委員会の「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（1965年）に基づいたものであり、DTSB にかかわる児童・青少年スポーツの課外スポーツ、大衆スポーツ、専門家の育成及び資格付与などにかかわる内容が主であった。

第1節：「DTSB 第4回総会決議」（1970年）－「東ドイツ国家評議会の決定」の影響とスポーツ関係規定の綱領化の兆し－

はじめに

東ドイツでは、国家身体文化・スポーツ委員会による中長期的で総合的な内容を有する訓令は1965年の「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」以後みられなくなり、国家身体文化・スポーツ委員会自体も1970年に改組されることとなる。

本節では、東ドイツのこのような状況下において、総合的で中長期的な内容を有するスポーツ関係規定であった「DTSB 第4回総会決議」の内容、特徴などについて明らかにしたい。

第1項：「DTSB 第4回総会決議」の社会的背景

（1）W.ブランドの東方外交と東西ドイツの関係改善

国際的な緊張緩和の中で、西ドイツの社会民主党・自由民主党連立政府は、首相W.ブランドのもと東ドイツやソビエトをはじめとする共産主義諸国との関係改善を推し進める「東方外交」を展開し、1969年に平和の確保のためには両ドイツ間の関係改善も必要であると宣言したが、東ドイツ指導部は当初これに反対していた。彼らは西ドイツとは互いを外国と認めた「国際法上関係」を取り結ぶことに固執していたのである。

1970年3月エルフルトでW.ブランドと東ドイツ首相W.シュトフの会談が行われたが、東ドイツ市民がW.ブランドを熱烈に歓迎したことや東ドイツにおける反響が東ドイツ政府を不安に陥れた。動揺が広がるのを予防するために、SEDは現状を変えることはできないという声明を発した¹⁾。

しかし、西ドイツとソビエト、西ドイツとポーランドの間で交渉が順調に進むと、東ドイツだけが西ドイツとの関係改善を拒むことは困難となっていた²⁾。

（2）週休二日制と「水準の高い」余暇の奨励

先述したように、東ドイツは、新経済システム導入後、1966年に隔週週休二日制を実施し、翌1967年8月から完全な週休二日制を施行した。幅広い人々が直ちに余暇を楽しむようになったとは言えないが、週休二日制が正式に認められ、賞与が期末に一括して支払われるようになったことは、耐久消費財の購入や余暇財への関心を促すことになった³⁾。

余暇の問題が意義を持つようになると、東ドイツは、社会的活動や芸術、スポーツを楽しむといった「水準の高い」余暇の過ごし方を奨励した。しかし、東ドイツの日常生活はこうした要求と著しく異なっていた。週末における余暇の過ごし方に関する社会学的研究からは、被質問者の68%が最もよく余暇を過ごすものとしてあげたのはテレビであった。以下、50%が散歩、ほぼ同数が家事、47%が新聞雑誌を読むこと、42%が読書であった。東ドイツにおける余暇の過ごし方は他の工業国の人々と殆ど変わらなかったのである⁴⁾。

（3）1970年代初頭の経済的危機

1970年代を迎えて東ドイツはもう一つの心配の種を抱えていた。経済分野での成果はあったが、1960年代に西ドイツの生活水準に追いつくという目標は達成されず、むしろその差は拡大し、さらに1960年代末の無理な計画経済と経済の不均等によって、東ドイツは危機に陥っていたのである⁵⁾。

第2項：「DTSB 第4回総会決議」のスポーツ背景

(1) SED 党中央委員会政治局による秘密裏の競技スポーツの目標設定と促進スポーツ種目の区分

東ドイツの競技スポーツは1970年代から絶頂期を迎えるが、オリンピックメキシコ大会(1968年)以後は、SED 党中央委員会政治局によってオリンピックサイクル毎に競技スポーツの目標設定なされた。東ドイツのスポーツジャーナリストであったM.ザイフェルトは、この頃にメダルが取りやすい種目(スポーツIと分類)へ促進種目が限定され、それ以外の種目(スポーツIIと分類)は衰微していったことや、成果、記録主義が若者のスポーツ離れを生じさせていったことなどを述べている¹⁾。

これらの目標設定や区分は秘密裏に行われたが、元女性陸上選手であったR.フクスは、競技スポーツを助成することは悪くなかったが、それが秘密裏に行われたことは問題であったと語っている²⁾。

(2) 競技スポーツのための身体文化・スポーツ研究所の設立

ドイツ体育大学に関して、1968年2月10日に当該の中央委員会事務長として、E.ホーネッカーは、ライプツィヒの「身体文化・スポーツ研究所」(Forschungsinstitut für Körperkultur und Sport)の独立について言及した³⁾。このことは、1969年4月24日に実現され、身体文化・スポーツ研究所はドイツ体育大学から分離独立した機関となった⁴⁾。

この身体文化・スポーツ研究所は大衆スポーツのためのものではなく、東ドイツのトップ選手を対象とした機関であった⁵⁾。競技スポーツのためのこの研究所は、東ドイツ崩壊まで公にされることはなかった。

(3) スポーツの国家的機関の再編と国家的機関による総合的で中長期的なスポーツ関係規定の消失

1970年代初頭には東ドイツのスポーツの国家的機関の再編が行われた。その再編は「DTSB 第4回総会決議」以後であるが、DTSBの設立と同様、事前に想定されていたと考えられるので、ここで述べておきたい。

1952年7月以来東ドイツのスポーツ分野の国家的指導と管理に主要な役割を果たしてきた国家身体文化・スポーツ委員会は、1970年6月17日の閣僚評議会の命令によって、身体文化・スポーツ内閣官房(Staatssekretariat für Körperkultur und Sport)に再編された。

このスポーツ分野での再編の背景については十分に知ることができないが、「発達した社会主義社会への移行に際して、身体文化とスポーツの社会的重要性が増したこと」⁶⁾と東ドイツのスポーツ史では述べられている。このことについて、K.フーンは、国家がスポーツに関して前面に出ないように、つまりスポーツの政治性を少なくするためでもあったと

語っている（2010年のインタビュー、於：ベルリン）。

身体文化・スポーツ内閣官房は、上記の命令によって、閣僚評議会の一機関として位置づけられ、身体文化・スポーツ分野の国家的課題を指導・管理すること、そして、身体文化・スポーツシステムの国家的利害を代表することに責任ある機関として定められた⁷⁾。また、身体文化・スポーツ内閣官房の中心的な活動は、身体文化の国家的計画と指導システムを確立すること、スポーツ科学の方針を示すこと、その責任領域のスポーツ幹部を育成・継続教育すること、身体文化・スポーツの物質的・技術的条件を確実にすることと定められた⁸⁾。

身体文化・スポーツ内閣官房の前身である国家身体文化・スポーツ委員会は、1950年代、1960年代に総合的で中長期的なスポーツ促進の指針を幾つか示してきたが、身体文化・スポーツ内閣官房が1974年までに発したスポーツ関係規定の中でそれに相応するものはみあたらない⁹⁾。国家的機関による総合的で中長期的なスポーツに関する訓令がなくなった理由については、文書資料では現在確認できない。このことについて、G.A.シュアーは、「1970年までに東ドイツにおいてスポーツシステムがほぼ出来上がっていたからではないか。国家的なスポーツ関係規定はスポーツシステムができるまで出されたのではないか。国家的なスポーツ関係規定はなくなってもDTSB総会決議があった」と語っている（2011年のインタビュー：於：ベルリン）。一方、K.フーンは「1970年までに東ドイツにおいてスポーツシステムがほぼ出来上がっていたからではないか。例えば促進するスポーツ種目の区分も1968年になされていた」と語っている（2010年のインタビュー：於：ベルリン）。

また、先に述べたK.フーンの国家身体文化・スポーツ委員会改組の理由から言えば、国家的機関による総合的で中長期的なスポーツに関する訓令がなくなった理由としても、スポーツの政治性を少なくするということが考えられよう。

その他、国家的機関による総合的で中長期的なスポーツに関する訓令がなくなった理由として考えられるのが、東ドイツの秘密主義である。先に述べたように「競技スポーツ」や「スポーツ医学」に関する情報は、東ドイツの最重要の機密であり、競技力において既に西ドイツを上回っていた東ドイツは、それらの情報を取って公にする必要はなかったと考えられる。なお、G.A.シュアーの言う、「国家的なスポーツ関係規定はなくなってもDTSB総会決議があった」ということについては後述したい。

身体文化・スポーツ内閣官房の設置の約2ヵ月後の8月12日、身体文化・スポーツ委員会（Komitee für Körperkultur und Sport）が設置された。この委員会の課題は、内閣官房長官の下で、身体文化の基本プログラムを協議し、新しい科学的知識を分析し、将来計画や年次計画に関する勧告を行うことと定められた¹⁰⁾。しかし、その範囲は国内的なことが主であり¹¹⁾、その勧告も拘束力のないものであった¹²⁾。同委員会は、1974年までに、若い世代の競技力の向上に関する勧告（1971年12月2日）¹³⁾や、勤労者の身体文化、スポーツ、旅行に関する勧告（1972年11月2日）¹⁴⁾を行っている。

（4）文化・余暇政策とFDJ主催優勝杯争奪戦

FDJはベルリンの壁構築直後の時期には国防のためのスポーツ組織であるスポーツ・技術協会への窓口としての役割を果たし、若者の軍事化に寄与していた。1960年代半ば東西冷戦構造の雪解けが終結すると、東ドイツにおいて国内の統合政策として展開されたのが

文化・余暇政策であった。1960年代末、児童・青少年の課外スポーツについては、FDJによる大会もあり、例えば、1969年のFDJの主催する優勝杯争奪戦には約30万人の児童・青少年が予選に参加した¹⁵⁾。

(5) FDGBによる大衆スポーツ助成に関する協議とDTSB会員数の増加

DTSBとともに大衆スポーツを促進したのは1966年に大衆スポーツ活動を調整するために県及び郡委員会を設置したFDGBであったが¹⁶⁾、FDGBは1969年11月にスポーツ会議を開催し、勤労者の余暇及びレクリエーションスポーツの改善について協議した。そこでは各地の企業、コンビナートなどのスポーツ組織者からの報告をもとに協議がなされ、従来の人民所有企業やコンビナートのスポーツ祭や選手権大会に反対の意見が述べられ、DTSBと協力して新しい種類の競技システムをつくることが提案された¹⁷⁾。

一方、この時期にもDTSBの会員数は増加し、1969年には200万人を突破し、住民の約12.1%がDTSBの会員となった¹⁸⁾(表3-1参照)。

表3-1 DTSBの会員の増加(1965年-1969年)

年	DTSBの会員数(人)
1965	1813,261
1966	1846,147
1967	1908,879
1968	1992,267
1969	2070,580

(出典：Theorie und Praxis der Körperkultur, Beiheft, 1969 などより算出)

第3項：「DTSB第4回総会決議」について

(1) 「DTSB第4回総会決議」の位置づけ

「DTSB第4回総会決議」について、明確な位置づけはみあたらないが、東ドイツスポーツ史では次のように述べられている。DTSB第4回総会は、1970年5月30日、31日に開催され、「DTSB第3回総会決議」の目標が達成され、部分的にそれを上回ったことなどが報告された。その後、DTSB会長のM.エヴァルトが決議草案を説明したが、それにはDTSBの将来計画が含まれていた。代表団は、決議を採択し、会長にM.エヴァルトを再選した¹⁾。

(2) 「DTSB第4回総会決議」の構成と内容

1) 「DTSB第4回総会決議」の構成

「DTSB第4回総会決議」は以下で構成されている。

前文

我々の全精力を若い世代のスポーツの発展に

学生スポーツの高い水準のために
 スポーツ種目における練習・トレーニング・競技活動のさらなる促進に対する我々の特別な注目
 身体文化、スポーツ、旅行による積極的なレクリエーション—勤労者の労働・生活条件の確固とした構成要素
 速く、高く、強く！—スポーツの名声と東ドイツの榮譽のために
 スポーツ科学とスポーツ実践の関係を充実させる
 DTSB の会員—東ドイツの自覚的市民
 DTSB における管理・指導活動のより高い質のために
 専門家の目的に適った活動—DTSB 指導部の緊急の関心事
 我々の活動の財政的、物質的基盤

表 3-2 「東ドイツ国家評議会の決定」と「DTSB 第 4 回総会決議」の項目

「東ドイツ国家評議会の決定」	「DTSB 第 4 回総会決議」
	前文
I. 社会主義的人間共同体における身体文化とスポーツ	
II. 国民の身体の練成は社会主義の生活原理	
1. 身体文化、スポーツ、旅行は、児童・生徒・学生の社会主義的人格を形成し、陶冶するための重要な構成要素である	我々の全精力を若い世代のスポーツのさらなる発展に
	学生スポーツの高い水準のために
2. 身体文化、スポーツ、旅行は、勤労者の社会主義的労働と生活条件の重要な構成要素である	身体文化、スポーツ、旅行による積極的なレクリエーション—勤労者の労働・生活条件の確固とした構成要素
3. 練習・トレーニング・競技活動は、国民スポーツへの関心と向上心を促す	スポーツ種目における練習・トレーニング・競技活動のさらなる促進に対する我々の特別な注目
4. 高度な身体的・スポーツ的能力は国民の防衛準備と国防能力に役立つ	
	速く、高く、強く！—スポーツの名声と東ドイツの榮譽のために
III. 物質的、技術的条件が国民の身体文化を保障する	我々の活動の財政的、物質的基盤
IV. 高水準のスポーツ科学とスポーツ幹部の積極的な活動は、社会主義的身体文化の推進力である	スポーツ科学とスポーツ実践の関係を充実させる
	DTSB の会員—東ドイツの自覚的市民
	DTSB における管理・指導活動のより高い質

	のために
	専門家の目的に適った活動－DTSB 指導部の緊急の関心事

(出典：両文書より筆者作成)

表 3-2 は、1968 年の「東ドイツ国家評議会の決定」と「DTSB 第 4 回総会決議」の項目である。「東ドイツ国家評議会の決定」にない競技スポーツなどの項目があることが、「DTSB 第 4 回総会決議」の構成上の特徴である。

表 3-3 DTSB 第 3 回及び第 4 回総会の決議項目

「DTSB 第 3 回総会決議」	「DTSB 第 4 回総会決議」
前文	前文
スポーツ－我々の児童・青少年の社会主義的人格育成に必須の要素	我々の全精力を若い世代のスポーツのさらなる発展に
身体文化とスポーツ－学生の育成に不可欠な要素	学生スポーツの高い水準のために
	スポーツ種目における練習・トレーニング・競技活動のさらなる促進に対する我々の特別な注目
規則的なスポーツ活動は住民の健康、積極的な余暇、平均余命及び達成能力向上に貢献する	身体文化、スポーツ、旅行による積極的なレクリエーション－勤労者の労働・生活条件の確固とした構成要素
我々の競技スポーツはオリンピック理念と我々の社会主義の祖国の名声に貢献する	速く、高く、強く！－スポーツの名声と東ドイツの榮譽のために
社会主義的に思考行為するためのスポーツマンの教育－DTSB の課題、社会主義的身体文化をさらに発展させるための推進力	
科学的知識の目的に適った利用は我々の課題をよりよく実現することを援助する	スポーツ科学とスポーツ実践の関係を充実させる
	DTSB の会員－東ドイツの自覚的市民
	DTSB における管理・指導活動のより高い質のために
専門家の育成と資格付与は、すべての DTSB 指導部の緊急の関心事である	専門家の目的に適った活動－DTSB 指導部の緊急の関心事
財政的、物質的基盤は、身体文化・スポーツ発展の基本的な条件である DTSB の計画・指導活動の高い質と諸機関の大きな責任について	我々の活動の財政的、物質的基盤

(出典：両文書より筆者作成)

表3-3は、1966年の「DTSB第3回総会決議」と「DTSB第4回総会決議」の項目である。前者にはない「練習・トレーニング・競技活動」という項目が後者にあることや、前者にない「身体文化、スポーツ、旅行」「レクリエーション」という表現が後者で使用されていることに注意する必要がある。

構成的には、「DTSB第4回総会決議」は「東ドイツ国家評議会の決定」より「DTSB第3回総会決議」に類似していると言えよう。

2) 「DTSB第4回総会決議」の内容

以下では、「DTSB第4回総会決議」の内容を具体的に明らかにしたい。

前文では、1970年までの東ドイツのスポーツ分野での成果や、この決議がSED第7回党大会や「東ドイツ憲法」「東ドイツ国家評議会の決定」に基づいたものであることなどが述べられた後、DTSB会員の目標として以下の五つのことが掲げられている。

- DTSBのすべてのスポーツマンは、職場、研究機関、学校、またスポーツにおける優れた成果によって、東ドイツのさらなる強化と確立に積極的に協力する能力を身につける。
- 社会主義的人格の陶冶と教育に協力し、高い達成を目指し、その社会主義の祖国を愛し、忠実であり、意識ある市民として、愛国的責任から東ドイツの全般的強化のために貢献し、「労働と祖国防衛の準備」プログラムを実行する。
- 特にすべてのスポーツ種目で練習・トレーニング・競技活動をスポーツ活動の効果の高い形態として組織的にさらに発展させ、スポーツ共同体やその部門では、身体的完成化のための良い条件をつくる。
- 住民の余暇・レクリエーションスポーツのさらなる発展は、労働・生活条件の重要な構成要素であり、積極的に促進すべきである。
- 世界のスポーツ施設において、東ドイツスポーツの国際的名声を確立すべきである。民族間の友好関係、諸国家の平和、理解、同権という関心において、オリンピック理念の実現に貢献する²⁾。

「我々の全精力を若い世代のスポーツのさらなる発展に」という項目では主に以下のことが定められた。まず、「東ドイツ国家評議会の決定」に基づいて、学校スポーツ共同体における児童・青少年スポーツを教育の主要な形態の一つとして助成し、その児童・青少年部門を拡大することが定められた³⁾。次に、DTSBのスポーツ共同体に関しては、学校スポーツ共同体で発展していないスポーツ種目の児童・青少年部門の設立、女性部門の拡大、学校スポーツ共同体の卒業生のDTSBスポーツ共同体への確実な引継ぎ、職場スポーツ共同体の拡大、経験豊富なトレーナーや運動指導者の投入などが定められた⁴⁾。そして、スパルタクアードについては、「今日の卓越したスポーツマンの多くがこの大会から育った」⁵⁾という認識から、教育省、FDJ、そのピオニール組織とともに、常に多くの児童と青少年を積極的に競技システムに組み込むこと、優れたトレーニングによって、すべての種目、年齢において高い成績を達成すること、競技会において才能のある者を体系的、計画的にさらに助成することなどが定められた⁶⁾。

「学生スポーツの高い水準のために」という項目では、将来国家や社会における集団の指導者となる学生のスポーツ活動の重要性が述べられ⁷⁾、1975年までに学生の約30%をDTSB会員として規則的トレーニングし、競技に参加できるようにすることが目標とされ⁸⁾、大学及び専門学校スポーツ共同体のさらなる設立及び地域のスポーツ共同体との密接な協力などがその課題として定められた⁹⁾。

「スポーツ種目における練習・トレーニング・競技活動のさらなる促進に対する我々の特別な注目」という項目では、規則的なスポーツ活動、特に競技活動と結び付くものが身体やスポーツにとって効果の高い形態とされ¹⁰⁾、また、次代には以前より成人、少女及び女性、身体障害者のスポーツ活動に注意を払うという方針が示された¹¹⁾。そして、将来の具体的な目標として、240万人（人口の13.5%）をDTSB会員とすること、スポーツ活動を行う児童・青少年の数を100万人にまで増やすこと、7700のスポーツ共同体と職場スポーツ共同体において規則的なスポーツ活動の諸条件がつくられるようにスポーツ共同体のネットを拡大することなどが定められた¹²⁾。

「身体文化、スポーツ、旅行による積極的なレクリエーション—勤労者の労働・生活条件の確固とした構成要素」という項目では、余暇及びレクリエーションスポーツの促進に際し、企業、組合、諸機関、居住地区、近郊保養地、休暇施設において、スポーツ及び旅行の改善に効果的な方策を講じることはDTSBの重要な関心事とされ¹³⁾、DTSB幹部会や指導部の活動などが定められた。DTSB幹部会や指導部の活動とされたのは、個々の領域における身体文化の計画、指導及び調整、ボランティアの運動指導者、審判の養成及び継続教育、練習の組織化、スポーツ祭、競技会の準備、その際の余暇及びレクリエーションスポーツの宣伝及び啓蒙、練習・トレーニングプログラムの作成、労働組合でのスポーツ組織者の育成などである¹⁴⁾。また、FDGB会員は作業班のサークルなどにおいて、遊戯、スポーツ、旅行を組織する際はその主導者となることが求められた¹⁵⁾。

「速く、高く、強く！—スポーツの名声と東ドイツの榮譽のために」という項目では、競技スポーツは、幅広い階層に競技意欲を促進するもの、若い世代への模範的效果を持つもの、諸国民との友好関係及び平和に貢献するもの、社会主義諸国家及びそのスポーツ諸連盟の国際的印象を高めるものと位置づけられ¹⁶⁾、DTSBの主な課題として、競技スポーツの後継者の育成、その際の運動指導者の活用、科学的トレーニング、競技スポーツ選手に対する社会主義教育、オリンピック及び世界選手権での高い競技成績などが定められた¹⁷⁾。

「スポーツ科学とスポーツ実践の関係を充実させる」という項目では、ドイツ体育大学、総合大学及び単科大学のスポーツ科学部門、指導的な研究委員会と密接に協力し、スポーツ科学の研究チームを充実させることがDTSBの目標とされ¹⁸⁾、スポーツ実践を考慮した具体的な研究を行うことや、出版を通じて新しい科学的知識を普及させ実践に活用することなどが課題として定められた¹⁹⁾。

「DTSBの会員—東ドイツの自覚的市民」という項目では、会員を社会主義社会の積極的な形成者としてその役割を果たせるような市民に教育することがDTSBの主要な関心事の一つとされ、そのために様々な宣伝活動や啓蒙活動を行うことなどが定められた。ここでは従来以上にスポーツマンの精神的、文化的側面を発展させる必要性が述べられ、スポーツにかかわる芸術や文学の重要性も述べられている²⁰⁾。

「DTSB における管理・指導活動のより高い質のために」という項目では、民主集中制の原則に応じた DTSB の指導活動の実施が確認されるとともに、DTSB 幹部会、DTSB 県幹部会、スポーツ共同体の幹部会、スポーツ諸連盟の役割などが定められた²¹⁾。

「専門家の目的に適った活動—DTSB 指導部の緊急の関心事」という項目では、運動指導者、審判・レフェリー、トレーナー、スポーツ教師、スポーツ医師、幹部、ボランティアなどの活動がスポーツに定められた課題実現に重要であることが強調され²²⁾、幹部の養成及び継続教育、運動指導者、審判・レフェリーの増員、女性の運動指導者、審判・レフェリーの獲得などが定められた²³⁾。

「我々の活動の財政的、物質的基盤」という項目では、財政的、物質的資力を拡大し、最高の効率で以下のことに投資すべきと定められた。

- スポーツ共同体及びその部門の促進、児童・青少年スパルタキアードの促進
- 運動指導者、審判・レフェリーの養成及び継続教育
- 格闘技及び競技スポーツの促進
- 国家的機関と大衆団体の協力による余暇・レクリエーションスポーツの促進²⁴⁾

また、その財源確保の方法として、規則的で完全な会費の徴収、寄付収入と部門の補助金を増やす努力、行事からの収入の増額などが記された²⁵⁾。特に、企業の基金及び労働組合の寄付金がスポーツ活動に大きな役割を果たしているとされ、スポーツ共同体の幹部会、企業指導部、産業別組合指導部、企業内労組指導部の間で必要な協約を結ぶ必要性が強調された²⁶⁾。

その他、年中利用できるスポーツ施設の建設、居住地区でのスポーツ施設・体育館の設置、存在するスポーツ施設の有効利用なども定められた²⁷⁾。

(3) 「DTSB 第4回総会決議」の特徴

SED 第7回党大会や「東ドイツ憲法」「東ドイツ国家評議会の決定」に基づいて、1970年に定められた「DTSB 第4回総会決議」は、上述したように、「東ドイツ国家評議会の決定」にない競技スポーツに関する項目があるなど、项目的には「東ドイツ国家評議会の決定」より「DTSB 第3回総会決議」に類似したものであった。

以下では同決議の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツに関しては、「我々の全精力を若い世代のスポーツのさらなる発展に」という項目で主に述べられている。「東ドイツ国家評議会の決定」との比較では、「東ドイツ国家評議会の決定」では主に各種学校の義務的なスポーツ授業に関しても述べられていたが、同決議では、主に課外スポーツに関して述べられていることが特徴である。

「DTSB 第3回総会決議」との比較では、発達していないスポーツ種目や女性の部門拡大を定めていること、生徒の学校スポーツ共同体から DTSB のスポーツ共同体への引継ぎを重視していること、従来よりノルマが少ないことなどが特徴である。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツに関しては、「身体文化、スポーツ、旅行による積極的なレクリエーション—勤労者の労働・生活条件の確固とした構成要素」という項目で主に述べられている。レクリエーションという用語が項目で使用されていることは憲法上の表記の影響と思われる。

「東ドイツ国家評議会の決定」との比較では、「東ドイツ国家評議会の決定」で定められた「誰もが、何処でも、週に何度も、スポーツを！」というスローガンに基づいて、より多くのスポーツ参加を呼びかけていることや、少女、女性、成人、障害者のスポーツをより促進しようとしていることなどが特徴である。

「DTSB 第3回総会決議」との比較では、FDGBの活動を援助する方針が従来よりも明確にされていることなどが特徴である。

3) 競技スポーツ

「東ドイツ国家評議会の決定」に殆どない競技スポーツについて、同決議では、「速く、高く、強く！—スポーツの名声と東ドイツの榮譽のために」という項目で主に述べられている。しかし、その内容は「DTSB 第3回総会決議」と同様に具体的なものではない。

4) その他

a. 科学と研究

スポーツ科学に関することは、「東ドイツ国家評議会の決定」「DTSB 第3回総会決議」と同様、「DTSB 第4回総会決議」においても項目がたてられた。従来以上に、ドイツ体育大学と密接に協力し、スポーツ実践を考慮したスポーツの科学的研究を重視していることが特徴である。

b. スポーツ医学

「DTSB 第4回総会決議」は1970年代に入って最初の総合的なスポーツ関係規定であるが、国家身体文化・スポーツ委員会の訓令にあったスポーツ医学に関する項目は従来のDTSBの総会決議と同様にたてられていない。

c. 専門家の育成

専門家の育成などについては、「DTSB 第3回総会決議」と同様、「DTSB 第4回総会決議」においても項目がたてられた。前者と異なり、後者では多くの女性を責任ある幹部、運動指導者等に獲得する必要性などが述べられている。

d. スポーツ施設、器材、財政

スポーツ施設、器材、財政などについては、「東ドイツ国家評議会の決定」「DTSB 第3回総会決議」と同様、「DTSB 第4回総会決議」においても項目がたてられたが、その内容は従来とあまり変わらない。

e. 学生スポーツ

学生スポーツについては、同決議においても「DTSB 第3回総会決議」と同様に項目がたてられ、1975年までに大学生の約30%をDTSB会員として規則的トレーニングし、競技に参加できるようにするというノルマが設定された。

f. 練習・トレーニング・競技活動

「東ドイツ国家評議会の決定」では従来のスポーツ関係規定にない「練習・トレーニング・競技活動」の重要性が示された。この方針は、「DTSB 第4回総会決議」において継続され、「スポーツ種目における練習・トレーニング・競技活動のさらなる促進に対する我々の特別な注目」という項目がたてられ、規則的なスポーツ活動、特に競技活動と結び付くものが身体やスポーツにとって効果の高い形態と明示された。しかし、「東ドイツ国家評議会の決定」で示された1980年までに市民の20%をスポーツ競技に参加させるという長期的な方針については同決議では言及されていない。

g. スポーツと芸術

「DTSB の会員－東ドイツの自覚的市民」という項目では、従来のスポーツ関係規定以上にスポーツマンの精神的、文化的側面を発展させる必要性が述べられ、スポーツにかかわる芸術や文学の重要性も述べられている。国家崩壊後に東ドイツスポーツ史家達によって著された「東ドイツスポーツ編年史」では、東ドイツスポーツの芸術性等は東ドイツスポーツのポジティブな側面として主張されている²⁸⁾。

h. DTSB の諸機関の役割

「DTSB 第4回総会決議」では、「DTSB における管理・指導活動のより高い質のために」という項目も含め、従来以上に DTSB 幹部会、DTSB 県幹部会、スポーツ共同体の幹部会、スポーツ諸連盟の役割などが定められていることが特徴である。

(4) 「DTSB 第4回総会決議」の位置づけの再検討

先に述べたように、「DTSB 第4回総会決議」には DTSB の将来計画が含まれていたと東ドイツスポーツ史は記しているが、従来明確な位置づけはみられない。

「DTSB 第4回総会決議」について重要なことは、第一に、特徴の箇所で述べたように、同決議には、W.ウルブリヒト時代の「東ドイツ国家評議会の決定」で示された「みんなのスポーツ」や競技に結つく練習・トレーニング・競技活動という方針が示され、「東ドイツ国家評議会の決定」の影響が窺えることであろう。第二に、「DTSB 第2回総会決議」「DTSB 第3回総会決議」と同様「DTSB 第4回総会決議」においても「スポーツ医学」関係の項目がみられないことが重要であろう。先述したように、G.A.シュアーは1970年代には国家的機関による総合的なスポーツ関係規定の代わりに DTSB 総会決議があったと語ったが、1970年代に入っても DTSB の総会決議は、「スポーツ医学」を含む国家的機関による総合的なスポーツ関係規定とは本質的に性格の異なるものであり、主に DTSB の基本的な方針や、児童・青少年スポーツの課外スポーツや大衆スポーツにかかわる方針などを示すものと言えよう。第三に、「DTSB 第4回総会決議」は、「DTSB 第3回総会決議」と项目的に類似しているが、後者の児童・青少年の課外スポーツや大衆スポーツに関する内容が具体的であったのに対し、前者ではノルマなどがあまり示されず、具体的な内容も少ないことに注意する必要があるであろう。東ドイツにおけるスポーツ関係規定の綱領化の兆しが窺える。

第3章第1節：註及び引用

第1項

- 1) H.ヴェーバー著、斉藤哲・星野治彦訳、ドイツ民主共和国史、日本経済評論社：東京、1991年、128頁。
- 2) 同上書、129頁。
- 3) 河合信晴、ドイツ民主共和国における個人的余暇の前提、ドイツ研究(45)、2011年、87-88頁。
- 4) H.ヴェーバー著、斉藤哲・星野治彦訳、ドイツ民主共和国史、前掲書、112-113頁。
- 5) 同上書、129頁。

第2項

- 1) Seifert, Manfred. *RUHM UND ELEND DES DDR-SPORTS. Keine Bilanz - Aufgeschriebenes*

- aus 40 Jahren eines Sportjournalisten*. Verlag Bock & Kübler: Berlin, 1990, S. 66.
- 2) 次を参照。Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus. *Lorbeerkrantz und Trauerflor. Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR*. Dietz Verlag: Berlin, 1990.
 - 3) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil IV: 1961-1965"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 4 (1997), S. 15.
 - 4) Ebenda, S. 21.
 - 5) 長谷川公之、山本茂、衝撃東ドイツスポーツ王国の秘密、テレビ朝日：東京、1990年、91-95頁。
 - 6) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*. Sportverlag: Berlin, 1983, S. 158.
 - 7) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil II, Nr. 57, 8.7.1972, S. 423.
 - 8) Ebenda.
 - 9) 身体文化・スポーツ内閣官房の発した諸規定として例えば次をあげられる。Anordnung über die Wahrnehmung der Verantwortung der Betriebe und staatlichen Einrichtungen auf dem Gebiet von Körperkultur und Sport. Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil II, Nr. 71, 13.12.1972, S. 835-836.
 - 10) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981, a.a.O.*, S. 158.
 - 11) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil IV: 1966-1970"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 5 (1997), S. 29.
 - 12) Bernett, Hajo (Hg.). *Körperkultur und Sport in der DDR. Dokumentation eines geschlossenen Systems*. Verlag Hofmann: Schorndorf, 1994, S. 133.
 - 13) Empfehlungen des Komitees für Körperkultur und Sport der DDR für die weitere Leistungssteigerung der jungen Generation auf der Grundlage der Beschlüsse des VIII. Parteitages der SED.
 - 14) Empfehlungen des Komitees für Körperkultur und Sport der DDR für die weitere Entwicklung von Körperkultur, Sport und Touristik der Werktätigen als Beitrag zur Verwicklung der vom VIII. Parteitag der SED beschlossenen Hauptaufgaben.
 - 15) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil V: 1966-1970", a.a.O., S. 25.
 - 16) Ebenda, S. 9.
 - 17) Ebenda, S. 25.
 - 18) Ebenda.

第3項

- 1) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*. Sportverlag: Berlin, 1983, S. 156-158.
- 2) Theorie und Praxis der Körperkultur, 9 (1970), S. 805-806.
- 3) Ebenda, S. 807.
- 4) Ebenda.

- 5) Ebenda.
- 6) Ebenda.
- 7) Ebenda, S. 808.
- 8) Ebenda.
- 9) Ebenda.
- 10) Ebenda.
- 11) Ebenda, S. 809.
- 12) Ebenda.
- 13) Ebenda, S. 810.
- 14) Ebenda.
- 15) Ebenda.
- 16) Ebenda, S. 811.
- 17) Ebenda.
- 18) Ebenda.
- 19) Ebenda, S. 812.
- 20) Ebenda, S. 812-813.
- 21) Ebenda, S. 813-815.
- 22) Ebenda, S. 815.
- 23) Ebenda, S. 816.
- 24) Ebenda.
- 25) Ebenda, S. 817.
- 26) Ebenda.
- 27) Ebenda, S. 817-818.
- 28) 「東ドイツスポーツ編年史」において、スポーツをテーマとした芸術の奨励がみられるのは1965年以後のことである。

第2節：「第3次青少年法」（1974年）－大衆団体 DTSB を中心としたスポーツシステムの完成化と国家によるスポーツの管理・統制の強化－と「DTSB 第5回総会決議」（1974年）－国家指導者交代のスポーツへの影響－

はじめに

本節では、1970年代の東ドイツにおける国家的機関による主なスポーツ関係規定とされる「第3次青少年法」と「DTSB 第5回総会決議」の内容、特徴などについて明らかにしたい。

第1項：「第3次青少年法」と「DTSB 第5回総会決議」の社会的背景

（1）米ソのデタントの動きと W.ウルブリヒトの解任

1971年5月3日 SED 中央委員会は、第16回総会を開いた。市民にとって晴天の霹靂であったのは、W.ウルブリヒトが高齢を理由に SED 第一書記の地位から解任されたことであった。退陣演説の中で W.ウルブリヒトは、党の当該委員会に第一書記の後任には、E.ホーネッカー¹⁾を選出するように提案した。

W.ウルブリヒトの失脚理由には次の三つのことが考えられる。第一は、W.ウルブリヒトの社会主義理論（従来は共産主義への過渡的な段階と考えられてきた社会主義の段階に固有の性格を与えようとするもの）とそのパーソナリティの問題であり、第二は、「新経済システム」が破綻したことであり、第三に決定的であったのは、ソビエトが取り始めた当時のデタント政策に W.ウルブリヒトが離反したことであった²⁾。

（2）SED 第8回党大会（1971年）と E.ホーネッカーの政策

新しく第一書記に就任した E.ホーネッカーのもとで SED はソビエト共産党に再び忠実となり、1960年代後半の東ドイツは特殊であるというイデオロギー上のテーゼを修正し、ソビエトの指導的役割は東ドイツにとって絶対的であると認めた³⁾。

1971年6月15日から19日に開かれた SED 第8回党大会は、「SED 及び東ドイツ史上重要な位置を占める」⁴⁾と述べられている。E.ホーネッカーは、「経済計画の補足課題が実現不可能であることがわかり、これを中止する必要が生じた。そうしなかったら、この補足課題のおかげで経済の連続的発展が危うくなる場所であった」⁵⁾と、過大に設定されてきた1960年代末の計画経済を見直した。そして、E.ホーネッカーは、「すべては国民の幸福、労働者とすべての勤労者の利害のために行われる」⁶⁾ことを強調した。

SED 第8回党大会では、1971年から1975年まで5ヵ年間の東ドイツにおいて発達した社会主義社会を形成する際の課題が決められた。なかでも、社会主義的生産の急速な発展速度、高い効率、科学、技術の進歩や労働生産性に基づいて、国民の物質的、文化的水準を引き上げることがその重要な課題として定められた⁷⁾。

E.ホーネッカー時代の政策は前任の W.ウルブリヒトの時代と比べると、プラグマティックなものとなり、遠大な目標への呼号は影をひそめた。社会生活の中心となったのは、大規模な住宅政策と勤労者、特に女性を対象とする労働・福祉政策であった。後者については、賃金水準の引き上げ、年金の引き上げ、休暇の拡大などが相次いで実施された⁸⁾

そして、政権を握った E.ホーネッカーは、1970 年代半ばまで文化の自由化路線を展開した。そのもとで市民的モダニズムが成長し、若手の芸術家も出現した。東ドイツ社会全体が文化的自由を垣間みた時代であった⁹⁾。

これらに引き続き、制度上の変革が実施された。1972 年 10 月の閣僚評議会に関する法令によって、閣僚評議会や各大臣の権限が拡大され、これによって、国家評議会はこれまでの指導的国家的機関としての地位を失った。また、1973 年には人民議会は、地方議会と地方機関の権限を拡大した¹⁰⁾。

これらによって東ドイツは 1974 年の段階で工業生産を 1950 年に比べて 7 倍、1961 年の 2 倍、1970 年と比べても 30% 増加させた。また、1970 年代半ばまで東ドイツの生活水準は上昇し、住民の大多数の暮らし向きはよくなるなど、1969 年から 1970 年にかけての経済危機状況の後、新たな飛躍と安定が生み出された¹¹⁾。

(3) 西ドイツとの基本条約の締結と国連加盟による東ドイツの国家的承認の拡大

国際舞台で東ドイツが目指してきたものは、自らの自立性を証明することであった。基本的に外交的状况が変わったのは、1972 年 12 月 21 日に東西ドイツ間で「西ドイツと東ドイツ間の外交関係の基本に関する協定」(基本条約)が締結されてからであった。この条約の前文は、両国家が、ヨーロッパにおける緊張緩和と安全に寄与し、対等平等の原則に立ちながら正常な隣人関係を発展させることを確認していた¹²⁾。

1970 年から 1972 年までにアルジェリア、チリ、インドとの外交関係を既に樹立していた東ドイツであったが、基本条約締結以降は広く国際的に承認されたのであった。1972 年 12 月に東ドイツはスウェーデン、スイスなどを含む 20 カ国と外交関係を樹立し、翌 1973 年 9 月 18 日には国連に第 133 番目の国として加盟した¹³⁾。このように、東ドイツの国際的承認は 1970 年代前半に加速していった。

(4) 西ドイツに対する「隔絶政策」と「東ドイツ憲法」の改正 (1974 年)

国際的承認は東ドイツの長い間の夢の実現であったが、同時に多くの不安を伴った。なぜなら、それは事実上の開国を意味したからである。特に基本条約の調印によって大量の西ドイツ・西ベルリンの市民が東ドイツを訪問することになったことは、東ドイツ政府を過剰な対応策に走らせた。西ドイツとの国交樹立と同時に、西ドイツに対する「隔絶政策」が打ち出されたのはその一つの例であった¹⁴⁾。

その政策の極致といえるのは、1974 年 10 月 7 日の「東ドイツ憲法」の改正である。1968 年 4 月に制定されたばかりの新憲法は、わずか 6 年半にして極めて大幅に改正されたのであるが、改正の主たる狙いは、西ドイツの主張する民族一体性の存続を示唆するような思想・表現を憲法から一掃することにあつた¹⁵⁾。1968 年の憲法が社会主義を基礎としたドイツ統一を高らかに謳っていたのに対し、1974 年憲法はその文言を抹消し、ソビエトと永遠且つ取り消し難い同盟を結ぶことを強調したのである。また、これと前後して、東ドイツの公的機関・団体名に使用されてきた「ドイツ」という語が系統的に「東ドイツ」に置き換えられた¹⁶⁾。

第 2 項：「第 3 次青少年法」と「DTSB 第 5 回総会決議」のスポーツ的背景

(1) 大衆スポーツのための DTSB、FDJ、FDGB の共通スポーツプログラムとスパルタキアード運動の推進

DTSBはFDGBとの間で1970年2月に勤労者の大衆スポーツ助成に関する共通プログラムを締結し、1974年11月にはFDGB、FDJとの間で共通スポーツプログラムを締結した。このように1970年代以後の東ドイツにおける大衆スポーツ助成に関して特徴的なことは、DTSBが他の大衆団体と共通スポーツプログラムを展開しようとしたことである。

一方、スパルタキアードの参加者数は、400万人にまで増加し、1974年にはDTSBの会員数は250万人（人口の約14.2%）近くとなった¹⁾。

(2) 身体文化・スポーツ官房内の科学評議会の設置（1971年）

1971年5月17日の内閣官房の命令によって、スポーツの科学評議会が内閣官房に設立され、同時以前国家身体文化・スポーツ委員会にあった科学・方法評議会は廃止された²⁾。この評議会は著名なスポーツ科学者で構成され、特に中長期的な研究計画を作成するという課題があった³⁾。

(3) オリンピックミュンヘン大会における東ドイツの衝撃と西ドイツにおける競技スポーツの助成

1972年のオリンピックは西ドイツのミュンヘンで開催された。同大会における東ドイツ選手の活躍は目覚ましく、東ドイツは非公式のメダル獲得順位でソビエト、アメリカに次ぐ第3位（金20銀23銅23）になった。このことはメダル獲得数で東ドイツを下回った開催国西ドイツ（金13銀11銅16）のスポーツ関係者に大きな衝撃を与え⁴⁾、西ドイツが国家的に競技スポーツに取り組む契機となった。

(4) 閣僚評議会に関する命令（1972年）と地方議会に関する法令（1973年）

先にも述べたように、1972年10月17日の閣僚評議会に関する法令は、閣僚評議会や各大臣の権限を拡大するものであったが、同命令では、スポーツについて規定がなされた。閣僚評議会は、「社会主義的青少年政策、社会主義的文化、精神的・文化的生活及び身体文化とスポーツのさらなる発展に関する国家的課題を定める」⁵⁾機関として位置づけられ、東ドイツにおけるスポーツの所轄が明確になったが、閣僚評議会は以後「閣僚評議会の決定」（1956年）のような総合的なスポーツ関係規定を発することはなかった。

一方、1973年7月12日の「地方議会に関する法律」は、主に、地方議会及び機関の権限の拡大を規定したものであったが、同法には、地方議会及び機関が大衆団体と協力し、スポーツ分野で解決すべき課題も含まれていた。例えば、県議会及び県評議会の課題を示した第32条（身体文化、スポーツ、レクリエーション及びツーリズム）の内容は以下の通りである。

(1) 県議会及び県評議会は、身体文化・スポーツ分野の国家的課題の指導と計画に責任がある。その際、それらは、DTSB、FDJ、FDGB、スポーツ・技術協会と密接に協力する。スポーツ諸施設は、県評議会の管轄にある。スポーツ施設の利用はDTSBの同意によって生じる。

(2) 県議会及び県評議会は、市民のスポーツ活動及び旅行を促進する。それらは、国家的なスポーツプログラムの実現に責任があり、スポーツにおける達成努力を援助し、また、児童・青少年スパルタキアード、軍事的スポーツ及び前軍事的訓練の幅広い発展を援助する⁶⁾。

(5) 社会主義以外の諸外国とのスポーツ協定の締結

1970年前半に東ドイツは社会主義国家のみならず、フィンランド、スウェーデンなど社会主義国家以外の諸国家とスポーツ協定を数多く結んでいった⁷⁾。それらには東ドイツとの外交関係樹立前になされたものもあった。東ドイツと西ドイツとの基本条約の締結や両国の国連加盟の影響が窺えよう。

第3項：「第3次青少年法」について

(1) 「第3次青少年法」の位置づけ

「第3次青少年法」と呼ばれるこの法律の制定経緯は明確ではないが、第8回 SED 党大会の基本方針に基づき、FDJ の指導のもと、国家的諸機関及びすべての社会的勢力が協力し、青少年自らがその作成に携わったとされている¹⁾。「第3次青少年法」は1974年1月28日人民議会によって可決され、2月1日に発効した。これによって、1964年の「第2次青少年法」は失効した。

東ドイツスポーツ史において、「第3次青少年法」は「若い世代のスポーツに関することを含んでいただけでなく、国家レベルでの身体文化促進のための年次計画や長期計画などすべての方策に関する発議権を DTSB に委ねた」²⁾と位置づけられている。

(2) 「第3次青少年法」の構成とスポーツ関係条項の内容

1) 「第3次青少年法」の構成

「第3次青少年法」の構成は以下の通りである。

前文

- I. 青少年の社会主義的人格形成 (第1条から第7条)
- II. 職業に従事する青少年のイニシアチヴの促進 (第8条から第17条)
- III. 学業についている青少年のイニシアチヴの促進 (第18条から第23条)
- IV. 社会主義防衛に関する青少年の権利と名誉な義務 (第24条から第26条)
- V. 青少年の文化的生活の促進 (第27条から第33条)
- VI. 青少年の身体文化・スポーツの促進 (第34条から第38条)
- VII. 青少年の労働と生活条件の形成 (第39条から第44条)
- VIII. 青少年の余暇形成と旅行 (第45条から第50条)
- IX. 社会主義的青少年政策の国家的課題の指導 (第51条から第56条)
- X. 決定事項 (第57条から第59条)

「第2次青少年法」(1964年)とは異なり、「第3次青少年法」では「青少年法」(1950年)と同様にスポーツに関係する項目がたてられ、また、「青少年法」「第2次青少年法」とは異なり、「第3次青少年法」では余暇と旅行に関して項目が設けられている。後者の理由については、東ドイツにおける1960年代末からの週休二日制の実施なども背景にあったように思われる。

2) 「第3次青少年法」のスポーツ関係条項の内容

以下では「第3次青少年法」のスポーツ関係条項の内容を具体的に明らかにしたい。

同法令制定の目的は、「発達した社会主義社会の全般的形成への青少年の参加を保障し、また、その際青少年を助成するため」¹⁾と定められている。

スポーツに関する内容は、主に第6章「青少年の身体文化・スポーツの促進」に記されている。

第34条では、身体文化・スポーツは社会主義社会における青少年の生活の一部であり、また、その人格を形成するための関心事であり、かつ課題であると規定された。そして身体文化・スポーツを青少年のすべての社会領域において保障し、また、スポーツの主導者であり、組織者であるDTSBの活動を援助することが国家的諸機関に定められた²⁾。

第35条ではDTSB、FDJ、スポーツ・技術協会、学校スポーツ共同体、青少年スポーツに関与及びそれを研究するチームにおいて、青少年がその準備をしたり、イニシアチヴをとろうとするとき、それを助成することが国家及び経済幹部、教師、教育者に定められた。また、身体文化・スポーツを促進するための課題を年次計画などに取り入れることが定められた。そして、DTSBにスポーツを計画的に促進する提案を行う権利が与えられた。身体文化・スポーツの発展や高水準のスポーツの成績に関係した功労者については国家的な表彰によって評価すべきとされ、このことに関する発議権がDTSB幹部会に委ねられた³⁾。

第36条では、児童・青少年スパルタキアードを援助することが国家的諸機関に義務づけられ、また、DTSBにおいてスポーツの後継者を助成することが定められた⁴⁾。

第37条(1)では、DTSB、FDJ、FDGB、スポーツ・技術協会と密接に協力し、FDJとFGBDの共同プログラム、FDJの持ち回り優勝カップに関係する競技会、スポーツ・技術協会の軍事的スポーツ競技やその他様々な形態のスポーツ、積極的なレクリエーションへの青少年の参加を助成することが、国家及び経済幹部、教師、教育者に定められた⁵⁾。

第37条(2)では、国家的なスポーツ指導要領の高い水準での実現が、所轄の国家的機関や教育機関の指導者に定められた⁶⁾。

第37条(2.a)では、卒業生のDTSBのスポーツ共同体への加入を促進するために、DTSB、FDJ、ピオニール組織エルンスト・テールマンの援助を得、学校スポーツ共同体において、青少年の自由意志スポーツを幅広く発展させることが学校長に定められた⁷⁾。

第37条(2.b)では、DTSBに組織化されるスポーツに徒弟を獲得するために、DTSB、FDJ、FDGBと協力し、徒弟の余暇におけるスポーツ活動を保障し、多様なスポーツ活動を展開することが、指導部、幹部会、職場学校機関の指導者に定められた⁸⁾。

第37条(2.c)では、大学・専門学校スポーツ共同体の自由意志スポーツや学生スポーツ競技に学生を獲得する際、DTSBとFDGBを援助することが、単科大学長や専門学校長に定められた⁹⁾。

第 37 条（3）では、東ドイツスポーツ章「労働と祖国防衛の準備」は職業に従事する青少年、生徒、徒弟、学生教育及び陶冶の構成要素と規定された¹⁰⁾。

第 38 条（1）では、DTSB 幹部会と協議し、身体文化・スポーツ分野の国家的課題を定め、国民経済計画において、その物質的条件を拡大するという責務が閣僚評議会に定められた。また、これらの課題の管理と実施は、閣僚評議会の機関である身体文化・スポーツ内閣官房の責務とされ、身体文化・スポーツ内閣官房の召集を閣僚評議会に発議する権利が DTSB 幹部会に与えられた¹¹⁾。

第 38 条（2）では、スポーツ用具、スポーツウェアを生産、準備すること、また、より品質に優れ、多くの種類を供給することが定められた¹¹⁾。

第 38 条（3）では、身体文化、スポーツ、軍事的スポーツ施設を計画的に建設し、維持することが、国家的諸機関及びそれらの指導部と幹部に定められた。また、DTSB、FDJ、ピオニール組織エルンスト・テールマン、スポーツ・技術協会、東ドイツ赤十字及びすべての学校スポーツ共同体は、すべてのスポーツ施設を無料で使用できることが定められた¹³⁾。

次は、主に余暇、休暇、旅行を取り扱った第 8 章「青少年の余暇形成と旅行」の内容である。

第 45 条では、多様な文化的、スポーツ的な活動及び旅行を楽しみ、行う際、その喜びを享受し、自らの達成能力を高めることが青少年の関心事として規定された。そして、休暇・旅行のための社会的施設の保持及び拡大に協力することが青少年の役割として定められた¹⁴⁾。

第 46 条（1）では、すべての生徒のために、組織的に余暇を準備し、実施する責務が地域の人民議会、国家的機関、指導者、幹部（特に学校の監督者）に定められた¹⁵⁾。

第 46 条（2）では、余暇形成の際、その専門委員会によって、指導者や幹部会の活動及び社会的機関との協力を調整することが閣僚評議会と地域の評議会に定められた¹⁶⁾。

第 47 条（1）では、学生の余暇における積極的なレクリエーションを保障することが、地域の人民議会、国家的機関、単科大学及び専門学校長に定められた¹⁷⁾。

第 47 条（2）では、FDJ 指導部と協力し、学生の余暇形成のため、学生寮や寄宿舎付きの学校を利用するための諸条件をつくることが、単科大学及び専門学校長に定められた¹⁸⁾。

第 48 条（1）では、FDGB 指導部と協力し、勤労に従事する青少年と徒弟のための諸条件を計画的に拡大することが、国家的機関、指導者、幹部会に定められた¹⁹⁾。

第 48 条（2）では、FDGB と FDJ と協力し、地方の青少年の冬季休暇を整備することが、国家的機関、指導者、幹部会に定められた²⁰⁾。

第 49 条（1）では、DTSB、FDGB、FDJ 及びスポーツ・技術協会の指導部と協議し、青少年の旅行政策を計画的に促進することが、国家的機関に定められた²¹⁾。

第 49 条（2）では、青少年の旅行の多様な形態、特に集団的形態を優先して発展させることが定められた。その際、週末、短期間の旅行、また、東ドイツや社会主義国家共同体への休暇旅行を数多く提供し、格安にすることが定められた²²⁾。

第 49 条（3）では、ソビエトやその他の社会主義国家への旅行によって、卓越した成績の青少年を表彰することが、国家及び経済の指導的機関、指導者、幹部会に定められた²³⁾。

第 50 条では、余暇、旅行、休暇に関する人的、物質的条件の計画的な維持及び拡大が、

地域の人民議会、国家的機関、幹部会の指導者の責務として定められた²⁴⁾。

その他、スポーツ分野にとって重要な条項は以下の通りである。

第7章「青少年の労働及び生活条件の形成」という項目の第40条(1)では、父兄や社会的組織と協力し、青少年の健全な生活態度、精神的、身体的トレーニング、積極的な余暇、十分な栄養及び奢侈品の乱用防止に対する能力を助成することが、国家及び経済幹部、教師、教育家の責務として定められた²⁵⁾。

第9章「社会主義的青少年政策の国家的課題の指導」という項目の第56条(2)では、毎年東ドイツにおいて「青少年・スポーツ週間」を実施し、「青少年・スポーツ週間」では、青少年法実現に関する目標を公表することが定められた。また、文化的、スポーツ的、軍事スポーツ的行事及び青少年大会を開催し、卓越した成績の青少年及びチームをメダルや賞状によって表彰することが定められた²⁶⁾。

(3)「第3次青少年法」のスポーツ関係条項の特徴

以下では、同法の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツに関しては、従来のスポーツ関係規定と比べて特に新しい規定はない。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツに関しては、余暇、旅行、休暇の意義が明示され、従来より明確に閣僚評議会、地域の議会、国家的機関、各種の学校長、指導者、幹部会、大衆団体の責務などを規定していること、職業に従事する青少年のスポーツ条件の拡大を規定していることが特徴である。

3) 競技スポーツ

競技スポーツに関しては、後継者の養成と選抜に重要な役割を果たす児童・青少年スパルタキアードの援助を義務化していることや、高い競技成績に関係した功労者を国家的に表彰することを定めていることが特徴である。その表彰の発議権はDTSB幹部会に委ねられ、E.ホーネッカー時代にはスポーツ関係の表彰等が数多くなされたが、東ドイツの名スキージャンパーであったH.レックナーゲルはそれらによって過去のスポーツの価値が引き下がられると感じたとドイツ再統一後に批判的に語っている²⁷⁾。

4) その他

a.DTSBを中心としたスポーツシステムの完成化

その他、閣僚評議会、身体文化・スポーツ内閣官房、DTSBなどのスポーツ促進に関する責務を従来より明確に規定していること、特にDTSB幹部会に国家レベルまでのスポーツの促進を発議する権利など、多くの権利を付与していることが同法の特徴である。また、同法は、大衆団体、国家的機関、指導者のスポーツ促進に関する責務の調整については従来以上に細かく規定している。

上述のこととも関連するが、スポーツ促進に関して、DTSB、FDJ、FDGB、スポーツ・技術協会などの大衆団体のより密接な協力を規定していることも「第3次青少年法」の特徴である。

b.軍事的スポーツの促進

「第3次青少年法」では、軍事的スポーツの促進を担うスポーツ・技術協会に関する規定が多いこと、軍事的スポーツの助成や軍事的スポーツ施設の建設が定められているなど、軍事的スポーツの促進及び国防意識の強化が窺える。

c. 競技スポーツ重視の姿勢

1960年代末以来東ドイツにおいて「みんなのスポーツ」が目指されていたが、後継者の養成と選抜に重要な役割を果たす児童・青少年スパルタキアードの援助の義務化や高い競技成績に関係した功労者の国家的表彰などに、1970年代においても東ドイツの競技スポーツ重視の姿勢が窺える。

d. 国家によるスポーツの管理・統制の強化

「第2次青少年法」では社会主義教育に役立つ方策や行事に国家的優遇措置を講じることを定めていたが、E.ホーネッカー体制の「第3次青少年法」においても、軍事的スポーツの促進やスパルタキアード援助の義務化などに、国家によるスポーツの管理・統制の強化の方針も窺える。

(4) 「第3次青少年法」の位置づけの再検討

「第3次青少年法」のスポーツ関係条項の最大の特徴は、大衆団体であるDTSBの権限を拡大したことにあるように思われる。スポーツ分野での国家的機関と大衆団体に関するについては、1960年代に入って、「第2次青少年法」「東ドイツ国家評議会の決定」などによって、DTSBの権限が次第に強められてきたが、「第3次青少年法」によって、大衆スポーツのみならず、東ドイツスポーツ全般においてDTSBが法的に大きな権限を持つようになったのである。東ドイツにおいて、DTSBを中心としたスポーツシステムを完成化させようとする意図が窺えよう。

このようにDTSBに大きな権限を委ねたことについて、K.フーンは、大衆団体であるDTSBの地位を高め、DTSB会員の政治参加意識を高めるためのパフォーマンスとして、また、国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールするためなどに必要であったと語っている（2010年11月のインタビュー、於：ベルリン）。東ドイツにおいて大衆団体の地位を高めることは、後述するように、1980年代にもみられる²⁸⁾。

その他、「第3次青少年法」からは、競技スポーツ重視や国家によるスポーツ管理・統制の強化なども窺えることも重要であろう。

なお、ドイツ再統一後に出版された「東ドイツスポーツ編年史」に第5部には、「第3次青少年法」によって「東ドイツ国家評議会の決定」（1968年）は失効したと記されている²⁹⁾。W.ウルブリヒトからE.ホーネッカーへ体制が代わったことなどがその要因と考えられるが、「第3次青少年法」を載せている官報にはそのことは記載されていない。このことについては、次の第4項においても触れたい。

第4項：「DTSB第5回総会決議」について

(1) 「DTSB第5回総会決議」の位置づけ

1974年5月24日から26日に開催されたDTSB第5回総会で決議された「DTSB第5回総会決議」について、従来明確な位置づけはみあたらないが、次期4年間の活動プログラ

ムが締結され、練習・トレーニング・競技活動がその活動の中心領域として特徴づけられたと東ドイツスポーツ史では述べられている¹⁾。

なお、同総会から、DTSBの正式名称は「東ドイツ DTSB」(Deutscher Turn- und Sportbund der DDR)が使用されているが、これは上述した東ドイツの公的機関・団体名の変更にもなうものと考えられる。

(2) 「DTSB 第5回総会決議」の構成と内容

1) 「DTSB 第5回総会決議」の構成

「DTSB 第5回総会決議」は以下で構成されている。

前文

東ドイツ DTSB における練習・トレーニング・競技活動のさらなる普及と水準の向上のために

青少年の規則的なスポーツ活動の実現

勤労者の余暇・レクリエーションの促進

高い競技水準のために

社会主義的人格の形成

スポーツ科学の水準の向上と実際的効果の向上

国際協調、民族間の友好関係、平和

東ドイツ DTSB の指導と計画の高い質について

物質的、財政的蓄えの効果的利用

表3-4は、「DTSB 第4回総会決議」と「DTSB 第5回総会決議」の項目である。前者に対し後者では、「国際協調、民族間の友好関係、平和」という項目が新たにたてられたが、専門家の育成及び学生スポーツに関する項目が除かれた。しかし、専門家の育成、学生スポーツに関する内容は各々「青少年の規則的なスポーツ活動の実現」「東ドイツ DTSB の指導と計画の高い質について」という項目に記されている。全体的に両決議は、项目的に類似していると言えよう。

表3-4 DTSB 第4回及び第5回総会の決議項目

「DTSB 第4回総会決議」	「DTSB 第5回総会決議」
前文	前文
我々の全精力を若い世代のスポーツのさらなる発展に	青少年の規則的なスポーツ活動の実現
学生スポーツの高い水準のために	
スポーツ種目における練習・トレーニング・競技活動のさらなる促進に対する我々の特別な注目	東ドイツ DTSB における練習・トレーニング・競技活動のさらなる普及と水準の向上のために

身体文化、スポーツ、旅行による積極的なレクリエーションー勤労者の労働・生活条件の確固とした構成要素	勤労者の余暇・レクリエーションの促進
速く、高く、強く！ースポーツの名声と東ドイツの榮譽のために	高い競技水準のために
スポーツ科学とスポーツ実践の関係を充実させる	スポーツ科学の水準の向上と実際の効果の向上
DTSB の会員ー東ドイツの自覚的市民	社会主義的人格の形成
	国際的協力、民族間の友好関係、平和
DTSB における管理・指導活動のより高い質のために	東ドイツ DTSB の指導と計画の高い質について
専門家の目的に適った活動ーDTSB 指導部の緊急の関心事	
我々の活動の財政的、物質的基盤	物質的、財政的蓄えの効果的利用

(出典：両文書より筆者作成)

2) 「DTSB 第5回総会決議」の内容

以下では、「DTSB 第5回総会決議」の内容を具体的に明らかにしたい。

前文では、東ドイツにおいて身体文化とスポーツが「憲法や諸規定、特に第3次青少年法によって保障されている」²⁾ことが述べられた後、「東ドイツ建国 25 周年記念の十分な準備と実行」³⁾ということが DTSB の目前の課題として示された。そして、次代のスローガンとして「健康、余暇、生きる喜びのために、達成能力と達成意志のために、平和と社会主義のために！みんなでスポーツを行おう！」⁴⁾が示された。

「東ドイツ DTSB の練習・トレーニング・競技活動のさらなる普及と水準の向上のために」という項目では、「DTSB での練習・トレーニング・競技活動が市民の健康、生きる喜び、教育、レクリエーション、達成能力のための中心的な活動領域」⁵⁾と規定され、それを普及し、その水準を高めることが重要とされた。

そのために方策として、練習・トレーニング・競技活動に規則的に参加する児童、青少年、成人を多く獲得することや、練習・トレーニング・競技活動の内容や組織を変化に富み、効果的なものとする、基準やテストを用い、進歩を意識させることなどがあげられている⁶⁾。

「青少年の規則的なスポーツ活動の実現」という項目では、若者の身体の教育と陶冶は、DTSB の優先すべき関心事と規定され⁷⁾、DTSB 幹部会と指導部の課題として、スポーツ共同体で規則的にスポーツ活動を行う児童・青少年数の増加、DTSB のスポーツ共同体における児童・青少年部門の増設、児童・青少年の競技会の拡大、才能のある児童のさらなる助成、学校スポーツ共同体から DTSB スポーツ共同体児童・青少年部門への移行の保障などが示された⁸⁾。

また、児童・青少年スパルタキアードは DTSB の主要な関心事と規定され、多くの児童・青少年を予選や郡・県スパルタキアードに参加させることが重要とされた⁹⁾。

そして、徒弟や勤労に従事する青少年のスポーツについては、多くの徒弟や若い勤労者を特に職場スポーツ共同体に所属させること、DTSB と FDGB の共同プログラムによって勤労者を規則的なスポーツに参加させることなどが目標とされ¹⁰⁾、学生スポーツについては、DTSB でスポーツ活動を行う学生数の増加、大学・専門学校スポーツ共同体の拡充などの目標が示された¹¹⁾。

「勤労者の余暇・レクリエーションスポーツの促進」という項目では、勤労者の労働・生活条件を改善するために、「すべての勤労者が多様なスポーツや旅行ができるようにし、勤労者の健康や達成能力を促進し、また、勤労者の余暇や共同生活を意義深く形成する¹²⁾という目標が立てられた。

そして、FDGB と DTSB の共同スポーツプログラムが、「企業、協同組合、諸機関、レクリエーション地区での余暇及びレクリエーションスポーツを包括的に促進する重要な手段の一つ¹³⁾と位置づけられた。

DTSB の幹部会と指導部には、FDGB のスポーツ組織者の育成、継続教育、審判・レフェリーの配置などによって、勤労者の余暇・レクリエーションスポーツを助成することが委ねられた¹⁴⁾。

「高い競技水準のために」という項目では、DTSB とスポーツ諸連盟の関心事は、「オリンピック、世界及びヨーロッパ選手権、その他の重要な国際競技会に十分に準備されたチームを送ることにある¹⁵⁾と規定された。

その他、競技スポーツ選手とスポーツ後継者を全般的に発達した人格を持つように教育すること、専門家の資格付与の改善、スポーツマン、トレーナー、科学者、スポーツ医師、スポーツ幹部の包括的な共同作業の促進などが DTSB の課題として示された¹⁶⁾。

「社会主義的人格の形成」という項目では、「多くの住民を規則的なスポーツ活動に獲得し、協同活動のための能力を身に付かせ、スポーツ集団において多様な精神的、文化的生活を實現することによって、社会主義的人格の形成に¹⁷⁾貢献することが DTSB の課題とされた。

その際に特に援助すべき特性として以下のことがあげられた。

- 一 責任意識、集団精神、援助準備、規律、勇気、根気、強い意志、道徳的まじめさ、尊敬、慎ましさ
- 一 学習、研究、労働、祖国防衛のための準備と能力
- 一 平和と民族間の友好関係に関する闘争への積極的な参加と社会主義的愛国心、インターナショナリズムの強化¹⁸⁾

「スポーツ科学の水準の向上と実際の効果の向上」という項目では、身体文化・スポーツ内閣官房、ドイツ体育大学、身体文化・スポーツ研究所、総合大学及び単科大学のスポーツ科学部門、スポーツ医学局と協力し、スポーツ科学をさらに促進し、科学的知識を實際に成果があがるように効果的に使用することが DTSB の目標とされた¹⁹⁾。

また、ドイツ体育大学と密接に協力すること、身体文化・スポーツ内閣官房科学評議会に積極的に参加することなども DTSB の課題として定められた²⁰⁾。

「国際的協力、民族間の友好関係、平和」という項目では、国際交流の促進と強化、平和と民族間の友好関係についての努力に際して、DTSB がソビエトや社会主義諸国家のスポーツ組織と密接に協力すること、人種差別や植民地主義に反対すること、国際的スポー

ツ組織の世界的活動に貢献することなどが定められた²¹⁾。

「東ドイツ DTSB の指導と計画の高い質について」という項目では、まず、DTSB に委ねられた課題を実現する際に、会員の積極的で創造的な協力とともに、幹部会、指導部、スポーツ共同体幹部会の質の高い指導と計画が要求されていることが述べられた²²⁾。

そして、DTSB の幹部会から、県・郡幹部会、スポーツ団体、スポーツ連盟の諸機関、スポーツ共同体、スポーツクラブ、その部門までの指導と計画は、民主集中制の原則に応じて実行されることが確認された²³⁾。

また、幹部会と指導部の活動の集団性と計画性は、DTSB の総会や幹部会の諸規定を包括的に実行するための重要な条件と規定された²⁴⁾。

その他、幹部会は、国家的機関に対し、身体文化・スポーツの計画的促進に関する発議を準備する、などというように、県・郡幹部会、スポーツ共同体、スポーツ諸連盟の幹部会及び県・郡専門委員会の課題が定められた²⁵⁾。

この項目では運動指導者や審判・レフェリーについても触れられ、それぞれ、19万人に、9万5千人まで増やすという目標が立てられた²⁶⁾。

「物質的、財政的蓄えの効果的利用」という項目では、物質的、財政的蓄えを効果的に利用すること、継続的に増加させることが目標とされ、規則的で完全な会費の徴収、スポーツ行事からの多額の収入、寄付による収入の増加という方策が示された。また、地域議会、企業、コンビナートなどと協力し、身体文化・スポーツの物質的、財政的諸条件を拡大充実するなどの方針が示されている²⁷⁾。

その他、スポーツ共同体幹部会は、スポーツ活動の援助のために、企業、労働組合と協約を結ぶことなどが定められている²⁸⁾。

(3) 「DTSB 第5回総会決議」の特徴

以下では同決議の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツに関しては、「青少年の規則的なスポーツ活動の実現」という項目で主に述べられている。「DTSB 第4回総会決議」との比較では、スポーツ後継者をトレーニングセンターやトレーニング拠点に集め助成しようとしていること、徒弟のスポーツについて多くの方策を示していることなどが、第5回総会の決議の特徴である。学生スポーツについては、第4回総会の決議では「1975年までに大学生の30%がDTSBの会員として規則的にトレーニングし・・・」という中長期で具体的な目標が立てられていたが、第5回総会の決議では中長期的で具体的な目標はみられない。また、東ドイツの競技スポーツの向上に貢献したとされるスパルタキアードを高い水準に引き上げるように指示されている。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツに関しては、「東ドイツ DTSB における練習・トレーニング・競技活動のさらなる普及と水準の向上のために」「勤労者の余暇・レクリエーションの促進」という項目で主に述べられている。「DTSB 第4回総会決議」との比較では、第5回総会の決議では、競技に結び付く練習・トレーニング・競技活動という活動形態が第4回総会の決議以上に高く位置づけられ、この形態を積極的に取り入れるという方針が示されている。

3) 競技スポーツ

競技スポーツに関しては、「高い競技水準のために」という項目で主に述べられている。第5回総会の決議では、第4回総会の決議と同様に、競技スポーツにかかわる中長期的で具体的な目標などはみられない。

4) その他

a. 科学と研究

科学と研究に関しては、「スポーツ科学の水準の向上と実際的効果の向上」という項目で主に述べられている。身体文化・スポーツ内閣官房の科学評議会に積極的に参加することなどの DTSB の課題が定められていることが特徴である。

b. 専門家の育成

専門家の育成などについては項目がなくなり、「東ドイツ DTSB の指導と計画の高い質について」という項目に主に記され、運動指導者や審判・レフェリーをそれぞれ、19万人に、9万5千人まで増やすという目標などが立てられている。また、養成を確実に行うだけでなく、継続教育によってさらに上の資格を取ることも目標とされている。その他、FDGB のスポーツ組織者の育成、継続教育、審判・レフェリーの配置などによって、勤労者の余暇・レクリエーションスポーツを助成することなども DTSB の課題と定められた。

c. スポーツ施設、器材、財政

スポーツ施設、器材、財政については、「物質的、財政的蓄えの効果的利用」という項目で主に述べられている。地域議会、企業、コンビナートなどと協力し、身体文化・スポーツの物質的、財政的諸条件を拡大充実することなどの方針が示されたが、この方針は以後も東ドイツにおいて継続されるものである。

d. ソビエトとの結び付きの強調と「東ドイツ国家評議会の決定」の排除

第5回総会の決議では新しく「国際的協力、民族間の友好関係、平和」という項目が新たにたてられたが、そこで特にソビエトのスポーツ組織との結び付きが強調されているのは、E.ホーネッカーの政策が影響しているように思われる。第4回総会の決議の法的根拠とされていた W.ウルブリヒト時代に制定された「東ドイツ国家評議会の決定」が第5回総会の決議の法的根拠とされず、また、W.ウルブリヒトが表明し、「東ドイツ国家評議会の決定」にも取り入れられたスローガン「誰もが、何処でも、週に何度も、スポーツを！」への言及が第5回総会の決議にないことも意図的なものと思われる。

e. DTSB の権限と課題

同決議で特徴的と思われるのは、DTSB が身体文化とスポーツの全般的な発展に関して大きな社会的権利と責任を守ることが述べられ、DTSB 幹部会には国家的諸機関に対し身体文化とスポーツの計画的促進に関する提案を準備するという課題、県・郡幹部会、スポーツ共同体幹部会にはそのレベルでの地域の国家的機関、企業、コンビナート、諸機関の指導部、協同組合の幹部会に対し、身体文化・スポーツの発展と促進に関する提案を準備するという課題などが示されたことである。これらは「第3次青少年法」を反映したものと考えられる。

f. DTSB と他の大衆団体との連携の強化

第5回総会の決議では、従来以上に大衆団体、特に FDGB とのスポーツ活動における共同を強める方針が打ち出されている。既に 1970 年 2 月に DTSB は FDGB と勤労者のスポ

ーツ助成に関する共同スポーツプログラムを締結していたが、同決議ではそれをさらに進めようとする動きが窺える。このことも「第3次青少年法」を反映したものと考えられる。

g. 人種差別、植民地主義への反対表明

第5回総会の決議では人種差別などへの反対表明などもみられるが、東ドイツの人種差別などへの反対表明などは、ドイツ再統一後に出版された「東ドイツスポーツ編年史」においても東ドイツスポーツのポジティブな側面として記されている。

h. スポーツ関係規定における具体性、ノルマの減少

第4回総会の決議以上に第5回総会の決議の内容は、具体的なものではなく、ノルマも殆ど示されなくなっており、東ドイツにおけるスポーツ関係規定の綱領化が窺える。

(4) 「DTSB 第5回総会決議」の位置づけの再検討

東ドイツスポーツ史において、「DTSB 第5回総会決議」では、次期4年間の活動プログラムが締結され、練習・トレーニング・競技活動がその活動の中心領域として特徴づけられたと記されている。

上述の第5回総会の決議の内容と特徴から、同決議については次のことを留意する必要がある。第一は、第5回総会の決議には W.ウルブリヒトから E.ホーネッカーへという指導者の交代が影響を及ぼしていることである。第5回総会の決議は、「第3次青少年法」を法的背景とされ、また、「東ドイツ国家評議会の決定」や「誰もが、何処でも、週に何度も、スポーツを！」というスローガンなど W.ウルブリヒト時代末期のものは、第5回総会の決議にはみられない。それとは逆に、第5回総会の決議では、ソビエトとの友好関係が W.ウルブリヒト時代末期以上に強調されていることなどはそのあらわれであろう。第二は、第5回総会の決議は、項目的には第4回総会の決議と類似しているが、内容は第4回総会の決議より中長期的及び具体的でなくなっていることである。「19〇〇年までに・・・をする」という表現は第5回総会の決議では一切使用されず、具体的な数値は運動指導者、審判・レフェリーの数のみである。このことについては、プラグマティックな E.ホーネッカーの政策の特徴や東ドイツの秘密主義なども反映しているように思われる。

第3章第2節：註及び引用

第1項

- 1) 1912年生まれのエ.ホーネッカーは1948年以来 SED 中央委員、1955年まで FDJ を指導し、その後2年間モスクワのソビエト共産党大学に留学、1958年政治局と書記局に入り頭角を現した。その後、1971年中央委員会第一書記に就任し1976年からは同書記長と国家評議会議長を兼任、1989年に解任された。
- 2) 山田徹、東ドイツ・体制崩壊の政治過程、日本評論社：東京、1994年、13頁。
- 3) Weber, Hermann. *Die DDR 1945-1986*. R. Oldenbourg Verlag: München, 1988, S. 130. これ以後東ドイツでは W.ウルブリヒトの時代のことが意識的に言及されなくなり、W.ウルブリヒトの退陣以後の変化が特に強烈に力説され、E.ホーネッカーを中心とする指導部の政策がこれ見よがしに何か全く新しいものかのように主張された。
- 4) Badstübner, Rolf (Hg.). *Geschichte der Deutschen Demokratischen Republik*. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften: Berlin, 1981, S. 299.

- 5) エーリヒ・ホネカー著、安井栄一訳、私の歩んだ道、サイマル出版：東京、1980年、296頁。
- 6) Das Protokoll der Verhandlungen des VIII. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. II. Dietz Verlag: Berlin, 1971, S. 34.
- 7) Das Protokoll der Verhandlungen des VIII. Parteitages der Sozialistischen Einheitspartei Deutschlands. Bd. I. Dietz Verlag: Berlin, 1971, S. 296.
- 8) 山田徹、東ドイツ・体制崩壊の政治過程、前掲書、14-15頁。
- 9) 栗原孝、旧東ドイツの若者の社会意識、政治意識（転機の70年代）：扶助国家の形成、国家不信、私化の浸透、国際関係紀要（第3巻第1号）、亜細亜大学国際関係学部、1993年、6頁。
- 10) Weber, Hermann. *Die DDR 1945-1986*, a.a.O., S. 136.
- 11) Ebenda.
- 12) Ebenda, S. 141-142.
- 13) Ebenda, S. 142.
- 14) 成瀬治、黒川康、伊藤孝之、ドイツ現代史、山川出版社；東京、1987年、365-366頁。
- 15) 林健太郎、ドイツ史、山川出版社；東京、1977年、544-545頁。
- 16) 成瀬治、黒川康、伊藤孝之、ドイツ現代史、前掲書、366頁。

第2項：

- 1) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II.* Sportverlag: Berlin, 1983, S. 189-200.
- 2) Bernett, Hajo (Hg.). *Körperkultur und Sport in der DDR. Dokumentation eines geschlossenen Systems.* Verlag Hofmann: Schorndorf, 1994, S. 134.
- 3) 次を参照。Krüger, Michael. “60 Jahre Sport in Deutschland. Ein Essay zur deutsch-deutschen Sportgeschichte aus Anlass des 60. Geburtstags der Bundesrepublik”; in : Sportwissenschaft, 3 (2009), S. 237-250.
- 4) Bernett, Hajo (Hg.). *Körperkultur und Sport in der DDR*, a.a.O., S. 135.
- 5) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I, Nr. 16, 16.10.1972, S. 89.
- 6) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I, Nr. 32, 18.7.1973, S. 332-333.
その他、第46条、第66条にもスポーツに関連する条項はみられる。
- 7) Skorning, Lothar. “CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil VII: 1971-1975”; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 6 (1998), S. 5-24.

第3項：

- 1) Erbach, Günter (Hg.). *Kleine Enzyklopädie. Körperkultur und Sport.* VEB Bibliographisches Institut: Leipzig, 1979, S. 117.
- 2) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II.* Sportverlag: Berlin, 1983, S. 200.
- 1) Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik, Teil I, Nr. 5, 31.1.1974, S. 47.
- 2) Ebenda, S. 54-55.

- 3) Ebenda, S. 55.
- 4) Ebenda.
- 5) Ebenda.
- 6) Ebenda.
- 7) Ebenda.
- 8) Ebenda.
- 9) Ebenda.
- 10) Ebenda.
- 11) Ebenda.
- 12) Ebenda.
- 13) Ebenda.
- 14) Ebenda, S. 57.
- 15) Ebenda.
- 16) Ebenda.
- 17) Ebenda.
- 18) Ebenda.
- 19) Ebenda.
- 20) Ebenda.
- 21) Ebenda.
- 22) Ebenda,
- 23) Ebenda.
- 24) Ebenda.
- 25) Ebenda, S. 58.
- 26) Ebenda.
- 27) Recknagel, Helmut. *Eine Frage der Haltung. Erinnerungen*. Das Neue Berlin: Berlin, 2007, S. 183.
- 28) H.ヴェーバー著、斉藤哲・星野治彦訳、ドイツ民主共和国史、日本経済評論社：東京、1991年、156-158頁。
- 29) Simon, Hans. "CHRONIK DES DDR-SPORTS, Teil V: 1966-1970"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 5 (1997), S. 19.

第4項

- 1) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*. Sportverlag: Berlin, 1983, S. 200.
- 2) Dokumente und Materialien, V. Turn- und Sporttag des DTSB der DDR Berlin, 24.-26. Mai 1974, S. 47.
- 3) Ebenda.
- 4) Ebenda, S. 48.
- 5) Ebenda.
- 6) Ebenda, S. 48-49.

- 7) Ebenda, S. 49.
- 8) Ebenda, S. 49-50.
- 9) Ebenda, S. 50.
- 10) Ebenda.
- 11) Ebenda.
- 12) Ebenda, S. 50-51.
- 13) Ebenda, S. 51.
- 14) Ebenda.
- 15) Ebenda, S. 52.
- 16) Ebenda.
- 17) Ebenda.
- 18) Ebenda, S. 53.
- 19) Ebenda.
- 20) Ebenda.
- 21) Ebenda, S. 54.
- 22) Ebenda.
- 23) Ebenda.
- 24) Ebenda.
- 25) Ebenda, S. 55-56.
- 26) Ebenda, S. 56-57.
- 27) Ebenda, S. 57.
- 28) Ebenda.

第3節：「DTSB 第6回総会決議」（1978年）—イデオロギー教育の強調—

はじめに

本節では、1970年代後半に東ドイツにおいて出された「DTSB 第6回総会決議」の内容、特徴などについて明らかにしたい。

第1項：「DTSB 第6回総会決議」の社会的背景

（1）オイルショックによる経済の停滞

1971年から1975年度の計画経済は東ドイツの統計では殆どの部門で目標を達しており、経済の業績は概して良好であった。この成長は、西側、特に西ドイツからの借款でファイナンスされた個人消費の増加によるものとされ、生産性の上昇によってではなく、生産キャパシティの拡大と女性を主とした就業者の増加によってもたらされたものであった。

東ドイツの指導部は工業製品の輸出で外貨を得ようとしていたが思うようにはいかず、他方、オイルショック後にソビエトからの輸入石油が割高になると、東ドイツは西側だけでなくソビエトに対しても大きな貿易赤字を抱え込むようになった。1970年代半ばを過ぎると、エネルギー分野で隘路に陥り、労働力も再び逼迫してきたため、東ドイツは構造政策上の見直しを余儀なくされるようになった。その主要な点は、エネルギー消費の見直しと重点的投資、工業製品の国際的競争力の強化と既存資源・設備の有効活用、そして巨大なコンビナートに企業体制を再編することにあつた¹⁾。

（2）リベラルな文化政策の終結に対する不満

たとえ東ドイツが共産党の支配する国々の中で最も高い生活水準を達成していたとしても、また、1970年代多くの東ドイツ住民の生活がそれ以前より良くなったとしても、1970年代半ばから国民の間で不満は再び増大し始めた。E.ホーネッカーがかきたてた希望は実現されず、期待と現実の亀裂はさらに広がった。国際的オイルショックを東ドイツも免れえず、生活水準は停滞するようになった。

経済的困難が危機的状況を生み出したばかりでなく、リベラルな文化政策が終わったことが、芸術家、知識人、青年の間に不満をかきたてたのである。ソビエトからの独立と民主化を掲げるユーロ・コミュニズムの思想も東ドイツに影響を及ぼしていた。そして緊張緩和の政策に勇気づけられた多くの市民が、人権擁護を掲げた全ヨーロッパ安全保障協力会議の宣言に支えられながら、自分たちの人権を要求したのである²⁾。

（3）SED 第9回党大会（1976年）と新綱領

このような状況下、1976年5月に開催されたSED 第9回党大会は新しい党綱領、規約、そして1980年までの5ヵ年計画案を決定した。新綱領は1963年に決定されていた最初のものに代わるものであり、1980年代に向けてSEDの基本的立場を明確にするものであった。その基本的立場とは、ソビエトのヘゲモニーの承認、東ドイツ成功への動員及びSEDの指導権の確認、生活状況の改善、経済の効率化、ドイツの統一及び民族の統一に代わる平和的共存を通じた平和の確保であった³⁾。

第2項：「DTSB 第6回総会決議」のスポーツ的背景

(1) オリンピック大会等での東ドイツ選手の活躍とスポーツ幹部及び政治家の競技スポーツ志向

東ドイツで長くスポーツジャーナリストであった M.ザイフェルトはドイツ再統一後に出版された著作において、東ドイツの競技スポーツの流れについて、世界クラスへの上昇の始まり（1960年代初めから）、世界クラスへの飛躍（1960年代半ばから）、絶頂期（1970年から1980年）、下降の兆候（1980年代）と区分しているが、表3-5のようにオリンピックソウル大会（1988年）においても下降の兆候はみられず、東ドイツのスポーツ選手は国家的崩壊直前まで活躍し続けた¹⁾。

表3-5 オリンピック大会における東ドイツ選手のメダル獲得数

	年		計	金	銀	銅
冬季大会	1956	コルチナ・ダンペッツォ	1			1
	1960	スコウ・バレー	3	2	1	
	1964	インスブルック	4	2	2	
	1968	グルノーブル	5	1	2	2
	1972	札幌	14	4	3	7
	1976	インスブルック	19	7	5	7
	1980	レイク・プラシッド	23	9	7	7
	1984	サラエボ	24	9	9	6
	1988	カルガリー	25	9	10	6
夏季大会	1956	メルボルン	7	1	4	2
	1960	ローマ	19	3	9	7
	1964	東京	19	3	9	7
	1968	メキシコ・シティ	25	9	9	7
	1972	ミュンヘン	66	20	23	23
	1976	モントリオール	90	40	25	25
	1980	モスクワ	126	47	37	42
	1988	ソウル	102	37	35	30

(出典：IOCのH.P.等から筆者作成)

DTSB 会長であった M.エヴァルトは競技スポーツが目的に適うように促進され始めたのは1961年以降としているが²⁾、東ドイツのスポーツジャーナリストとしてオリンピック大会などを取材した H.F.エルテルは、モントリオールオリンピック（1976年）における成果がスポーツ幹部や政治家をさらに競技スポーツの成果に貪欲にさせたと言っている³⁾。このことについて H.F.エルテルは、小国にとってオリンピックでは7-9位が立派で皆に敬意を得るものであったかもしれないが、スポーツ幹部や政治家は満足せず、慎重な注意や警告を聞き流したと記している。

(2) スポーツ関係者の情報交換合宿と 1970 年代半ばからのドイツ体育大学の変容

G.A.シュアーと U.ヴィレがインタビューにおいて東ドイツスポーツのポジティブな側面として語ったことの中で印象的であったことの 하나가、スポーツ関係者がスポーツ科学の中心地であるドイツ体育大学などに年に一度は集まり、情報交換合宿を行ったということである(2011年、於：ベルリン)。それは6週間に及ぶこともあり、ドイツ体育大学以外でも行われたとされるが、東ドイツにおけるスポーツ情報の共有という点で注目される。

N.ロガルスキーはドイツ体育大学に長く勤めた一人であるが、その著作において、ドイツ体育大学が1970年代半ばから SED 党中央の諸決定に従うようになったことなど興味深い叙述を行っている⁴⁾。

(3) スパルタキアードの別の側面

東ドイツのスパルタキアードが、競技スポーツを志向する若者の選手選抜制度として重要な役割を果たしたことは先述したが、M.ザイフェルトはそれが総合的競技会という性格を有していたが故に、地方ではみんなが参加できる伝統的な行事(シニアのプログラムもあった)として機能していたところもあった、とスパルタキアードの別の側面について述べている。そして、M.ザイフェルトはそれをドイツ体育の父と称せられる F.L.ヤーンの「トゥルネンの痕跡」と表現している⁵⁾。

このような行事も、少数のスポーツ幹部の考えによって、記録の水準を引き上げるためのプログラムに変更され、沢山の参加者、すべての種目ということよりも記録が重視されていったとされるが、このような叙述からは、ドイツスポーツの伝統とともに、SED の政策的意図と国民のスポーツに対する意識の差異も感じられる。

第3項：「DTSB 第6回総会決議」について

(1) 「DTSB 第6回総会決議」の位置づけ

1978年5月26日から28日に開催された DTSB 第6回総会で決議された「DTSB 第6回総会決議」について、従来明確な位置づけはみあたらない。この総会では、DTSB が1980年代半ばまでに解決すべき身体文化とスポーツの大きな課題と新しいプログラムについて協議がなされたなどと東ドイツスポーツ史では述べられている¹⁾。

(2) 「DTSB 第6回総会決議」の構成と内容

1) 「DTSB 第6回総会決議」の構成

「DTSB 第6回総会決議」は以下の項目で構成されている。

(前文)

みんなのスポーツ！ 社会主義的身体文化・スポーツの大衆的性格の一層の包括的な実現！

十分な準備、高い質、そして練習・トレーニング・競技活動に関する水準の高い組織の確保！

若い世代の規則的なスポーツ活動の包括的な実現！
 すべての市民のための余暇及びレクリエーションスポーツの形成、みんなに親しみやすいスポーツ、遊戯、ヴァンデルンにせよ！
 高いスポーツの競技力のために！才能のある者を助成し、彼らを選手権大会に導け！
 直向な政治・イデオロギー的、文化的活動の組織！
 国際協力、民族間の友好関係、平和、社会的進歩！
 スポーツ科学の効果、実践での有効性の向上！
 スポーツ活動に関する諸条件の計画的拡大、物質的、財政的蓄えの効果的利用！
 計画と指導の質の向上と専門家による直向な研究の助成！
 第6回総会から生じた会員、スポーツ幹部、すべてのスポーツの同志への声明！

表3-6 DTSB 第5回及び第6回総会の決議項目

前文	前文
	みんなのスポーツ！社会主義的身体文化・スポーツの大衆的性格の一層の包括的実現！
東ドイツ DTSB における練習・トレーニング・競技活動のさらなる普及と水準の向上のために	十分な準備、高い質、そして練習・トレーニング・競技活動に関する高い水準の組織の確保！
青少年の規則的なスポーツ活動の実現	若い世代の規則的なスポーツ活動の包括的実現！
勤労者の余暇・レクリエーションの促進	すべての市民のための余暇及びレクリエーションスポーツの形成、みんなに親しみやすいスポーツ、遊戯、ヴァンデルンにせよ！
高い競技水準のために	高いスポーツの競技力のために！才能のある者を助成し、彼らを選手権大会に導け！
社会主義的人格の形成	直向な政治・イデオロギー的、文化的活動の組織！
国際的協力、民族間の友好関係、平和	国際協力、民族間の友好関係、平和、社会的進歩！
スポーツ科学の水準の向上と実際効果の向上	スポーツ科学の効果、実践での有効性の向上！
物質的、財政的蓄えの効果的利用	スポーツ活動に関する諸条件の計画的拡大、物質的、財政的蓄えの効果的利用！
東ドイツ DTSB の指導と計画の高い質について	計画と指導の質の向上と専門家による直向な研究の助成！
	第6回総会から生じた会員、スポーツ幹部、すべてのスポーツ同志への声明！

(出典：両文書より筆者作成)

表3-6は、「DTSB第5回総会決議」と「DTSB第6回総会決議」の項目である。第6回総会の決議において、「みんなのスポーツ」が項目化され前面に出されていることや、「社会主義的人格の形成」に代わって、「直向な政治・イデオロギー的、文化的活動の組織」という項目が設けられていることが注目されるが、全般的には両総会の決議項目は類似していると言えよう。

2) 「DTSB第6回総会決議」の内容

以下では同決議の内容を具体的に明らかにしたい。

前文にあたる箇所では、まず、同決議が、東ドイツにおいて発達した社会主義社会をさらに形成することによって、全般的に共産主義へ移行するための基本的な諸条件をつくる、という課題を定めた SED 第9回党大会の決議に基づいたものであることが述べられている。そして、党大会の決議の実現に協力し、多くの市民を身体文化とスポーツに獲得し、児童・青少年スポーツ（特にスパルタキアード運動）、余暇・レクリエーションスポーツ、そして、練習・トレーニング・競技活動を継続的にさらに発展させ、スポーツタレントや高水準の競技への意欲を助成することが DTSB の課題として記されている²⁾。

また、解決すべき課題として、身体文化とスポーツを幅広く発展させ、その大衆的性格をはっきりと刻印すること、基本単位組織やスポーツ諸連盟の有効性を高めることによって DTSB をさらに強化すること、多くの児童・青少年を規則的なスポーツ活動に獲得すること、共産主義教育に協力すること、スポーツタレントを体系的に助成すること、ソビエトや他の社会主義諸国家との友好を強化・確立すること、世界スポーツの発展、平和に貢献することなどが記されている³⁾。

「みんなのスポーツ！社会主義的身体文化・スポーツの大衆的性格の一層の包括的な実現！」という項目では、将来においても児童・青少年、成人の規則的なスポーツ活動を活発にし、組織することが、DTSB にとって重要な課題として位置づけられ⁴⁾、DTSB の 1985 年までの長期的な課題として以下のことが定められている。

- 350 万人の市民を活発なスポーツ活動に統合する。
- 15000 のスポーツ共同体、地域・企業のグループ、モータースポーツクラブなどにおいて、多様なスポーツ、遊戯、旅行を提供する。
- 経験の豊かで資格を付与された専門家である 22 万人の運動指導者、15 万人の審判・レフェリーを高い水準でスポーツを実施するために投入する。
- 毎年スポーツ章「労働と祖国防衛の準備」の条件を多く市民と DTSB のすべての会員が満たすようにする。
- スポーツタレントを体系的に促進し、あらゆる点で十分に準備されたスポーツマンを世界的なスポーツの大会に派遣する⁵⁾。

「十分な準備、高い質、そして練習・トレーニング・競技活動に関する高い水準の組織の確保！」という項目では、まず、スポーツの練習・トレーニング・競技活動がスポーツの最も効果の大きい形態として位置づけられた。そして、以前以上に規則的なスポーツ活動の形態を発展させることや、女性と少女を規則的なスポーツ活動に熱中させることが指

示された⁶⁾。

課題として示されたのは、数多くの新しい部門をつくること、部門での練習を効果的なものとする、すべての青少年と成人が参加できるスポーツの機会を提供すること、スポーツと社会主義教育を結び付けること、スポーツ章やスポーツ等級制度を活用すること、すべての年齢段階やチーム（障害者を含む）のために多くの練習、競技の機会（伝統的なものを含む）を郡専門委員会を通じて組織することなどである⁷⁾。

「若い世代の規則的なスポーツ活動の包括的な実現！」という項目では、児童・青少年スポーツを直向に助成することは、社会主義スポーツ組織の優先すべき関心事と規定された⁸⁾。

その際、DTSBの課題とされたのは以下のことである。

- 一継続的、規則的にスポーツ活動を行う児童・青少年の数を多くするために、国家的諸機関と調整し、DTSBの多くのスポーツ共同体において良い条件をつくる。
- 一DTSBのスポーツ共同体と学校スポーツ共同体の間に密接な関係をつくり、青少年のDTSBのスポーツ共同体への移行を保障する。
- 一スパルタキアード運動、選手権大会、最高記録の測定、FDJ及びそのピオニール組織の優勝杯争奪戦を全シーズンのスポーツ活動のために利用する。
- 一余暇施設において、児童・青少年のために、興味深いスポーツや旅行の行事を組織する⁹⁾。

その他定められたことは、児童・青少年スパルタキアードを特に促進すること、多くの労働に従事する青少年や学生を規則的なスポーツに獲得することなどである¹⁰⁾。

「すべての市民のための余暇及びレクリエーションスポーツの形成、みんなに親しみやすいスポーツ、遊戯、ヴァンデルンにせよ！」という項目では、まず、スポーツ、遊戯、ヴァンデルンによって、市民の経験豊かな意義深い余暇を形成することがDTSBの責任として位置づけられた¹¹⁾。

そして、ランニング、ヴァンデルン、水泳、スポーツ章の検査日、居住地区や企業でのスポーツ祭などを組織することが、DTSBの基本単位組織やスポーツ諸連盟の専門委員会に委ねられ、また、高齢者にも注意を払うことが求められた¹²⁾。

DTSB、FDJ、FDGBの共同プログラムについては、それを、将来においても、企業、居住地区、余暇地域における余暇・レクリエーションスポーツ促進の基礎とすることが定められ、そのクライマックスは郡勤労者スポーツ祭と定められた¹³⁾。

「高いスポーツの競技力のために！才能のある者を助成し、彼らを選手権大会に導け！」という項目では、まず、競技スポーツが東ドイツの社会生活の重要な構成要素として位置づけられ、スポーツタレントを助成し、彼らの高い競技力への努力を援助することはDTSBの重要な課題とされた¹⁴⁾。

1980年、1984年のオリンピックや世界及びヨーロッパ選手権大会に参加し、将来においても、国別評価でその地位を確保することがDTSBの大きな課題として定められた¹⁵⁾。

その他、スポーツ後継者の選抜、助成、彼らの教育及び陶冶を重視する方針が示され、スポーツに適格な児童・青少年の精査、獲得に多様な方法を利用すること、トレーニングセンター、スポーツクラブにおいて高度なレベルでのスポーツタレントの育成を実現することなどが定められた¹⁶⁾。

「直向な政治・イデオロギー的、文化的活動の組織！」という項目では、まず、スポーツマンが以下のことを行うことに DTSB は貢献するとされた。

一社会主義の祖国、東ドイツへの愛と信頼によって、発達した社会主義社会を積極的に形成し、スポーツ章「労働と祖国防衛の準備」の意味において、社会主義の獲得物を防衛するための愛国的責任を準備する¹⁷⁾。

一ソビエトや他の社会主義諸国家との確固たる友好関係、兄弟的結び付きをさらに深化し、また、その自由、独立のために戦う諸国民に連帯を示す。

また、スポーツ活動を通じて、重要な性格属性、例えば、責任意識、集団精神、親切心、公平な態度、規律、勇気、根気、道徳的清廉などをさらに助成し、健全な生活態度に貢献することが DTSB にとって重要とされた¹⁸⁾。

その他、ドイツトゥルネン・スポーツ促進運動や労働者スポーツ促進運動の伝統の保護及び保持、スポーツの政治的問題や DTSB の目標や課題に関する討論の実施などが、DTSB の課題として示された¹⁹⁾。

「国際協力、民族間の友好関係、平和、社会的進歩！」という項目では、DTSB の国際的活動は、平和の保持、友好関係の促進、諸国民の協調に貢献することに方向づけられると規定され²⁰⁾、特に、ソビエトや他の兄弟的な結び付きの社会主義国家のスポーツ組織や機関との友好関係や全般的協力の強化及び深化、新しく解放された国家の支援、援助も DTSB の重要な課題とされた²¹⁾。

その他、平和的共存という原則に基づいて、社会主義でない、特にヨーロッパ諸国家のスポーツ組織や機関との国際的関係の構築と継続、ユネスコ、ヨーロッパスポーツ会議などでの貢献も DTSB の課題とされた²²⁾。

「スポーツ科学の効果、実践での有効性の向上！」という項目では、スポーツ分野の課題を計画的に解決するために、スポーツ科学を目標通りに、そして、実践に効果のあるようにすることが課題とされた²³⁾。

その際に要求されたことは以下のことである。

一新しい知識の獲得、新しい手段や方法の構築。

一スポーツの専門家の育成と継続教育の確保。

一計画的な研究。

一有能な科学後継者の育成²⁴⁾。

その他、ドイツ体育大学については、中央養成機関として、スポーツの専門家の養成・継続教育を考慮することが、スポーツ関係の医師については、スポーツの医学的管理の水準を常に改善し、健康の保持と達成能力の向上のために積極的に貢献することが求められた²⁵⁾。

「スポーツ活動に関する諸条件の計画的拡大、物質的、財政的蓄えの効果的利用！」という項目では、まず、課題の実現のために、DTSB の幹部会と理事会を通じて、物質的財政的蓄えを効果的に投入することが定められ、スポーツ組織の自己収入を増やすことや、スポーツ施設の保持、再生、新設などをスポーツマンによって援助することなどが定められた²⁶⁾。

そして、DTSB は、「青少年法」、その他の法的規定や協約に基づいて、以下のことに関して、国家的諸機関（特に身体文化・スポーツ内閣官房）、企業・コンビナート・諸機関の指

導部、協同組合・労働組合の幹部会に提案を行い、契約上の規定や決定を行うと定められた。

一DTSB、企業、地域のスポーツ共同体の財政的、物質的諸条件の改善。

一スポーツ施設、機関、用具の保持及び合理的利用²⁷⁾。

「計画と指導の質の向上と専門家による直向な研究の助成！」という項目では、スポーツをさらに発展させる際に、すべての社会的諸勢力との協力の重要性が増していること、及び、DTSB が、国家的諸機関、FDJ、FDGB、ピオニール組織「エルンスト・テールマン」、その他の社会的組織と密接に協力する必要性が指摘された²⁸⁾。その際の目標としてあげられたことは、会員や役員においては行動力、イニシアチヴ、積極性を拡大することであり、指導部においては計画性や集団性を強化することであった²⁹⁾。

そして、DTSB の幹部会及び指導部、DTSB の郡幹部会、スポーツ諸連盟の専門委員会、企業のスポーツ委員会それぞれに課題が定められた³⁰⁾。

その他、DTSB の指導の安定性と有効性を高めるために必要されたことは以下のことである。

一すべての幹部会、指導部において、さらに名誉職の幹部（主に青少年）を獲得、助成することに特別な注意を払い、体系的な資格付与を保障する。

一より多くの女性、少女を、幹部会、指導部の協力、運動指導者、審判・レフェリーの活動に獲得する。

一その役割に応じて様々な分野の幹部に資格を付与し、スポーツ諸連盟の要請に応じた運動指導者、審判・レフェリーの計画的育成及び継続教育を保障する。

一DTSB の中央学校及びスポーツ学校における専門家の育成及び継続教育の水準をさらに向上させる³¹⁾。

「第6回総会から生じた会員、スポーツ幹部、すべてのスポーツの仲間への声明！」という項目は、以上の項目で述べられたことに基づいて、スポーツマイスター、運動指導者・レフェリー、スポーツ科学者、教師、トレーナー、国家的諸機関及び社会的諸機関、マス・メディア、芸術家、作家、音楽家、映画家などそれぞれにスポーツに関する課題が定められた³²⁾。

(3) 「DTSB 第6回総会決議」の特徴

以下では同決議の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツに関しては、「若い世代の規則的なスポーツ活動の包括的実現！」という項目で主に述べられている。「DTSB 第5回総会決議」との比較では、第6回総会の決議では、余暇施設における児童・青少年のための興味深いスポーツや旅行の組織という方針が新しく示されている。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツに関しては、「すべての市民のための余暇及びレクリエーションスポーツの形成、みんなに親しみやすいスポーツ、遊戯、ヴァンデルンにせよ！」という項目で主に述べられている。「DTSB 第5回総会決議」との比較では、第6回総会の決議では、DTSB、FDJ、FDGB の共同プログラムについて、それを、将来においても、企業、居住地区、余暇

地域における余暇・レクリエーションスポーツ促進の基礎とするなどの方針を打ち出していることが特徴である。

3) 競技スポーツ

競技スポーツに関しては、「高いスポーツの競技力のために！才能のある者を助成し、彼らを選手権大会に導け！」という項目で主に述べられている。「DTSB 第5回総会決議」との比較では、第6回会議の決議では、スポーツに適格な児童・青少年の精査、獲得に多様な方法を利用することや、スポーツタレントの育成などにより注意を払っていることが特徴である。

4) その他

a. 科学と研究

スポーツ科学などについては、「スポーツ科学の効果、実践での有効性の向上！」という項目で主に述べられている。従来以上に、スポーツ関係の医師に対して、健康の保持と達成能力の向上のために積極的に貢献することを求めていることが特徴である。

b. 専門家の育成

専門家の育成などについては、「計画と指導の質の向上と専門家による直向な研究の助成！」という項目で主に述べられているが、従来との相違はあまりない。

c. スポーツ施設、器材、財政

これらについては、「スポーツ活動に関する諸条件の計画的拡大、物質的、財政的蓄えの効果的利用！」という項目に主に述べられているが、従来との相違はあまりない。

d. 「みんなのスポーツ」

「DTSB 第5回総会決議」とは異なり、第6回総会の決議では「みんなのスポーツ！社会主義的身体文化・スポーツの大衆の性格の一層の包括的な実現！」という項目が新しく前面に置かれた。そこでは、将来においても児童・青少年、成人の規則的なスポーツ活動を活発にし、組織することが、DTSBにとって重要な課題としてとされ、350万人の市民の活発なスポーツ活動への統合など、1985年までの長期的な課題が設定された。このような長期的な課題設定とともに、具体的な数値が再び明記されていることが特徴である。

e. 練習・トレーニング・競技活動

練習・トレーニング・競技活動という形態については「十分な準備、高い質、そして練習・トレーニング・競技活動に関する水準の高い組織の確保！」という項目で主に述べられ、以前以上に女性と少女を規則的なスポーツ活動に熱中させることなどが定められている。

f. イデオロギー教育の強調

新たに設けられた「直向な政治・イデオロギー的、文化的活動の組織！」という項目において、イデオロギー教育などが強調されていることが注目される。イデオロギー教育が再度強調されているのは、西側（特に西ドイツ）の接近策によって憂慮された体制イデオロギーの緩みに対する国内の引き締め政策の影響と考えられる。

g. スポーツにおける国際協力

国際協力などについては、「国際協力、民族間の友好関係、平和、社会的進歩！」という項目で主に述べられている。従来以上に、社会主義でない特にヨーロッパ諸国家のスポーツ組織や機関との国際的関係の構築、ユネスコ、ヨーロッパスポーツ会議などにおける貢

献などについて述べられていることは、国連加盟後多くの国々と国交樹立を進めていった E. ホーネッカーの外交政策などを反映したものと考えられる。

(4) 「DTSB 第 6 回総会決議」の位置づけの再検討

東ドイツスポーツ史において、DTSB 第 6 回では DTSB が 1980 年代半ばまでに解決すべき身体文化とスポーツの大きな課題と新しいプログラムについて協議がなされたと記されている。上述の第 6 回総会の決議の内容と特徴から、同決議については次のことを留意する必要がある。第一は、女性、少女を含めた「みんなのスポーツ」が志向される一方で、イデオロギー教育が再度強調されていることである。このことは、先に述べたように、西側（特に西ドイツ）の接近策によって憂慮された体制の緩みに対する国内の引き締め政策の影響と考えられる。第二は、DTSB、FDJ、FDGB の共同プログラムについて、それを将来においても、企業、居住地区、余暇地域における余暇・レクリエーションスポーツ促進の基礎とするなどの方針が打ち出されたことである。スポーツ促進に際して、DTSB と、特に SED と特に関係が深く、青少年や勤労者に影響力のある大衆団体である FDJ、FDGB が密接に協力することは「第 3 次青少年法」で示された方針であった。第三は、第 6 回総会の決議が、第 5 回総会の決議と項目及び内容において類似し、新しいことがあまり記されていないことである。

第 3 章第 3 節: 註及び引用

第 1 項

- 1) 山田徹、東ドイツ・体制崩壊の政治過程、日本評論社：東京、1994 年、15-16 頁。
- 2) H.ヴェーバー著、斉藤哲・星野治彦訳、ドイツ民主共和国史、日本経済評論社：東京、1991 年、145 頁。
- 3) 同上書、145-147 頁。

第 2 項：

- 1) Seifert, Manfred. *RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS. Keine Bilanz - Aufgeschriebenes aus 40 Jahren eines Sportjournalisten*. Verlag Bock & Kübler :Berlin, 1990, S. 45f.
- 2) Ewald, Manfred. *Ich war der Sport. Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger*. Elefant Press: Berlin, 1994, S. 46.
- 3) Oertel, Heinz Florian. *Höchste Zeit. Erinnerungen*. Das Neue Berlin: Berlin, 1997, S. 165.
- 4) 次を参照。Rogalski, Norbert. *Qualifiziert und ausgemustert. Wie ich die DHfK erlebte*. Vokal-Verlag: Leipzig, 2005.
- 5) Seifert, Manfred. *RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS*, a.a.O., S. 62.

第 3 項

- 1) Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*. Sportverlag: Berlin, 1983, S. 204-205.
- 2) *Theorie und Praxis der Körperkultur und Sport*, 1978/8, S. 592.
- 3) Ebenda.

- 4) Ebenda, S. 593.
- 5) Ebenda.
- 6) Ebenda.
- 7) Ebenda.
- 8) Ebenda.
- 9) Ebenda, S. 594.
- 10) Ebenda.
- 11) Ebenda.
- 12) Ebenda.
- 13) Ebenda.
- 14) Ebenda, S. 595.
- 15) Ebenda.
- 16) Ebenda.
- 17) Ebenda.
- 18) Ebenda.
- 19) Ebenda, S. 595-596.
- 20) Ebenda, S. 596.
- 21) Ebenda.
- 22) Ebenda.
- 23) Ebenda.
- 24) Ebenda.
- 25) Ebenda.
- 26) Ebenda, S. 596-597.
- 27) Ebenda, S. 597.
- 28) Ebenda.
- 29) Ebenda.
- 30) Ebenda.
- 31) Ebenda, S. 597-598.
- 32) Ebenda, S. 598.

第4節：「DTSB 第7回総会決議」（1984年）－スポーツ関係規定の綱領化－

はじめに

本節では、1980年代半ばに東ドイツにおいて出された「DTSB 第7回総会決議」の内容、特徴などについて検討したい。

第1項：「DTSB 第7回総会決議」の社会的背景

（1）「第二次冷戦」の進行と SED 第10回大会（1981年）

1979年のソビエトのアフガニスタン侵攻に端を発する1980年代前半の「第二次冷戦」の進行やポーランドにおける「連帯」運動の昂揚は東ドイツにも様々な影響を及ぼした。SEDは1980年代初頭に東ドイツの経済を立て直し、安定した体制をつくり、外交的成果を達成しようと躍起になっていた。

これに刺激を与えることが、1981年4月に開催されたSED第10回大会の課題であった。大会は党の総路線を承認した。つまり、政治、社会の分野におけるSEDの「指導的役割の承認」、内政では「経済政策と社会政策の統一」、外交では平和政策、緊張緩和政策とソビエトに対する忠誠がその中身であった。E.ホーネッカーは報告において三つの主な方向について要求した。一つは、「指導の効率化」を目指した厳格な中央集権制の保持であった。二つは、高い効率の経済であった。三つは「勤労者の政治意識を確固とさせる」ための高い水準の大衆活動であった。党は閉じこもってはならず、むしろ積極的に働きかけるべきとされ、その際、イデオロギー教育が優先されるとされたのである¹⁾。

（2）大衆団体の活動と地位の向上

SEDにとって重要であったのが大衆団体であった。ここではSEDは党グループと人的結合でより簡単に影響力を行使できたからである。SEDがとりわけ大きな関心を持ったのは、党の後継者養成機関であり、党の闘争予備軍であり、230万のメンバーを抱えるようになっていたFDJであった。そして、FDJとともに重要な機能を果たしたのがFDGBであった。それは依然として950万人のメンバーを抱え、東ドイツの人口の半分以上を組織する最大の組織であり、多くの住民にとってそれは「政治行為の本拠地」であった。様々な課題を持った大衆団体は東ドイツの体制を安定化させる要素であったのである。

勿論、大衆団体の活動の中心は、SEDの「指導的役割」を宣伝することでなければならなかった。大衆団体の地位が向上していることは、1980年代に独自の議員団を人民議会に送り込んだ「農民相互援助連盟」の例などに示されている²⁾。

（3）広範な層の不満の高まりと西ドイツとの対話の強化及び緊張緩和

東ドイツは共産党が政権をもった他の国々と比較するとトップの地位にあったが、東ドイツは安定した状態からはほど遠かった。3万5千人以上が西ドイツに移住した1984年の出国の嵐は、広範な層に不満があることの表れであった。こうした不満を示すような様々な事例やシグナルが次々に起こった。1983年夏のイエナにおけるデモや東ヨーロッパ各国における西ドイツ大使館への大量亡命騒ぎなどがそれであった³⁾。

政治的安定性を重視する指導部は、ポーランドのように国民の消費生活を抑えて成長を確保する政策をとることはできなかった。したがって何らかの経済的成果をあげるための選択肢は西側からの借款しかなかった。その前提となるのが西ドイツとの間の政治的関係が良好であることであり、両ドイツ間の対話強化、緊張緩和は 1980 年代初期から半ばにかけて東ドイツの外交の基軸となっていた⁴⁾。

(4) 1980 年代のイデオロギー教育の強化と危機意識

1980 年代の東ドイツの教育界が目指したものは、伝統的に重視されてきた科学技術と政治・イデオロギーという二つの分野の教育を改めて強化充実させることであった。それらと、1970 年代末から学校で実施された予備軍事教育を加えると、東ドイツ指導部の目指した方向は明らかである。それは、工業分野のハイテク化への対応などを目指して 1970 年代後半から行われてきた科学技術政策の当然の帰結であるとともに、他方では西側（特に西ドイツ）の接近策によって憂慮された体制イデオロギーの緩みに対する国内の引き締め政策の一環であった。

1980 年代のイデオロギー教育の再編は義務教育から大学にいたるまで包括的に行われた。その先鞭をつけたのは高等教育の部門であったが、思想上の選抜基準を潜り抜けたエリート層に対してもイデオロギー教育を行わねばならなかったところに SED 指導部の危機意識が表れていると言えよう⁵⁾。

第 2 項：「DTSB 第 7 回総会決議」のスポーツ的背景

(1) 東ドイツの高いスポーツ競技力に対するドーピング疑惑と反論

東ドイツスポーツ選手による驚異的とも言えるメダル獲得に対しては、早くからドーピング疑惑がもたれた。スポーツジャーナリストであった M.ザイフェルトは、東ドイツにおけるドーピングの経緯について次のように述べている。スポーツ選手の負傷が頻繁にあった時代に東ドイツはスポーツ医学の基礎作りに取り組み、1950 年代にスポーツ医学の中央相談所をつくった。スポーツ医学は競技スポーツと平行して発展したが、初めのうちはとりわけそれを志向したものではなかった。オリンピックミュンヘン大会（1972 年）前の負傷者の増加に対して、独自のスポーツ医学局を拡大しなければならなくなった。専門家の育成が始まり、それがドーピングにつながった。ドーピングはタブーであった。上から、即ち、DTSB 会長、党指導部によるスポーツ医学の方向付けが疑いなく進められた。1970 年代にはドーピングの優れた知識を持っており、1980 年代からメダルの可能性の高い種目で濫用された¹⁾。

東ドイツの元女性陸上選手であった I.ガイペルは、ドイツ再統一後、東ドイツのドーピングを徹底して糾弾し続けている一人である。I.ガイペルは、その著作において 2000 年のドイツにおけるドーピング訴訟を描写しつつ、東ドイツの若い女性アスリート達（水泳選手、陸上選手）が何時何処で医学的説明なく薬剤を渡され、その後どのような後遺症に苦しんだのかを詳細に明らかにし、東ドイツスポーツ指導部の責任を追求している。この裁判は 2000 年 7 月に結審し、未成年の女性アスリートへのドーピングによる身体障害を 142 ケースにわたって幫助したという罪で、M.エヴァルトとスポーツ医療責任者であった M.

ヘプナーは有罪（執行猶予付）となった。この訴訟ではこのようにスポーツ幹部の責任は明確となったが、訴訟者達に賠償金は支払われなかった。M.エヴァルトは刑に服することなく、2002年10月に病死した²⁾。

2012年インタビューにおいて、I.ガイペルは自身がドーピングの被害者であったこと、東ドイツは政治的な関心でもの凄いお金をかけドーピングのシステムをつくったが、それは目立たない小国がアイデンティティをつくるためであったこと、薬を使って力をみせようとしたこと、武器としてのスポーツに女性が使われたことなどを語った（於：ベルリン）。

このような国家的なドーピングという批判に対しては、ドイツ再統一後も東ドイツスポーツ関係者から反論もなされている。G.A.シュアーは上述の裁判以後に出されたその著作において、東ドイツ後期におけるドーピング薬剤の存在を認めつつも、無意識の服用やトレーニング段階における補助としての薬剤使用の例を述べ、それがドーピングかどうかの判断は難しいと曖昧な叙述をしている³⁾。このような叙述は、K.フーンやH.ヘトリッヒの叙述にもみられる。また、G.A.シュアーは、党政治局の指示でメダルを取るためにドーピングが常習的に行われていたという批判に対して、信頼する価値のないものとし、ガウク機関に集められたシュタージ文書の信憑性などを理由に、上からの指示による国家ぐるみのドーピングを否定するとともに、東ドイツのトレーナーほどトレーニング方法の改良に努めた者はなかったと東ドイツスポーツに対する一面的理解に反論している。

（2）大衆スポーツの軽視とそれに対する反論

M.ザイフェルトは、競技スポーツに対し遅れが指摘されている東ドイツの大衆スポーツについて、国家指導部等の大衆スポーツに対する声明などは実際と明らかに隔たりがあり、大衆スポーツ助成の資金も構想もなく、スポーツ章は魅力がなかったと述べている⁴⁾。

また、K.フーンも、指導部の怠慢を次のように指摘している。初期にあったかもしれないが、M.エヴァルトは大衆スポーツを顧みず、地方でも大衆スポーツの責任者は何もしなかった。このような状況下で大衆スポーツを支えたものについては従来明らかにされていないが、K.フーンは次のように述べている。自転車周回レースでは、DTSB及び自転車連盟指導部は熱心ではなく、主にメディアがそれを組織した。大衆スポーツ活動に従事したのは主にボランティアであり、企業からは出資があった。スポーツIIに区分された種目関係者がやる気を失わず、自らの余暇を犠牲に大衆スポーツを援助したこともあった⁵⁾。

一方、1961年から1989年までDTSB会長であったM.エヴァルトは、大衆スポーツが蔑ろにされた訳ではなく、1988年においても大衆スポーツと競技スポーツの予算配分は6対4であったと、大衆スポーツ軽視という批判に反論している⁶⁾。同様に大衆スポーツ軽視という批判に反論しているH.ヘトリッヒは、インタビューにおいて、東ドイツのスポーツ共同体には自治体や企業など様々な形態があったことや、大きな企業のスポーツ共同体ほど財政的に豊かであり、国家崩壊寸前まで、多くの種目で数多くの競技会を実施していたと述べている（2009年、於：ベルリン）。

（3）スポーツにおけるヒエラルヒーとDTSBの問題

M.ザイフェルトは、長きに渡ってDTSB会長職にあり、SED党指導部とも結び付いていたM.エヴァルトに対し次のように厳しい批判を行っている。彼の権限は絶対的であり、気

に入らない者は排除された。彼のつくったスポーツにおけるヒエラルヒーは、社会主義のつくった墮落したものであった。そして、M.ザイフェルトは、1989年秋にDTSB新会長となったK.アイヒラーは若干の改革を試みようとしたが、指導部はすでに機能せず、変革のチャンスは殆どなかったとその硬直化を指摘している⁷⁾。

K.フーンは、DTSBが次第に党の方針に沿うようにトップ選手のトレーニングを分析するためのだけのものとなり、新しい知見に基づいて東ドイツのスポーツを先に進めようとする実験が行われたことや、DTSB幹部会の内容などはずっと以前から決められていたことなどを経験的に述べ、DTSBの競技スポーツへの傾斜、自律性のなさ、幹部会の形骸化を指摘している⁸⁾。

(4) オリンピックロサンゼルス大会のボイコットと強国への政治的依存

冷戦下では両陣営は米ソの二大強国の影響を受けざるを得ず、オリンピックモスクワ大会(1980年)とロサンゼルス大会(1984年)では、多くの国々のボイコットという事態を招いた。西側のモスクワオリンピック大会ボイコットはソビエトのアフガニスタン侵攻が主な要因であった。

それに対抗して、ソビエトなどとともに東ドイツはロサンゼルス大会をボイコットしたが、M.エヴァルトは二つのボイコットは強国の仕業以外の何ものでもなく、東ドイツはソビエトに依存するしかなかったと述べている⁹⁾。

(5) スポーツにおける世界的な商業主義の加速と東ドイツにおけるトップ選手の監視

上記のロサンゼルス大会は商業オリンピックとして著名である。それまでの大会は、スタジアムの建設や環境整備などで開催都市が多額の費用を負担し赤字続きで大きなダメージを残したこともあり、オリンピック開催は不人気であったが、この大会は1セントの税金を使わずに行われた。開催するために必要な費用は、4本柱、即ち、テレビ放映料、スポンサー協賛金、入場料収入、記念グッズの売上で賄われ、最終的に、この大会は、およそ400億円の黒字で終了かつ成功したのである。しかし、この成功は、クラブやスポンサーとの契約、勝利のボーナス、肖像権など、スポーツにおける商業主義を加速させる契機ともなった¹⁰⁾。

一方、スポーツの商業主義に反対してきた東ドイツがプロ選手を認めたのは遅く、国家崩壊直前の1988年のことであり、第1号のプロ選手は女性フィギュアスケートのK.ヴィットであった。トップ選手であったK.ヴィットも勿論シュタージによって私生活を含め早くから監視されていた。自らのシュタージ文書を読んだK.ヴィットは、シュタージによる監視などを自伝で赤裸々に記している¹¹⁾。

第3項：「DTSB第7回総会決議」について

(1) 「DTSB第7回総会決議」の位置づけ

1984年5月18日から20日に開催されたDTSB第7回総会で決議された「DTSB第7回総会決議」について、従来明確な位置づけはみあたらない。この会議では、DTSBが1980年代後半の大きな課題について協議がなされたなどと「東ドイツスポーツ編年史」では述

べられている¹⁾。

(2) 「DTSB 第7回総会決議」の構成と内容

1) 「DTSB 第7回総会決議」の構成

1984年に開催された第7回総会の決議文書は以下の項目で構成されている。

(前文)

スポーツ・フォア・オールー東ドイツ DTSB の基本的な関心事
 練習・トレーニング・競技活動の直向きな促進！
 市民の余暇及びレクリエーションへの幅広く多様な参加のための諸条件の拡大！
 若い世代のスポーツの発展に対する大きな要求の実現！
 スポーツ後継者の目的に適った助成—高いスポーツの競技力に関する闘争！
 スポーツ科学の効力と実践効果を高めるために！
 政治・イデオロギー的、文化的活動の効果と精神的・文化的生活の向上！
 国際協力、民族間の友好関係、平和のために！
 物質的、財政的蓄えの効果的利用！
 達成能力の水準の向上、専門家育成の努力の強化！

表3-7 DTSB 第6回及び第7回総会の決議の項目

前文	前文
みんなのスポーツ！社会主義的身体文化・スポーツの大衆的性格の一層の包括的実現！	スポーツ・フォア・オールー東ドイツ DTSB の基本的関心事
十分な準備、高い質、そして練習・トレーニング・競技活動に関する高い水準の組織の確保！	練習・トレーニング・競技活動の直向きな促進！
若い世代の規則的なスポーツ活動の包括的実現！	若い世代のスポーツの発展に対する大きな要求の実現！
すべての市民のための余暇及びレクリエーションスポーツの形成、みんなに親しみやすいスポーツ、遊戯、ヴァンデルンにせよ！	市民の余暇及びレクリエーションへの市民の幅広く多様な参加のための諸条件の拡大！
高いスポーツの競技力のために！才能のある者を助成し、彼らを選手権大会に導け！	スポーツ後継者の目的に適った助成—高いスポーツ競技力に関する闘争！
直向な政治・イデオロギー的、文化的活動の組織！	政治・イデオロギー的、文化的活動の効果と精神的・文化的生活の向上！
国際協力、民族間の友好関係、平和、社会的進歩！	国際協力、民族間の友好関係、平和のために！
スポーツ科学の効果、実践での有効性の向	スポーツ科学の効力と実践効果を高める

上！	ために！
スポーツ活動に関する諸条件の計画的拡大、物質的、財政的蓄えの効果的利用！	物質的、財政的蓄えの効果的利用！
計画と指導の質の向上と専門家による直向な研究の助成！	達成能力の水準の向上、専門家育成の努力の強化！
第6回総会から生じた会員、スポーツ幹部、すべてのスポーツ同志への声明！	

(出典：両文書より筆者作成)

表3-7は、「DTSB 第6回総会決議」と「DTSB 第7回総会決議」の項目である。両会議の決議は類似していると言えよう。

2) 「DTSB 第7回総会決議」の内容

以下では同決議の内容を具体的に明らかにしたい。

前文にあたる箇所では、まず、従来の東ドイツスポーツの成果（例えば、第7回トゥルネン・スポーツ祭、第9回児童・青少年スパルタキアードなど）が述べられた後、与えられた条件の範囲内で、人々のスポーツの欲求、関心、好みを考慮し、人格の発達、社会主義的生活様式、社会的関係、意義深い余暇形成に関する身体文化とスポーツの効果を高める重要性が指摘されている²⁾。

そして、この決議は、「社会主義的身体文化とスポーツさらなる飛躍のために、80年代後半のDTSBの課題を定めた」ものであると記されている³⁾。

「スポーツ・フォア・オール東ドイツDTSBの基本的な関心事」という項目では、DTSBは、将来においても、スポーツの大衆的性格のさらなる包括的促進、後継者と競技スポーツの促進を課題にしていることが述べられ、新しい段階の目標として以下が定められた。

- －すべての年齢段階の380万人の市民を、その範囲内の規則的なスポーツ活動、旅行に獲得する。
- －17500のスポーツ共同体、企業グループ、ドイツ釣り連盟の地域グループ、モータースポーツクラブ、12800の一般スポーツグループにおいて、スポーツ、遊戯、旅行、ヴァンデルンに参加するための多様な条件をさらに提供する。
- －DTSBにおける児童・青少年スポーツ、余暇及びレクリエーションスポーツ、及び、練習・トレーニング・競技活動を継続的に改善し、27万人の運動指導者、17万8千人の審判・レフェリーを配置し、資格を付与する。
- －東ドイツスポーツ章「労働と祖国防衛の準備」の獲得を全般的に助成し、毎年少なくとも、スポーツ章プログラムの条件を満たす350万人の市民を獲得する。
- －将来においても競技スポーツ選手を次のように準備する。オリンピック、世界・ヨーロッパ選手権、その他の国際的にレベルの高い大会において、東ドイツをその振る舞いと高い成績によって堂々と代表できるように⁴⁾。

「練習・トレーニング・競技活動の直向な促進！」という項目では、練習・トレーニング・競技活動はスポーツの基本的要素であり、同時に規則的なスポーツ活動の最も効果の大きな形態とされ、DTSBはその規模、内容、多様性、高い水準の組織に大きな注意を払

うとされている。

そして、すべての年齢段階の市民、特に女性と少女を、練習・トレーニング・競技活動への参加に獲得すること、市民の関心や好み、地域的伝統や条件を考慮し、存在するトレーニング及びスポーツグループ等を計画的に拡大すること、スポーツ章、スポーツ等級制度を利用すること、競技のクライマックス、特に、郡・県及び東ドイツ選手権を将来においても参加者が体験豊かな行事となるように、公共性のあるものとして行うことなどが定められている⁵⁾。

「市民の余暇及びレクリエーションへの幅広く多様な参加のための諸条件の拡大！」という項目では、余暇及びレクリエーションスポーツでは、指導されるスポーツ活動と同様、個人的なスポーツ活動や、家族や友人のサークルでの自主的なスポーツ活動が重要とされている。

そして、DTSB、FDGB、FDJ の共同スポーツプログラムの実施、特に、バレーボール、サッカー、卓球、バドミントン、ケーゲル、水泳、体操などの種目の練習機会の増加、障害者スポーツ部門のさらなる設置、高齢者のスポーツの管理、大衆スポーツの競技会の普及などが定められた⁶⁾。

「若い世代のスポーツの発展に対する大きな要求の実現！」という項目では、若い人々にとって、身体文化とスポーツは、その全般的な人格の発達、共産主義教育の必須の構成要素であるとされ、FDJ 及びそのピオニール組織「エルンスト・テールマン」、国民・職業教育の諸機関との密接な協力、出来る限り多くの児童・青少年を高いスポーツ水準で管理するための DTSB スポーツ共同体と学校スポーツ共同体の協力、スパルタキアード運動をさらに高い質で行うこと、毎年実施され青少年に普及し好まれている例えば、FDJ とピオニールの優勝杯争奪戦などの競技会の援助、徒弟及び学生のスポーツ参加に関する諸条件の整備などが DTSB の課題と定められた⁷⁾。

「スポーツ後継者の目的に適った助成—高いスポーツの競技力に関する闘争！」という項目では、競技スポーツに関する DTSB の課題は、社会主義社会におけるその重要性、その国際的発展の要請から生じるとされ、若い人々の才能や能力の全般的な助成、トレーニングセンター、スポーツ及びサッカークラブ、選抜チームにおける共産主義教育、オリンピック、世界・ヨーロッパ選手権、他の国際的な競技会におけるスポーツの成果などが課題として定められた⁸⁾。

「スポーツ科学の効力と実践効果を高めるために！」という項目では、身体文化とスポーツ発展の多くの問題を解決するために、目的に適った研究によって、科学的進歩と新しい知識を獲得し、その実践への素早い移行を保障すべきとされ、効率と実践効果が将来においてもスポーツ科学の課題設定の中心とされた。そして、高い政治的、専門的水準でのトレーナー、スポーツ教師、幹部の教育と養成、専門家の継続教育に大きな注意を払うこと、ドイツ体育大学の活用、スポーツ医学局との密接な協力などが課題として定められた⁹⁾。

「政治・イデオロギー的活動、文化的活動の効果と精神的・文化的生活の向上！」という項目では、活発な政治的、イデオロギー的活動、熱心な精神的、文化的生活によって意識ある市民の教育を行うこと、労働者階級の世界観に基づいて、我々の時代の現象をつくりだすこと、社会主義と平和に対する心と理解を生じさせること、東ドイツにおいて発達

した社会主義社会を創造的に作り拡大すること、それをすべての敵から防御することなどが DTSB の第一級の関心事とされた。そして、政治的、スポーツ的問題に関する内容豊かな論議、政治的、イデオロギー的な宣伝活動や多様で社交的な行事の実施、スポーツ劇などの援助、マス・メディアの利用、伝統の利用、芸術とスポーツの密接な関係の継続的深化などが課題として定められた¹⁰⁾。

「国際協力、民族間の友好関係、平和のために！」という項目では、DTSB は、世界の平和に貢献し、諸国民の協調と友好的関係の促進のために、多様な国際関係を形成するとされ、ソビエトやその他の社会主義国家のスポーツ組織との密接な友好関係や協力のさらなる確立と深化、解放されたアジア、アフリカ、ラテンアメリカ諸国に対する支援、平和的共存、同権と相互利益に基づく社会主義国家でない諸国のスポーツ組織との関係改善、オリンピック憲章の支持、植民地主義、人種主義、スポーツのプロ化、営利目的の濫用に対する闘争などが課題として定められた¹¹⁾。

「物質的、財政的蓄えの効果的利用！」という項目では、DTSB の幹部会と指導部は、利用できる存在する物質的、財政的蓄えを、大衆スポーツ、若者のスポーツ、競技スポーツのすべての課題実現に目的に合うよう投入することに大きな責任があるとされ、効率や自己収入をさら高めること、地域の国家的機関との密接な協力、スポーツマンとの協力、「青少年法」などを基礎に、身体文化とスポーツの諸条件を計画的に整える提案を国家的諸機関に提出すること、スポーツ用具、スポーツウエア、装備の生産を広い範囲で質的に高めることなどが課題として定められた¹²⁾。

「達成能力の水準の向上、専門家育成の努力の強化！」という項目では、すべてのレベルでの達成には政治的、専門的指導の高い質が重要とされ、スポーツ共同体における指導、地域、コンビナート、企業における身体文化・スポーツに関する将来の発展構想の策定、専門家の政治性・専門性の改善、若い専門家の選抜と体系的な育成及び女性の割合の増加、ボランティアの協力活動の助成、運動指導者、専門家の育成・継続教育などが DTSB の県・郡幹部会の課題として定められた¹³⁾。

なお、最後の箇所では、「DTSB 第 7 回総会決議」は、SED 第 10 回党大会の決定に基づき、1980 年代後半のための課題を示したものと述べられている¹⁴⁾。

(3) 「DTSB 第 7 回総会決議」の特徴

以下では同決議の特徴について検討したい。

1) 児童・青少年スポーツ

児童・青少年スポーツに関しては、「若い世代のスポーツの発展に対する大きな要求の実現！」という項目で主に述べられている。第 7 回総会の決議で定められた内容は、第 6 回総会の決議の内容とあまり変わらない。

2) 大衆スポーツ

大衆スポーツに関しては、「市民の余暇及びレクリエーションへの幅広く多様な参加のための諸条件の拡大！」という項目で主に述べられている。第 6 回総会の決議の比較では、バレーボール、サッカー、卓球、バドミントン、ケーゲル、水泳、体操など練習機会を増加させる種目を明示していることなどが第 7 回総会の決議の特徴である。なお、ケーゲルとはドイツに伝統的な 9 本ピンのボーリングのことである。

3) 競技スポーツ

競技スポーツに関しては、「スポーツ後継者の目的に適った助成—高いスポーツの競技力に関する闘争！」という項目で主に述べられている。第7回総会の決議で定められた内容は、第6回総会の決議の内容とあまり変わらない。

4) その他

a. 科学と研究

スポーツ科学については、「スポーツ科学の効力と実践効果を高めるために！」という項目で主に述べられている。第6回総会の決議との比較では、第7回総会の決議では、スポーツ医学局との密接な協力なども DTSB の課題として定められていることが特徴である。

b. 専門家の育成

専門家の育成などに関しては、「達成能力の水準の向上、専門家育成の努力の強化！」という項目で主に述べられている。第7回総会の決議で定められた内容は、第6回総会の決議の内容とあまり変わらない。

c. スポーツ施設、器材、財政

これらについては、「物質的、財政的蓄えの効果的利用」という項目で主に述べられている。第7回総会の決議で定められた内容は、第6回総会の決議の内容とあまり変わらない。

d. 「みんなのスポーツ」の志向

第6回総会の決議と同様、第7回総会の決議においても、「スポーツ・フォア・オール—東ドイツ DTSB の基本的な関心事」という項目が前面に置かれた。そこでは、将来においても、児童・青少年、成人の規則的なスポーツ活動を活発にし、組織することが、DTSB にとって重要な課題としてとされ、380 万人の市民のスポーツ活動・旅行への獲得、27 万人の運動指導者の投入など将来的な課題が第6回総会の決議と同様、具体的数値で明記されている。

e. 練習・トレーニング・競技活動

練習・トレーニング・競技活動という形態については、「練習・トレーニング・競技活動の直向きな促進！」という項目で主に述べられている。第7回総会の決議で定められた内容は、第6回総会の決議の内容とあまり変わらない。

f. イデオロギー教育

イデオロギー教育に関しては、「政治・イデオロギー的活動、文化的活動の効果と精神的・文化的生活の向上！」という項目で主に述べられている。第6回総会の決議との比較では、第7回の決議では、マス・メディアの利用なども課題として定められていることが特徴である。

g. スポーツにおける国際協調

国際協調などに関しては、「国際協力、民族間の友好関係、平和のために！」という項目で主に述べられている。第6回総会の決議との比較では、第7回総会の決議では、スポーツのプロ化、営利目的の濫用に対する闘争なども課題として定められていることが特徴である。「東ドイツスポーツ編年史」では、商業主義的でなかったことが東ドイツスポーツのポジティブな側面とされているが、先に述べたように、東ドイツにおいても成果をあげた選手には報奨金が渡され、さらに国民に最も人気のあったサッカーの選手はプロであった¹⁵⁾。

h.1980年代後半の課題

前文及び最後の箇所において、第7回総会の決議が、社会主義的身体文化とスポーツのさらなる発展のための1980年代後半の課題を示したものと記されている。

(4)「DTSB 第7回総会決議」の位置づけの再検討

DTSB 第7回総会では、DTSBが1980年代後半の大きな課題について協議がなされたなどと「東ドイツスポーツ編年史」では述べられ、第7回総会の決議の前文箇所では、第7回会議の決議は、社会主義的身体文化とスポーツのさらなる発展のための1980年代後半の課題を示したものと記されている。

上述の第7回総会の決議の内容と特徴から、第7回総会の決議は、第6回総会の決議と項目及び内容において類似し、新しい内容があまり記していないことがその特徴である。東ドイツにおけるスポーツ関係規定の綱領化が窺えよう。

第3章第4節：註及び引用

第1項

- 1) H.ヴェーバー著、斉藤哲・星野治彦訳、ドイツ民主共和国史、日本経済評論社：東京、1991年、153-154頁。
- 2) 同上書、155-157頁。
- 3) 同上書、159頁。
- 4) 望田幸男、三宅正樹、概説ドイツ史 [新版]、有斐閣：東京、1992年、271頁。
- 5) 山田徹、東ドイツ・体制崩壊の政治過程、日本評論社：東京、1994年、96-97頁。

第2項

- 1) Seifert, Manfred. *RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS. Keine Bilanz - Aufgeschriebenes aus 40 Jahren eines Sportjournalisten*. Verlag Bock & Kübler: Berlin, 1990, S. 109-120.
- 2) 次を参照。Geipel, Ines. *VERLORENE SPIELE. Journal eines Doping-Prozesses*. Transit Buchverlag: Berlin, 2001.
- 3) 次を参照。Schur, Gustav-Adolf. *TÄVE. Die Autobiographie. Gustav-Adolf Schur erzählt sein Leben*. Das Neue Berlin: Berlin, 2001.
- 4) Seifert, Manfred. *RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS*, a.a.O., S. 155.
- 5) Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus. *Lorbeerkrantz und Trauerflor. Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR*. Dietz Verlag: Berlin, 1990.
- 6) Ewald, Manfred. *Ich war der Sport. Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger*. Elefant Press: Berlin, 1994.
- 7) Seifert, Manfred. *RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS*, a.a.O., S. 163-181.
- 8) Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus. *Lorbeerkrantz und Trauerflor*, a.a.O., S. 110-112.
- 9) Ewald, Manfred. *Ich war der Sport*, a.a.O., S. 141-182.
- 10) 例えば次を参照。明石真和、栄光のドイツサッカー物語、大修館書店：東京、2006年、253頁。
- 11) 次を参照。Witt, Katarina. *Meine Jahre zwischen Pflicht und Kür*. C. Bertelsmann Verlag: München, 1994.

第3項

- 1) Huhn, Klaus. "CHRONIK DES DDR-SPORTS Teil IX: 1983-1986"; in: BEITRÄGE ZUR SPORTGESCHICHTE, 9 (1999), S. 19.
- 2) Theorie und Praxis der Körperkultur und Sport, 8 (1984), S. 611-612.
- 3) Ebenda, S. 612.
- 4) Ebenda.
- 5) Ebenda, S. 612-613.
- 6) Ebenda, S. 613-614.
- 7) Ebenda, S. 614.
- 8) Ebenda, S. 614-615.
- 9) Ebenda, S. 615.
- 10) Ebenda, S. 615-616.
- 11) Ebenda, S. 616.
- 12) Ebenda.
- 13) Ebenda, S. 616-617.
- 14) Ebenda, S. 617.
- 15) 例えば次を参照。Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus. *Lorbeerkrantz und Trauerflor. Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR*. Dietz Verlag: Berlin, 1990.

第3章まとめ

ここでは、第3章の内容をまとめつつ、この時期に出された主なスポーツ関係規定の特徴及びその背景について言及したい。

1960年代末からの国際的な緊張緩和の中で、西ドイツ首相 W.ブランドが東ドイツやソビエトをはじめとする共産主義諸国との関係改善を推し進める「東方外交」を展開していく中、東ドイツは当初現状維持を考えていたが、西ドイツソビエト間などの交渉が順調に進むと、東ドイツだけが西ドイツとの関係改善を拒むことは困難となっていった。経済面では、1970年代を迎えて東ドイツは1960年代末の無理な経済の計画と不均等によって危機に陥っていた。

スポーツ分野では、1952年以来この分野の国家的指導と管理に主要な役割を果たし、総合的で中長期的なスポーツ関係規定を発してきた国家身体文化・スポーツ委員会が1970年に改組されるなど、国家的機関の再編が生じた。

「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（1965年）に続く国家身体文化・スポーツ委員会の訓令がない状況において出されたのが、「DTSB 第4回総会決議」（1970年5月）であった。同決議は、SED 第7回党大会や「東ドイツ憲法」「東ドイツ国家評議会の決定」に基づいたものとされるが、項目的には「DTSB 第3回総会決議」に類似したものであった。従来のスポーツ関係規定と異なる同決議の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、主に課外スポーツを取り扱い、発達していないスポーツ種目や女性の部門の拡大を定めていること、生徒の学校スポーツ共同体からDTSBのスポーツ共同体への引継ぎを重視していること、従来よりノルマが少ないことなどである。大衆スポーツに関しては、少女、女性、成人、障害者のスポーツをより促進しようとしていること、FDGBの活動を援助する方針を従来よりも明確していることなどである。競技スポーツに関しては、第3回総会の決議と同様に内容が具体的なものではないことである。その他、ドイツ体育大学と密接に協力し、スポーツ実践を考慮したスポーツの科学研究を従来以上に重視していること（科学と研究）、女性を責任ある幹部、運動指導者等に獲得する必要性を述べていること（専門家の育成）、新しく設けられた項目「スポーツ種目における練習・トレーニング・競技活動のさらなる促進に対する我々の特別な注目」において競技に結び付く練習・トレーニング・競技活動という活動形態を重視していること、スポーツにかかわる芸術や文学の重要性を述べていること、従来以上にDTSB幹部会、DTSB 県幹部会、スポーツ共同体の幹部会、スポーツ諸連盟の役割を定めていることなどが同決議の特徴である。「1970年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（1965年）にある「スポーツ医学」関係の項目が、第2回総会の決議、第3回総会の決議と同様に第4回総会の決議にもみられないことなどから、DTSB 総会の決議は、1970年代においても国家身体文化・スポーツ委員会の訓令などに代わるものと言えず、DTSBの基本的な方針、児童・青少年スポーツの課外スポーツや大衆スポーツにかかわる中長期的な方針などを示すものと言える。また、第4回総会の決議は、第3回総会の決議よりノルマなどがあまり示されず、具体的な内容も少ないことから、東ドイツにおけるスポーツ関係規定の綱領化の兆しが窺える。

1971年5月長い間東ドイツを指導してきた W.ウルブリヒトが SED 第一書記から解任さ

れ、後任に E.ホーネッカーが選出された。E.ホーネッカーのもとで SED はソビエトに再び忠実になり、東ドイツは独自であるというイデオロギー上のテーゼを修正し、ソビエトの指導的役割は東ドイツにとって絶対的であると認めた。SED 第 8 回党大会において、E.ホーネッカーは、過大に設定されてきた 1960 年代末の計画経済を見直し、すべては国民の幸福、労働者とすべての勤労者の利害のために行われることを強調した。E.ホーネッカー時代の政策はプラグマティックなものとなり、遠大な目標への呼号は影をひそめた。東ドイツの外交的状況が変わったのは、1972 年に東西ドイツ間で基本条約が締結されてからであり、翌 1973 年には国連に加盟し、東ドイツの国際的承認は 1970 年代前半に加速していった。国際的承認は東ドイツの夢の実現であったが、同時に多くの不安を伴った。それは事実上の開国を意味したからである。1970 年代に入って東ドイツは競技スポーツなどで輝かしい成果を収める一方で、国内では、DTSB が他の大衆団体と共通スポーツプログラムを開始し始めた。

このような状況の変化の中で、「第 2 次青少年法」も改正され、「第 3 次青少年法」（1974 年 1 月）が制定された。「第 2 次青少年法」とは異なり「第 3 次青少年法」では「青少年法」と同様にスポーツに関係する項目がたてられ、また、「青少年法」「第 2 次青少年法」とは異なり、「第 3 次青少年法」では余暇と旅行に関して項目が設けられている。従来 of スポーツ関係規定と異なる同法の主な特徴は次の点にある。大衆スポーツに関しては、青少年の余暇、旅行、休暇の意義を明示し、従来より明確に閣僚評議会、地域の議会、国家的機関、各種の学校長、指導者、幹部会、大衆団体などの責務を規定していること、職業に従事する青少年のスポーツ条件の拡大を規定していることである。競技スポーツに関しては、後継者の養成と選抜に重要な役割を果たす児童・青少年スパルタキアードの援助を義務化していること、高い競技成績に関係した功労者を国家的に表彰することを定めていることなどである。その他、閣僚評議会、身体文化・スポーツ内閣官房、DTSB などのスポーツ促進に関する責務を従来より明確に規定していること、特に国家レベルまでのスポーツの促進を発議する権利など DTSB 幹部会に多くの権限を付与し、DTSB を中心としたスポーツシステムの完成を企図していること、大衆団体、国家的機関、指導者のスポーツ促進に関する責務の調整について従来以上に細かく規定していること、スポーツ促進に関して、DTSB、FDJ、FDGB、スポーツ・技術協会などの大衆団体のより密接な協力を規定していること、軍事的スポーツの助成や軍事的スポーツ施設の建設を定めていること、児童・青少年スパルタキアードの援助の義務化などに競技スポーツ重視の姿勢が窺えること、軍事的スポーツの促進などに国家による管理・統制の強化が窺えることなどが同法の特徴である。

同年「第 3 次青少年法」以後に出されたのが、「DTSB 第 5 回総会決議」（1974 年 5 月）であった。第 4 回総会の決議との比較では、「国際協調、民族間の友好関係、平和」という項目が新たにたてられ、専門家の育成及び学生スポーツに関する項目は除かれたが、全体的に両決議は、项目的に類似している。従来 of スポーツ関係規定と異なる同決議の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、スポーツ後継者をトレーニングセンターやトレーニング拠点に集め助成しようとしていること、徒弟のスポーツについて多くの方策を示していることなどである。大衆スポーツに関しては、競技に結び付く練習・トレーニング・競技活動という活動形態を第 4 回総会の決議以上に高く位置づけているこ

となどである。競技スポーツに関しては、第4回総会の決議と同様に、競技スポーツにかかわる中長期的で具体的な目標などがみられないことである。その他、身体文化・スポーツ内閣官房の科学評議会に積極的に参加すべきなど DTSB の課題を示していること（科学と研究）、運動指導者、審判・レフェリーの養成を確実に行うだけでなく、継続教育によってさらに上の資格を取ることを目標としていること（専門家の育成）、地域議会、企業、コンビナートなどと協力し、身体文化・スポーツの物質的、財政的諸条件を拡大充実するなどの方針を示していること（スポーツ施設、器材、財政）、ソビエトのスポーツ組織との結び付きを強調していること、「東ドイツ国家評議会の決定」を第4回総会の決議とは異なり法的根拠としていないこと、身体文化とスポーツの全般的な発展に関する DTSB の大きな社会的権利と責任を述べていること、従来以上に DTSB と大衆団体、特に FDGB とスポーツ活動における連携を強める方針を打ち出していること、人種差別の反対表明などを行っていること、第4回総会の決議よりその内容が中長期的及び具体的でなくなっていることなどが同決議の特徴である。

1970年代前半の東ドイツ経済は概して良好であったが、オイルショック後は東ドイツは西側だけでなくソビエトに対しても大きな貿易赤字を抱え込むようになった。1970年代半ばからは国民の間でも不満が再び増大し始めた。経済的困難ばかりでなく、E.ホーネッカーが当初とっていたリベラルな文化政策が終わったことが、芸術家、知識人、青年の間に不満をかきたてたのである。一方、ソビエトからの独立と民主化を掲げるユーロ・コミュニズムの思想も東ドイツに影響を及ぼし、多くの市民は自分たちの人権を要求し始めた。このような状況下、1976年に開催された SED 第9回党大会は新しい党綱領、規約、そして1980年までの5ヵ年計画案を決定した。新綱領は1980年代にも続く SED の基本的立場であり、それはソビエトのヘゲモニーの承認、東ドイツ成功への動員及び SED の指導権の確認、生活状況の改善、経済の効率化、ドイツの統一及び民族の統一に代わる平和的共存を通じた平和の確保であった。

1978年5月に出された「DTSB 第6回総会決議」は、第5回総会の決議と比較すると「みんなのスポーツ」を項目化し前面に置いていることや、「社会主義的人格の形成」に代わって、「直向な政治・イデオロギー的、文化的活動の組織！」という項目を設けていることは注目されるが、全般的には両総会の決議項目は類似している。従来のスポーツ関係規定と異なる同決議の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、余暇施設における児童・青少年のための興味深いスポーツや旅行の組織という方針を示していることなどである。大衆スポーツに関しては、DTSB、FDJ、FDGB の共同プログラムについて、それを将来においても企業、居住地区、余暇地域における余暇・レクリエーションスポーツ促進の基礎とするなどの方針を打ち出していることである。競技スポーツに関しては、スポーツタレントの精査などにより注意を払っていることである。その他、従来以上に、スポーツ関係の医師に対して、健康の保持と達成能力の向上のために積極的に貢献することを求めていること（科学と研究）、新しく設けられた「みんなのスポーツ！社会主義的身体文化・スポーツの大衆的性格の一層の包括的な実現！」という項目が前面に置かれ、350万人の市民の活発なスポーツへの統合など1985年までの長期的な課題を設定していること、従来以上に少女、女性を規則的なスポーツ活動に熱中させることを定めていること、新たに設けられた「直向な政治・イデオロギー的、文化的活動の組織！」と

いう項目においてイデオロギー教育などを強調していること、「国際協力、民族間の友好関係、平和、社会的進歩！」という項目で従来以上に社会主義でない特にヨーロッパ諸国家のスポーツ組織や機関との国際的関係の構築、ユネスコ、ヨーロッパスポーツ会議などにおける貢献について述べていることなどが同決議の特徴である。

1979年のソビエトのアフガニスタン侵攻に端を発する1980年代前半の「第二次冷戦」の進行やポーランドにおける「連帯」運動の昂揚は東ドイツにも様々な影響を及ぼした。1981年に開催されたSED第10回党大会で定められた中身は、政治、社会の分野におけるSEDの指導的役割の承認、内政では経済政策と社会政策の統一、外交では平和政策、緊張緩和政策とソビエトに対する忠誠であった。しかし、東ドイツは安定した状態からはほど遠く、3万5千人以上が西ドイツに移住した1984年の出国の嵐は、広範な層に不満があることの表れであった。スポーツ分野では、東ドイツはソビエトなどとともに、ロサンゼルスオリンピック大会をボイコットした。

1984年5月に出された「DTSB第7回総会決議」は、第6回総会の決議と项目的に類似している。従来のスポーツ関係規定と異なる同決議の主な特徴は次の点にある。大衆スポーツに関しては、バレーボール、サッカー、卓球、バドミントン、ケーゲル、水泳、体操など練習機会を増加させる種目を明示していることなどである。その他、スポーツ医学局との密接な協力などをDTSBの課題として定めていること（科学と研究）、イデオロギー教育に関しては、マス・メディアの利用などを課題として定めていること、スポーツのプロ化、営利目的の濫用に対する闘争などを課題として定めていることなどが同決議の特徴である。第6回総会の決議と項目及び内容において類似し、新しい内容を殆ど記していないことが第7回総会の決議の特徴である。

国家身体文化・スポーツ委員会による総合的で中長期的な訓令がみられなくなった1970年以降の主なスポーツ関係規定の特徴としては次のことが言えよう。第一に、1970年以降はDTSB総会の決議以外に総合的で中長期的なスポーツ関係規定はみられなくなるが、DTSB総会の決議には、「スポーツ医学」関係の項目がないことなどから、それは国家身体文化・スポーツ委員会の訓令などに代わるものとは言えないことである。1970年以降においてもDTSB総会の決議はDTSBの基本的な方針、児童・青少年スポーツの課外スポーツや大衆スポーツにかかわる中長期的な方針などを示すものと言えよう。国家的機関による総合的で中長期的なスポーツに関する訓令がなくなった理由については、1970年までに東ドイツにおいてスポーツシステムがほぼ出来上がっていたこと、国家的なスポーツ関係規定をなくすことによってスポーツの政治性を少なくしようとした他、考えられるのが、東ドイツの秘密主義である。競技スポーツやスポーツ医学に関する情報は、東ドイツの最重要の機密であり、競技力では既に西ドイツを上回っていた東ドイツは、それらの情報を敢えて公にする必要はなかったと考えられる。第二に、1971年前後のスポーツ関係規定には、違いがみられることである。それは1971年以後のスポーツ関係規定に「東ドイツ国家評議会の決定」についての言及がみられないことや、ソビエトとの結び付きが強調されているなどにみられる。このことは、東ドイツにおける国家指導者の交代や、新しくSED第一書記となりソビエトの指導的役割を東ドイツにとって絶対と認めたE.ホーネッカーの政策が影響していたと考えられる。第三は、大衆団体であるDTSBの権限が拡大されたことである。スポーツ分野での国家的機関と大衆団体に関するについては、1960

年代に入って、「第2次青少年法」「東ドイツ国家評議会の決定」などによって、DTSBの権限が次第に強められてきたが、「第3次青少年法」によって、大衆スポーツのみならず、東ドイツスポーツ全般においてDTSBが法的に大きな権限を持つようになった。東ドイツにおいて、DTSBを中心としたスポーツシステムを完成させようとする意図が窺えよう。DTSBに大きな権限を委ねたことについては、1960年代初頭以降東ドイツにおいてDTSBを中心としたスポーツの促進が目標の一つとされていたこと、DTSB会員の政治参加意識を高めるために大衆団体であるDTSBの地位を高めることが必要であったこと、国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールしようとしたことなどが背景にあったと考えられる。第四は、みんなのスポーツが前面に掲げられる一方で、スパルタキアードの援助の義務化などに競技スポーツ重視の方針も窺えることである。このことは、世界的なスポーツ・フォア・オール運動の一方で、1970年代に入っても東ドイツのスポーツ幹部や政治家が競技スポーツの成果に貪欲であったことなどが背景として考えられる。第五に、軍事的スポーツの促進やイデオロギー教育の強調など国家によるスポーツの統制、管理がこの時期においても強化されていることである。このことは、米ソデタントや西ドイツとの基本条約締結以後、西側（特に西ドイツ）の接近策によって憂慮された体制イデオロギーの緩みに対するSEDの国内の引き締め政策や、第二次冷戦の進行などが背景にあったように考えられる。第六は、1950年代、1960年代のスポーツ関係規定と比べて1970年代以後は具体的な内容が少なくなるなど、スポーツ関係規定の綱領化がみられることである。このことは、E.ホーネッカーのプラグマティックな政策や、東ドイツの秘密主義などがその背景にあったと考えられる。

結論

I. 本研究のまとめ

本研究は、ソビエト占領地区及び東ドイツにおいて出されたスポーツ関係規定を体系的に整理し、主なスポーツ関係規定の内容、特徴及びその変容を時代的な移り変わりとともに明らかにし、変容の背景を検討することを目的としていた。

以下では、本研究で明らかになったことをまとめたい。

ソビエト占領地区の州政府の中で、スポーツ関係規定を出した時期は、テューリンゲン州が1945年7月と最も早く、各州政府が出したスポーツ関係規定の数は、ザクセン州7、テューリンゲン州7、ブランデンブルク州8、ザクセン・アンハルト州7、メクレンブルク州4であった。

1945年から1947年までの州政府によるスポーツ関係規定の主な内容は、ナチスにかかわったスポーツ関係者の逮捕、処罰及び公職追放、スポーツ組織の活動の禁止、解散及び財産の差し押さえ、軍事的スポーツ施設の使用禁止、ヒトラー・ユージェント法の破棄であり、それらはスポーツの非ナチ化と非軍事化を定めたポツダム協定、連合管理理事会及びソビエト軍政部のスポーツ関係規定に基づいたものであった。テューリンゲン州やザクセン州が連合管理理事会やソビエト軍政部の諸規定に先立ちスポーツの非ナチ化を目指していることは、州政府の主体的なスポーツの非ナチ化への取り組みとして注目される。また、この時期に、ザクセン州は反ファシズム青少年委員会によるスポーツ活動を助成する規定を発しているが、このような規定は同州にしかみられず、スポーツへの対応に州によって相違があったことが窺える。これらのことは、連合の対ドイツ占領政策の基本方針、連合管理理事会のスポーツ政策、ソビエト占領地区における西側3地区とは異なるソビエト軍政部の占領政策及びスポーツ政策、各州政府のスポーツへの対応などを背景としていたと考えられる。

1948年以後には戦後当初のスポーツの非ナチ化、非軍事化とは異なる内容が各州のスポーツ関係規定にみられる。第一は、教育機関によるスポーツの助成やFDJの活動の援助に関する規定である。これらの動きは、教育機関の指導や青少年教育を一元化するために出されたソビエト軍政部の規定に基づいたものであった。第二は、スポーツフェラインの解散とスポーツ共同体の登記に関する規定である。ザクセン州の規定によれば、「ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化」を定めた連合軍管理理事会訓令第23号(1945年12月)が1948年5月においても有効であり、一方、スポーツ共同体の登記に関する規定は、ブランデンブルク州を除く4州においてほぼ同時期(1948年11月から1949年1月)に出されている。SEDの影響力があるFDJの援助や政治的なスポーツ共同体の登記は、ドイツに伝統的なスポーツフェラインとの決別を示すものでもあった。これらのことは、東西両陣営の対立が深まる中、1948年にドイツの分裂が決定的なものとなったこと、連合司令部が1947年3月に非政治的なスポーツ組織の設立を認可したことによって西側3地区ではスポーツフェラインが許可されたのに対し、ソビエト占領地区では1948年4月にソビエト軍政部とSEDが訓令第23号を維持する方針を確認し、同年5月ソビエト軍政部がSED及び大衆団体に対する関与をさらに強めたこと、他の政党がスポーツについて統一的な意見を

持ち得なかったのに対し、SED が同年6月にスポーツに対する基本的な考え（スポーツ共同体を含む）をまとめたこと、ソビエト占領地区においてFDJとFDGBを担い手とする民主的スポーツ促進運動が成立したことなどを背景としていたと考えられる。

東ドイツ建国から国家的機関による総合的なスポーツ関係規定が出されるまでの時期（1949－1956年）の主なスポーツ関係規定は、「青少年法」と「SED中央委員会の決議」であった。

「青少年法」（1950年2月8日）は、スポーツ分野のみを取り扱ったスポーツ関係規定ではないものの、青少年スポーツの助成を国家行政に携わる諸機関の義務として法的に規定した。また、同法は、児童・青少年スポーツに関しては、スポーツ教師の養成、ツーリズムとそれに関係する諸条件の整備を定めている。その他、同法は、スポーツ科学の推進と専門家育成のためのドイツ体育大学の建設、スポーツ施設の修理、スポーツの用具、衣服、シューズの生産、スポーツ章の制定、体育館の国有化、他国とのスポーツの交流、ソビエトや社会主義諸国家への旅行などを定め、これらのために必要な2050万マルクの支出を明らかにした。

これに対し、「SED中央委員会の決議」（1951年3月17日）は、スポーツ分野のみを包括的に取り扱い、就学前から成人までを対象としている点で「青少年法」と異なる。同決議では、児童・青少年スポーツ、大衆スポーツ、競技スポーツといった領域はまだ明確に区分されていないが、後に東ドイツスポーツの特徴とされるスポーツ科学、専門家の育成などが建国間もない時期に既に項目となっている。

同決議の主な特徴は次にある。児童・青少年スポーツに関しては、スポーツ章を基礎とすること、統一的な指導要領の作成、児童の課外スポーツの組織、大学へのトゥルネンとスポーツの導入、大学スポーツ共同体の設置を定めるなど、基本的な方針を示していることにある。大衆スポーツに関しては、スポーツ団体を民主的スポーツ促進運動の支柱とすることを定め、FDGBを中心とした会員の獲得、施設・用具・財源の確保、地方スポーツの助成、啓蒙活動などを実施しようとする方針を打ち出し、「ソビエトをモデル」としたスポーツ組織再編を推進しようとしていることである。競技スポーツに関しては、競技者や後継者の養成、東ドイツ記録及びドイツ記録の更新などを目標として定め、学術的研究の改善、青少年スポーツ学校の建設、国家代表チーム、主要及び発展の遅れている種目の促進、種目別競技団体の役割、競技会の実施、国際スポーツ諸連盟への加盟を定めるなど、基本的な方針を示していることにある。その他、同決議は、民主的スポーツ促進運動を発展させる際のSEDの指導的役割、世界平和青少年・学生祭の準備に際するスポーツマンの動員、プロの否定、大衆団体であるドイツスポーツ委員会を中心としたスポーツの組織改革、スポーツ専門雑誌の発刊、スポーツ科学におけるソビエトの経験を利用、ソビエトをモデルとしたスポーツ等級制度の創設、専門家の育成の重視、広告、宣伝活動及び検閲、ドイツ統一に関する闘争への民主的スポーツ促進運動の関与、西ドイツとのスポーツ交流や全ドイツオリンピック委員会の設立、スポーツを通じた諸国家との友好関係の構築、ソビエト及び社会主義国家の側に立った平和の防衛などを定めている。

建国間もない時期に出された主なスポーツ関係規定の特徴は次のことにあった。第一は、建国後4ヵ月という早い時期に、東ドイツがスポーツの助成を国家的な法律において規定したことである。このことについては、建国間もない東ドイツにおけるスポーツの人的物

質的に困難な状況を反映したものであったと考えられるが、その一方で、社会主義新国家建設などにスポーツを手段として役立てようとする狙いがあったことを見逃してはならない。第二に、他の政党も政府に参加していたにもかかわらず、主なスポーツ関係規定の内容が SED のものであったことである。「SED 中央委員会の決議」はもとより「青少年法」も人民議会によって可決法制化されたが、その内容は SED 中央委員会政治局の決定（1950年1月）をほぼ全面的に受け入れたものであった。第三に、ソビエト占領地区の時期では、スポーツの非ナチ化、非軍事化が主な目的であったが、「SED 中央委員会の決議」には、ソビエトをモデルとしたイデオロギー教育、スポーツ等級制度、スポーツ組織の再編などの多くの方策が示され、スポーツ分野においてもソビエト追随の傾向が明確に窺えることである。

これらのことは、東西ドイツの建国、冷戦激化にともなう東ドイツの東側陣営への組み込み、計画経済の導入などにみられる東ドイツにおける様々な分野でのソビエトモデルの進行、W.ウルブリヒトをはじめとする SED の権限の拡大、建国間もない東ドイツにおけるスポーツの人的、物質的に困難な状況、西ドイツでは非政治的なスポーツが志向されたのに対し、SED が社会主義新国家建設、政治体制の強化、愛国心の育成、生産力の増強などにスポーツを手段として利用しようとしたこと、SED が建国以前からスポーツ促進の基本方針をまとめていたのに対し、他の政党がスポーツ促進に統一した考えを持ち得なかったこと、学校体育の開始、労働組合を中心としたスポーツ組織再編の動きなどを背景としていたと考えられる。

国家的機関による総合的なスポーツ関係規定が出された 1956 年から 1970 年までの主なスポーツ関係規定は、「閣僚評議会の決定」「1956 年から 1960 年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」「1965 年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」「第 2 次青少年法」「1970 年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」「東ドイツ憲法」「東ドイツ国家評議会の決定」であった。

「閣僚評議会の決定」（1956 年 2 月 9 日）は、スポーツ分野のみを対象とし且つ法的拘束力を持つ点で従来のスポーツ関係規定と異なり、また、社会主義の基礎建設という党会議の決議に即して、身体教育も社会主義的なものとする事及びスポーツ分野において社会主義体制の卓越性を示すことを目標に掲げ、スポーツ分野においても社会主義という方向性を明確に打ち出した最初のスポーツ関係規定である。同法では、「児童・青少年スポーツ」「大衆スポーツ」「競技スポーツ」という領域が初めて明確に区分されている。

従来のスポーツ関係規定と異なる同決定の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、教科体育と一般教育学校及び教員養成機関の課外スポーツの管轄を教育省と定めた上で、就学前の身体教育、教科体育、一般教育学校の課外スポーツそれぞれに具体的な方策を定めていることである。特に教科体育の基本方針を主に定めていた従来のスポーツ関係規定と比べて、学校スポーツ共同体の設置など、課外スポーツの整備を目指した内容が数多く盛り込まれている。大衆スポーツに関しては、大衆スポーツの拠点となる職場スポーツ共同体の活動、大衆スポーツの重点促進種目、居住地区におけるスポーツ活動の改善、審判及びボランティアの確保、国家的機関による地方スポーツの統括、旅行・ヴァンデルン委員会の設置などを定めていることである。競技スポーツに関しては、競技

スポーツの拠点であるスポーツクラブの活動、トレーナーの質的・量的改善、競技スポーツとスポーツ医学の結び付き、スポーツクラブと児童・青少年スポーツ学校との結び付き、計画的な選手養成などを定めていることである。その他、スポーツマンに対する愛国教育、秩序及び規律教育の重視、多くの準軍事的なスポーツ種目の導入、スポーツ行政の中央集権化、計画経済と同様のスポーツ分野への計画性や重点性の導入、スポーツ分野のみを取り扱った拘束力のある法の制定、学校スポーツ共同体の重視などが同決定の特徴である。

国家身体文化・スポーツ委員会によって、同年9月から12月末までに作成されたと考えられる「1956年から1960年までの東ドイツにおける身体文化・スポーツ促進に関する訓令」は、極秘文書であった。同訓令は、前文と「児童・青少年スポーツ」「勤労者の大衆スポーツ」「スポーツ競技力の向上」「科学と専門家育成」「投資と建設工事」「スポーツ器材・開発」「財政」という7項目から構成されており、最後の3項目は従来のスポーツ関係規定にはみられないものであった。従来のスポーツ関係規定と異なる同訓令の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、「1960年末までにすべての児童・青少年の20%にスポーツ章を獲得させ卒業させる」というように中長期的で具体的な目標を定めていることである。このような中長期的で具体的な目標は以前の主なスポーツ関係規定には殆どみられず、東ドイツにおける第2次経済5ヵ年計画（1956—1960年）に連動した形で中長期的な目標設定がスポーツ分野に持ち込まれたと言えよう。大衆スポーツに関しては、スポーツ組織の構造改革が明記され、DTSBにも役割が与えられていることである。同訓令で、それまでの大衆スポーツ促進の主な担い手であったFDJ、FDJ、スポーツ団体に関する事項が少ない一方で、翌年4月に設立されるDTSBに役割が付与されていることは、DTSBを中心とするスポーツ組織の構造改革（ソビエトモデルからの方向転換）が東ドイツにおいて早い時期から動いていたことを窺わせる。競技スポーツに関しては、「1958年までに若干の重要なスポーツ種目において、1960年までにすべての重要なスポーツ種目において、その成果によってドイツにおける指導権を握る」というように中長期的で具体的な目標を定めるとともに、従来にない重点促進種目を明記していることである。その他、「科学と専門家育成」「投資と建設工事」「スポーツ器材・開発」「財政」を項目にあげ重視していること、「1959年までに、すべてのスポーツクラブや競技スポーツの他のスポーツ施設におけるトレーニング活動を改善するために、効果的な映画設備や上映設備を設置する」というように、中長期的で具体的な目標を定めていること（科学と専門家育成）、スポーツくじであるスポーツ・トトの純益の分配比率などを具体的に明記していること（投資と建設工事）、開発、改善する器材・用具を具体的に明記していること（スポーツ器材）、「諸連盟行事からの収入の増加：少なくとも25%」というようにノルマを明記していること（財政）、ソビエトモデルのスポーツシステムからの方向転換、即ち、東ドイツ独自のスポーツシステムの構築を企図していることなどが同訓令の特徴である。

これに対し、「1965年までの社会主義的身体文化・スポーツ発展に関する国家身体文化・スポーツ委員会の訓令」（1960年2月1日）は、1965年までのスポーツ分野における中長期的な方針を定め、従来のスポーツ関係規定の構成にない「社会主義教育」「スポーツ医学」という項目を設けている。従来のスポーツ関係規定と異なる同訓令の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、教科名が「トゥルネン」から「トゥルネン・スポーツ」に変更された教科体育において、補償体操及び水泳を重視していること、学校ス

スポーツ共同体の拡大や総合大学、単科大学、専門学校における自由意志スポーツの促進を定めていること、DTSB に対して児童・青少年スポーツの援助を明記していることなどである。大衆スポーツに関しては、1965 年までに住民の 35%を規則的なスポーツ活動に参加させるという長期的な目標を定め、その実現を DTSB に委ねていることなどである。競技スポーツに関しては、オリンピックや世界選手権において優れた成績を収めることをその目標として明記し、重点的促進スポーツ種目を設定し、各種目については、「その年の世界 10 傑に入るような成績を目指す」（陸上）といった具体的な課題を定めていること、種目別スポーツ連盟の課題として、若いタレントを包括的に探し、計画的に助成することを定めていること、トレーニング制度を発展させることなど競技スポーツに関しても DTSB に役割を付与していることなどである。その他、スポーツマンに対する社会主義教育について項目をたて、重視していること（社会主義教育）、スポーツ医学に関しても初めて項目をたて、多くの方策を示し、特に、1960 年中にライプツィヒにスポーツ医科学センターをつくるというように、その組織の整備を急務事項として定めていること（スポーツ医学）、従来以上に研究チームに自然科学者、経験豊富な実践者を組み入れることを重視していること（科学と研究）、「SED 中央委員会の決議」（1951 年）以来項目をたて、特に DTSB によって資格を付与される運動指導者、スポーツ組織者、幹部の養成を最重要事項としていることや、1965 年までにトレーナーを 250 人育成するというように、専門家育成の中長期的且つ具体的な課題を定めていること（専門家の育成と継続教育）、1965 年までに建設する重要スポーツ施設やその出資額を明記していること（スポーツ施設）、輸入の割合を減らす、即ち、自国での開発・生産を目指し、そのための基金の設立を明記していること（スポーツ器材）、長期的な出資額とともに、スポーツ諸団体からの調達方法を具体的に明記していること（財政）、DTSB を中心としたスポーツシステムを構築しようとしていること、7 カ年計画によって定められた西ドイツを追い越すという目標がオリンピックで成果を収めることを目標に定め、重点促進種目を設定し、具体的な課題を示した競技スポーツに最も端的にあらわれていることなどが同訓令の特徴である。

「第 2 次青少年法」（1964 年 5 月 4 日）は、「青少年法」と異なりスポーツのみを取り扱った章はない。従来のスポーツ関係規定と異なる同法の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、多面的な身体的基礎形成を授業の中心とすることを定めていること、学校選手権大会などの競技会の実施、児童と青少年のためのスポーツ章の体系的な整備などを定めていることである。大衆スポーツに関しては、青少年に規則的なスポーツ活動をさせようとする DTSB の活動を援助することを国家及び経済諸機関に定めていること、大衆スポーツに関するすべての重要な問題を DTSB 指導部で協議することを定めていることなどである。競技スポーツに関しては、高い水準のスポーツ成績を志向する若いスポーツマンの援助などを定めていることである。その他、青少年の社会主義教育に役立つ方策や行事を国家的に優遇することを定めていることや、国家的諸機関（地域レベルまで）や大衆団体の大衆スポーツ促進の責務を明確に規定していることなどが同法の特徴である。

これに対し、国家身体文化・スポーツ委員会によって定められた「1970 年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」（1965 年 9 月 1 日）は、1970 年までのスポーツ分野の基本方針及び各領域の課題を定めており、従来のスポーツ関係規定にない「社

会主義的身体文化発展の基本方針「身体文化の統一的システムの科学的計画と指導」という項目を設けている。従来のスポーツ関係規定と異なる同訓令の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、「統一的社会主義的教育制度に関する法律」に基づき教科体育の科目名を「スポーツ」に変更し、授業の質的改善を重視していること、学校スポーツ共同体にDTSBが関与するなど学校と社会のスポーツの連携強化を目指していることなどである。大衆スポーツに関しては、運動指導者、審判・レフェリーの獲得、養成及び継続教育をより重視していることである。競技スポーツに関しては、スポーツ医学の強化を含めた科学と研究の改善と後継者の養成を重視している一方で、重点促進種目を明記していないことなどである。その他、社会主義的身体文化発展の基本方針を明確に規定していること、スポーツ科学を競技スポーツに優先して向けることを明示していること（科学と研究）、その組織の拡大と専門家の養成を重視していること（スポーツ医学）、スポーツ教師、トレーナーなど各指導者の役割と課題を具体的に定めていること、専門家の継続教育とボランティアの確保及び資格付与をさらに重視していること、運動指導者の報酬に関しても言及していること（専門家の育成、継続教育、資格付与）、競技スポーツを重視した物質的、技術的条件の拡大を定めていること（身体文化の物質的、技術的諸条件の拡大）、将来計画や年次計画を作成するという地域諸機関の役割を明記していることやスポーツ促進に関する国家的機関と大衆団体の役割の調整に注意を払っていること（身体文化の統一的システムの科学的計画と指導）、余暇に対する配慮が全般的に多いこと、財政に関する項目が削除され具体的なスポーツ財政がみえなくなったこと、競技スポーツの重点促進種目を明記していないことなどにみられるようにその内容が従来の訓令ほど具体的でないことなどが同訓令の特徴である。

新しく公布された「東ドイツ憲法」（1968年4月6日）はスポーツに関して旧憲法にない大きな特徴を持っていた。即ち、旧憲法では、すべての児童にその身体的、精神的及び道徳的能力を全般的に発達させるための機会を与えなければならないと規定されていたのに対し、新憲法は、身体文化、スポーツ、旅行を、労働と生活条件、教育制度そして文化の構成要素であると規定したのである。スポーツを憲法条項に盛り込む例は世界的にも希であり、東ドイツにおけるスポーツの政治的、社会的位置づけの高さを物語っている。新憲法に示された内容は抽象的なものであり従来と比べて新しい具体的な規定はないが、「身体文化、スポーツ、旅行」という表記は以前のスポーツ関係規定にあまりみられず、東ドイツにおける旅行の重視の姿勢が窺える。

引き続き同年に出された、「東ドイツ国家評議会の決定」（1968年9月20日）は憲法のスポーツに関係する条項を具体化したものが多く、従ってその構成も「閣僚評議会の決定」や国家身体文化・スポーツ委員会による訓令と異なる。従来のスポーツ関係規定と異なる同決定の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、各種学校の目標や意義、教師の役割を従来以上に明確に規定していることである。大衆スポーツに関しては、1980年までに市民の約35%をDTSB、学校スポーツ共同体、スポーツ・技術協会の種目別競技組織と基本単位組織、職場及び居住地区のスポーツグループの会員とできる諸条件をあらゆる所でつくるという非常に長期的な目標を定めていること、DTSBの指導力の強化を提案していること、体力虚弱者や身体障害者の余暇・レクリエーションに配慮するとともに、「誰もが、何処かで、週に一度はスポーツを！」に代わって「誰もが、何時でも、何

処でも、より多くのスポーツを！」というスローガンによって、「みんなのスポーツ」を目指していることなどである。競技スポーツに関しては、児童・青少年スパルタキアードをさらに発展・強化することなどを定めているが、従来と比べて特に新しい具体的な方策はみられない。その他、1970年以後も続く競技に結びつく練習・トレーニング・競技活動という活動形態を打ち出していること、1980年までに市民の約20%をスポーツ競技に参加させるという非常に長期的で且つ実現し難い目標を立てていること、国防・防衛準備の必要性を改めて述べるとともに、それにかかわるスポーツ・技術協会の役割を従来以上に明確に記していること、スポーツ助成に関する国家的諸機関、大衆団体やその教員、職員の役割を明確に規定していること、DTSBにさらに権限を付与しようとしていることなどが同決定の特徴である。

社会主義の基礎建設を掲げてから、ベルリンの壁建設を挟んで、1970年までの東ドイツにおける主なスポーツ関係規定の特徴は次のことであつた。第一に、東ドイツが1950年代半ばという時期に、世界に類をみないスポーツ分野のみを対象とし且つ法的拘束力のある「閣僚評議会の決定」を制定したことである。第二に、スポーツ促進の目標が社会主義体制の卓越性を示すことに置かれとともに、建国当初と比べて、「評価」「目標」という言葉や具体的な数値が多く用いられ、また、学校スポーツ共同体、大衆スポーツ、競技スポーツにおいて重点促進スポーツ種目を定めるなど、より計画的、重点的なスポーツ促進が窺えることである。第三は、軍事的スポーツ、イデオロギー教育の重視などにソビエトスポーツへの追従傾向がみられるとともに、スポーツ分野のみを対象とした拘束力のあるスポーツ関係規定の制定、第二次世界大戦以前のドイツやソビエトにみられない学校スポーツ共同体の重視、ソビエトをモデルとしたスポーツシステムからの方向転換などに、1950年代後半には東ドイツスポーツの独自性も窺えることである。第四に、「第2次青少年法」以降大衆団体であるDTSBに次第に大きな権限が付与されるとともに、スポーツ促進に関する国家的機関及び大衆団体の役割（下部レベルまで）、各指導者の責任、国家的機関と大衆団体の調整に大きな注意が払われ、DTSBを中心としたスポーツシステムの構築が企図されていることである。第五に、1960年代半ばから、競技スポーツの促進とともに、「みんなのスポーツ」が志向され、スポーツ促進の質的転換が図られていることである。第六に、壁建設以降においても、社会主義教育に役立つ余暇活動の優遇措置、国防・防衛準備の必要性の強調など、国家によるスポーツの管理、統制も強化されていることである。第七に、スポーツに関係する条項が「東ドイツ憲法」に盛り込まれたことで、スポーツが政治的、社会的に高く位置づけられたことである。第八は、「東ドイツ国家評議会の決定」では、1980年までに市民の約20%をスポーツ競技に参加させるという非常に長期的で且つ実現し難い野心的な目標も立てられていることである。

これらのことは、東西冷戦の激化、社会主義の基礎建設を打ち出したSED第2回党会議の決議、数年間に社会主義体制の卓越性を証明できるように経済を発展させることを定めたSED第5回党大会の決議、ベルリンの壁建設による東ドイツ社会及びW.ウルブリヒトの政治的地位の安定、社会主義の包括的建設を定めたSED第6回党大会の決議、東ドイツは特殊であるというテーゼを打ち出したSED第7回党大会の決議、国家身体文化・スポーツ委員会によるスポーツ分野の統括、スポーツ・技術協会、スポーツクラブ、DTSBの設立、スポーツの手段的利用の拡大（軍事力の増強、イデオロギーの

強化、国際的な承認や競争など)、東ドイツの主権回復、ハルシュタイン＝ドクトリンなどによる東ドイツ及び東ドイツスポーツの国際的孤立、統一ドイツチームとしてオリンピックに参加する以前に予選において西ドイツに勝つ必要性、ソビエトモデルのスポーツシステムが東ドイツに合わなかったことや 1956 年までのオリンピックで成果が出なかったこと、1960 年代初頭以降 DTSB を中心としたスポーツの促進が目標の一つとされたこと、新経済システムにみられる決定権の下部分散化の方針をスポーツ分野においても試行しようとしたこと、週休二日制の実施や余暇時間の増大、世界的なスポーツ・フォア・オール運動の展開、壁建設後のイデオロギー教育の強化、スターリン批判の反動に対する国内の引き締めなどを背景としていたと考えられる。

1970 年から東ドイツが国家的に崩壊する 1990 年までの主なスポーツ関係規定は、「DTSB 第 4 回総会決議」「第 3 次青少年法」「DTSB 第 5 回総会決議」「DTSB 第 6 回総会決議」「DTSB 第 7 回総会決議」であった。

「1970 年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」に続く国家身体文化・スポーツ委員会の訓令がない状況において出されたのが、「DTSB 第 4 回総会決議」(1970 年 5 月 31 日)であった。同決議は、SED 第 7 回党大会や「東ドイツ憲法」「東ドイツ国家評議会の決定」に基づいたものとされるが、項目的には「DTSB 第 3 回総会決議」に類似したものであった。従来のスポーツ関係規定と異なる同決議の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、主に課外スポーツを取り扱い、発達していないスポーツ種目や女性の部門の拡大を定めていること、生徒の学校スポーツ共同体から DTSB のスポーツ共同体への引継ぎを重視していること、従来よりノルマが少ないことなどである。大衆スポーツに関しては、少女、女性、成人、障害者のスポーツをより促進しようとしていること、FDGB の活動を援助する方針を従来よりも明確していることなどである。競技スポーツに関しては、第 3 回総会の決議と同様に内容が具体的でないことである。その他、ドイツ体育大学と密接に協力し、スポーツ実践を考慮したスポーツの科学研究を従来以上に重視していること(科学と研究)、女性を責任ある幹部、運動指導者等に獲得する必要性を述べていること(専門家の育成)、新しく設けられた項目「スポーツ種目における練習・トレーニング・競技活動のさらなる促進に対する我々の特別な注目」において競技に結び付く練習・トレーニング・競技活動という活動形態を重視していること、スポーツにかかわる芸術や文学の重要性を述べていること、従来以上に DTSB 幹部会、DTSB 県幹部会、スポーツ共同体の幹部会、スポーツ諸連盟の役割を定めていることなどが同決議の特徴である。「1970 年までの社会主義的身体文化発展の将来計画作成に関する訓令」(1965 年)にある「スポーツ医学」関係の項目が、第 2 回総会の決議、第 3 回総会の決議と同様に第 4 回総会の決議にもみられないことなどから、DTSB 総会の決議は、1970 年代においても国家身体文化・スポーツ委員会の訓令などに代わるものではなく、DTSB の基本的な方針、児童・青少年スポーツの課外スポーツや大衆スポーツにかかわる中長期的な方針などを示すものであった。また、第 4 回総会の決議は、第 3 回総会の決議よりノルマなどがあまり示されず、具体的な内容も少ないことから、東ドイツにおけるスポーツ関係規定の綱領化の兆しが窺える。

「第 3 次青少年法」(1974 年 1 月 28 日)では、「第 2 次青少年法」とは異なり、「青少年法」と同様にスポーツに関係する項目がたてられ、また、「青少年法」「第 2 次青少年法」

とは異なり、余暇と旅行に関して項目が設けられている。従来のスポーツ関係規定と異なる同法の主な特徴は次の点にある。大衆スポーツに関しては、青少年の余暇、旅行、休暇の意義を明示し、従来より明確に閣僚評議会、地域の議会、国家的機関、各種の学校長、指導者、幹部会、大衆団体などの責務を規定していること、職業に従事する青少年のスポーツ条件の拡大を規定していることである。競技スポーツに関しては、後継者の養成と選抜に重要な役割を果たす児童・青少年スパルタキアードの援助を義務化していること、高い競技成績に関係した功労者を国家的に表彰することを定めていることなどである。その他、閣僚評議会、身体文化・スポーツ内閣官房、DTSBなどのスポーツ促進に関する責務を従来より明確に規定していること、特に国家レベルまでのスポーツの促進を發議する権利など DTSB 幹部会に多くの権限を付与し、DTSB を中心としたスポーツシステムの完成を企図していること、大衆団体、国家的機関、指導者のスポーツ促進に関する責務の調整について従来以上に細かく規定していること、スポーツ促進に関して、DTSB、FDJ、FDGB、スポーツ・技術協会などの大衆団体のより密接な協力を規定していること、軍事的スポーツの助成や軍事的スポーツ施設の建設を定めていること、児童・青少年スパルタキアードの援助の義務化などに競技スポーツ重視の姿勢が窺えること、軍事的スポーツの促進などに国家によるスポーツの管理・統制の強化が窺えることなどが同法の特徴である。

「DTSB 第5回総会決議」(1974年5月26日)は、第4回総会の決議との比較では、「国際協調、民族間の友好関係、平和」という項目が新たにたてられ、専門家の育成及び学生スポーツに関する項目は除かれたが、全体的に両決議は、项目的に類似している。従来のスポーツ関係規定と異なる同決議の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、スポーツ後継者をトレーニングセンターやトレーニング拠点に集め助成しようとしていること、徒弟のスポーツについて多くの方策を示していることなどである。大衆スポーツに関しては、競技に結び付く練習・トレーニング・競技活動という活動形態を第4回総会の決議以上に高く位置づけていることなどである。競技スポーツに関しては、第4回総会の決議と同様に、競技スポーツにかかわる中長期的で具体的な目標などがみられないことである。その他、身体文化・スポーツ内閣官房の科学評議会に積極的に参加すべきなど DTSB の課題を示していること(科学と研究)、運動指導者、審判・レフェリーの養成を確実に行うだけでなく、継続教育によってさらに上の資格を取ることを目標としていること(専門家の育成)、地域議会、企業、コンビナートなどと協力し、身体文化・スポーツの物質的、財政的諸条件を拡大充実する方針を示していること(スポーツ施設、器材、財政)、ソビエトのスポーツ組織との結び付きを強調していること、「東ドイツ国家評議会の決定」を第4回総会の決議と異なり法的根拠としていないこと、身体文化とスポーツの全般的な発展に関する DTSB の大きな社会的権利と責任を述べていること、従来以上に DTSB と大衆団体、特に FDGB とスポーツ活動における連携を強める方針を打ち出していること、人種差別などに対して反対表明をしていること、第4回総会の決議よりその内容が中長期的及び具体的でないことなどが同決議の特徴である。

「DTSB 第6回総会決議」(1978年5月28日)は、第5回総会の決議と比較すると、「みんなのスポーツ」を項目化し前面に置いていることや、「社会主義的人格の形成」に代わって、「直向な政治・イデオロギ的、文化的活動の組織」という項目を設けていることは注目されるが、全般的には両総会の決議項目は類似している。従来のスポーツ関

係規定と異なる同決議の主な特徴は次の点にある。児童・青少年スポーツに関しては、余暇施設における児童・青少年のための興味深いスポーツや旅行の組織という方針を示していることなどである。大衆スポーツに関しては、DTSB、FDJ、FDGBの共同プログラムについて、それを将来においても企業、居住地区、余暇地域における余暇・レクリエーションスポーツ促進の基礎とするなどの方針を打ち出していることである。競技スポーツに関しては、スポーツタレントの精査などにより注意を払っていることである。その他、従来以上に、スポーツ関係の医師に対して、健康の保持と達成能力の向上のために積極的に貢献することを求めていること（科学と研究）、新しく設けられた「みんなのスポーツ！社会主義的身体文化・スポーツの大衆的性格の一層の包括的な実現！」という項目が前面に置かれ、350万人の市民の活発なスポーツへの統合など1985年までの長期的な課題を設定していること、従来以上に少女、女性を規則的なスポーツ活動に熱中させることを定めていること、新たに設けられた「直向な政治・イデオロギー的、文化的活動の組織！」という項目においてイデオロギー教育を強調していること、「国際協力、民族間の友好関係、平和、社会的進歩！」という項目において従来以上に社会主義でない特にヨーロッパ諸国家のスポーツ組織や機関との国際的関係の構築、ユネスコ、ヨーロッパスポーツ会議などにおける貢献について述べていることなどが同決議の特徴である。

「DTSB 第7回総会決議」（1984年5月20日）は、第6回総会の決議と项目的に類似している。従来のスポーツ関係規定と異なる同決議の主な特徴は次の点にある。大衆スポーツに関しては、バレーボール、サッカー、卓球、バドミントン、ケーゲル、水泳、体操など練習機会を増加させる種目を明示していることなどである。その他、スポーツ医学局との密接な協力をDTSBの課題として定めていること（科学と研究）、イデオロギー教育に関しては、マス・メディアの利用を課題として定めていること、スポーツのプロ化、営利目的の濫用に対する闘争を課題として定めていることなどが同決議の特徴である。第6回総会の決議と項目及び内容において類似し、新しい内容を殆ど記していないことが第7回総会の決議の特徴である。

国家身体文化・スポーツ委員会による総合的で中長期的な訓令がみられなくなった1970年以降の主なスポーツ関係規定の特徴は次のことであった。第一に、1970年以降はDTSB総会の決議以外に総合的で中長期的なスポーツ関係規定はみられなくなるが、DTSB総会の決議には、「スポーツ医学」関係の項目がないことなどから、それは国家身体文化・スポーツ委員会の訓令などに代わるものとは言えないことである。1970年以降においてもDTSB総会の決議はDTSBの基本的な方針、児童・青少年スポーツの課外スポーツや大衆スポーツにかかわる中長期的な方針などを示すものであった。第二に、1971年前後のスポーツ関係規定には、違いがみられることである。1971年以後のスポーツ関係規定に「東ドイツ国家評議会の決定」についての言及がみられないことや、ソビエトとの結び付きが強調されていることなどにそれはあらわれている。第三は、大衆団体であるDTSBの権限が拡大されたことである。スポーツ分野での国家的機関と大衆団体に関係については、1960年代に入って、「第2次青少年法」「東ドイツ国家評議会の決定」などによって、DTSBの権限が次第に強められてきたが、「第3次青少年法」によって、大衆スポーツのみならず、東ドイツスポーツ全般においてDTSBが法的に大きな権限を持つようになった。東ドイツにおいて、DTSBを中心としたスポーツシステムを完成させようとする意

図が窺える。第四は、みんなのスポーツが前面に掲げられる一方で、スパルタキアードの援助の義務化などに競技スポーツ重視の方針も窺えることである。第五に、軍事的スポーツの促進やイデオロギー教育の強調など、国家によるスポーツの管理、統制がこの時期においても強化されていることである。第六は、1950年代、1960年代のスポーツ関係規定と比べて1970年代以後は具体的な内容が少なくなるなど、スポーツ関係規定の綱領化がみられることである。

これらのことは、1960年代末からの米ソデタントの動き、SED 第8回党大会以降のソビエトのヘゲモニーの承認、西ドイツとの基本条約締結、国連加盟による東ドイツの国際的承認の拡大、E.ホーネッカーによるプラグマティックな政策、第二次冷戦の進行、イデオロギー教育の重視など定めたSED 第10回党大会の決議、1970年までにスポーツシステムがほぼ出来上がったこと、1970年代のスポーツ分野における国家的機関の再編、1970年代以降の競技スポーツの飛躍的発展、競技スポーツやスポーツ医学が最重要機密とされたこと、DTSB 会員の政治参加意識を高めることや国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールする必要性、1970年代に入ってもスポーツ幹部や政治家が競技スポーツの成果に貪欲であったこと、体制イデオロギーの緩みに対する国内の引き締め必要性などを背景としていたと考えられる。

II. 今後の課題

今後の課題は、これらのスポーツ関係規定が実際にどのように実施され、どのような結果を生じさせていったのかを明らかにすることにある。序論でも述べたように、社会主義体制の歴史は、まず理念が打ち出され、それを「社会主義建設」という名で実現してきた経緯があるので、社会主義国家におけるスポーツの分析は、理念と現実との関係を明らかにする作業が欠かせない。これは旧社会主義諸国家における建前と本音の区別をするというだけでなく、現存する社会主義国家の可能性と限界を明らかにするという重要な課題をも解くことになるからである。

資料：旧東ドイツスポーツ関係者の言説—インタビュー調査を中心に—

本研究では、2009年から2012年にかけて、旧東ドイツスポーツ関係者に対するインタビュー調査をドイツにおいて行い、研究に反映させた。

貴重なものであるが、個人情報を含むので、掲載許可が得られたもののみここにその概略を掲載する。

1. K.フーンへのインタビュー調査の概略

日時 : 2010年11月

場所・時間 : 自宅で約2時間

質問内容 : 主に K.フーンの著した二冊の自叙伝的著作（『月桂樹と喪章：スポーツの驚き東ドイツの興隆と“没落”』1990年、『私の第3の人生』2007年）の内容

K.フーン :

何故、インタビューを受け入れたのか？H.ヘトリッヒから聞いていた。日本人がドーピングやシュタージなどに集中することなく、真面目に東ドイツスポーツを知ろうとしていることを。他からもインタビューの依頼は多いが、体調もすぐれないこともあってすべて断っている。

筆者 :

1990年の著作では、東ドイツ時代のスポーツについて幾分ネガティブなことも多いが、2007年の著作は再統一後のことが多いように思われる。この間に、考えることや主張したいことが変わったのか？

K.フーン :

1990年の時点で、他の人と同様、私は東ドイツと東ドイツスポーツが何故滅んだのかわからなかった。独裁であったルーマニアにはなかったが、東ドイツには魅力的なものもあった。2007年の著作は1990年の著作を何を思って書いたのかを思い出しながら書いた。西側から流れてきたものを見つめ直すためにも。例えば、再統一後ドイツは東ドイツの作家を価値のないものとして排除した。私はもう一度出して欲しいと考えたが、ドイツでそれを出そうとする出版社がなかった。だから私は自ら出版社（Spotless-Verlag）をつくり、現在までに230冊出版した。1990年の状況に戻ると、何が起こるかわからなかった。1990年には東西は兄弟と思っていたが、その後その関係は壊れた。さらに東ドイツがダメであると認識が流布された。最近ブランデルク市長は東ドイツ時代の良かったものまで潰してしまつたと発言したが。このようなことから私は2007年に戦うことにした。

筆者 :

東ドイツスポーツのポジティブな側面、ネガティブな側面とは何か？

K.フーン :

ポジティブな側面から。例えば、キーバウムに設置された高地トレーニング用の低圧室。フィンランドなどは真似たが、1990年ドーピングとなった。商業主義的でなかったこと。昔はトレーナーと選手は1対1で、トレーナーがすべてを決めることができた。今はマネージャーがついていることもある。サッカーには優遇はあったが商業主義的でなかった。タレントの発掘と育成システム。213の郡で行われていたスパルタキアードはそのためだけにあったわけではなかったが。情報の共有。ドイツ体育大学などにスポーツ関係者は年に一度6週間ほど集まり、情報交換合宿をした。それはドイツ体育大学以外でも行われた。1938年のチェコ併合をその時イギリス、フランスは認めたが、1945年に認めなくなった。東ドイツスポーツもそう。1989年に見方が変わった。

ネガティブな側面。東ドイツ後期にはドーピング薬剤はあったが、無意識の服用やトレ

ーニング段階における補助としての薬剤の使用はそれがドーピングかどうかの判断は難しい。

筆者：

近代ドイツスポーツ史における東ドイツスポーツの位置づけ、第二次世界大戦以前との連続性、ソビエトの影響、西ドイツの影響などをどう考えているのか？

K.フーン：

答えることは難しい。ここで一週間議論しなければならない。ナチスに関係したスポーツ関係者の排除については、ソビエトというより、ベルリンの司令官の影響が大きかった。ソビエトからスポーツの組織や協会は受け入れたが、何でもそう、そのままではない。ソビエトから学んだが、東ドイツはソビエトより組織することが上手かった。

筆者：

東ドイツではスポーツ関係規定が数多く出され、その種類も多かったが、1965年以後国家的機関による総合的な内容のスポーツ関係規定が出されていない理由、1970年以後スポーツ関係規定が少ない理由についてどう考えているのか？

K.フーン：

1970年までに東ドイツにおいてほぼスポーツシステムができあがったことと関係するのではないか。例えば、促進するスポーツ種目（Ⅰ）としない種目（Ⅱ）の区分は1968年になされた。

筆者：

1952年から1970年まで、国家身体文化・スポーツ委員会が東ドイツスポーツの統括機関であった。それが、1970年に改組された。その理由についてどう考えているのか？

K.フーン：

国家がスポーツに関して前面に出ないように、つまり、スポーツの政治性を少なくするためでもあった。

筆者：

1974年の「第3次青少年法」のスポーツ関係条項の特徴は、大衆団体であるDTSBの権限を拡大したことにあるように思われる。スポーツ分野での国家的機関と大衆団体については、1960年代に入って、「第2次青少年法」「東ドイツ国家評議会の決定」などによって、DTSBの権限が次第に強められてきたが、「第3次青少年法」によって、大衆スポーツのみならず、東ドイツスポーツ全般においてDTSBが法的に大きな権限を持つようになった。このようにDTSBに大きな権限を委ねたことについて、どう考えているのか？

K.フーン：

大衆団体であるDTSBの地位を高め、DTSB会員の政治参加意識を高めるためのパフォーマンスとして、また、国家がスポーツに強く関与していないことを外国にアピールするためなどに必要であった。

筆者：

他のスポーツ関係者の紹介の可能性はあるか？

K.フーン：

関係者の多くは亡くなったか、病院にいる。G.A.シュアーならできる。

2. I.ガイペルへのインタビュー調査の概略

日時 : 2012年7月

場所・時間 : 自宅で約1時間半

質問内容 : 主にI.ガイペルの著した自叙伝的著作(『見失われた競技:あるドーピング訴訟日誌』2001年)の内容

I.ガイペル:

私のメールアドレスをどうして知ったのか?H.J.タイヒラーから聞いたのか?

筆者:

以前から交流のあるポツダム大学のH.J.タイヒラー教授に教えてもらった。

筆者:

著作はドイツ再統一後を主な内容としている。女性陸上選手としても有名だが、東ドイツ時代について話せることは?

I.ガイペル:

早い時期から説明のないまま薬剤を渡されていた。ビタミン剤と称して。24歳のとき怪我をし、十分な説明のないまま全身麻酔され、手術された。1984年合宿で恋に落ちたが、それは直ぐにシュタージの知るところになった。手術後はスポーツの広告塔の役割を与えられた。イエナで反体制の立場の友人と知りあった。共鳴して、ベルリンの壁が開く前に西に移った。危険なことであった。

筆者:

東ドイツのドーピングについて、K.フーンなどは今でも国家的にはなかったと言うが、どう思うのか?

I.ガイペル:

彼らには彼らの立場がある。私は同じ女性、被害者の立場に立つ。ナチスもスポーツを利用したが、東ドイツはスポーツを武器とし、女性を利用した。

筆者:

なぜ、ドーピングに関する著作を出版しようと思ったのか?

I.ガイペル:

ドーピングを巡って様々な意見があったが、内部のものはなかった。彼女達の真実を著し、救済を手助けしようと思った。そうした動きは反発を招き、いつも嫌がらせにあっている。今は立場があるので少ない。昔は車から引きずり出されたこともあった。一度ではなかった。ドーピングの被害者から連邦議会へ手紙が出されていたが、国と被害者では認識が違っていた。出版は声をあげるのが目的であった。この本を契機に多くの人が語り始めた。多くの被害者は語れない弱い立場にあった。ドーピング裁判のことは、ドイツ東側では、新聞などで書かれずにいた。

筆者:

裁判の結果、M.エヴァルトなどは有罪となったが、執行猶予となった。

I.ガイペル:

刑は軽すぎる。けれども、ジャーナリストから軽い刑と早くから聞かされていた。

筆者：

シュタージ文書の信憑性をどう考えるのか？K.フーンやG.A.シュアアなどは、シュタージ文書を疑い、国家的なドーピングはなかったと言っているが。

I.ガイペル：

シュタージ文書にはリアリティがある。被害者は信じている。内容に誤りもあるが、もう一度あらためた方がよい。K.フーンは常にオピニオンリーダーであり、シュタージの非公式協力者でもあった。それだけでも問題であるのに、彼は、1989年以前も以後も東ドイツの人々を虐めている。良くないこと。

筆者：

東ドイツスポーツのポジティブな側面について、どう思うか。

I.ガイペル：

何を言えばよいの、言うことはない。毎日のように電話がある、薬剤の投与のせいで苦しんでいる女性から。東は理や説明無く薬剤を投与した。ドーピングについては近年政治的に無言の了解がある。西は東を、東は西を悪く言わないのが現状。西も共犯者であったから。東ドイツにおいて西ドイツの薬剤が売られていたこともあった。ドーピングは東ドイツの最もネガティブな問題。東ドイツはもの凄いいお金をかけ、システムをつくった。それはポリティカルな関心からであった。東ドイツは1700万人ほどの、経済的にも小さい、目立たない、アイデンティティに不安な面もある国だった。アイデンティティをつくるため、力をみせようとした。スポーツを武器に、女性に薬剤を投与して。ドーピング問題は終わりなく、今や世界中へ広がっている、わかりにくく、複雑になって。

筆者：

東ドイツの大衆スポーツについては？

I.ガイペル：

東ドイツは大衆スポーツに力を入れてなかった。

筆者：

東ドイツスポーツへの考えは、東ドイツのスポーツ関係者でも立場や世代によって異なる？

I.ガイペル：

スケートのK.ヴィットは相手の求める像をつくれる、陸上のH.ドレクスラーもそう。ビルト紙などで見られることを意識して。K.ヴィットは東ドイツの優等生であったし、再統一後も優等生。

筆者：

他のスポーツ関係者の紹介の可能性はあるか？

I.ガイペル：

女性陸上選手であったA.クリューガーならできるかもしれない。ドーピングの後遺症があるので調子の悪い日もある。メールをして確認する。

主要参考文献

1. 欧文

- Ampler, Klaus. *Mein Leben für den Radsport. AUTOBIOGRAPHIE*. Medien Service Gunkel & Creutzburg: Gotha, 2005.
- Badstübner, Rolf (Hg.). *Geschichte der Deutschen Demokratischen Republik*. VEB Deutscher Verlag der Wissenschaften: Berlin, 1981.
- Beier, Wilhelm (Hg.). *Bilder und Dokumente aus der deutschen Turn- und Sportgeschichte*. Abteilung Sportpropaganda des Staatlichen Komitees für Körperkultur und Sport: Berlin, 1956.
- Bernett, Hajo (Hg.). *Untersuchungen zur Zeitgeschichte des Sports*. Verlag Karl Hofmann: Schorndorf, 1973.
- Bernett, Hajo (Hg.). *Körperkultur und Sport in der DDR. Dokumentation eines geschlossenen Systems*. Verlag Hofmann: Schorndorf, 1994.
- Bohus, Julius. *Sportgeschichte. Gesellschaft und Sport von Mykene bis heute*. BLV Verlagsgesellschaft: München, 1986.
- Broszat, Martin / Weber, Hermann (Hg.). *SBZ-Handbuch*. R. Oldenbourg Verlag: München, 1990.
- Brux, Arnim. *Sportlehrer und Sportunterricht in der DDR*. Verlag Bartels & Wernitz KG: Berlin, 1980.
- Buss, Wolfgang / Becker, Christian (Hg.). *Aktionsfelder des DDR-Sports in der Frühzeit 1945-1965*. Verlag Karl Hofmann: Schorndorf, 2001.
- Buss, Wolfgang / Becker, Christian (Hg.). *Der Sport in der SBZ und frühen DDR. Genese - Strukturen - Bedingungen*. Verlag Karl Hofmann: Schorndorf, 2001.
- Eichel, Wolfgang (Hg.). *Die Gestaltung der sozialistischen Körperkultur in der Deutschen Demokratischen Republik bis 1981. Illustrierte Geschichte der Körperkultur. Bd. II*. Sportverlag: Berlin, 1983.
- Engelhardt, Gerhard. *Die Leibeserziehung an den Schulen in der Sowjetischen Besatzungszone*. Deutscher Bundes-Verlag: Bonn, 1965.
- Erbach, Günter (Hg.). *Kleine Enzyklopädie. Körperkultur und Sport*. VEB Bibliographisches Institut: Leipzig, 1965.
- Erbach, Günter (Hg.). *Kleine Enzyklopädie. Körperkultur und Sport*. VEB Bibliographisches Institut: Leipzig, 1979.
- Ewald, Manfred. *Ich war der Sport. Wahrheiten und Legenden aus dem Wunderland der Sieger*. Elefant Press: Berlin, 1994.
- Forst, Wolfhard (Hg.). *Studienmaterial zur Sportwissenschaft. Quellenauszüge zur Sportgeschichte Teil II: 1945-1970 (DDR-Sport)*. Wiss.-Techn. Zentrum der Pädagog. Hochsch. "Karl Liebknecht": Braunschweig, 1991.
- Froese, Leonhard (Hg.). *Bildungspolitik und Bildungsreform*. Wilhelm Goldmann Verlag: München, 1969.
- Fuchs, Ruth / Ullrich, Klaus. *Lorbeerkrantz und Trauerflor: Aufstieg und "Untergang" des Sportwunders DDR*. Dietz Verlag: Berlin, 1990.
- Gallinat, Klaus. *Der Aufbau und die Entwicklung von Körperkultur und Sport in der SBZ/DDR am Beispiel regionaler Entwicklungen im Land Brandenburg (Mai 1945-Juli 1952)*. Peter Lang: Frankfurt am Main, 1997.
- Geipel, Ines. *VERLORENE SPIELE. Journal eines Doping-Prozesses*. Transit Buchverlag: Berlin, 2001.
- Gieseler, Karlheinz. *Sport als Mittel der Politik. Die Sportbeziehungen im gespaltenen*

- Deutschland*. Hase & Koehler Verlag: Mainz, 1965.
- Gilbert, Doug. *The Miracle Machine*. Coward, McCann & Geoghegan: New York, 1980.
 - Handro, Saskia. *Alltagsgeschichte. Alltag, Arbeit, Politik und Kultur in SBZ und DDR*. Wochenschau-Verlag: Schwalbach, 2006.
 - Hassenmüller, Heidi. *Die Kehrseite der Medaille. Jugend - Hochleistungssport- Doping*. Georg Bitter Verlag: Recklinghausen, 1995.
 - Hettrich, Hasso. *SPORT - MEINE GROSSE LIEBE*. Spotless-Verlag: Berlin, 2004.
 - Huhn, Klaus Ullrich. *Mein drittes Leben*. Spotless-Verlag: Berlin, 2007.
 - Ihmels, Karl. *SPORT UND SPALTUNG IN DER POLITIK DER SED*. Verlag Wissenschaft und Politik: Köln, 1965.
 - Kaelble, Hartmut / Kocka, Jürgen / Zwahr, Hartmut (Hg.). *Sozialgeschichte der DDR*. Klett Cotta: Stuttgart, 1994.
 - Klaedtke, Uta. *Betriebssport in der DDR*. Sport & Co Fachliteratur-Verlag: Hamburg, 2007.
 - Knecht, Willi. *Verschenkter Lorbeer. Deutsche Sportler zwischen Ost und West*. Verlag Kiepenheuer & Witsch: Köln, 1969.
 - Knecht, Willi. *Die ungleichen Brüder. Fakten, Thesen und Kommentare zu den Beziehungen zwischen den beiden deutschen Sportorganisationen*. Hase & Koehler Verlag: Mainz, 1971,
 - Knecht, Willi. *Das Medaillenkollektiv. Fakten Dokumente Kommentare zum Sport in der DDR*. Verlag Gebr. Holzappel: Berlin, 1978.
 - Kortenberg, Walter. *DER SPORT IN DER SOWJETISCHEN BESATZUNGSZONE*. Deutscher Bundes-Verlag: Bonn, 1954.
 - Krüger, Arnd. *Sport und Politik. Von Turnvater Jahn zum Staatsamateur*. Fackelträger-Verlag: Hannover, 1975.
 - Krüger, Arnd / Riordan, James (Hg.). *Der internationale Arbeitersport. Der Schlüssel zum Arbeitersport in 10 Ländern*. Pahl-Rugenstein: Köln, 1990,
 - Krüger, Michael. *Einführung in die Geschichte der Leibeserziehung und des Sports. Teil 2: Leibeserziehung im 19. Jahrhundert. Turnen fürs Vaterland*. Verlag Karl Hofmann: Schorndorf, 1993.
 - Krüger, Michael. *Einführung in die Geschichte der Leibeserziehung und des Sports. Teil 3: Leibesübungen im 20. Jahrhundert. Sport für alle*. Verlag Karl Hofmann: Schorndorf, 1993.
 - Kühnst, Peter. *Der mißbrauchte Sport. Die politische Instrumentalisierung des Sports in der SBZ und DDR 1945-1957*. Verlag Wissenschaft und Politik: Köln, 1982.
 - Lemke, Wilfried. *Sport und Politik. Eine Dokumentation des innerdeutschen Sportverkehrs*. Verlag Ingrid Czwalina: Hamburg, 1971.
 - Mählert, Ulrich. *Die Freie Deutsche Jugend 1945-1949*. Ferdinand Schöningh :Paderborn, 1995.
 - Mertens, Lothar / Gries, Sabine (Hg.). *Arbeit, Sport und DDR-Gesellschaft*. Duncker & Humboldt: Berlin, 1996.
 - Nicklaus, Hans. *Vom Kommunalsport zum Deutschen Sportausschuß*. Hofmann-Verlag: Schorndorf, 1982.
 - Oertel, Heinz Florian. *Höchste Zeit. Erinnerungen*. Das Neue Berlin: Berlin, 1997.
 - Recknagel, Helmut. *Eine Frage der Haltung. Erinnerungen*. Das Neue Berlin: Berlin, 2007.
 - Reichelt, Frank. *Das System des Leistungssports in der DDR. Struktur und Aufbau*. Tectum Verlag: Marburg, 2006.
 - Riordan, James (ed.). *Sport under Communism. The U.S.S.R., Czechoslovakia, The G.D.R., China, Cuba*. C. Hurst & Company: London, 1978.
 - Riordan, James. *Sport, politics and communism*. Manchester University Press: Manchester, 1991.
 - Rogalski, Norbert. *Qualifiziert und ausgemustert. Wie ich die DHfK erlebte*. Vokal-Verlag:

Leipzig, 2005.

- Schur, Gustav-Adolf. *TÄVE. Die Autobiographie. Gustav-Adolf Schur erzählt sein Leben.* Das Neue Berlin: Berlin, 2001.
- Seifert, Manfred. *RUHM UND ELENDE DES DDR-SPORTS. Keine Bilanz - Aufgeschriebenes aus 40 Jahren eines Sportjournalisten.* Verlag Bock & Kübler: Berlin, 1990.
- Seyfert, Gaby. *Da muß noch was sein. Mein Leben - mehr als Pflicht und Kür.* Das Neue Berlin: Berlin, 1998.
- Spitzer, Giselher / Braun, Harald (Hg.). *Der geteilte deutsche Sport.* Sport und Buch Strauß GmbH: Köln, 1997.
- Spitzer, Giselher / Teichler, Hans Joachim / Reinartz, Klaus (Hg.). *Schlüsseldokumente zum DDR-Sport. Ein sporthistorischer Überblick in Originalquellen.* Meyer & Meyer Verlag: Aachen, 1998.
- Stündl, Herbert. *Freizeit- und Erholungssport in der DDR.* Verlag Karl Hofmann: Schorndorf, 1977.
- Teichler, Hans Joachim / Reinartz, Klaus (Hg.). *Das Leistungssportsystem der DDR in den 80er Jahren und im Prozeß der Wende.* Verlag Karl Hofmann: Schorndorf, 1999.
- Ueberhorst, Horst. *Von Athen bis München. Die modernen olympischen Spiele. Der olympische Gedanke. Der deutsche Beitrag.* Verlag Bartels & Wernitz KG: München, 1971.
- Weber, Hermann. *Die DDR 1945-1986.* R. Oldenbourg Verlag: München, 1988.
- Witt, Katarina. *Meine Jahre zwischen Pflicht und Kür.* C. Bertelsmann Verlag: München, 1994.
- Wonneberger, Günther (Hg.). *Geschichte der Körperkultur in Deutschland. Bd. IV. Die Körperkultur in Deutschland von 1945 bis 1961.* Sportverlag: Berlin, 1967.
- Wonneberger, Günther (Hg.). *Körperkultur und Sport in der DDR. Gesellschaftswissenschaftliches Lehrmaterial.* Sportverlag: Berlin, 1982.

2. 和文及び邦訳

- 浅見俊雄他編、体育・スポーツの振興：現代体育・スポーツ大系第4巻、講談社：東京、1984年。
- 芦津丈夫他編、文化における<歴史>、人文書院：京都、2006年。
- 油井大三郎、中村政則、豊下梢彦編、占領改革の国際比較—日本、アジア、ヨーロッパ—、三省堂：東京、1994年。
- 天野正治、現代ドイツの教育、学事出版：東京、1978年。
- 天野正治他著、ドイツ統一と教育の再編、成文堂：東京、1993年。
- ミッシェル・イエシス著、古市英訳、ソビエト・スポーツの強さの秘密、ベースボールマガジン社：東京、1990年。
- 石田勇治、20世紀ドイツ史、白水社：東京、2005年。
- 板寺一太郎、法学文献の調べ方、東京大学出版会：東京、1978年。
- 伊東孝之他編、東欧現代史、有斐閣：東京、1987年。
- 伊藤誠、現代の社会主義、講談社：東京、1992年。
- 稲垣正浩・谷釜了正編、スポーツ史講義、大修館書店：東京、1995年。
- 今村嘉雄他著、ソ連の体育とスポーツ、大修館書店：東京、1968年。
- 色川大吉、歴史の方法、岩波書店：東京、1992年。
- クルト・ヴィンター編著、日野秀逸訳、ドイツ民主共和国の保健・医療—25年の歩みと成果—、メディカル出版：東京、1977年。
- 上杉重二郎、東ドイツの建設：人民民主主義革命の思想と社会主義、北海道大学図書刊行会：北海道、1978年。
- H.ヴェーバー著、斉藤哲・星野治彦訳、ドイツ民主共和国史、日本経済評論社：東京、

1991年。

- ・アンジェイ・ヴォール著、唐木國彦他訳、近代スポーツの社会史：ブルジョア・スポーツの社会的、歴史的基礎、ベースボールマガジン社：東京、1980年。
- ・ヴォルフガング・エングラウ著、岩崎稔他訳、東ドイツのひとびと 失われた国の地理学、未来社：東京、2010年。
- ・宇都宮徹彦、ダイナモ・フットボール：国家権力とロシア・東欧のサッカー、みすず書房：東京、2002年。
- ・梅根悟監修、体育史、講談社：東京、1975年。
- ・梅根悟監修、ドイツ教育史Ⅱ、講談社：東京、1977年。
- ・梅根悟監修、ロシア・ソビエト教育史Ⅱ、講談社：東京、1977年。
- ・ノルベルト・エリアス他著、大平章訳、スポーツと文明化：興奮の探求、法政大学出版局：東京、1995年。
- ・大嶽秀夫、二つの戦後・ドイツと日本、日本放送出版協会：東京、1992年。
- ・ロジェ・カイヨワ著、多田道太郎・塚崎幹夫訳、遊びと人間、講談社：東京、1973年。
- ・勝田有恒他編、概説西洋法制史、ミネルヴァ書房：京都、2004年。
- ・加藤雅彦、ドイツとドイツ人、日本放送出版協会：東京、1976年。
- ・川本信正監修、オリンピックの辞典、三省堂：東京、1984年。
- ・菊幸一他編、スポーツ政策論、成文堂：東京、2011年。
- ・岸野雄三、体育史—体育史学への試論、大修館書店：東京、1973年。
- ・岸野雄三編著、体育史講義、大修館書店：東京、1984年。
- ・岸野雄三教授退官記念論集刊行会編、岸野雄三教授退官記念論集 体育史の探求、岸野雄三教授退官記念論集刊行会：茨城、1982年。
- ・木下秀明、スポーツの近代日本史、杏林書院：東京、1970年。
- ・木村吉次編著、体育・スポーツ史概論、市郵出版：東京、2001年。
- ・アレン・グットマン著、谷川稔他訳、スポーツと帝国：近代スポーツと文化帝国主義、昭和堂：京都、1997年。
- ・久保義三、対日占領政策と戦後教育改革、三省堂：東京、1984年。
- ・ピエール・ド・クーベルタン著、大島鎌吉訳、オリンピックの回想、ベースボールマガジン社：東京、1976年。
- ・ヴォルフガング・グラッツァー他著、長坂聡他訳、統一ドイツの生活実態—不均等は均等するの—、勁草書房：東京、1994年。
- ・A.クリューガー・J.リオーダー編、上野卓郎編訳、国際労働者スポーツ、民衆社：東京、1988。
- ・オモニー・グルーペ著、永島惇正他訳、文化としてのスポーツ、ベースボールマガジン社：東京：1997年。
- ・オモニー・グルーペ他著、永島惇正他訳、スポーツと教育：ドイツ・スポーツ教育学への誘い、ベースボールマガジン社：東京、2000年。
- ・クリストフ・クレスマン著、石田勇治・木戸衛一訳、戦後ドイツ史 1945—1955 二重の建国、未来社：東京、1995年。
- ・E.A.グレーダー著、四国スポーツ研究会訳、アマチュアリズムとスポーツ、不昧堂出版：東京、1986年。
- ・アルフレート・グロセル著、山本尤他訳、ドイツ総決算 一九四五年以降のドイツ現代史、社会思想社：東京、1990年。
- ・KTS 体操研究会編、幻のスポーツ王国東ドイツ体操の秘密、自由現代社：東京、1991年。
- ・高津勝、現代ドイツスポーツ史研究序説、創文企画：東京、1996年。
- ・ユルゲン・コッカ著、松葉正文他訳、市民社会と独裁制 ドイツ近現代史の経験、岩波

- 書店：東京、2011年。
- ・後藤正治、ベラ・チャスラフスカ：最も美しく、文藝春秋：東京、2004年。
 - ・小林浩二他編、東欧革命後の中央ヨーロッパ―旧東ドイツ、ポーランド、チェコ・スロヴァキア、ハンガリーの挑戦―、二宮書店：東京、2000年。
 - ・坂上康博、権力装置としてのスポーツ―帝国日本の国家戦略、講談社：東京、1998年。
 - ・笹川スポーツ財団、諸外国から学ぶスポーツ基本法：日本が目指すスポーツ政策、笹川スポーツ財団：東京、2010年。
 - ・笹本俊二、ベルリンの壁崩れる―移りゆくヨーロッパ、岩波書店：東京、1990年。
 - ・里見悦郎、最新ソビエトスポーツ研究―その歴史と制度―、不昧堂出版：東京、1991年。
 - ・J.シュトライザント著、小森潔他訳、ドイツ人民の歴史、未来社：東京、1988年。
 - ・K.P.シュラー他著、奥恒行他訳、勝つためのスポーツ栄養学：東ドイツの科学的栄養補給、南港堂：東京、1990年。
 - ・諏訪伸夫他編、スポーツ政策の現代的課題、日本評論社：東京、2008年。
 - ・関春南・唐木國彦編、スポーツは誰のために―二一世紀への展望、大修館書店：東京、1995年。
 - ・関春南、戦後日本のスポーツ政策―その構造と展開、大修館書店：東京、1997年。
 - ・体育原理研究会編、生涯体育論、不昧堂出版：東京、1973年。
 - ・体育社会学研究会編、スポーツ政策論、道和書院：東京、1987年。
 - ・高野俊雄、ガラスの金メダル、株式会社マガジンハウス：東京、1991年。
 - ・多木浩二、スポーツを考える―身体・資本・ナショナリズム、筑摩書房：東京、1995年。
 - ・竹前栄治、占領戦後史、岩波書店：東京、2002年。
 - ・田沢五郎、ドイツ政治経済法制辞典、郁文堂：東京、1990年。
 - ・田中英夫他著、外国法の調べ方―法令集・判例集を中心に―、第10版、東京大学出版会：東京、1989年。
 - ・溪内謙、現代社会主義の省察、岩波書店：東京、1978年。
 - ・溪内謙、現代史を学ぶ、岩波書店：東京、1995年。
 - ・出水宏一、戦後ドイツ経済史、東洋新聞新報社：東京、1978年。
 - ・東京大学教養学部歴史学部会編、史料学入門、岩波書店：東京、2006年。
 - ・富永健一、近代化の理論、講談社：東京、1996年。
 - ・ポール・トンプソン著、酒井順子訳、記憶から歴史へ―オーラル・ヒストリーの世界、青木書店：東京、2002年。
 - ・仲井斌、もうひとつのドイツ：ある社会主義体制の分析、朝日新聞社：東京、1983年。
 - ・仲井斌、ドイツ史の終焉―東西ドイツの歴史と政治、早稲田大学出版部：東京、2003年。
 - ・永井清彦、現代史ベルリン、朝日新聞社：東京、1984年。
 - ・永井清彦他著、守護の壁・恥辱の壁―東ドイツ、反革命か民衆蜂起か―ハンガリー：NHKスペシャル 社会主義の20世紀、第1巻、日本放送出版協会：東京、1990年。
 - ・中村敏雄他編、スポーツナショナリズム、大修館書店：東京、1978年。
 - ・中村敏雄他編、スポーツ政策、大修館書店：東京、1978年。
 - ・成田十次郎、近代ドイツ・スポーツ史Ⅰ 学校・社会体育の成立過程、不昧堂出版：東京、1977年。
 - ・成田十次郎、近代ドイツ・スポーツ史Ⅱ 社会・学校体操制度の成立、不昧堂出版：東京、1991年。
 - ・成田十次郎、近代ドイツ・スポーツ史Ⅲ ドイツ体育連盟の発展、不昧堂出版：東京、2002年。
 - ・成田十次郎他著、体育科教育学、ミネルヴァ書房：京都、1987年。
 - ・成田十次郎先生退官記念会編、成田十次郎先生退官記念論文集 体育・スポーツ史研究の展望―国際的成果と課題、不昧堂出版：東京、1996年。

- ・成瀬治、黒川康、伊藤孝之、ドイツ現代史、山川出版社：東京、1987年。
- ・ジョン・ハーグリーブズ著、佐伯聡他訳、スポーツ・権力・文化－英国民衆スポーツの歴史社会学、不昧堂出版：東京、1993年。
- ・長谷川公之、山本茂、衝撃 東独スポーツ王国の秘密、全国朝日放送株式会社：東京、1990年。
- ・ロベルト・ハーバマン著、篠原正瑛訳、私は亡命しない：東ドイツ・ коммуニストの発言、朝日新聞社：東京、1980年。
- ・林健太郎、ドイツ史、山川出版社：東京、1977年。
- ・Gバラグラフ著、中村英勝他訳、現代史序説、岩波書店：東京、1971年。
- ・東ドイツ教育史研究者集団著、江藤恭二他訳、現代教育史－社会主義教育の成立と展開一、明治図書：東京、1962年。
- ・東中野修道、東ドイツ社会主義体制の研究、南窓社：東京、1996年。
- ・カタリーナ・ビット著、畔上司訳、メダルと恋と秘密警察、文藝春秋：東京、1994年。
- ・平井正、ヒトラー・ユーゲント：青年運動から戦闘組織へ、中央公論社：東京、2001年。
- ・平野洋、東方のドイツ人たち－二つの世紀を生きたドイツたちの証言集、現代書館：東京、2006年。
- ・平野洋、伝説となった国・東ドイツ、現代書館：東京、2002年。
- ・F.フェイト著、熊田亨訳、スターリン以後の東欧、岩波書店：東京、1978年。
- ・F.フェイト著、熊田亨訳、スターリン時代の東欧、岩波書店：東京、1979年。
- ・カール・ハインリッヒ・ベッテ他著、木村真知子訳、ドーピングの社会学－近代競技スポーツの臨界点一、不昧堂出版：東京、2001年。
- ・J.O.ベーメ他著、唐木國彦訳、後期資本主義社会のスポーツ、不昧堂出版：東京、1980年。
- ・ペーター・ベンダー著、永井清彦他訳、ドイツの選択：分裂から統一へ、小学館：東京、1990年。
- ・H.フォッケ他著、山本尤他訳、ヒトラー政権下の日常生活－ナチスは市民をどう変えたか一、社会思想社：東京、1984年。
- ・アナ・フォンダー著、伊達淳訳、監視国家：東ドイツ秘密警察に引き裂かれた絆、白水社：東京、2005年。
- ・福井憲彦、「新しい歴史学」とは何か、日本エディターズスクール出版部：東京、1987年。
- ・藤井政則、スポーツの崩壊－旧東ドイツスポーツの悲劇一、不昧堂出版：東京、1998年。
- ・メアリー・フルブルック著、芝健介訳、二つのドイツ 1945-1990、岩波書店：東京、2009年。
- ・J.ホイジンガ著、高橋英夫訳、ホモ・ルーデンス、中央公論社：東京、1973年。
- ・星乃治彦、東ドイツの興亡、青木書店：東京、1991年。
- ・エーリヒ・ホネカー著、安井栄一訳、私の歩んだ道、サイマル出版会：東京、1980年。
- ・本多勝一、ドイツ民主共和国、朝日新聞社：東京、1990年。
- ・クルト・マイネル著、金子明友訳、マイネル・スポーツ運動学、第6版、大修館書店：東京、1990年。
- ・ハンス・マイヤー、宇京早苗訳、バベルの塔：ドイツ民主共和国の思い出、法政大学出版局：東京、1993年。
- ・ピーター・マッキントッシュ著、寺島善一他訳、現代スポーツと社会、大修館書店：東京、1991年。
- ・増田靖弘、国民スポーツのプログラム－西ドイツの“第二の道”一、不昧堂出版：東京、1973年。
- ・増田靖弘、世界の国民スポーツ（下）－西ドイツ・東ドイツ・アメリカ・フランス・ソ

- ビエト他、不昧堂出版：東京、1977年。
- ・真鍋俊二著、アメリカのドイツ占領政策—1940年代国際政治の流れのなかで—、法律文化社：京都、1989年。
 - ・御厨貴、オーラル・ヒストリー入門、岩波書店：東京、2007年。
 - ・三浦雅士、身体の零度 何が近代を成立させたか、講談社：東京、1997年。
 - ・村瀬興雄、ナチズムと大衆社会：民衆生活にみる順応と抵抗、有斐閣：東京、1987年。
 - ・村上淳一他著、ドイツ法入門、有斐閣：東京、1991年。
 - ・望田幸男他編、西洋近現代史研究入門、第3版、名古屋大学出版会：愛知、2006年。
 - ・望田幸男、三宅正樹編、概説ドイツ史 [新版]、有斐閣：東京、1995年。
 - ・望田幸男、ふたつの近代—ドイツと日本はどう違うのか—、朝日新聞社：東京、1988年。
 - ・柳沢英二郎、戦後国際政治史Ⅰ：1944-1958、拓殖書房：東京、1985年。
 - ・柳沢英二郎、戦後国際政治史Ⅱ：1959-1973、拓殖書房：東京、1985年。
 - ・ジェームス・リオードン他著、古市英訳、共産圏のスポーツ、同朋社出版：京都、1987年。
 - ・フランク・リスナー著、生田幸子訳、私は東ドイツに生まれた：壁の向こうの日常生活、東洋書店：東京、2012年。
 - ・フィリップ・ルジュンヌ著、小倉孝誠訳、フランスの自伝—自伝文学の主題と構造、法政大学出版局：東京、1995年。
 - ・矢野久他著、ドイツ社会史、有斐閣：東京、2001年。
 - ・山内昌之、歴史の作法：人間・社会・国家、文藝春秋：東京、2003年。
 - ・山口定、ファシズム、有斐閣：東京、1979年。
 - ・山田晟、法学（新版）、第21版、東京大学出版会：東京、1979年。
 - ・山田晟、ドイツ連邦共和国法の入門と基礎—ドイツの憲法および民法、改訂版、有信堂：東京、1991年。
 - ・山田徹、東ドイツ・体制崩壊の政治過程、日本評論社：東京、1994年。
 - ・吉見俊哉、カルチュラル・スタディーズ、岩波書店：東京、2000年。
 - ・若尾祐司他編、ドイツ文化史入門、昭和堂：京都、2011年。
 - ・綿引勝美、コーディネーションのトレーニング：東ドイツスポーツの強さの秘密、新体育社：東京、1990年。

略語表

DSB	Deutscher Sportbund	: ドイツスポーツ連盟
DTSB	Deutscher Turn- und Sportbund	: ドイツトゥルネン・スポーツ連合
FDGB	Freier Deutscher Gewerkschaftsbund	: 自由ドイツ労働組合同盟
FDJ	Freie Deutsche Jugend	: 自由ドイツ青年同盟
IOC	Internationales Olympisches Komitee	: 国際オリンピック委員会
NATO	Nordatlantische Verteidigungsgemeinschaft	: 北大西洋条約機構
NOK	Nationales Olympisches Komitee	: オリンピック委員会
NSRL	Nationalsozialistischer Reichsbund für Leibesübungen	: 国家社会主義体育連盟
SED	Sozialistische Einheitspartei Deutschlands	: ドイツ社会主義統一党